第２回幕別町議会定例会

議事日程

令和７年第２回幕別町議会定例会
（令和７年６月５日　10時00分　開会・開議）

開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第１　会議録署名議員の指名
11　岡本眞利子　　12　小島智恵　　13藤谷謹至

日程第２　会期の決定
（諸般の報告）
行政報告（町長）

日程第３　報告第２号　専決処分した事件の報告について（工事請負変更契約の締結について）

日程第４　報告第３号　専決処分した事件の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

日程第５　報告第９号　専決処分した事件の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

日程第６　報告第４号　令和６年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第７　報告第５号　令和６年度幕別町水道事業会計予算繰越計算書について

日程第８　報告第６号　令和６年度幕別町下水道事業会計予算繰越計算書について

日程第９　報告第７号　債権の放棄について

日程第10　議案第67号　財産の取得について（パソコン端末）

日程第11　議案第68号　財産の取得について（教職員用パソコン）

日程第12　議案第70号　財産の取得について（議会中継システム）

日程第13　議案第71号　財産の取得について（総合行政情報システム周辺機器）

日程第14　陳情第１号　地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書

日程第15　陳情第２号　義務教育費国庫負担制度堅持･負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出を求める陳情書

日程第16　陳情第３号　道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書

日程第17　陳情第４号　令和７年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書

会議録

令和７年第２回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　令和７年６月５日

２　招集の場所　　幕別町役場３階議事堂

３　開会・開議　　６月５日　10時00分宣告

４　応集議員　　全議員

５　出席議員　　（18名）

議　長　寺林俊幸

副議長　中橋友子

１　畠山美和	２　塚本逸彦	３　山端隆治	４　内山美穂子	５　小田新紀
６　長谷陽子	７　酒井はやみ	８　荒　貴賀	９　野原惠子	10　石川康弘
11　岡本眞利子	12　小島智恵	13　藤谷謹至	14　田口廣之	16　谷口和弥
17　藤原　孟				

６　地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	伊藤博明
教育長	笹原敏文	代表監査委員	八重柏新治
企画総務部長	山端広和	住民生活部長	寺田　治
保健福祉部長	亀田貴仁	経済部長	髙橋修二
建設部長	河村伸二	会計管理者	武田健吾
忠類総合支所長	鯨岡　健	札内支所長	白坂博司
教育部長	石田晋一	政策推進課長	宇野和哉
総務課長	西田建司	地域振興課長	安田奈緒
糠内出張所長	古山悌士	税務課長	田村真由美
土木課長	香田裕一	都市計画課長	松井公博
水道課長	和田智旭	学校教育課長	酒井貴範

７　職務のため出席した議会事務局職員

局長　佐藤勝博　　課長　岩岡夢貴　　係長　渡辺　優

８　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

９　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

11　岡本眞利子　　12　小島智恵　　13　藤谷謹至

議事の経過

（令和７年６月５日　10:00　開会・開議）

［開会・開議宣告］

○議長（寺林俊幸）　ただ今から、令和７年第２回幕別町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

［議事日程の報告］

○議長（寺林俊幸）　本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

［会議録署名議員の指名］

○議長（寺林俊幸）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番岡本議員、12番小島議員、13番藤谷議員を指名いたします。

［会期の決定］

○議長（寺林俊幸）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から６月25日までの21日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から６月25日までの21日間と決定いたしました。

［諸般の報告］

○議長（寺林俊幸）　ここで、諸般の報告をいたします。

はじめに、令和７年５月19日付けで町長より令和７年５月14日に議決しました議案第51号、工事請負契約の締結について、議案の訂正請求がありました。

地方自治法第96条には、議会の議決事項が規定されており、議会の議決を経た事項の変更については、議会の議決または専決処分により措置しなければならないとされておりますが、町長より請求のあった議案の訂正は、議決内容に影響を及ぼすような重要なものではなく、明白な誤植であり、議決は、誤植のない正しい議案を前提として行われたもので、議長において訂正請求を受理し、あらかじめ全議員に配布いたしました正誤表のとおり、議案審議時において、議案を訂正していたものとみなし、議案を訂正いたしましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、地方自治法第 235 条の２第３項の規定による例月出納検査結果報告書が、並びに、地方自治法第 243 条の３第２項の規定により、報告第８号、幕別町土地開発公社及び報告第 10 号、公益財団法人幕別町農業振興公社に関わる経営状況を説明する書類が、それぞれ提出されていますので、あらかじめ配布してあります。

のちほど、ご覧いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

［行政報告］

○議長（寺林俊幸）　ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義）　令和７年第２回町議会定例会が開催されるに当たり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。

はじめに、第２回全国ナウマンゾウサミットin幕別について申し上げます。

全国ナウマンゾウサミットは、ナウマンゾウ化石等の産出自治体が連携し、資源としてのゾウ化石の適切な保管やまちの魅力向上につなげ、もって、各地域がさらににぎわいの創出を図ることを目的として、国内でナウマンゾウ化石が発掘された東京都中央区、長野県信濃町、滋賀県多賀町と本町の４自治体で発足し、本年１月18日に第１回サミットが東京都中央区で開催されたところです。

当日は、関係者や地域住民62人が参加する中、各首長や担当者からナウマンゾウ化石などを活用した地域おこしの事例紹介が行われ、私も本町がオリンピアンを多数輩出している町であること、パークゴルフ発祥の町であること、そしてナウマンゾウ化石発掘５０周年を契機に2019年から発掘調査を再開し､昨年は54年ぶりにナウマンゾウ化石が発見できた成果などを紹介してきたところであります。

第２回サミットは、この度、本町で開催することが決定されたことから、本年１０月１８日に忠類ナウマン象記念館を会場に「第２回全国ナウマンゾウサミットin幕別」を関連事業と併せて開催し、翌19日に開催される第30回忠類どんとこいむら祭りとの相乗効果により、多くの方に来訪していただくことを期待するところであります。

今後におきましては、マスメディアやＳＮＳなどの様々な広報媒体を活用して、サミット開催の周知を行うとともに、このサミットを通じて、本町の魅力や忠類ナウマン象の学術的価値を全国に発信し、更なる地域の発展につながるよう、準備を進めてまいります。

次に、第５次幕別町行政改革大綱の策定について申し上げます。

町では、昭和62年に幕別町行政改革大綱を策定して以降、平成27年度まで、４次にわたり大綱を策定し、町民との協働に基づく行政経営や効率的で効果的な事務事業の推進、健全な財政運営の保持など、社会経済情勢や町民ニーズの変化に的確に対応しながら、住民サービスの向上の観点から継続的に行政改革の取組を進めてきたところであります。

本年度、現行の大綱が終期を迎えますことから、これまでの行政改革の継承および職員の意識改革を念頭にした更なる改善を図り、より効率的で住民ニーズに即した行財政運営を目指すため、第５次幕別町行政改革大綱を策定することとしております。

今後におきましては、私を本部長とする行政改革推進本部を開催し、行政改革を進める上での基本的な考え方や推進事項などを検討するとともに、識見者や公募者で構成される行政改革推進委員会の委員の皆さんからのご意見をいただきながら、大綱の策定を進めてまいります。

次に、幕別町強靭化計画の策定について申し上げます。

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなりました。

本町におきましても、自然災害に対する脆弱性を見つめ直し、強靭化を図ることは、今後高い確率で発生が想定される日本海溝･千島海溝周辺海溝型地震をはじめとする大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、人口減少や少子高齢化の進行といった課題に対応しつつ、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国や北海道全体の強靭化に寄与するものであります。

こうした認識の下、令和３年12月に幕別町強靭化計画を策定したところでありますが、本年12月に推進期間が終期を迎えますことから、本計画を見直し、強靭化に関する施策の一層の充実・強化を図ってまいります。

次に、防災道の駅について申し上げます。

国土交通省が選定する「防災道の駅」は、都道府県の地域防災計画等で広域的な防災拠点に位置づけられ、大規模災害時等に求められる広域的な復旧・復興活動拠点としての機能を有する「道の駅」が選定されております。

「防災道の駅」は、令和３年に道内４駅を含む全国39駅が選定を受け、今回、道内３駅を含む40駅

が追加選定され、全国で79駅となったところであり、本町の「道の駅・忠類」が、十勝管内で最初となる選定を受けたところであります。

本町におきましては、平成25年に「災害時における「道の駅」忠類の防災拠点化に関する協定」を北海道開発局と締結して以来、発動発電機やバルーンライト等の防災用備蓄資機材の整備をはじめ、防災トイレ、貯水槽の設置等の施設整備を北海道開発局とともに進めてまいりました。

この度の選定は、「道の駅・忠類」におけるこれまでの施設の整備状況をはじめ、駐車場の広さ、最寄りのインターチェンジまでの距離等といった要件を満たしたことから選定されたものであり、今回の選定を機に、今後、沿岸部を含む広域的な防災拠点として、緊急物資等の輸送基地機能や大規模地震時における津波などの避難場所の役割を担うべく、更なる機能拡充に向け、北海道開発局と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、まくべつクールスポットの指定について申し上げます。

町は、昨年７月に、夏季の熱中症予防対策として、熱中症特別警戒情報及び熱中症警戒情報の発表にかかわらず、冷房設備を有する涼しい場所で暑さをしのぎ、一時的に休憩のできる施設を「まくべつクールスポット」として指定しました。

本年度は、役場庁舎や札内コミュニティプラザ、図書館本館、図書館札内分館、図書館忠類分館、道の駅忠類の６か所の町有施設のほか、株式会社ダイイチ札内店、生活協同組合コープさっぽろさつない店、コムニの里まくべつの３か所の民間施設から同意をいただきましたことから、これらを加えた９施設を指定いたしました。

指定期間は、今月１日から９月30日までとし、指定施設内の利用可能な場所や時間については、広報６月号と町ホームページでお知らせしたところであります。

次に、農作物の作況について申し上げます。

本年は、２月の記録的な大雪までは降雪量が少なく、土壌凍結が心配されるとともに、４月29日の降雪や５月初めにかけての天候不順により、てん菜の移植や馬鈴しょの植付け作業が１週間程度遅れるなど、生産者の皆さんにとりましては、ご苦労があったものと推察をしているところであります。

６月１日現在の農作物の生育状況は、秋まき小麦が、草丈は平年並みではありますが、生育は平年より３日遅く、馬鈴しょは、平年より９日遅く植付けを終え、生育は平年より６日遅く、てん菜は、平年より７日遅く移植作業を終え、生育は平年より４日遅くなっております。

このほか、牧草の生育は平年並みの状況で、サイレージ用とうもろこしは、平年より２日遅く播種を終え、生育は平年より３日遅い状況であり、農作物全般の生育状況は、今のところやや遅れが見られる状況ではありますが、この先天候に恵まれ、稔り豊かな秋が迎えられますよう、心から願っているところであります。

次に、町営牧場の入牧状況について申し上げます。

忠類地区の晩成牧場、共栄牧場及び中当第２牧場については、５月21日から26日までの間において、乳用牛534頭と肉用牛53頭を、南勢牧場については、５月14日から６月２日までの間において、乳用牛256頭を受け入れ、町営牧場全体では、843頭の入牧を終えたところであります。

今後、さらに、乳用牛111頭の入牧が予定されておりますが、事故などが起きないよう飼育管理に万全を期してまいります。

以上、当面する諸課題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆さんには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　これで、行政報告は終わりました。

［議案審議］

○議長（寺林俊幸）　日程第３、報告第２号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　報告第２号、専決処分した事件の報告について、ご報告申し上げます。

議案書の３ページをご覧ください。

専決処分第４号であります。

相川 20 号橋改修の工事請負変更契約の締結に係る専決処分の報告であります。

本工事請負変更契約に係る原契約は、予定価格が 5,000 万円以上の工事に係る契約でありましたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、令和６年６月の第２回町議会定例会において議決をいただき、本契約を締結したところであります。

工事着手後に設計内容変更の必要が生じ、加えて工期延長を要することとなりましたことから、本年３月の第１回町議会定例会において、補正予算に繰越明許費を設定し、３月 18 日付けで工事請負変更契約の締結を専決処分したものであります。

令和２年３月に議決されました地方自治法第 180 条第１項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定の中の第４項「議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、契約金額の 10 分の１を超えない範囲内において変更すること。ただし、その額が 500 万円を超えるものを除く。」の規定に基づき、専決処分を行いましたので、地方自治法第 180 条第２項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

議案説明資料の２ページをご覧ください。

左の図面は、相川 20 号橋改修工事の平面図、右は、大豊に設置しております盛土材ストックヤードの平面図であります。

本改修工事は、仮設道路と仮橋の設置、既設橋梁の解体撤去を施工するものであります。

左の図面をご覧ください、図面上部が北になります。

主な増額事由は、仮橋の南北２箇所と既設橋梁の北側１箇所に設置しましたクレーン作業場、赤く格子状などで表示しております箇所の盛土材が不安定でありましたことから、安全確保のため、赤い箇所に敷鉄板 132 枚を追加したものであります。

右の図面をご覧ください。

盛土材ストックヤードから本工事に要する土砂を搬出しておりますが、作業通路が軟弱でありましたことから、同様に敷鉄板７７枚を追加したものであります。

議案書の３ページをご覧ください。

１変更契約の目的は、相川 20 号橋改修工事であります。

２変更契約の金額は、変更前の金額１億 6,720 万円、変更後の金額１億 7,066 万 5,000 円、増加額 346 万 5,000 円、増加率 100 分の 2.072 であります。

３変更契約の相手方は、中川郡幕別町旭町 91 番地、藤原工業株式会社、代表取締役、藤原治氏であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

以上で、報告第２号を終わります。

日程第４、報告第３号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　報告第３号、専決処分した事件の報告について、ご報告申し上げます。

議案書の４ページをご覧ください。

地方自治法第 180 条第１項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第２項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

専決処分第５号であります。

損害賠償の額を定めることについて、令和２年３月に議決されました地方自治法第 180 条第１項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定の中の第１項「１件 100 万円以下の法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定、和解及び調停に関すること」の規定に基づき、令和７年５月 23 日付けで専決処分を行ったものであります。

「１理由」であります。

令和７年３月 31 日午後３時 40 分頃、幕別町新町 122 番地の７の幕別町図書館駐車場において、町職員が運転する公用車が停車位置から左前方に発進し、切り返すために後退したところ、同駐車場内に停車していた相手方車両の右側前方のバンパー及びナンバープレートに接触し、損傷を与える事故が発生したことから、これに対する損害賠償の額を定めるものであります。

５ページをご覧ください。

「２損害賠償額」は、34 万 7,727 円であります。

相手方の過失はなかったものと認め、車両修復費相当額の全額を賠償するものであります。

「３損害賠償の相手方」は、本町在住の方であります。

このたびの事故は、公用車を運転していた職員の不注意が原因で引き起こしたものであります。

相手方には、多大なご迷惑をお掛けし、また、町民の皆様の信頼を損ない、町に損害を生じさせてしまいましたことに、心からお詫び申し上げます。

業務遂行上の過失に起因する事故でありますことから、車両修復費については、加入しております全国自治協会自動車損害共済の保険給付の対象になるものでありますが、安全運転を励行していれば、起こりえなかった事故であります。

事故を起こした職員に対しては、今後、同様な事故を起こすことがないよう、公私の別なく、慎重な運転を心掛け、安全運転を励行するよう厳しく指導し、「口頭注意」を行ったところであります。

今後におきましても、職員に対しては、機会あるごとに交通法規の遵守と交通安全意識の徹底を図るよう、指導してまいります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

以上で、報告第３号を終わります。

日程第５、報告第９号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　報告第９号、専決処分した事件の報告について、ご説明申し上げます。

本日、追加提出いたしました議案書の２ページをご覧ください。

地方自治法第 180 条第１項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第２項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

専決処分第６号であります。

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第 180 条第１項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定の中の第１項「１件 100 万円以下の法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定、和解及び調停に関すること」の規定に基づき、令和７年６月２日付けで専決処分を行ったものであります。

「１理由」であります。

令和５年４月１日午後７時 51 分頃、幕別町字途別 538 番地先路上の町道依田９線において、相手方が運転する車両が幕別方面から帯広方面へ西進中、当該道路約 20 メートルの区間に生じていた深さ約５センチメートルから 10 センチメートルの陥没穴を通過した際に、助手席側の前輪タイヤ１本及びホ

イール１個を損傷する物的損害が生じたことから、町 50 パーセント、相手方 50 パーセントの過失割合により計算した額を損害賠償として相手方に支払い、和解するものであります。

３ページをご覧ください。

「２損害賠償額」は、８万 2,228 円であります。

「３損害賠償及び和解の相手方」は、帯広市在住の方であります。

「４損害賠償及び和解の内容」であります。

損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとする、とするものであります。

このたびの事故の要因となった箇所は、事故発生日の前々日に道路管理委託業者が定期パトロールを実施した際に、舗装の陥没穴を確認し、土のうにて応急処置を行い、その翌日、事故の前日に行った定期パトロールにおいて通行上の支障はないものと判断していたものでありました。

事故発生後は、速やかに陥没箇所の補修を行い、現場において、委託業者と事故の再発防止に向けた確認を行ったところであります。

相手方には、ご迷惑をおかけいたしましたことに対し、心からのお詫びを申し上げ、損害賠償に関する協議を行なってまいりましたが、このたび、双方和解に到り、示談手続きを行ったものであります。

このたびの事故は、行政財産の管理上の瑕疵に起因するものでありますことから、損害賠償の過失相当額は、加入しております全国町村会総合賠償補償保険により保険給付されるものであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

以上で、報告第９号を終わります。

日程第６、報告第４号、令和６年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　報告第４号、令和６年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

議案書の６ページをご覧ください。

地方自治法第 213 条の規定により、歳出予算の経費のうち、年度内にその支出が終わらない見込みのものについては、繰越明許費として、翌年度に繰り越して使用することができるとされております。

翌年度に繰り越した当該経費については、地方自治法施行令第 146 条第２項の規定により、翌年度の５月 31 日までに繰越計算書を調製し、次の議会において報告しなければならない、とされております。

今回、報告いたしますのは、本年３月の第１回町議会定例会において、繰越明許費に設定いたしました、２款総務費の「非課税世帯応援給付金給付事業」ほか６事業であります。

本計算書は、事業ごとに事業費総額と、括弧書きで節ごとの、あるいは細節ごとの繰越限度額や翌年度繰越額、その財源内訳を記載しております。

七つの事業のうち、表の上から１番目の「非課税世帯応援給付金給付事業」と３番目の「農業ゆとりみらい総合資金貸付事業」は、令和６年度中の支出額の確定に伴い、「繰越限度額」と「翌年度繰越額」が異なっております。

７ページをご覧ください。

表の一番下の「とかち広域消防事務組合負担事業」は、幕別消防署に配備される高規格救急自動車の更新に際し、とかち広域消防事務組合との間で物品購入契約を締結した株式会社二二商会から年度

内に納入できない旨の申し出を受け、繰越明許費を設定したところであります。

その後、組合との間で年度内に納付することで協議が整いましたことから、負担金の財源として充当予定していた地方債の借入に関して、十勝総合振興局などとの協議を経て、借入手続きを行い、組合分担金として支出し、予算の繰越を行わなかったものであります。

その他の４事業は、繰越限度額と同額を令和７年度に繰り越したものであります。

最終行、「合計」の行をご覧ください。

７事業合計の繰越限度額は、５億2,940万1,000円、翌年度繰越額は、４億612万3,000円であります。

右端に記載のとおり、そのうち一般財源所要額は9,102万2,000円で、令和６年度決算の歳入歳出差引額の一部を充当するものであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

以上で、報告第４号を終わります。

日程第７、報告第５号、令和６年度幕別町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　報告第５号、令和６年度幕別町水道事業会計予算繰越計算書について、ご報告申し上げます。

議案書の８ページをご覧ください。

地方公営企業法は、公営企業の機動的かつ効率的、経済的な運営に資するよう、同法第26条第１項において「予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる」とし、同条第２項は「前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる」と定めております。

同条第３項は、予算を繰り越した場合は、管理者は、地方公共団体の長に報告を、報告を受けた地方公共団体の長は、その旨を議会に報告しなければならない、と定めております。

これを受け、地方公営企業法施行令第19条は、管理者が地方公共団体の長に対してすべき報告は、繰越計算書をもって、翌事業年度の５月31日までにしなければならないと定めております。

今回報告いたしますのは、同法第26条第２項ただし書きの規定による建設改良費以外の繰越額であります。

本計算書は、事業ごとの予算計上額と翌年度繰越額、財源内訳、不用額などを記載しております。

表の欄外、説明欄をご覧ください。

繰り越しました水道事業官民連携導入可能性調査業務は、国の補正予算に伴い、令和７年第１回町議会定例会において、令和６年度幕別町水道事業会計予算の水道事業費用、いわゆる、収益的支出に補正予算を計上したものであります。

本年３月28日付けで業務委託契約を締結しましたことから、その契約額2,129万6,000円を令和７年度に繰り越したもので、その財源は全額が国庫補助金であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

以上で、報告第５号を終わります。

日程第８、報告第６号、令和６年度幕別町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　報告第６号、令和６年度幕別町下水道事業会計予算繰越計算書について、ご報告申し上げます。

議案書の９ページをご覧ください。

報告第５号、水道事業会計予算繰越計算書と同様に、令和７年度に繰り越しました当該予算について、繰越計算書をもって報告するものであります。

上段は、地方公営企業法第 26 条第１項の規定による建設改良費の繰越額であります。

表の欄外、説明欄をご覧ください。

繰り越しました流域下水道負担金は、令和６年度幕別町下水道事業会計予算の公共下水道資本的支出に計上しているもので、北海道が施工する十勝川浄化センター改築工事において、部品の調達に時間を要し、年度内に事業が完了できないことから、これに係る十勝圏複合事務組合への幕別町の負担金の一部、233 万 3,000 円を令和７年度に繰り越したものであります。

財源内訳は記載のとおりであります。

下段は、地方公営企業法第 26 条第２項ただし書きの規定による建設改良費以外の繰越額であります。

10 ページをご覧ください。

説明欄をご覧ください。

繰り越しました下水道事業官民連携導入可能性調査業務は、国の補正予算に伴い、令和７年第１回町議会定例会において、令和６年度幕別町下水道事業会計予算の公共下水道事業費用、いわゆる収益的支出に補正予算を計上したものであります。

本年３月 28 日付けで業務委託契約を締結しましたことから、その契約額 2,059 万 2,000 円を令和７年度に繰り越したもので、その財源は、全額が国庫補助金であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

以上で、報告第６号を終わります。

日程第９、報告第７号、債権の放棄についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　報告第７号、債権の放棄について、ご報告申し上げます。

議案書の 11 ページをご覧ください。

幕別町債権管理条例第１６条第１項の規定に基づき、町税、介護保険料などと同様の滞納処分を行うことのできない、公営住宅使用料などの私債権について、令和７年３月 31 日付けで、債権を放棄しましたので、同条第２項の規定により報告するものであります。

いずれの債権も適正な債権管理に努めてまいりましたが、あらゆる手段を尽くしても、徴収が不可能な債権について、条例の放棄事由を満たすものと判断し、当該債権を放棄したものであります。

表は、左から右に、債権名称、発生年度、放棄事由ごとに件数と債権放棄金額、そして右端には債権の年度ごとの合計を記載しております。

表の中ほどに放棄事由を記載しております。

条例第 16 条第１項第２号の「生活保護等」は、債務者が生活困窮状態にあり資力の回復が困難で、

履行の見込みがないと認められるものであります。

第３号の「破産免責等」は、債務者の自己破産により債務者としての責任を免れたものであります。

始めに、公営住宅使用料であります。

第２号「生活保護等」の事由によるものが、令和２年度で６件、10 万 6,800 円。

第３号「破産免責等」の事由によるものが、令和４年度と令和５年度で、11 件、12 万 300 円、公営住宅使用料の合計は 17 件、22 万 7,100 円であります。

上水道使用料であります。

第２号「生活保護等」の事由によるものが、令和元年度と令和２年度で８件、5,530 円であります。

簡易水道使用料であります。

第３号「破産免責等」の事由によるものが、令和４年度で５件、２万 7,744 円であります。

放棄いたしました３種類の債権の総合計は、第２号「生活保護等」の事由が 14 件、11 万 2,330 円、第３号「破産免責等」の事由が、16 件、14 万 8,044 円、合計は 30 件、26 万 374 円であります。

行政サービスを受けるにあたっての受益と負担の公平性の確保は、住民の皆さんからの行政への信頼には、欠くことのできない、そして、強く求められる原則でありますことから、引き続き、公平、公正かつ適正な債権管理に努めてまいります。

以上で、報告を終らせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

以上で、報告第７号を終わります。

［委員会付託省略］

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

日程第 10、議案第 67 号から日程第 13、議案第 71 号までの４議件については、会議規則第 39 条第３項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、日程第 10、議案第 67 号から日程第 13、議案第 71 号までの４議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第 10、議案第 67 号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第 67 号、財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 27 ページ、議案説明資料の４ページをご覧ください。

パソコン端末の取得が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例において、議決事件に定められている予定価格が 1,000 万円以上の動産の買入れでありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案説明資料の４ページをご覧ください。

取得の対象でありますパソコン端末は、職員が日常的に使用している事務用のパソコンであります。

導入から７年が経過しており、故障の回避と操作性低下を解消するため、更新しようとするものであります。

「１更新対象となる施設」は、本庁舎をはじめ、記載の計８施設であります。

「２仕様・型式・数量等」であります。

ハードウェアは、事務用ノートパソコン 43 台とデスクトップパソコン 19 台の計 62 台で、ソフトウ

ェアは、データベース管理ソフト「アクセス」を２ライセンスとウィンドーズアップグレードソフトを１ライセンス、購入するものであります。

加えて、搬入・設定等の作業を含んでいるものであります。

５ページをご覧ください。

「３特記事項」であります。

行政用として使用するパソコン端末は、外部のインターネットに直接接続する一般家庭用パソコン端末と異なり、セキュリティを確保するための強靭化に対応したソフトを搭載する必要があります。

このことから、管理者によるパソコン端末の一括管理を行うこととし、ワードやエクセルなどのソフトウェアは、今までの買取式から定額利用料金を支払う方式に改め、本パソコン端末の取得費用には含まれてはおりません。

議案書の 27 ページをご覧ください。

「１財産の名称及び数量」は、パソコン端末 62 台であります。

「２取得の方法」は、指名競争入札であります。

本年５月 21 日に株式会社曽我、十勝事務機販売株式会社、アートシステム株式会社帯広支店、株式会社ズコーシャの４者によります指名競争入札を執行し、アートシステム株式会社帯広支店が落札いたしましたので、同社を納入先としたところであります。

「３取得金額」は、1,386 万円であります。

今回の財産の取得は、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用して行いますことから、財産の取得に係る事務全般は、町が同組合から委任を受けて行うこととされております。

町は、機種の選定、契約の相手方、取得金額の決定を行い、それをもとに、同組合と契約の相手方とが売買契約を締結し、納入業者から町へ物品の納入、同組合から納入業者への取得金額の支払いが行われ、その後に、町が同組合へ取得費用を半年賦払いにより支払うものであります。

取得する財産の納期限は、令和７年 12 月 26 日と定めております。

町が同組合に支払う元利償還金の償還期間は令和 12 年３月までで、借入利率は、1.10 パーセント、利子総額は、37 万 4,285 円であります。

「４取得の相手方」は、札幌市中央区北４条西６丁目、北海道市町村備荒資金組合組合長、棚野孝夫氏であります。

「５北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方」は、帯広市西 20 条南６丁目３番 20、アートシステム株式会社帯広支店、帯広営業部長、中川義雄氏であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18 番（中橋友子）　１点だけお伺いしたいのですけれども、ただ今のパソコン購入の特記事項のところに今回の契約に当たっては、これまでソフトウェアを買取式にしていたものを今回は定額利用料金のソフトウェアを使用する、つまり変更されたということですね。お聞きいたしますと、更新は７年間くらいということでありますが、この定額利用料金というのはどのくらい発生するものなのでしょうか。つまり、変更したことによる財政効果というのを確認させていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　総務課長。

○総務課長（西田建司）　ただ今、お話ありましたパソコンのソフトウェアの利用料の関係でございます。こちらは別途、使用料という形でお支払いするのですけれども、１台年間約 25,000 円と確認しております。定額利用料金とすることによって、最新の Office が利用できることであったり、セキュリティの向上、初期費用の抑制などの効果が見込まれているところでございます。

利用料 25,000 円ということなのですけれども、初期費用が抑えられるということで、初期費用にソフトウェアの購入代金がかからないということになるのですけれども、購入費用と大体同額になると

考えております。なので、これから利用料はこれからかかってくるのですけれども、それと比較した場合には、利用料を払うほうが費用的にはかさむことにはなるのですけれども、先ほどお話したとおり最新のOfficeが利用できたり、セキュリティの向上が図られるということから、定額制の利用を選択したものでございます。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　ざっと計算できなかったのですけれども、1台につき年間25,000円ということでありますと、62台ということでありますから、最初に契約するときの金額は低額で済みますよと、しかし使用料を支払うことになるので、トータルだとこれまでより高額になるだろうと。その高額になるメリットというのは、セキュリティなどを含めて、万全を期す体制が強化されるということなのですけれども、実際にどのくらい違ってくるものなのか、計算されていると思うので、もしお示しいただけるのであれば示してください。

○議長（寺林俊幸）　総務課長。

○総務課長（西田建司）　大変申し訳ございません。差額ということですが、先ほど中橋議員もおっしゃったように7年間の更新でのお話なので、これから7年間使用するとなれば単純に25,000円の7年間使用していくということになるので、その部分は多少の財政負担になってくるのかなと。ただし、実は前回使っているソフトウェア、マイクロソフトのものになりますが、サポート期間が終了してしまうということで、新しいマイクロソフトの365というものを使用していくことが必要になってくるのですけれども、サポートが終了してしまうということで新しいソフトウェアの購入なのか定額利用料金を払うのかということになってくるのですけれども、今後は定額利用料金のほうを選択していきたいと考えております。それは先ほどお話したように初期費用が抑えられて、セキュリティが向上されていくということで認識しているところでございます。

○議長（寺林俊幸）　暫時休憩いたします。

10：53　休憩
10：54　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（西田建司）　先ほどお話しましたとおり、初期の購入という形になれば25,000円くらい、もう一方で定額制となると1年間で25,000円くらいですので、比較すると1台当たり15万円ほど多く費用がかかるのですけれども、先ほどの説明のとおりセキュリティが向上されるというものになります。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　だんだんわからなくなってきちゃったなと思います。次の議案にも関わってきますので、ここでの質問は終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第67号、財産の取得については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第68号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第68号、財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の28ページ、議案説明資料の６ページをご覧ください。

教職員用パソコンの取得が、議決事件に定められている「予定価格が1,000万円以上の動産の買入れ」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案説明資料の６ページをご覧ください。

取得の対象であります教職員用パソコンは、教職員が日常的に使用している事務用のパソコンであります。

導入から７年が経過しており、故障の回避と操作性低下を解消するため、更新しようとするものであります。

「１更新対象となる学校」は、幕別小学校をはじめ、記載の６校であります。

「２仕様・型式・数量等」であります。

ハードウェアは、事務用ノートパソコン94台で、ソフトウェアは、職員用パソコンとは異なり、個々にインストールするもので、学校などを対象としたオフィスの、ワード、エクセル、パワーポイントなどのソフトを搭載したマイクロソフト・オフィス・ＬＴＳＣスタンダード2024を94ライセンス、購入するものであります。

加えて、搬入・設定等の作業を含んでいるものであります。

「３特記事項」であります。

機器操作や利用技術に関する相談、パソコン端末の障害や故障が発生した際の保守サポート体制に係る費用は、本パソコンの購入費用に含まれております。

議案書の28ページをご覧ください。

「１財産の名称及び数量」は、教職員用パソコン94台であります。

「２取得の方法」は、指名競争入札であります。

本年５月21日に株式会社曽我、十勝事務機販売株式会社、アートシステム株式会社帯広支店、株式会社ズコーシャの４者によります指名競争入札を執行し、株式会社曽我が落札いたしましたので、同社を納入先としたところであります。

「３取得金額」は、3,520万円であります。

今回の財産の取得は、議案第67号と同様に、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用して行うものであります。

取得する財産の納期限は、令和８年１月９日と定めております。

町が同組合に支払う元利償還金の償還期間は令和12年３月までで、借入利率は、1.10パーセント、利子総額は、91万6,815円であります。

「４取得の相手方」は、札幌市中央区北４条西６丁目、北海道市町村備荒資金組合組合長、棚野孝夫氏であります。

「５北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方」は、帯広市西15条南28丁目１番地８、株式会社曽我代表取締役、曽我浩昌氏であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18番（中橋友子）　実は今議案第68号なのですけれども１台当たりのパソコンの金額を割り返しますと、37万4,468円になりました。前段、議案第67号でご説明いただいた契約、これはもう終わったことですけれども、単純に計算して22万3,548円でありました。ここに１台当たり15万円の差が出てくるものですから、どうしてこんな差になるのかなということで、前段議案第67号では、ランニ

ングコストも含めて、違いがあるのか知りたかったということでお尋ねしたわけです。今、議案第68号でありますから、この議案第68号の１台当たりの値段が役場で買うより15万円高くなる理由をまずはご説明いただけますか。

○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範）　先ほどの職員用の端末と価格に差があるということでのご質問だと思います。今回購入する端末は、職員用と教職員用と仕様で違いが３点ございます。まず、職員用と比較してハードウェアの記憶装置が業務に必要な容量としていることと、ソフトウェア、文書や表計算を行うOfficeは買取式にしております。技術的な保守サポートの費用も含めた価格となっております。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　ハードウェアの記憶装置等が違ってきているということでありますけれども、これは契約の仕方は職員用とは違うわけですから、37万4,468円に加えて、ランニングコストになりますけれども、先ほどはソフトウェアの買取式であったものを、定額利用に変えたということですが、教職員については変えていないと思うのですよね。15万円の差、総額で2,000万円違ってくるのですね。いわゆる契約のそれぞれ必要とするものを保障し、それにふさわしい契約をされていく、その基準というのがあるのだと思うのですよね。役場の契約のあり方と教職員用の契約のあり方、この辺の違いと言いますか、機種がどんどん変わっていって、これまで使えていたサービスが使えなくなるという状況というのはどっちも同じだと思うのですよ。同じなのですが、片方は買取式でやっていく、片方は違うという判断というのは、どこでされるのか。経済的効果が大きいのだということであれば納得できますが、そこもちょっと見えなかったものですから、もう一度ご説明いただけますか。

○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範）　教職員用のOfficeを買取式にした件につきましては、教育関係向けということで一般向けに販売されている価格の半額程度となっていることから、買取式とさせていただいております。

　単価の違いで言いますと、教職員用としては故障や不具合があった際の保守サポート費用もこちらに含めております。次の更新までの７年間の技術的な保守サポートを含めた価格となっていることから、比較的高くはなっています。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　町の財産であり、公費を使っての契約になりますから、十分私自身が理解して、判断をしたいと思います。私がお尋ねしたかったところは、契約の仕方がそこそこで違ってきている。あらわれる金額も変わってくる。できるだけ経費はかからないようにすべきだと思います。その契約の仕方が変わってくるというのは、同じ幕別町が契約するに当たって、買取式であったりそうではなかったりという判断は、一定の示していただけるものがあってというのが、順当だと思うのですけれども、そこがちょっと見えないですね。適切ではないとは断定できませんし、言えませんが、元に戻って単純に１台当たりの金額がかたや22万円、かたや37万円ということになると、この差は一体なんなのだというところが、理解できなかったということで、説明を求めたところです。いただいた説明は、教職員のほうが半額だった、だとすると37万円が74万円だったのかとか思いますし、契約にいたる基本的なあり方はきちんと示していただきたい。それと、これだけの大量のパソコン、廃棄処分されるのかどうか、使い終わったものの処分のあり方についてもお尋ねしておきたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　教育部長。

○教育部長（石田晋一）　ただ今のご質問になりますけれども、私どもが購入しましたパソコンの大きな違いとしましては、先ほど少しお話しました記憶装置が、職員用と比べると倍の容量があります。機種につきましても、７年後の更新まで使わないといけないものですから、うちのほうは機種を指定して最新のものを購入したと。役場で買ったものはスペックだけを指定しているので、若干金額を下げられる機種の選定ができるという状況であったのかもしれません。ソフトウェアに関しましては、このあと申し上げます、７年間保守サポートがこの金額に含まれているということで、役場の職員が

使う部分につきましては、専属の事業者が役場に常駐しているものですから、不具合があった場合には、すぐに対応していただけます。ところが学校はいろいろな場所に点在していまして、そこにすぐ対応するとなると、別に保守料を設定して、端末に含めたということであります。ここが大きくて、何かあった際に、すぐに学校にかけつけていただいて、不具合を解消していただくための金額がかなり大きなところになっております。７年間分入っていますので、金額でもかなり大きく違いが出てきております。そういったところに費用がかかる分、ソフトウェアについてはなるべく価格を抑えるために、半額で購入できるソフトウェアを選択したところであります。大変わかりにくいですが、教育委員会の考え方としては今、申し上げたとおりであります。

○議長（寺林俊幸）　総務課長。

○総務課長（西田建司）　大変申し訳ございません。少しわかりづらくなったということで、今教育部長からお話ありましたが、もう少し明確に申し上げますと、職員用が１台当たり約 14 万 8,000 円の単価で、教職員用が 27 万 8,000 円ぐらいなので、約 13 万円違います。ハードウェアの分で約 4 万 2,000 円。そしてソフトウェアの買取式が２万 5,000 円、７年間分の保守サポートが約６万 3,000 円で足していただくと、約 13 万円になります。ですから 14 万 8,000 円に 13 万円を足したら、約 27 万 8,000 円となります。ハードウェアは教職員用については、学校の業務上、画像データなども多く使うため容量の大きいものということで、教職員用のパソコンは選ばれているということで、高いものを選んでいると。保守サポートについては、役場には委託で業者の方が常駐していますので、アウトソースで対応できるので、保守サポートを付けておりませんが、しかし教職員用のパソコンはサポートを付けなければいけないので、その分６万 3,000 円かかっています。それからソフトウェアがわかりづらくなったのですけれども、今使っているマイクロソフトの Office は４年後にサポートが切れてしまうので、教職員用と同じように購入しても、４年後にはいずれにしても新しいソフトウェアを購入もしくはリースしなければならないということになります。教職員用も４年後には新しいソフトウェアが必要になってきます。職員用でいうと、１年間で２万 5,000 円の７年間で 17 万 5,000 円ですけれども、教職員用は、初期費用２万 5,000 円かかって、あと３年間が２万 5,000 円ずつで 10 万円かかります。７万 5,000 円高くなるのですけれども、４年後のサポート終了を見込んで、今から定額利用のソフトウェアを選択したと。ここの部分は教職員用との考え方の違いがあるのかなと思っております。違いについてまず、ご説明申し上げました。

あとパソコンの廃棄ですけれども、使用できなくなったパソコンについては、データだとかもきれいにして、廃棄しなければならないと。なので再利用がなかなかできないものと認識しております。今後、サポートが続く限り、極力使用するのですけれども、使用できなくなれば今回のように更新をかけながら新しいものを使っていく、どうしても古くなって使えないものだけを廃棄していくことになるので、必ずしもどこかに売却できるようなものではなく、データをきれいにしたりだとか、バッテリーだとかいろいろな不都合が出てくるので、なかなか売却できるようなものではないと理解しておりますので、今後同様の対応になっていくと考えているところです。

○議長（寺林俊幸）　ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 68 号、財産の取得については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 70 号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第70号、財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

本日、追加提出いたしました議案書の４ページ、議案説明資料の２ページをご覧ください。

議会中継システムの取得が、議決事件に定められている「予定価格が1,000万円以上の動産の買入れ」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案説明資料の２ページをご覧ください。

取得の対象であります議会中継システムは、インターネットを介して、議会審議を中継するためのカメラ､マイク､電子投票システムなどとこれらに係る映像と音響を制御するシステム等であります。

現行システムは、平成28年に導入以来、９年が経過しており、起動後のシステムの接続やタッチパネル、電子投票システムに不具合が生じていることから、更新しようとするものであります。

取得機器等一覧表の「議場内映像機器等」に記載のとおり、議会中継用カメラ２台をはじめ、マイクとカメラを連動して操作する議会運営コントロールシステムや電子投票システムなどを更新するものであります。

マイク、スピーカーなどの音響設備は、現在の機器を継続して使用するものであります。

令和元年度に整備いたしました、動画配信を制御するためのサーバコンピューターは、保守期間の満了に伴い、サーバでの動画配信から、Youtubeによる配信に切り替えるものであります。

「インターネット議会中継用機器」と「インターネット委員会中継用機器」は、Youtube 配信に変更することにより必要となる配信機器と、映像確認や動画配信に要するノートパソコンを更新するものであります。

Youtube 配信方式を採用することにより、これまでのように、町のホームページにアクセスすることが不要となり、検索エンジンによりダイレクトに幕別町議会中継にアクセスするが可能となるものであります。

３ページをご覧ください。

今回取得する機器設置図であります。

議会中継用カメラは、青色で表示しております。

これまで同様に、議場の北東部と南西部の角に設置いたします。

議会運営コントロールシステムと電子投票用スイッチも設置箇所に変更はありません。

議案書の４ページをご覧ください。

「１財産の名称及び数量」は、議会中継システム一式であります。

「２取得の方法」は、指名競争入札であります。

本年５月28日に株式会社曽我､アートシステム株式会社帯広支店の２者によります指名競争入札を執行し、アートシステム株式会社帯広支店が落札いたしましたので、同社を納入先としたところであります。

「３取得金額」は、1,559万8,000円であります。

今回の財産の取得は、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用して行うものであります。

取得する財産の納期限は、令和７年10月31日と定めております。

町が同組合に支払う元利償還金の償還期間は令和12年３月までで､借入利率は､1.10パーセント、利子総額は、44万8,923円であります。

「４取得の相手方」は、札幌市中央区北４条西６丁目、北海道市町村備荒資金組合組合長、棚野孝夫氏であります。

「５北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方」は、帯広市西20条南６丁目３番20、アートシステム株式会社帯広支店帯広営業部長、中川義雄氏であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第70号、財産の取得については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第71号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第71号、財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

本日、追加提出いたしました議案書の５ページ、議案説明資料の４ページをご覧ください。

総合行政情報システム周辺機器の取得が、議決事件に定められている「予定価格が1,000万円以上の動産の買入れ」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案説明資料の４ページをご覧ください。

取得の対象であります総合行政情報システムは、住民記録や国民年金、町税、国民健康保険、介護保険、選挙など、32の電算システムを総合的に運用するシステムで、電算システムの根幹をなしているものであります。

令和３年に成立・施行されました「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」は、地方公共団体における事務処理内容の共通性、住民の利便性の向上、地方行政運営の効率化の観点から、従来の自治体ごとの情報システムを標準化するよう、対象事務を定め、令和７年度までに標準化基準に適合した情報準拠システムへの移行を義務付けております。

このため、今年度中に総合行政情報システムを標準化する必要がありますことから、標準化システムの運用上、必要となりますサーバコンピューターやプリンター等の周辺機器を取得しようとするものであります。

「取得機器等一覧表」であります。

上段の「サーバ関連」は、国が提供する共通のクラウドサービスの利用環境であります、ガバメントクラウドへの移行に伴い、クラウド回線不通時に住民票等の発行業務を滞りなく対応するためのバックアップとして、加えて、給食費や福祉医療などの総合行政情報システムを利用するシステムと連携するためのサーバコンピューターであります。

中段の「周辺機器」は、印鑑登録業務を行うためのスキャナー、納付書当初発付用印刷機、収納管理を行うためのＯＣＲ機器であります。

下段の「関連システムのバージョンアップ」は、総合行政情報システムと連携するため、給食費や福祉医療などのシステムをバージョンアップするものであります。

議案書の５ページにお戻りください。

「１財産の名称及び数量」は、総合行政情報システム周辺機器一式であります。

「２取得の方法」は、随意契約であります。

今回取得する周辺機器は、総合行政情報システムに接続するもので、かつ、国の地方公共団体情報システムの標準・共通化に対応した機器を購入するものであります。

総合行政情報システム周辺機器の更新にあたっては、専門的な知識や迅速かつセキュリティ上の安全性を確保した対応が必要となります。

現行の総合行政情報システム導入業者以外の者から当該財産を取得しようとした場合、総合行政情報システムとの連携プログラムの設定や検証に多額の経費と時間が見込まれますことから、随意契約によることができる場合として地方自治法施行令に定めている「競争入札に付することが不利と認め

られるとき」に当たるものとして、現行の総合行政情報システムの納入先と保守管理業務の委託先でありますアートシステム株式会社帯広支店を相手方とする、随意契約によることとしたものであります。

「３取得金額」は、2,325 万 4,000 円であります。

今回の財産の取得は、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用して行うものであります。

取得する財産の納期限は、令和８年３月 13 日と定めております。

町が同組合に支払う元利償還金の償還期間は令和 12 年３月までで、借入利率は、1.10 パーセント、利子総額は、56 万 4,937 円であります。

「４取得の相手方」は、札幌市中央区北４条西６丁目、北海道市町村備荒資金組合組合長、棚野孝夫氏であります。

「５北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方」は、帯広市西 20 条南６丁目３番 20、アートシステム株式会社帯広支店帯広営業部長、中川義雄氏であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18 番（中橋友子）　どんどん IT 化が進むなかで、総合行政情報システムというものも取り入れられて、32 にわたる電算システムの根幹をなすところが、共通性、利便性が図られるということでありました。このシステムを入れることによって、一体住民にとってどうなのかと、行政側としての簡素化だとか、利便性はおそらく統一されると思うのですけれども、住民との関係で変化が起きることはありますか。そしてそれぞれの行政サービスは市町村独自に行われていますが、このシステムを入れることによって、変更しなければならないことは起きてこないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　総務課長。

○総務課長（西田建司）　ご質問にありました総合行政情報システムは新たに発生するものではなく、今までも入っていて 32 の業務をやっておりました。今度は法律に基づいて、標準化・共通化を図っていくということで、今回関連する周辺機器を購入しなければならないというのが、今回の提案になるのですけれども、標準化によって住民のみなさんにとって何が変わるかと言いますと、基本的には住民サービスの部分は変わらないと思っております。さらに標準化・共通化することによって、同様の扱いになり、さらにはクラウドということでデータセンターのほうで一括で管理していくということで、セキュリティや安全性が保たれると考えているところです。基本的には、帳票や証明類は変わっていかないのかなと考えているところです。ですので、変更部分が出てくるものについては、今回の周辺機器の購入であったり、別の予算であった変更委託料で計上して、やっていくということになります。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18 番（中橋友子）　もっと掘り下げて、例えば国民健康保険業務であれば、このサービスを導入することによって、どういうところが簡素化されて、住民との関係ではどうなるのかということまでお聞きしてよろしいでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　総務課長。

○総務課長（西田建司）　先ほど申し上げましたとおり、すべてが簡素化されるものではないとご理解いただければと思います。今ある基本的な住民サービスを継続していく、標準化・共通化していくということですので、すべてが簡単にいくというものではございません。まずは安全性が高められるだとか、全国統一の形になっていくということでご理解いただければと思います。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18 番（中橋友子）　具体的にどう変わるか知りたくて、国保の例をあげたのですけれどもお答えがなかったので、要するになんでも簡素化ではないのだと。住民との関係もそう変わらないのだと、より

スピーディとか安全性が高まると言われるのですけれども、これだけの金額でやっていくわけですから、本来職員の方がやっていた仕事を新たに投資して、国がやれと言うから仕方ないのですけれども、一番心配するのは、一番違いが出てきているのが国保なんかがそうなのですけれども、統一化・共通化によって、今まで町の政策として実施していたものに変更はないのですよね。独自の政策に無理やり統一化するから変更が必要になるということはありませんでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　総務課長。

○総務課長（西田建司）　重ねてになりますけれども、今中橋議員がおっしゃったように当然変更になる部分、様式だったり入力するフォーマットであったり、多少の変更はもちろんあろうかと思います。ただ基本的にはサービスが変わるわけではなくて、サービスについてはこれまでどおり提供できるようなシステムの変更になっていると思います。

○議長（寺林俊幸）　ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第71号、財産の取得については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14、陳情第１号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書から、日程第17、陳情第４号、令和７年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書までの４議件を一括議題といたします。

ただ今、議題となっております陳情第１号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書、陳情第２号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書および陳情第３号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書の３議件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第４号、令和７年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書は、産業建設常任委員会に付託いたします。

［休会］

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

議事の都合により、明６月６日から６月16日までの11日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、６月６日から６月16日までの11日間は、休会することに決定いたしました。

［散会］

○議長（寺林俊幸）　以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は６月17日、午前10時からであります。

11：33　散会

第２回幕別町議会定例会

議事日程

令和７年第２回幕別町議会定例会
（令和７年６月17日　10時00分　開会・開議）

開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
日程第１　会議録署名議員の指名
14　田口廣之　　16　谷口和弥　　17　藤原　孟
（諸般の報告）
日程第２　一般質問（６人）

会議録

令和７年第２回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　令和７年６月17日

２　招集の場所　　幕別町役場３階議事堂

３　開会・開議　　６月17日　10時00分宣告

４　応集議員　　全議員

５　出席議員　　（18名）

議　長　寺林俊幸

副議長　中橋友子

１　畠山美和	２　塚本逸彦	３　山端隆治	４　内山美穂子	５　小田新紀
６　長谷陽子	７　酒井はやみ	８　荒　貴賀	９　野原惠子	10　石川康弘
11　岡本眞利子	12　小島智恵	13　藤谷謹至	14　田口廣之	16　谷口和弥
17　藤原　孟				

６　地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	伊藤博明
教育長	笹原敏文	代表監査委員	八重柏新治
企画総務部長	山端広和	住民生活部長	寺田　治
保健福祉部長	亀田貴仁	経済部長	髙橋修二
建設部長	河村伸二	会計管理者	武田健吾
忠類総合支所長	鯨岡　健	札内支所長	白坂博司
教育部長	石田晋一	政策推進課長	宇野和哉
総務課長	西田建司	地域振興課長	安田奈緒
糠内出張所長	古山悌士	住民課長	佐々木一成
防災環境課長	半田　健	学校教育課長	酒井貴範
生涯学習課長	谷口英将	図書館長	川瀬真由美

７　職務のため出席した議会事務局職員

局長　佐藤勝博　　課長　岩岡夢貴　　係長　渡辺　優

８　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

９　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

14　田口廣之　　16　谷口和弥　　17　藤原　孟

議事の経過

（令和７年６月17日　10:00　開会・開議）

［開議宣告］

○議長（寺林俊幸）　これより、本日の会議を開きます。

［議事日程］

○議長（寺林俊幸）　本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

［会議録署名議員の指名］

○議長（寺林俊幸）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、14 番田口議員、16 番谷口議員、17 番藤原議員を指名いたします。

［諸般の報告］

○議長（寺林俊幸）　ここで、諸般の報告をいたします。

６月 10 日に第 76 回北海道町村議会議長会定期総会が札幌市で開催され、私が出席いたしましたので、その議案の抜粋を、また地方自治法第 243 条の３第２項の規定により、報告第 11 号、株式会社幕別町地域振興公社に関わる経営状況を説明する書類が提出されていますので、これらの書類をあらかじめ配布してあります。

後ほど、ご覧いただきたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

［一般質問］

○議長（寺林俊幸）　日程第２、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第 61 条第２項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 56 条第１項の規定によって、答弁を含め 60 分以内といたします。

最初に、内山美穂子議員の発言を許します。

内山美穂子議員。

○４番（内山美穂子）　通告に従いまして、質問をさせていただきます。

１、幕別清陵高等学校が更に魅力ある学びの場になるために。

この春、幕別清陵高等学校は４期生が卒業しました。幕別町で学んだことに誇りを持って、次のステージに旅立ったことでしょう。

高校の誕生時のことを振り返ってみますと、本町では、平成 27 年 10 月、「幕別町後期中等教育を考える懇話会」を設置し、町内の高校に関する中長期的な展望について検討を行い、28 年６月に高校存続に向けた提言などを盛り込んだ報告書が提出されました。これを受けて、町と教育委員会で検討を行い、本町における高校教育が安定的かつ持続可能で、生徒・保護者が求める高校の確保を図るため、江陵高等学校に対し、幕別町内の高校の再編等について要請を行い、同意が得られたことから、平成 29 年４月、北海道教育委員会に対し、幕別高等学校と江陵高等学校の再編統合に関し要望を行い、平成 31 年４月に開校した、という経緯になります。

このように、公立の幕別高等学校と私立の江陵高等学校が一つになって、新しい道立高校が誕生したのは画期的なことであり、この幕別町で、高校生がこれまで以上に生き生きと青春を過ごし、またまちづくりに大きな力となるとの期待が集まりました。

これまでの高校の活動を見ますと、地域連携プロジェクトやスポーツなどを通じて町とのつながりを深め、地域に根差した多彩な取組が浸透しつつあるように思います。この一方で、少子化の影響で、十勝管内の中学校卒業者数が 2028 年には対前年比で 131 人の減少（幕別は 59 人減）が見込まれ、また私立高校授業料無償化の要件拡大などに伴い、今後はさらに入学生が減少する見通しもあります。幕別清陵高等学校が選ばれる魅力ある学びの場となるために、町の一層積極的な関わりや支援が求められるのではないかという観点から、以下について伺います。

（１）幕別清陵高等学校に対する町の認識は。

（２）卒業生の進路状況は。また、進路の多様性についてどのような支援が行われているか。

（３）遠方からの通学が困難な生徒への住まいや食事の確保についての現状と、使われていない教職員住宅などを利活用して、ニーズに応える考えは。

（４）生徒の通学手段の現状と今後の支援策は。

（５）魅力ある高校づくり支援事業補助金の取組内容と今後の活用方法は。

（６）「地域連携マイプロジェクト」をはじめとする高校と地域の連携の充実と継続に向けた、町の支援体制とコーディネーター任用の考えは。

二つ目、札内駅駅舎の利活用について。

令和７年第１回定例会において、町長からの行政報告として、JR 北海道が全道で進める窓口業務の機械化による路線維持のため、令和７年 10 月１日から札内駅を無人化にする方針が打ち出された旨の説明がありました。

JR 札内駅は明治 43 年に開業した駅で、利用者の減少傾向は続いていますが、現在も町民の通学・通勤などの足としては重要な交通インフラになっています。駅員がいなくなることによって、駅の機能の縮小や駅前の衰退が懸念され、地元として、その活用を図ることなどについて打ち出しをしていくべきと考えます。そこで、この札内駅について、まちづくりの観点から、以下の質問をします。

（１）無人化に伴う防犯・安全対策について、町としてどのような基本的考えを持っているか。

（２）駅舎を町としてどのように活用していく考えか。今後の取組方針は。

（３）地域の人をはじめ多様な人材を巻き込んだ協議会などを設置し、札内駅を起点にした札内地区のまちづくりのアイデアを募りながら、活用法の検討をしていくべきではないか。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　内山議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の１点目につきまして、答弁させていただきます。

「幕別清陵高等学校が更に魅力ある学びの場になるために」についてであります。

本町には、現在、幕別清陵高校と中札内高等養護学校幕別分校の２校の道立高校が設置されており、幕別清陵高校については、本町における高校教育が安定的かつ持続可能で、生徒・保護者が求める進学先の確保を図るため、平成 29 年２月に江陵高校に対し、幕別高校との再編等について要請を行い、同意をいただいたことから、同年４月、北海道教育委員会に対し、町内高校の再編統合に関する要望を行い、31 年４月に３間口、120 人を定員として開校したものであります。

開校後は、地域と一体となった特色ある学校づくりに取り組んでいるところであり、地域イベントや町の特産品を PR する物産イベントに参加するほか、地域住民との交流活動にも積極的に取り組むなど、高校としての認知度の高まりと、地域づくりの担い手として重要な存在となっております。

ご質問の１点目、「幕別清陵高等学校に対する町の認識は」についてであります。

幕別清陵高校は、開校から６年が経過し、町内中学校の卒業生が毎年最も多く進学する高校となっ

ており、また、地域イベントでのボランティア活動のほか、令和５年度からは地域住民や企業、団体などさまざまな方々との交流、協働することを機会として、持続可能な社会のつくり手となる資質を養うことなどを目的とした「地域連携マイプロジェクト」に取り組んでおり、地域の高校として、教育活動を通じ、地域の未来をつくる生徒の育成に取り組んでいるところであります。

町としましては、町内中学校の卒業生の有力な進路先であるとともに、通学に伴う時間及び経済的負担の少ない学びの受皿となっているほか、地域企業等への優秀な人材の供給元として企業からも高い評価を受けていることから、まちづくりに大きな役割を果たしているものと認識しております。

ご質問の２点目「卒業生の進路状況は、また、進路の多様性についてどのような支援が行われているか」と、ご質問の５点目「魅力ある高校づくり支援事業補助金の取組内容と今後の活用方法は」については、関連がありますので併せて答弁させていただきます。

初めに、卒業生の進路状況を申し上げますと、本年３月の第４期卒業生については、４年生の国公立大学４人、私立大学９人、短期大学 11 人、看護学校・専門学校 26 人、公務員８人、その他民間就職などが 23 人であり、第１期卒業生からこれまでの進路状況は、大学・短期大学 28.4 パーセント、看護学校・専門学校 37.4 パーセント、就職 34.2 パーセントであり、全体の約３分の２が進学を選択する傾向となっております。

幕別清陵高校では、大学や専門学校などへの進学を目指す「文理探求コース」、就職を目指す「ビジネスコース」、スポーツや健康に関する学びを通じた自己実現を目指す「スポーツ＆ヘルスコース」、介護や福祉分野への就職・進学を目指す「福祉コース」、の四つのコースが編成されており、町としては、各コースの教育活動が一層充実することを目的として、側面的な支援を行っているところであります。

具体的な支援の内容については、キャリア教育の推進として、進学や就職に向けたスキルアップを図るため、各種模擬試験や資格検定に要する補助や、地域のスポーツクラブとの連携を強化するための登録費用、福祉教育の推進として介護実習等に係る講師謝礼の補助などについて、「北海道幕別清陵高等学校教育振興会」を通して間接的に支援しているところであります。

また、本年度からは生徒個々の能力と個性を伸ばす個別最適な教育を推進するため、専門機関等からの講師招聘、体験学習に要する費用の補助を追加し、進学や就職などさまざまな進路選択が実現できるよう有効に活用されているものと認識しております。

魅力ある高校づくり支援事業補助金については、これまでもその事業内容について高校側と協議しながら必要な支援に努めてまいりましたが、今後におきましても高校が取り組む特色ある教育活動の充実と、高校の魅力を高める事業に対して引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

ご質問の３点目、「遠方からの通学が困難な生徒への住まいや食事の確保についての現状と、使われていない教職員住宅などを利活用して、ニーズに応える考えは」についてであります。

現在、幕別清陵高校に在籍する生徒 294 人の出身中学校の所在地を申し上げますと、町内が 116 人で 39.5 パーセント、帯広市内が 135 人で 45.9 パーセント、その他十勝管内が 39 人で 13.3 パーセント、管外が４人で 1.3 パーセントとなっております。

そのうち、通学が困難なことから下宿等をしている町外または十勝管外から入学した生徒が 11 人であり、近年優秀な成績を収めている陸上部の生徒が多いと伺っております。

また、来年度以降も陸上部への入部を希望するとした受験生からの問合せが複数あるとお伺いしているほか、高校側からは町内でありながら、通学手段のない糠内や忠類など遠方からの生徒を受け入れる一つの解決策として、使用していない教職員住宅の利用について要望をいただいているところであります。

町内の教職員住宅については、近年、自宅からの通勤や、設備の整った民間賃貸住宅へ入居する教職員が大半を占め、これにより入居する教職員が減少しておりますことから、本年５月に「教職員住宅戸数の適正化方針」の見直しを行い、幕別及び札内市街の教職員住宅を、本年度から順次廃止するとしたところであります。

今後、廃止する教職員住宅の有効活用について検討を進めることとなりますが、併せて下宿としての利用についても高校側と協議をしながら、遅くとも本年中に方向性を見いだしてまいりたいと考えております。

ご質問の４点目、「生徒の通学手段の現状と今後の支援策は」についてであります。

令和７年度当初における生徒の主な通学手段については、大きく分類して申し上げますと、徒歩、自転車、保護者による送迎が 50.3 パーセント、バスが 28.9 パーセント、JR が 20.8 パーセントと伺っております。

幕別清陵高校の教育活動に対する支援については、複数ある事業に対して高校が特に力を入れて取り組みたいとする事業に優先順位をつけるなど、高校側と協議しながら魅力ある高校づくり支援事業として組立てを行ってまいりました。

これまでの協議の中では、通学に対する支援についても議論に上がっておりましたが、複数ある事業の中では優先順位が低く、事業の対象とはならなかったものであります。

魅力ある高校づくり支援事業補助金による支援策については、高校が取り組む特色ある教育活動の充実を図り、生徒の進学や就職といったキャリア教育の推進と、地域の未来をつくっていく生徒の育成につながる事業に対して、高校側と協議をしながら引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の６点目、「「地域連携マイプロジェクト」をはじめとする高校と地域の連携の充実と継続に向けた、町の支援体制とコーディネーター任用の考えは」についてであります。

令和５年度からスタートした「地域連携マイプロジェクト」については、他の公立高校には類を見ない取組として、幕別清陵高校の特色ある教育活動として定着しつつあり、講師役の地域の方々にとっては、生徒からの視点を自らの事業に反映させたり、生徒が地域の多くの大人と関わることで、学校内では知ることのできない価値観や考え方、経験を得ることができるため、双方にとって有意義な関係性にある取組とお伺いしております。

また、この取組は、地域の多くの方々に関わっていただく必要があることから、高校と地域とをつなぐ「地域連携コーディネーター」を、高校側が地域の方に依頼して取組を進めており、本年度からその経費を魅力ある高校づくり支援事業補助金の対象としているところであります。

現時点におきましては、町がコーディネーターを直接任用する考えはありませんが、今後におきましても、幕別清陵高校が進める特色ある教育活動となっている「地域連携マイプロジェクト」のさらなる充実につながるよう、高校側と協議しながら、引き続き支援してまいりたいと考えております。

以上で、内山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　内山議員のご質問にお答えいたします。

「札内駅駅舎の利活用」についてであります。

北海道の開拓において、重要な役割を担ってきた鉄道は、物資の流通や人々の移動を飛躍的に促進し、日本の経済成長に貢献して参りました。

札内駅は、明治 43 年に明治政府の帝国鉄道庁が、北海道官設鉄道釧路線（現在の JR 北海道根室本線）の停車場として開業し、札内市街の発展や経済活動の活性化に重要な役割を担ってきたところであります。

本年、第１回定例会の行政報告でもご説明しましたが、昨年 12 月に JR 北海道から、利用客の減少と人手不足の問題が深刻化しており、窓口の係員の確保が困難となる状況にあることから、全道的に窓口業務の機械化を進めることにより、人員を確保し、路線の維持に注力するという方針の下、令和７年３月のダイヤ改正に合わせ、札内駅を無人化にする旨の連絡を受けたところであります。

町としては、高校生や高齢者など駅舎を利用する方々の利便性が低下し、更なる利用客の減少を招くことのないよう、防犯・衛生・暖房面の維持管理に加え、待合室の快適性などについて検討することや、住民理解を得るための時間が必要と判断し、実施時期を少なくても半年延期するよう JR 北海道

へ申し入れ、現在のところ、10月１日を目途に無人化する方向で、駅舎の利活用を含めた利用客の利便性の向上と、住民の理解促進に向け両者で協議を進めているところであります。

ご質問の１点目、「無人化に伴う防犯・安全対策について、町としてどのような基本的考えを持っているか」についてであります。

現在、JR 札内駅には、日曜・祝日を除き午前７時から午後４時 40 分まで、ＪＲ北海道から委託された職員１名が駅窓口に常駐しており、この時間帯以外は無人の状態となっております。

札内駅の駅舎は、言うまでもなく JR 北海道の施設であり、駅施設内の防犯・安全対策は、基本的に施設管理者の判断に基づき行われるべきものと考えておりますが、これまでのところ、駅舎内の全体を監視できるよう防犯カメラの増設について協議しているところであります。

ご質問の２点目、「駅舎を町としてどのように活用していく考えか、今後の取組方針は」とご質問の３点目、「地域の人をはじめ多様な人材を巻き込んだ協議会などを設置し、札内駅を起点にした札内地区のまちづくりのアイディアを募りながら、活用法の検討をしていくべきではないか」については、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

札内駅は、今後においても、JR 北海道の管理施設として存続することとなり、廃駅を利活用する場合とは異なり、現在の駅機能を維持しなければならない施設であります。

このため、町独自の考えで利活用を決めることはできませんが、駅員の常駐スペースが不要になることを踏まえ、待合室を広くし、利用者の利便性向上につながる活用ができないか、現在 JR 北海道と協議を進めているところであります。

町としては、駅舎は公共交通の利用促進を図る上で、列車を利用する乗客の利便性を重視した施設であるべきと考えております。

このため町では、利便性向上の観点から、本年４月に幕別清陵高校との意見交換を行い、５月には利用者に向けて、札内駅のあり方等に関するアンケート調査を実施したところであり、引き続き商工会や建設業協会など、出張で札内駅を利用する方々をはじめ、出前講座の開催やサロンにお伺いするなどして、広く札内駅を利用する住民からの声を伺いながら、JR 北海道と協議を重ねる予定としているため､まちづくりを視点に置いた協議会などを設立して駅舎の活用法を検討する考えはありません。

以上で、内山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○４番（内山美穂子）　一つ目です。町の認識について伺いました。もう少し踏み込んで考えてみたいと思います。

町が人口減少、移住政策を進める中で、高校の教員や家族が住まいを構える経済効果、またＵターン、Ｉターンを考える人にとっての教育機会の確保は、大変重要です。また、300 人もの生徒が、町のイベントや事業にも関わることができますし、何より生き生きと学んで活動する若い力は町を元気にしますし、卒業生を関係人口につなげていくこともできます。また、高校は社会教育の場でもあり、地域振興の観点から、地域社会を支える存在としての機能も発揮できると考えております。

一方で、今月３日に発表された公立高校配置計画案では、緑陽高校、芽室高校も１学級減が示されました。高校を取り巻く現状は、一層厳しさを増し、さらに状況が悪化していくことが目に見えておりますが、正直、町にはそういった危機感があまり感じられておりません。

清陵高校は道立高校ですから、道として、どうしても財源や地域バランスや公平性を考えた施策が取られることになり、清陵高校だけ特別な措置というのは、なかなか難しいところもあります。

だからこそ、町役場と住民が、地元の期待を背負って誕生した清陵高校に対する思いを強くしていくことが、今、求められているのではないかと思います。

本町の地方創生総合戦略では、子どもを真ん中に、家庭、学校、地域がお互いの理解、協力を深め、地域とともにある学校づくりに向けた学校運営協議会の活動を推進しますとありますが、今の取組は十分と言えるでしょうか。まちづくりの中の高校の位置づけ、どのような認識をお持ちなのか、改めて伺います。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。
○教育長（笹原敏文）　町の認識につきましては、先ほどの答弁の中で触れたとおりでありますけれども、設立して７年目になりまして、設立当初の経過も踏まえ、設立前から何らかの支援をしなければならないのではないかというようなことを考えながら、この魅力ある高校づくりの補助金の予算化をして、高校の学校教育の活動の支援に当たってきたといったところであります。
　人口減少ですとか、それに伴って子どもの数は減っていくのは明白でありますので、それに対しては、町としても危機感を持ちながら、この補助金を通して、何とか高校が魅力ある高校になってほしいという思いの中で、取り組みを進めてきたといったところであります。
　結果、７年目を迎える中、高校の活動を見ておりますと、これは既に新聞での活動が紹介されておりますとおり、子ども食堂ですとか、高齢者のサロンに参加するですとか、町のイベント、夏フェスタですとか、産業まつりですとか、あとは民間団体が主催をしている団体のイベントに参加するなど、そういったことを考えますと、非常に大きな役割を担っているものというふうに考えております。
○議長（寺林俊幸）　内山議員。
○４番（内山美穂子）　二つ目の質問に行きます。
　進路についてお答えいただきました。毎年行っているアンケートを見ましても、生徒の評価も高いですし、学校側も一人一人のニーズに寄り添って、しっかりサポートしていると認識しています。自治体によっては、公設民営塾に取り組んでいるところもありますが、本町においては、こうした要望はないのでしょうか、お聞きします。
　また、事業者との連携については、マイプロジェクトを通じて地域の魅力を知ってもらう中で、多様な選択肢が生まれ、将来的な地元就職もあるかと思います。受験や就職について、町として一層の支援が必要になってくると考えます。ご見解を伺います。
○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。
○教育長（笹原敏文）　進学・就職に向けた支援については、これまでも補助金を通して町としての支援を行ってきておりますけれども、公設塾、ほかの町でもそういった取組があるということは認識はしております。そうした機会がない町にあっては、そうしたことを町が支援をしながらやっているという状況だというふうな認識でおります。
　また、高校でも放課後に希望する生徒に補習ではないのですけれども、授業支援といった取組も、高校のホームページで紹介をされておりますので、そうした取組を通じて、一定程度の子どものニーズには応えているのではないかというふうに考えております。
○議長（寺林俊幸）　内山議員。
○４番（内山美穂子）　３番目の質問に行きます。
　忠類中学校からの入学生が、これまで１人もおりません。忠類からの進学については、どのようにお考えでしょうか。同じ町内の高校への選択肢がないということは、見過ごせないことです。公共交通機関での通学が難しいとなると、学生寮の整備が急務だと思いますが、こうした現状をどのように認識していますか。
○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。
○教育長（笹原敏文）　合併して 20 年になりますけれども、この６年間の中で、忠類中学校からの入学者がないということが現状であります。高校側との協議の中ですとか、中学校との話の中にあっても、下宿先ですとか通学手段ですとかというような問題もあって、進路の選択肢となっていないというようなお話は聞いてはおります。
　これまでも、忠類中学校の生徒につきましては、主な進路先が町外で、なおかつ帯広市内が多かったというようなこともあって、結果、保護者の方の送迎ですとか、下宿をするというようなことで、高校の進路選択をしているという状況にあるというふうにお伺いをしています。
　現状にあっては、民間団体が、清陵高校の生徒を受け入れている下宿なるものがありまして、そこの中で空きがあれば入居が可能な状況なのかと、そのように認識をしております。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。
○４番（内山美穂子）　また、部活の充実は、高校を選ぶ上で大きなウエートを占めていると思います。清陵高校には部活を担当されている大変すばらしい先生がおられ、この先生の指導を求めて、管外からの入学希望者も多くいるとお聞きしています。まさに我が町の財産だと考えていいと思いますが、現在はこの先生自らが、生徒たちの住まいなどのお世話をしていると聞いています。

ここで申し上げたいのは、生徒の受入れ施設について、先生個人の善意に頼るのではなく、公的機関がきちっと整備していくことが求められているということです。住まいの確保に加えて、食事や最低限の生活面のサポート体制も急務です。これからに向けて動いていると承知していますが、対応が遅いのではないかと感じております。

青葉町の住宅は、活用可能とお聞きしています。五、六戸と決して多くはないですが、生徒募集の時期に間に合うように進めていく必要があります。先ほど答弁では、本年度中に方向性という形で言われているのですけれども、これに関して、もしそのようにうまく進まないとしたら、今の時点で受入れにどのような課題があって進まないのか、併せてお聞きします。
○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。
○教育長（笹原敏文）　下宿の検討につきましては、過去においても何度か具体的な検討をした経過がございまして、基本的に町が主体的に管理運営するわけにはいきませんので、民間企業において、その設置の可能性について検討した経過がございますけれども、残念ながら実現には至らなかったというような経過がございます。

答弁の中にありましたとおり、現在、高校側からの要望によりまして、空いている教職員住宅の利用ができないのかというようなお話をお伺いをしております。現状にありましても、先ほど内山議員がおっしゃったように、既に運用している下宿もございますので、そこで何が足りていないことがあるのか、問題となっているようなことがあるのか、それが実現するためには、その教職員住宅をどう活用しなければならないのか、そのようなお話を十分お聞かせいただいた上で、町としてそういったことにまず取り組めるかどうなのか。取り組めるとすれば、どういった内容で取り組むことができるのか、そういったことを、今後、高校側と協議をしながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。
○議長（寺林俊幸）　内山議員。
○４番（内山美穂子）　何か話を聞いていると、すごく遅い感じがしまして、今までこういうことが話題になったときに、運営を担えるそういうものに課題があったというふうにお話をされたのですけれども、例えばそういった公共の住宅を確保できたとしても、そこで食事とかサポートをするような人材というのは、これ地域おこし協力隊でも募集して担ってもらうことができますし、ほかの自治体ではそういうふうにしているところが多いと聞いています。ぜひ、ぜひというか、地域おこし協力隊を募集するということは、もう来年の３月に向けたとしても、もう今、夏ぐらいから募集をしないと遅いぐらいなのです。ちょっと話がそれましたけれども。地方の高校の多くは、大変手厚い取組をしています。財政面だけではなくて、人材もです。

例えば鹿追高校は 57 部屋の寮を完備しています。これは地域みらい留学という制度があるので、そこまで間口を広げていると思うのですけれども、その根底にあるのが、高校の存在を、まちづくりの柱として位置づけていることです。教育はすぐ効果の出るものではありません。鹿追町は町の方針で、町内の小学校、中学校、高校の校長、教頭が社会教育士の講習を受けておりますし、30 年も 40 年も前から、教育施策に力を注いできました。入学生の出身中学に、校長自らお礼に歩いているそうです。上士幌も同様です。教育長自ら入学生の中学を回っているとお聞きしています。同じことを幕別に求めているわけではありませんが、町の姿勢は大事だと思うのです。

４番目に行きます。

通学に関して、過去の一般質問でも取り上げられましたが、先ほど、これまでの協議会の中でも議論してきたけれども、優先順位が低いというお答えでしたけれども、スクールバスの運行については、

そもそも当初の約束を果たせなかったこと自体が問題ではないかと考えます。代替として今後、コミュバスを活用するなど、対策は考えていくべきと思いますが、見解を伺います。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　スクールバスに関しましては、これまで議会の中でも何度か取り上げられまして、答弁をしているというふうに記憶をしております。当然、検討した経過はございまして、既に十勝バスが運行している清陵高校へのスクールバスがある中、また別にそうしたバスを走らせるといったことの問題点が、大きな課題であるというふうに考えております。これは独自のスクールバス、またコミュバスをということに関しましても、そこにはまた別の町の負担がありますし、先ほど申し上げました既存のスクールバスとの兼ね合いもございますので、現状にあっては、そうしたことへの対応については、困難な状況であるのかというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○４番（内山美穂子）　５番目に行きます。

支援事業補助金についてです。教育振興会を通して交付していると承知しています。この振興会ですが、教育、経済、町民、その他関係団体の代表で構成されて、いわばオール幕別で支援をしていこうということは理解できます。

そうであるならば、高校への支援は、この会で各立場から活発な意見が出され、十分なコンセンサスが取られることが期待されているのですが、使い道について、要綱に基づいてしか使えず、必要としているものに使えなかったという声が聞こえてきます。これまでそうした声はなかったのか。また、学校運営協議会の委員が、使途の開示を求めて断られたということを聞いております。現状はどうなのかをお聞きします。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　魅力ある高校づくり補助金の取扱いの関係なのかというふうに思います。設立当初から、新設校でありますので、何らかの経営活動に対する支援をしながら、高校としての魅力を高める必要があるというような考えの下、町が主体となってこういった予算措置をして、支援をしているというものであります。

ただ、６年を経過する中で、当然、答弁書の中でも触れましたとおり、清陵高校の教育振興会が主体となって事業を行っているというものでありまして、そこの会員の方々の会費も含め振興会の事業として取り組んでいるものに対して、町が支援をしているというものであります。その内容につきましては、振興会の中で予算決算が総会の中で審議をされて承認をされているというものでありますので、内容については適切なものであったのかというふうに思います。

先ほどおっしゃったようなご指摘については、直接耳にはしておりませんけれども、一義的には振興会のほうで取り扱っていただくべきものかというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○４番（内山美穂子）　町としては協議会の、高校の協議会のメンバーが開示を求めて断られたということに対しては、どういう認識ですか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　その内容を詳しく存じ上げませんので、何とも申し上げられませんけれども、振興会の中で適切に取り扱うべきものであるというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○４番（内山美穂子）　魅力ある高校づくりに使っていただきたいと思いますが、いろいろな人が応援してこの高校が成り立っていくと思っておりますので、振興会の人だけじゃなくても、いろいろな方が関わりを持ってやっていく中で、私はこういう話を聞いたのですけれども、振興会に町民なら誰でも参加して応援できるサポーター制度を取り入れてほしい、これは聞いていますか。一口 1,000 円ぐらいでということを聞いているのですけれども、これについては、いかが思いますか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　すみません。ちょっとそういう話は直接聞いておりませんので、何とも申し上げられませんけれども、繰り返しになりますけれども、そういった取扱い等については、振興会のほうで判断されるべきものだろうというふうに考えております。
○議長（寺林俊幸）　内山議員。
○４番（内山美穂子）　６番目の質問です。
2022 年から総合的な探究の時間が必修科目になり、これはあらゆる分野の多様性を総合的に学び、この関わりの中で共生社会を探究し課題を解決するスキルを身につけるものです。清陵高校においても、地域連携マイプロジェクトがあり、地域の人を講師にして一緒に取り組んでいます。答弁の中にもありました。これによって地域社会に触れる機会が増え、地域への愛着や進路意識が醸成されることが期待できます。
そこで、両者をどうつなげていくのか、ここが大きなポイントになり、これを担うのが地域コーディネーターになります。島根の隠岐の島の県立高校の地域学が大変有名ですが、これも県、高校と自治体をつなぐ地域コーディネーターの役割が、とても大きかったことで知られています。通常、高校教員は転勤があります。一定期間で異動しますし、なかなか地域とのパイプをつくっていくのは容易ではなく、そこに継続して活動できるコーディネーターの存在があれば、地域の人材や行政との橋渡し、それから学校の魅力の発信なども期待できます。
教育関係は特にですが、人材が大きな鍵を握っています。そのためには、適切な処遇が欠かせません。上士幌では、地域協働専門員や CS コーディネーターという肩書きで、会計年度任用職員を任用しています。また 100 パーセント特交措置がなされる地域力創造アドバイザー制度を活用して任用している道内の自治体もあります。
本町で、この重要な役割を担っているコーディネーターの方ですが、個人的なつながりから依頼があって、１年間はボランティアで活動し、翌年から本当にアルバイト程度の金額をもらっているとお聞きしています。多分、振興会からのお金がこれだと思います。決して十分とは言えません。本町においては、人材への投資、地域を担う人材の育成が急務だと思います。今のこうした状況を、どう認識しておられるのか、お聞きします。
また以前、この地域おこし協力隊の任用について、高校側から町部局へ要望があり、これに対応できなかったことをお聞きしました。任用に至らなかった理由をお聞きしたいのですけれども、町部局のほうからお聞きできますか。
○議長（寺林俊幸）　暫時休憩いたします。

10：49　休憩
10：49　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き会議を開きます。
ただ今の内山議員の後段の部分、地域おこし協力隊の採用に関わる質問については、これは要旨を外れるというふうに思います。
教育の関係の中での地域おこし協力隊の採用についての質問であったかと理解しますけれども。
○４番（内山美穂子）　一連の流れで聞いているのですけれども、まちづくりの観点で地域コーディネーターを、地域おこし協力隊で任用してほしいということで質問をしているので、教育委員会だけではお答えできないと思って、この判断は町部局でしたのではないかと思いまして質問させていただきました。議長がその判断であれば、仕方がないです。
○議長（寺林俊幸）　答弁をお願いいたします。
笹原教育長。
○教育長（笹原敏文）　地域連携マイプロジェクトについては、令和５年の秋から取り組みが進められているというふうにお伺いをしております。

町の立場につきましては、答弁の中でも申し上げましたとおり、高校が特色ある教育活動に対する側面的な支援をしているという状況であります。昨年、高校側と、この補助金の中身についての協議をさせていただいた中で、この地域連携コーディネーターの分の経費についても、対象としてほしいというようなお話があって、今年度の事業の中で、その対象としているという経過でございますので、現状にあっては、この補助金の中での取組の中で、高校側との協議の中で取り組んでいるということになっておりますので、一定程度、高校側の要望については、この中で、実現できているものというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○４番（内山美穂子）　人の熱意とか善意で成り立っているものは、持続可能性から問題がありますので、できることを考えていっていただきたいと思います。

マイプロジェクトの協力者に、幕別町が入っていないということが、私は疑問に思っているのです。まちづくりの中で、マイプロジェクトをするのであれば、幕別町も一緒にやっていただきたいと思います。少子高齢化が進む中、高校の魅力化は生徒にとって高校が魅力的になるという意味だけではなく、子育て教育の町としての教育のブランドの構築により、比較的若い家族のＵターン、Ｉターンを呼び込むことにもつながってきます。清陵高校が地域の事業者専門家と一緒に、マイプロジェクトを進めていく姿は本当にうれしく思っており、幕別町においては、地域のさまざまな資源や人材と高校生をつなぎ、生徒の皆さんに豊かな地域の現場を感じてもらい、地域をより知ってもらうことこそが、地域の元気とまちづくりにつながっていくと考えます。私は、子育てから高校教育まで一体的な支援に関わってこそ、真の地域経営と呼べるのではないかと思いますので、ぜひとも町長においても、この高校という大切な資源を、まちづくりの核にするぐらいの気持ちで支援を強化していただくことを求めて、次のJRの質問をさせていただきます。

JRの１番目、JR北海道の厳しい状況を、私も承知しております。行政報告では、意見の一致で10月の無人化という話になりましたが、この無人化というのは、決定したことで動かせないのかお聞きします。

また、それと一緒に、10月には無人化になるということを前提にしますが、防犯カメラについては、駅舎内ということだったのですけれども、ホームへの設置は考えていないのか、併せてお聞きします。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　見解が一致というか、意見が一致したことかどうかということでありますけれども、これは今、協議最中でありますので、まずは３月の大改正の際に無人化というお話がありましたけれども、そこは今後どういう条件整備をしていくのかということがありますので、今は10月１日を目途にしておりますけれども、必ずしもこれが、我々が望むところの結果が出なければ、それはさらに再度延期を申し入れるということはあり得るかな。ただ、これは幕別だけの勝手ばかりを言っていられませんので、これはJRの経営自体、経営の中でなるべく機械化を進めて、そこで浮いた社員を本来の鉄道の運営維持、運営に持っていきたいということでありますから、そこは我々だけの勝手を言ってはいけないというふうに思っております。

ホームについては、列車通行の安全性上は必要なのかもしれませんけれども、駅舎そのものには、私は関係ないことだと思いますので、そこは要求はしておりません。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○４番（内山美穂子）　現在も駅舎の中に２台あるのですけれども、それは帯広駅とか別の駅につながっていて監視ができるのですけれども、駅のホームにはカメラがついていないのです。それで、すごく混んでいるときとか、そういうこともあって、ホームにテレビカメラがないと、どういうことかというと、心配しているのが、障がい者の方などに安全な利用が確保されるのかということです。改正障害者差別解消法が、昨年４月から施行され、障がいがある人への不当な差別的扱いを禁止し、合理的配慮を国や自治体、鉄道事業者などに義務づけ、令和４年には無人駅の利用に係るガイドラインが策定されています。当事者や利用者が安全に利用できることが求められますので、ホームへの防犯カ

メラ設置を含め、JR と協議していただきたいと思いますが。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　防犯カメラは安全運行に不可欠なものかどうかは、ちょっと私も現場にいるわけではありませんので、何とも判断しかねますけれども、少なくとも安全運行については、JR の運転手がいるわけですから、その運転手がしっかり乗客が乗ったことを確認した上で、列車は発車させるということは、これは間違いないことでありますから、これは防犯カメラの有無ではなくて、しっかり安全に運行するということが一番大事だろうというふうに思います。ですから、そこは尋ねてみますけれども、恐らくそれを言ってしまうと、駅舎だけではなくて、いろいろな通行している線路の沿線に全部防犯カメラが要るのかとか、踏切に防犯カメラが要るのかとか、そういう話にもなりかねないので、そこはやっぱり一定の線引きというものは、限度というものはあってしかるべきだというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○４番（内山美穂子）　二つ目の質問に行きます。

先ほどアンケートとか高校生からの意見を聞いたりとかするという話があったのですけれども、対象については、利用者のほかに広く地域住民にも関わりのあるものがあるので、そういう限られた意見交換とか短期間のアンケートだけで判断しようとすることは、少し問題があるのではないかというふうに思います。

駅舎は、通勤のほか通学にも利用されておりますし、建物を簡単に改修してスペースがありますから、どうぞ自由に使ってくださいというスタンスでは、単なる高校生のたまり場になるということも懸念されますので、健全育成の観点からも、若い世代が安心して過ごせる居場所づくりを考えていかなければならないと思います。

また同時に、立地の良さを生かして、観光資源、移住情報の発信拠点など、町の顔となるような幕別の魅力発信の情報ステーションとして、あと地域住民が世代を超えて活用できる交流スペース、チャレンジショップ、またコンサートを企画したり、地場産品を販売することも新たな人の流れをつくることができるのではないでしょうか。

ここでは紹介しませんが、道内をはじめ全国では、さまざまな運営主体がさまざまな手法で活用している事例があります。駅や周辺の賑わいをつくっていくことが、地域活性化や JR の利用促進にもつながっていくと思います。今はまだまだ杞憂かもしれませんが、無人駅の廃止は利用者数で決まりますので、将来を見据えて対策を取っていくことも大切になります。

私は、このための第一歩として、多様な立場の人を集めた協議会を設置して、駅空間を再活用して、駅前の活性化に向けた意見交換とかをしていただきたいなと思って質問をさせていただいたのですけれども、しないという答弁でした。今のところとついていましたか。駅の無人化というある意味大きなピンチに直面しているわけですが、これを機会に札内駅の駅舎、またその周辺の機能アップを図ることができれば、札内地区住民の利便性や地域のにぎわいも向上しますし、前段で紹介させていただいた清陵高校の魅力向上につながるのではないかと思います。

我が町には、いいアイデアを持っていらっしゃる地域の方や若者も多数おります。ぜひ住民の力や気持ち、知恵を集結するようなプラットホームをつくっていただきたいと思いますが、最後に町長から答弁をお願いします。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　私は駅舎は公共施設だというふうに全く思っておりません。アンケートを取りましても、そういうスペースを取ってしまうと、ちょっと言葉が悪いのですけれども、浮浪者というか不良だとか、そういう人たちのたまり場になってしまうので、あくまでも駅利用者のための施設にしてほしいと、そういう意見が圧倒的なのです。

我々考えたのは、清陵高校の高校生が通学で使う場合、自習というか、学習するスペースとして、テーブルは要らないのかというふうに思いました。というのは、これはコミプラのイメージです。コ

ミプラは本当に中学生、高校生が学習しています。あのイメージで使ってはもらえないのかと思いました。高校にお話を聞くと、必要ないということでありましたので、やはりここは駅利用者のための利便性を高める施設であるという考え方で、今はどういった施設整備がいいのか、あるいは変えるのがいいのか、変えないのがいいのかということも含めて、考えなくてはならないと思います。

そもそも駅前に、人を集めるということが、本当に可能なのでしょうか。実は札内駅の１日の利用者は190人です。これは、例えばダイイチは1,800人です。フクハラで1,500人、コープさっぽろで1,200 人いるというのです、１日の利用が。こういうところに合わせて複合施設をつくるなら、私は交流施設になるかというふうに思いますけれども、たった190人しか、しかも列車が二十四、五本あるはずですから、１本当たりにすると、何人も乗り降りしないわけですから、そこが本当に交流施設あるいは町民の居場所になるのかというふうに考えた場合は、全く内山議員とは、申し訳ないですが、意見を異にしているところであります。

議長（寺林俊幸）　以上で、内山美穂子議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

11：03　休憩

11：10　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小田新紀議員の発言を許します。

小田新紀議員。

○５番（小田新紀）　通告に従いまして、質問させていただきます。

１点目、学校教育における悪天候や災害時などの対応について。

本年２月４日、十勝地方では統計開始以来最多となる記録的な大雪となり、各種交通障害が発生しました。

幕別町では、幹線道路においては早い段階で一定程度の除雪がされましたが、住宅街や団地内道路等では安全が十分に確保できない状況が連日続きました。

そのような中、近隣市町に先駆け、６日より全ての小中学校が再開されました。しかしながら、実際には「安全に登校できない」「出勤できない」「自宅から車を出せない」という児童生徒や教職員が多くおりました。

この判断に至るまでの経緯や、保護者向けへの文書の出し方、文言などには大きな懸念・不安が生じ、町においては組織体制そのものについて懸念すべき課題があると感じております。

また、教職員に対しての「災害事故休暇」の適用については４日のみとしており、５日以降出勤できない職員に対しては「有給休暇」を求められるなど、その対応にも、今後、検討すべき事項と考えます。

児童生徒・教職員にとって安全・安心であり、また教職員にとっては働きがいのある学校であることを願い、本町の見解について、以下のとおり伺います。

（１）災害時などにおける小中学校の休校や再開について、判断するための組織体制は。

（２）教職員の災害事故休暇の判断基準は。

２点目です。教職員の勤務実態調査と働き方改革について。

道教委は、本年３月28日「令和６年度（2024年度）学校における働き方改革北海道アクション・プランに係る取組状況調査結果」に係る留意事項について、各市町村教育委員会教育長宛てに通知を発出しました。

通知の「９　その他」では、「教員の在校等時間が長時間になっている現状を改善していくためには、教員の勤務実態を的確に把握し、業務改善を着実に進めていくことが重要であり、持ち帰り業務や週休日、休憩時間などにおける校務に従事した時間を含め、在校等時間などを適切に把握すること。」

と記載されています。

本町の教職員の働き方改革のより一層の推進に向けて、以下のとおり伺います。

（１）勤怠管理において、教職員一人一人の休憩時間や、土日の部活動の指導時間及び持ち帰り業務などを適切に把握できているか。また、把握した内容を業務改善に生かされているのか。

（２）長期休業中の在宅勤務の推進や、その期間中に教職員がより豊かで選択肢が広がる自己研修となるための方策は。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　小田議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「学校教育における悪天候や災害時などの対応について」であります。

今年１月の十勝地方の天気概況は、冬型の気圧配置が長続きせず、寒気の影響が弱かったため、気温が高いだけでなく、まとまった雪も降らなかったことから、20 日には３月中旬から４月上旬並みの気温となり、帯広では１月の積雪が 1974 年以来、51 年ぶりに０センチを記録しました。

しかしながら、２月３日から４日かけて急激に発達した低気圧の接近に伴い、十勝管内の広い範囲で記録的な大雪となり、帯広では 24 時間降雪量が統計開始以来最多となる 124 センチを記録し、除雪作業が追いつかず交通機関が麻痺したほか、管内の多くの小中学校や高校が臨時休校となるなど、自然の猛威を改めて感じたところであります。

ご質問の１点目、「災害時などにおける小中学校の休校や再開について、判断するための組織体制は」についてであります。

学校登校日において大雪となることが予想される場合にあっては、登下校時間帯における降雪量や風速などについて、帯広測候所から提供される気象情報などによりある程度見通しを立て、児童生徒の登下校が可能かどうかを判断しております。

大雪の際の基本的な対応を申し上げますと、教育委員会が除雪車の出動状況や作業の進捗状況、スクールバス運行の可否について情報収集を行い、学校長が収集した情報等を共有しながら、児童生徒の登下校の可否について双方で確認し、通常登校または臨時休校等の対応について学校長が判断をしており、臨時休校とする場合は、学校から保護者に対してマチコミメールを活用して周知を図っているところであります。

本年２月の大雪においては、４日の午前１時から町道の一斉除雪を開始し、午前７時までに一巡目を終え、翌５日の夕方までに二巡目を終える見込みとなり、引き続き除雪作業が続けられたほか、国道・道道をはじめとした主要な幹線道路の除雪が一定程度進み、通学路が確保できる見込みとなったこと、併せてスクールバス運行路線及び学校敷地内の除雪が終了したことから、これらの情報と各通学区域内の状況を踏まえ、校長会と協議の上、６日から全小中学校の再開となったものであります。

このほか、災害時についてもほぼ同様の対応となりますが、災害の発生状況や被害箇所の確認等の情報と、併せてスクールバスの運行に関わる情報を学校長と共有しながら登下校の可否について双方で確認し、学校長が判断をしております。

本年２月の大雪については、統計開始以来最多となる降雪量となり、除雪作業に大幅な遅れと、地域によって進捗状況に違いが生じるなど、情報収集に時間を要することとなったものであり、通常の大雪対応とは違って、学校再開の判断についても教育委員会が主体的に関わったものであります。

今後におきましても、悪天候や災害等の発生時における児童生徒の安全な通学を優先し、必要な情報を学校側と共有を図りながら、適切に対応してまいります。

ご質問の２点目、「教職員の災害事故休暇の判断は」についてであります。

災害事故休暇については、北海道人事委員会規則において特別休暇として定められており、地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合に、必要と認められる期間を対象として取得できるものであり、近年では新型コロナウイルス感染症の対応においても適用があったものであります。

この特別休暇については、自家用車による出勤の場合、雨天時等の単なる交通渋滞や、職員の過失が認められる事故による場合などは認められるものではなく、現実に出勤することができない災害等が発生している事実に着目して認められる休暇であります。

また、交通機関の事故等についても、単なる事故による運休や遅延などによって認められるものではなく、代替交通機関、徒歩等による出勤を考慮した上で、出勤を求めることが時間的にも経済的にも社会通念上著しく不合理である場合に認められるものであります。

本年２月３日から４日にかけての大雪については、町内における国道をはじめとした全ての道路と学校敷地内の除雪が十分に進まなかったことから、教職員の通勤が著しく困難な状況であると判断し、４日を災害事故休暇として適用するとしたものであります。

しかしながら、翌５日については、町内における町道の一次除雪が朝までに終了し、国道をはじめとした主要な幹線道路及び学校敷地内の除雪が一定程度進んだことから通勤可能と判断し、災害事故休暇を適用しなかったものでありますが、札内南小学校については、学校敷地内の除雪作業が５日の午前中まで要したことから、同日の午前についても災害事故休暇とを適用するとしたものであります。

災害事故休暇は、個々の災害等の発生事実を踏まえた上で、適用の可否を適切に判断する必要があることから、その適用に当たっての判断基準をあらかじめ定めることは困難であると考えており、今後においても災害等の状況を十分に把握しながら、災害事故休暇の適用について適切に判断してまいりたいと考えております。

次に、「教職員の勤務実態調査と働き方改革について」であります。

北海道教育委員会では、道内の学校における働き方改革を推進するため、令和６年３月に第３期となる「学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」を新たに策定し、本年３月には、令和６年度の取組状況の調査結果に係る留意事項を示し、市町村教育委員会に対して、今後の取組を検討するよう通知があったところであります。

本町においては、昨年８月に第３期の「学校における働き方改革「幕別町アクション・プラン」を策定し、重点的な取組として、ICT の活用による校務効率化の推進や教頭の業務縮減、メンタルヘルス対策の推進など、校長会・教頭会などと連携しながら一層の推進に取り組んでいるところであります。

ご質問の１点目、「勤怠管理において、教職員一人一人の休憩時間や、土日の部活動の指導時間及び持ち帰り業務などを適切に把握できているか、また、把握した内容を業務改善に生かされているのか」についてであります。

本町における教職員の勤怠管理については、令和２年５月に導入した「出退勤管理システム」により管理を行っており、校務用パソコンを使用して出勤または退勤時の操作により、在校等時間を計測しておりますが、休憩時間と持ち帰り業務に関する時間は把握しておらず、土・日の部活動の指導時間については、引率業務に係る活動記録により把握しているところであります。

こうして把握した在校等時間を踏まえ、教職員の健康に配慮するとともに、一部の教職員に業務が集中することのないよう、業務の平準化や効率化に取り組んでいるところであります。

ご質問の２点目、「長期休業中の在宅勤務の推進や、その期間中に教職員がより豊かで選択肢が広がる自己研修となるための方策は」についてであります。

初めに、在宅勤務については、北海道教育委員会では、昨年７月に「道立学校職員の在宅勤務実施要領」を策定し、校務運営上支障がない限りにおいて在宅勤務を可能としたところであり、併せて市町村教育委員会に対して対応を検討するよう通知があったところであります。

これを受け、本町では 11 月に「幕別町立学校職員の在宅勤務実施要領」を策定し、昨年末の冬季休業期間から運用を開始したところであります。

今後におきましても、実施要領に示す考え方や手順に基づき、教職員からの申請により実施することとしており、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、教職員の研修についてであります。

教育公務員特例法では、教育公務員はその職責を遂行するため、絶えず研究と修養に努めなければならないとされており、同法では研修の実施者を任命権者と定めていることから、北海道教育委員会では学校規模に応じた研修旅費を各学校に配分しており、経験年数や職位等に応じた研修をはじめ、ICT の活用や危機管理等、今日的な課題に対応した研修のほか、教職員が希望する研修に参加するなど、よりよい教育活動につなげる学びを目指して、各種研修に参加しております。

また、幕別町学校教育振興会では、道内外の教育研究大会への参加や、公開授業の見学、自らテーマを設定した視察研修などへの参加に対する助成を行っているところであります。

教育委員会としましては、今後におきましても、教職員の資質・能力の向上を図ることを目的として、北海道教育委員会や教育関係団体等と連携しながら、教職員の学びの機会の確保を図ってまいります。

以上で、小田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　それでは、今のご答弁に対して再質問させていただきます。

未曽有の大雪ということで、いろんな判断が難しかったというふうには重々理解しているところではあります。ただ、保護者向けに出された文書、それから学校再開の判断、そういったものを鑑みますと、いろんな課題があったのではないかなというふうに思い、質問させていただいております。

私も保護者向けの文書、最初にある学校の先生から、ベテランの先生から、こういった文言で教育委員会が、幕別町教育委員会の名前で出ているけれども大丈夫なのかというようなご指摘があり、すぐにその文書を見させてもらったときに、本当にこれは大変なことになるのではないかというふうに直感したところであります。もしその後、子どもたちに何か事故等があったときには、本当に教育長の責任問題にもなるのではないかなというふうに思うぐらいの文書だというふうに、私は認識いたしました。

その後、いろんな保護者、もちろん全員ではないですけれども、保護者、教職員等々と話をして話題にしている中では、私が聞いた限りで、やはり誰もがおかしかったのではないかというふうな考えを持っているようなものではあるのですけれども、改めてこうやって日にちがたって、それからある程度教育委員会としても反省すべき事項はあるというような答弁も以前にあったかと思うのですけれども、学校再開の判断並びにその文書の文言等々総括して見ていて、改めて適切だったのかどうかということについて、改めて伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　２月の大雪につきましては、誰もが経験したことのないような大雪でございましたので、私たちもその対応についてはどうするべきなのか、さまざま他の自治体の情報等も集めながら、その判断には大変苦慮したところであります。

今回の再開の判断に当たりましては答弁にもありましたとおり、除雪が一定程度終わったというようなこと、それと今後に、その後においても引き続き除雪作業が行われておりましたので、翌朝までには、そうした作業によって、通学路の除雪も一定程度確保できるのではないかというような見通しもありましたので、再開をしたというようなことについては適切だったのかなというふうには考えております。

ただ、教育委員会のほうでも、町内の状況、除雪の担当部署から情報収集を行ったのと併せて、除雪の状況を確認させていただいておりました。一定程度除雪が進んだものの、中でも団地内道路にありましては、それほど幅がどうしてもやはり広くない状況ではあったというのも事実でありまして、ただこの団地内道路においては、きっと多くの児童生徒が家から出て、まずそこの道路を通行するであろうということを考えますと、そこの部分の安全を呼びかける必要がまずあるのかなというようなことで、そうした注意を呼びかけるというようなことで、あの文書に記載をしたというようなところであります。

団地内道路につきましては幅も狭く、基本的には車道しか確保されていないというような状況であ

りますので、その状況がいち早く著しく改善するというようなことは到底見込むことはできないという状況でありましたので、児童生徒にその安全を呼びかける、そうした中、保護者の方のご理解をいただいて通行していただくというような思いで、あの文書を記載したというところであります。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　事情というか、判断の根拠については分かりました。

ただ、逆に言えばまだまだそういうような状況の中で、幕別町はあえて近隣市町と比べて一日早めに登校を再開したというようなところも、保護者にとっては少し違和感を感じているというところだというふうに思っています。

そういった、あえて早めに再開したというようなことも含めて、実際に各家庭、子どもたちが完全な安全というのは確保できないというのは重々分かっているのですが、ある程度皆さん、地域の方が判断する中で、かなり危ないのではないかというような状況で再開しているという事実もあるわけであって、その一番が、その判断に至ったいわゆるプロセスですね、そういったところに教職員の皆さんも懸念を感じているところであります。

答弁の中で、ふだんの休校に関しては学校長の判断でということでありますが、今回は本当に未曽有の事態だということで、教育委員会が主体になって判断したというふうにとされていました。それ自体は悪いことではないというふうに思っているのですけれども、そういった中で、学校側の意見というのも当然聞きながら判断していったと思うのですが、学校側からについてはそういった異論というか、再開に対して懸念するような、あるいは文書自体にご意見等々はなかったのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　２月の大雪のその再開の対応について、確かにさまざま教職員の方々、また保護者の方々からの意見があったというようなことは事実として聞いております。そうした中、あえて再開というふうにも小田議員のほうでおっしゃりましたけれども、ほかの町の状況はほかの町の状況として、こちらとしてもつぶさに状況は把握しておりませんので、その町の判断はどうだったのかというようなことは十分に存じ上げる状況ではありませんけれども、本町においては、本町の町内の状況を把握した上で、再開の判断に至ったといったところであります。

情報収集した中で、また各校長が持ち合わせた情報と併せて、そこでどうなのかというようなことも含めて協議をしながら決定したといったところでありまして、そこの中では、その対応の中での異論と申しますか、話はなかったということで、結果として再開に至ったというふうに記憶しております。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　そこで異論がなかったというようなことではあるのですけれども、そこ自体が非常に不自然だというふうに感じているところであります。やっぱりあのような状況、それぞれの、先ほど団地のところというふうな話もありましたが、それ以外のところでも、これは本当に人それぞれの感じ方になるので難しいところもあるのですけれども、ただその中で校長先生の皆さん、いろんな学校経験ある、それから教育委員会には学校教育推進委員というような方もいらっしゃって、そうした中で、全く異論がないということ自体がちょっと不思議でならないわけなのですけれども、皆さん納得されたのか、それともももっと言い方は悪いですけれども、そうしたことが言えるような形の会議ではなかったのか、そういったことも勘ぐってしまうわけなのですけれども、改めていかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　全く異論がないというのは、ちょっとどうなのかなと思いますけれども。あくまで休校もしくは休校後の再開については、一義的には学校長の判断の下、行うべきものであろうというふうには考えておりますし、教育委員会側が収集した情報と併せもって、最終的に判断する中にあって、学校長が学校内の意見を全て取りまとめた上で、その判断に至っているものというふうに聞いております。ただ、全く 100 パーセントのというふうに申し上げられますと、そこまでをつぶさに

私どものほうも把握している状況ではありませんので、そこは何とも申し上げることはできませんけれども、それらも含め学校長が判断の上、我々と協議の上、判断をしているという形になっているというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　そこの実際のところはちょっと分かりませんけれども、少なくとも学校長が学校内の意見をあの時点でまとめてというのは、ちょっと私はなかったのではないかなというふうに、先生方の話も聞いている中で、そんな場面はなかったというふうに考えています。そのあたり今ここでどうのこうの言っても分かりませんので、改めて検証されたほうがいいのかなというふうに思いますし、実際には管理職の中でも、学校再開について懸念を持っていたというような方もおられるというふうな話も、私個人的には聞いているところであります。そういったところが今のお話を聞いてもやはりちょっと不透明な感がありまして、どのような組織の中でどのように判断してこのような形に至ったのか、実際は何事もなかったからよかったものの、本当に子どもたちの命に関わる、そして子どもたちだけではなくて、やっぱりそこで働く教職員の安心・安全というところも考えていかなければいけないというふうに思うのですが。

　そういったことも含めて、実際、今回の答弁の中でも、町内状況、町内の状況ということがたくさん出ておりましたけれども、教職員が全員町内、もっと言えば半分以上は町外から来られているのでは、ちょっと細かいデータは分かりませんけれども、そういったことが大体想像できるわけですが。そういった教職員の出勤ということについても、しっかりと議論はされたのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　次の災害事故休暇の関係とも絡んできますけれども、４日の日については、かなり出勤することが困難な状況でありましたので、これについてはそういう出勤すること自体は非常に難しかったのかなというふうに考えております。ただ、５日の日につきましては、５日の休校にはいたしましたけれども、一定程度除雪が進んで、確かに通常どおりの通勤をすることは難しかったのかもしれませんけれども、多少時間はかかりながらも通勤することは可能だったのではないかなというふうに考えておりますので、６日の学校再開に当たりましては、そこら辺は大丈夫ではなかったのかなというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　学校の再開日についての判断というのは本当に賛否両論、多々いろんな判断の基準の仕方があるかと思います。

　幕別町教育委員会が本当に何を大事にしているのか、最後の答弁のところでは、今後におきましてもと、児童生徒の安全な通学を優先しというふうにお答えになりましたけれども、実際今回におきましても、そこを最優先にした判断をされたのかどうかということについては、やはり疑念が残っているところでありますが、改めていかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　今回のあの大雪の対応につきましては、さまざまなご意見があったというようなことは認識をしております。また、こうした大雪についても、異常気象によるものだとすれば、今後においても同様の事態になることも想定をしなければならないのかなというふうに思っております。

　こうした今回の対応を踏まえながら、当然皆様からいただいたご意見も踏まえて、子どもの安全を最優先にしながら、よりよい対応がどうあるべきなのかというようなことは、当然ながら今後においても引き続き考えていかなければならないというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　この項目については最後にしたいと思っておりますが、最後にその文書ですね、そこのチェック機能というか、担当、これ書かれた方が悪いとかいうことではなくて、本当にさまざまな職員の方がおられまして、それから学校長、それから学校教育推進委員の方々、いろんな優秀な

方がおられる中で、こういった文書が出てきてしまうということが、非常にそこの部分の体制というか、そういったことも大丈夫なのかというふうな感じるところがありますが、先ほどちょっと総括のところで評価してくださいということで、文書についてはあまり触れられていなかったのですが、改めてその組織の体制も含めて、これらの文書についての出てきたことをそのまま、そのままなのか分かりません、吟味した上で出てきたのかもしれないですけれども、改めて評価をいただければと思います。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　保護者向けへの文書の関係につきましても、内容を確認の上、学校に通知をしたというものでありますので、一定程度の確認はしているというものであります。ただ、こうした対応も含め、先ほど申し上げましたとおり、同じような対応でいいのか、それともその時々に応じてまた違った対応をしなければならないのかというようなことも当然ありますので、こうしたことを当たり前にしないで、よりよい対応としてどうあるべきなのかというようなことは、今後考えてまいりたいというように考えております。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　分かりました。先ほどおっしゃった、児童生徒の安全な通学をということを優先して考えていくと、もうちょっと文章表現においては違う表現があったのではないかなというふうに思われます。それだけを申し上げて、次に移ります。

　災害事故休暇についてであります。

　初日については災害事故休暇適用ということでありました。翌日、判断が迷うところではあると思いますし、これは一律、初日は一律適用ということでしたが、２日目については一律適用ということには確かにならないのかなというふうに、私も思うところはあります。ただ、個別に適用というような考えというのは当然あるかと思うのですが、そこらあたりの判断についてはいかがったのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　災害事故休暇については、答弁の中で申し上げましたとおり、通勤することが著しく困難な状況であるというようなことがあって適用となるというものであります。

　５日にありましては、札内南小学校に関しましては、除雪の関係が進まなかったというようなことで、午前中のみ適用というふうな対応をしたというところあります。

　それ以外、個々に教職員の方々の中から、通勤がもう著しく、要は困難だというような申出によって災害事故休暇の適用を認められたというようなことはなかったというような状況であります。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　いろいろと言いたいことはあるわけですけれども、まず、札内南小学校の判断ということもおっしゃられていましたけれども、これは、その判断もどうなのかというふうに思うのですけれども、災害事故休暇とはあくまでも通勤に関わることですので、南小を適用したというのは、敷地内の除雪がされていないというところでの判断という、そこが適用されて、適用するのはいいのですけれども、いいのですけれども、そういうことではないのではないかなというふうに私は思っています、この休暇の特徴としては。やはりそこに行くまでの状況がどうなのかということを判断しなければいけないわけで。

　まずこれは明らかに、４日の日も５日の日も状況が変わっていない職員は間違いなくいるわけで、特に町外から出勤されている方、勤務されている方ですね。当然本人からしたら、状況変わっていないわけですので４日適用になる、５日も当然適用になるだろうというふうに思って、実際出られないわけですから、家から出られないような、簡単には出られないような状況にはなっているわけなのですので、そういったところで適用されるだろうと思っていたところ、そして実際これ当日、教育委員会からこれは適用にならないよという伝令が来ているわけではないですよね。後になってこれは適用しませんと､そして休んだ方は有給休暇を取ってくださいというような指示があるわけですけれども、

このプロセスについても問題あるのではないかなというふうに思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　５日の関係につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、除雪の状況が４日と比べますと、大分改善した状況にまずありました。国道ですとか道道ですとかというような幹線道路にあっては、かなり除雪の状況が進んで、拡幅された状況でありまして、団地内道路にありましても、ほぼ狭いながらも一次除雪は終わっているというような状況でありましたので、そうした状況を鑑みますと、災害事故休暇の適用というのはなかなか難しいのかなというふうに考えまして、５日については適用できないというような判断に至りました。

また、ほかの町の状況も併せてもって情報収集はいたしましたけれども、個々に町外の方ですね、小田議員のおっしゃられるように、町外にいらっしゃる方で、災害事故休暇の適用にある、著しく出勤することが困難な状況である方であれば、それは当然適用にすることは問題ないかというふうに思いますけれども、こちらのほうであれば、職員個々が、教職員の方々約240名ほど町内にいらっしゃいますけれども、その方々の一人一人の通勤経路把握した中で、その適用の可否を判断しているというものではありませんので、個々に応じてその適用となるような状況にあれば、それは申出により適用することは可能だったのかなというふうには考えております。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　個々に適用するための、何ていうのですかね、システムというか、そういったことなんかもお示しされているのでしょうか、教育委員会から。それから、今そのようにお考えになるという部分については、逆に言えば、後からそれを適用してあげるということも可能なのかなというふうに思うのですが。この後、先生方が今の答弁聞いて、個々に適用を申請するというようになったときには、改めてその個々の事案について検討されるような状況というか、そういった受け入れる体制というのは教育委員会としては持っておられるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　情報提供がちょっと後になってしまったというのは、当然当時においては、この大雪の対応の中でさまざまな対応がありましたので、どうしても情報提供が遅れてしまったというような状況でありますので､その点についてはご理解をいただきたいなというふうに考えております。

それと、この休暇の適用に当たりましては、先ほど申し上げましたように、通勤経路個々に把握している状況では当然ありませんので、それぞれの教職員の方々、個人個人でどうしても通勤ができないというような状況なのかというところを、本当に立証できるのかなというところも心配がございます。

といいますのも、町内にあってはということにはなりますけれども、確かに２月４日のときは我々の事務所ですとか役場もそうだったのですけれども、多くの職員が出勤することが困難で、かなりの職員が休暇を取っていた状況でありました。ただ、５日にありましては、４日から見ますと、ほぼ休暇を取っているような職員はいない状況でありましたので、そうしたことから考えますと、一定程度通勤することは可能だったのかなというふうな状況からは、４日についての災害事故休暇の適用としたようなところであります。

いずれにしましても、適用については答弁にもありましたような考え方に基づいて、適用をするということになるというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　今の、おっしゃっていることは分かるのですけれども、この後間違いなく出勤できない状況があったというような方はおられるわけなので、何とかすれば出勤できる可能性はあります。ありますけれども、その著しくという部分についての、どう判断するかというのもあると思うのですけれども。改めて聞きますけれども、個々にこの後申請をされた職員に対しては、そのように教育委員会としては、認めるか認めないかは別として、それを判断するような、検証するような準備と

いうか受入れの体制はできているのかということ、申請していいのかと、そういうことを教職員がこれからしていいのかということについて、お伺いしているのが今の質問です。

そして、その上でですけれども、これ適用したところで、何か不都合ってあるのでしょうか、教育委員会において、あるいは子どもたちにおいて、学校の職場において、それについても伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　これからの申請ということではありましたけれども、果たして、著しく困難だというその困難性を立証するといいますか、証することが本当に果たしてできるのかなというところは、ちょっと心配をしています。

といいますのも、今回の災害が大雪でありましたので、刻一刻と状況は変わっていくものであります。どの町も、我が町もそうでありましたけれども、継続して除雪作業をしているという状況にありましたので、その状況によっては、通勤が可能となったこともあるのかなというふうに考えています。

ここで判断できるできないというようなことは申し上げられませんし、最終的にはこれ基本的には学校長が判断するというようなことになりますので、こちらとしてアドバイスをするというような形になろうかなというふうに思いますけれども、これが仮に、例えばほかの災害とかで、幕別町に通じる橋が落橋するですとかというような、陸の孤島になったような状況になれば、もう明白ではあるのですけれども、今回の災害事故休暇の適用については、この大雪、雪ということに関するというところなものですから、そこについてはどうなのかなというようなところで、正直心配をしているといったところであります。

都合が悪いのか悪くないのかというようなお話もありましたけれども、別にそれは悪いというようなことは全くないのかなというようなところでありまして。ただ、この特別休暇の適用が、先ほどから申し上げましているとおり、著しく通勤することが困難だというような、特殊性があった上での休暇の取得が認められるものということになっているといったところなものですから、その判断が適切に行われなければならないというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　考え方はさまざまであるのですけれども、学校自体は休校になっているわけですし、子どもたちが来ている状況ではないといった中で、そこで在宅勤務というような判断等々あるいはこういった災害事故休暇適用とか、そういったことで、今の教育長の答弁を伺っていると、できるだけ、何ていうのですかね、はっきりした根拠、証拠がないと、分かるのですけれども、公務員でありますしね、分かるのですけれども、かなりハードルが高いなというふうに感じます。

ここでやっぱり何を大事にするか、先ほど質問したところでありますが、そこが今回の事案においてやっぱりこうした事故が、事故といいますか、災害等々あったときに、やっぱりその組織というのが一番、そういったときに組織のあり方が問われるなというふうに私は思っているのですけれども、はっきり申し上げますと、これであれば幕別で働く先生たちも、働きがいないなというふうに感じてしまわないでしょうかね。

何かこんなの無理、何ですかね、交通状態がよくないのは理解されているわけですし、それからいろんな判断、いろんな情報をというふうにありますけれども、我々から見たら、その情報も本当に幅広い情報なのか、そして教育委員会あるいは学校長、教育長含めて、教職員に対してどういう姿勢で関わろうとしているのか、そういったことが問われるなというふうに思うのですが。これまでの答弁を聞いていると、やはり何ていうのですかね、はっきり言えば、こういった制度があるわけですので、制度があるわけなので、ではこの制度はやっぱりできるだけ取ってもらうように、ほかの休暇の制度もそうですけれども、有給休暇もそうですけれども、やっぱりリーダーとしては、できるだけ職員に、部下に取ってもらうような体制をつくるというのが、今の時代のあり方ではないかなというふうに思うわけですが。繰り返しになります。今のご答弁を聞いていると、そういったような姿勢があまり見られないというふうに感じてしまうわけですけれども、ご見解いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。
○教育長（笹原敏文）　今お話しの中にあったとおり、確かに５日の日は学校も休校にしておりましたので、あえて出勤をしないまでもというのは確かにそのとおりであります。申出によっては、在宅勤務というようなことも、制度もありますので、そうしたことも可能な状況ではあったのかなというふうに思います。

ただ、繰り返しにはなりますけれども、災害事故休暇の取扱いに関しましては、通勤することが著しく困難だ、そうした事実があって適用をしなければならないという性質のものだというふうに考えますと、情緒的に判断するというものではなくて、そうした事実に基づいて判断せざるを得ないというようなところであります。

ただ一方で、当時は確かに場所によっては、町内もそうでしたけれども、除雪の状況が十分ではないところも確かにあったのはありましたので、それは先生、教職員の方々個々の判断の中で、出勤せずにというようなことも当然必要だったのかなと、そういう判断も適切ではあったのかなというふうに思っています。

いずれにいたしましても、災害事故休暇の適用につきましては、そうした通勤ができないというような事実に、事象に照らして判断していくものというふうに考えています。
○議長（寺林俊幸）　小田議員。
○５番（小田新紀）　行ったり来たりになってしまうのであれですけれども、今おっしゃったとおり事実に基づいてということになり、当然そうだと思います。ただ、その事実をしっかりと把握するような手段というのは、しっかりと町としても持っておくべきだなというふうに思いますし、一番それがいいやり方かどうか分かりませんけれども、家の前の画像を撮っておいてもらう、それだけでも一つの証拠にならないでしょうかね。そういったこともできるわけですし、今の動画とかで、校長、管理職に送るということだってできるわけですので、できるだけそういうのを、いわゆる子どもたちもそうですし、職員の安全・安心というところをやっぱり優先するということは、そういうことではないかなというふうには私は考えますので、改めて検証していただきたいなというふうに思います。

ほかのものもありますのであれですけれども、それとともにそういった判断がどういう過程でされているのかというような、その組織体制ですね、それがやはり見えないというような声も、教職員のほうからも多く寄せられていますし、いろんなプロセスについて、教職員団体も町のほうに要請というような形でも出ているかと思うのですけれども、そういったそのプロセスの明確化、何か学校長が判断することなのか、教育委員会が判断することなのか、その辺も今の答弁を伺っている限りでは、ちょっとはっきり見えないなというのが正直な感想のところであります。そういったことを含めて、見直しを図っていただければと思います。

次の質問に移ります。

実態調査と働き方改革についてというところでありますが、まず、各学校、今それぞれやり方は別ですけれども、勤務実態のいわゆる昔で言うタイムカードみたいな、そういったものをやっているということは聞いております。それは調査結果に基づいて働き方改革に結びつけようということでもありましたけれども、具体的には今そういったことが、どのようなことがどのように分析されてどのようにされているかについてお伺いします。
○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。
○学校教育課長（酒井貴範）　令和６年度の学校における働き方改革のアクション・プランに係る取組状況の調査結果、こちらを基にご説明させていただきます。

昨年、取組状況の調査がありまして、各学校から各項目においての調査を取りまとめしてございます。項目ごとでお伝えいたしますと、ICT の活用状況、校務効率化の推進という項目では、教材や指導案などをそういったものを共有化しながら授業の準備、教員間でどれだけ進んでいるか、取り組んでいるかということなのですけれども、こちらにおいては小学校では８割以上が教員で共有しているということになっておりました。中学校においても５割以上の教員で共有をしているということで、

ICTの活用が取り組まれておりました。

また、教頭の業務縮減の関係では、業務縮減のために業務内容や業務分担見直しながら、職員と打合せなど簡素化したり、受信メールなどとかは事務職員に任せるだとか、分担しながら見直しが図られておりました。

あと、この結果の中では、留守番電話の設置についてということもあったのですけれども、時間外の保護者からの電話、問合せ、そちらについては、うちの町で設置していないことから、今後の課題かなというところで押さえております。

その留守番電話ですね、音声ガイダンスにおきましては、今年度順次取り行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　答弁の中にありました、休憩時間については把握できていないと、それから持ち帰り業務についても把握できていないというふうにありました。そこが一番のみそかなというふうに思っています。実際休憩時間をしっかり取れている職員というのは、ほとんどいないというふうに思いますし、以前は会議等もそこに入ってきたというふうな話ですけれども、それは管理職の先生がちゃんとそこは対応しているというような、コントロールしているというような話は聞いております。

ただ、教育委員会の分析の中で、時間外の夜残業時間ですね、が数字自体は減っているというようなことも聞いているわけですけれども、ただ、先ほど申し上げられた休憩時間の仕事、それからやっぱり持ち帰りですよね。管理職が早く帰りましょう、早く帰りましょうというふうに話をされるので、意識して早く帰ったりしている職員もいるというようなことも聞きます。それから、あとお子様がいる、いわゆるご家庭に何らかの事情があって遅くまで残れないので、家に持ち帰って仕事をしているというような方もたくさんいるということも把握しているようですが、そこの時間をやはりしっかり調査していくことによって、この働き方改革ということにつなげていかなければいけないのかなというふうに思うわけですが、今後の対応について、対策についていかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範）　休憩時間の把握についてなのですけれども、基本的には休憩時間も児童生徒、こちらも残っている時間ということで、保護者からの電話があったりした場合、私たちもそうなのですが、休憩時間だから対応していませんということにならないのかなというふうに認識しております。

持ち帰りについては、第２期、第３期のアクション・プランにおいても、留意事項において持ち帰りは原則行わないということにしております。持ち帰り、どの程度行われているか、ちょっとこちらのほうで把握はしてございませんが、持ち帰り業務が行われている実態ある場合には、その実態把握に努めながら、引き続き業務の効率化、平準化を推進していきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　持ち帰り業務、あります、間違いなく。いや、逆に言えば、もしそれをまだ把握されていないというか、細かい数字は別として、持ち帰り業務があるのかないのか把握されていないということであれば、それはあまりにも遅過ぎるというふうに思いますし、それがあるという前提の上で、この働き方改革について考え、もうこれ多分全国的なことで、十分理解されて把握されているはずです。文科省だって把握しているはずです。それが把握されていないということであれば、そこはちょっと問題かなというふうに思いますし、改めてそこの休憩時間の勤務状況、持ち帰り業務ということについてしっかり調査して、働き方改革、本当の働き方改革につなげていってもらいたいというふうに思いますし、またそういった姿勢で調査するのだということであれば、教職員の皆さんもやっぱり喜んでというか、一緒になってその業務に対して協力していくと思いますので、ご検討いただければと思います。

最後の質問、１点だけです。

長期休業中の研修についてはいろんな課題もあるかと思います。それこそ証拠が見えないというような部分もあるかなというふうには思うのですが、もう時代も変わっていますので、先生たちもやっぱり学校の職場だけで働いていては、今の多様化する子どもたちに対応できないと思っています。そこで満足するような教職員であってはいけないというふうに私も思いますので、もっともっと幅広く見聞を広げられるような、そういった研修体制を承認していく、あるいはもっと強く推進していく、そういった姿勢を教育委員会として取ってほしいという思いでの質問でした。最後にご見解をお願いします。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　町のほうでというのは、なかなか限られるわけなのですけれども、これ道教委が主体的に任命権者として行うべきものでありますので、機会を通じてそうしたお話をしてまいりたいというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸）　以上で、小田新紀議員の質問を終わります。

この際、13 時 00 分まで休憩いたします。

12：11　休憩

13：00　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、長谷陽子議員の発言を許します。

長谷陽子議員。

○６番（長谷陽子）　それでは、通告とおり質問させていただきます。

戦後 80 年、昭和から 100 年を機に平和事業の継続的な取組を。

今年は戦後 80 年、昭和から 100 年という節目の年を迎え、焼け跡から戦争しない国として立ち上がった日本は、復興から高度経済成長を遂げ、繁栄を築いてきたが、そうした時代は過去のものとなりつつある。急速に人口が減少し、経済は低迷している。

また、分断が進む世界では、戦いがやまない状態にあり、例えば、ロシアのウクライナ侵攻は３年となり、イスラエルによるパレスチナ自治区ガザ地区での無差別攻撃が続き、自国第一主義のトランプ大統領が返り咲き、中国との対立はさらに激化しそうな状況にあります。

こうしたことから、戦後 80 年、昭和から 100 年を迎える今年は、平和と民主主義を誓った戦後を見詰め直すときであると考え、幕別町として、これを機に、例えば文芸誌によるこの間の振り返り特集や講演会、動画での発信、町民の空襲体験や学童疎開などの体験を聞く会、図書館やふるさと館での特別企画展示、映画会や小中高生による平和標語や平和を願う作文、メッセージ等の募集、学校での平和教育など、今年だけでなく継続的に平和事業に取り組む考えについて伺います。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　長谷議員のご質問にお答えいたします。

「戦後 80 年、昭和から 100 年を機に平和事業の継続的な取組を」についてであります。

世界の平和と安全を実現することは、人類共通の願いであり、平成 29 年７月７日、国連において、国連加盟国の６割を超える 122 か国の賛成により「核兵器禁止条約」が採択され、多くの国が核兵器のない世界の実現に向けて明確な決意を表明いたしました。

本町におきましては、昭和 60 年 12 月 23 日に、「世界唯一の被爆国として、広島、長崎の惨禍を二度と繰り返してはならず、非核三原則を完全に守り、美しい郷土の自然と豊かな文化を守り、平和な未来を子供たちに引き継ぐ」とした「平和非核宣言」が決議され、この精神の下、平和事業及び平和教育に取り組んでいるところであります。

平和事業につきましては、平和非核宣言の看板を町内４か所に設置しているほか、毎年、平和への

願いを込めた千羽鶴を被爆地である広島市及び長崎市に贈る運動を町民に呼びかけ、昨年度も 4,000 羽以上の折り鶴が集まり、終戦記念日に合わせて、広島市の「原爆の子の像」と長崎市の「原爆資料館」に捧げております。

また、原水爆禁止国民平和大行進実行委員の皆さんが行程中、本年も先月 15 日に本町にお立ち寄りいただきましたが、核廃絶の願いを込めた短冊を託すとともに、激励をさせていただいているところであります。

さらに、毎年８月には、核兵器使用の悲惨な実態を風化させることなく、核兵器の廃絶と平和の大切さについて考えていただく機会として、幕別地区、札内地区及び忠類地区の３地区で順番に、原爆パネル展を開催しているところでありますが、昨年度から、同様の取組を行っている「原水爆禁止幕別協議会」と共催でパネル展を開催しており、本年度は、７月 22 日から 28 日まで札内コミュニティプラザ、８月１日から 15 日まで図書館本館の２か所で開催いたします。

このほか、平和首長会議の一員として、加盟都市との連携を密に行動を共にしている中で、令和４年度から同会議が取りまとめております「核兵器禁止条約」の早期締結を求める署名活動に参加し、昨年度は８月１日から 23 日までの間、役場本庁舎、札内コミュニティプラザ及び忠類コミュニティセンターの各施設内において、署名コーナーを設けたところであり、本年度も同様に実施することとしております。

戦争の歴史を学ぶ取組といたしましては、平成７年９月 30 日に発行されました「町民文芸まくべつ」第 11 号の中で、この年がさきの大戦の終戦から 50 年の節目でありましたことから、「私と終戦」と題した特集を組み、10 人の町民の方からお寄せいただいた戦争体験が掲載されたところであります。

さらに、令和４年発行の第 38 号、５年発行の第 39 号、６年発行の第 40 号においては、史実録など戦争に関する投稿が掲載されており、本年 10 月に発行予定の第 41 号においても史実録が掲載される予定であります。

また、本町にも、空襲による爆弾投下跡や蒸気機関車が破壊された記録のほか、戦没者の名前が刻まれた碑など、第二次世界大戦の暗い傷跡が残されており、新田の森には昭和 20 年７月 14 日、新田ベニヤ工場を中心に、幕別市街地で空襲があったことを示す機銃痕の残る壁がありますことから、学校の社会の授業の一環として、現地を見学し平和の重要性を学んでいる学校もあります。

これまで、町民の空襲体験や学童疎開などの体験を聞く会などについては実施しておりませんが、百年記念ホールでは、町民芸術劇場の主催事業として、戦争によって未来を奪われた若者たちの物語、演劇「遠い約束」が令和元年 11 月に上演されたほか、昨年８月には戦時中に一貫して反戦を訴え続けた僧侶の姿を描いた映画「明日へ－戦争は罪悪である－」が上映されたところであります。

今後におきましては、こうした事実を戦争経験のない多くの方に知っていただくため、機会を捉えて広報紙の特集ページの掲載について検討するほか、節目に合わせて、講演会、映画の上映や演劇などを通じて戦争の歴史に触れる機会を提供することができないかどうか、指定管理者などと密接な連携を図るとともに、近隣市町村で開催される戦争をテーマとした行事等の周知に努めてまいります。

図書館では、町に関する郷土資料を収集するに当たり、町の刊行物をはじめ、歴史・文化・産業など網羅的な収集に努めているところでありますが、町内の戦争の記録や体験、戦跡に関する資料につきまして、本館では主に、郷土資料のスペースの一角に設けている戦争に関するコーナーに保存しており、映像の資料はありませんが、自分史や文集などの一部に関連する記載のある図書を含めますと、約 30 冊を所蔵しております。

例年８月には、「戦争と平和に関係する図書展示」として、戦争と平和にまつわる図書をカウンター近くの展示スペースに集めた特別展示を全館で開催し、期間中には展示した図書を図書館のホームページにも掲載し紹介しておりますが、本年は、「平和非核宣言」が決議され 40 年の節目の年を迎えますことから、先ほど申し上げましたように、特別展示に加え８月１日から 15 日まで、図書館本館において原爆パネル展を開催することとしております。

また、平成 28 年には、図書館のボランティアでありますまくべつ BOOK サポーターによる企画とし

て、ふるさと館事業委員会が調査いたしました三角兵舎跡を中心としたパネル展示を８日間開催、さらに昨年は、戦争時代の記録を次世代に継ぐため、現在では貴重となった生活用品や戦いに赴く前にたたき割る軍猪口（ぐんちょこ）などの展示を 23 日間行ったところであります。

また、ふるさと館では、銃弾が貫通した旧日本軍の水筒や家族らが寄せ書きをした日章旗のほか、軍隊手帳など 25 点を戦争に関するコーナーを設け常設展示しているところであり、今後におきましても、限られた展示品ではありますが、改めて広報紙や SNS 等で紹介し、来場を呼びかけてまいりたいと考えております。

小中学校における平和教育については、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて行われており、小学校第６学年の社会では、我が国が日中戦争や第二次世界大戦など戦争による歴史的な事実を通じ、戦後の民主的な国家として出発し、平和な世界の実現のために国連の一員として重要な役割を果たしていることなどについて学習しております。

また、中学校では、社会の歴史的分野で、世界大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解するとともに、国際協調と国際平和の実現に努めることが大切であること、社会の公民的分野では、日本国憲法の平和主義について理解を深め、我が国の安全と防衛及び国際貢献について考え、核兵器などの脅威にも触れ、戦争を防止し、世界平和を確立するための意識と協力の態度を育成するよう指導を行っております。

なお、ご質問の「小中高生による平和標語や平和を願う作文、メッセージ等の募集」については、一部の学校で題材として取り組んでいるものの、全ての学校において限られた学習時間の中で実施することは難しいと考えておりますが、今後も引き続き、戦争の残した教訓や平和の大切さについて理解が深められるよう、教育委員会を通し、平和教育の充実にさらなる配慮をいただくよう要請してまいります。

本年度は戦後 80 年を迎え、第二次世界大戦で、多くの尊い命、財産、自然、文化を失った体験の記憶が年々薄れつつある中、今後も引き続き、戦争に関わる歴史資料等の収集や、町内の語り部を尋ね当てることに努め、戦争の残した教訓や平和の大切さを学べる機会を設けてまいりたいと考えております。

町といたしましては、町民の間に「平和非核宣言」の精神が根づき、風化させないためには、継続して取り組んでいくことが重要であると考えておりますことから、今後におきましても、引き続き現在のさまざまな平和事業などを通して、町民の皆さんと一緒に平和の尊さを考える機会をつくってまいりたいと考えております。

以上で、長谷議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　長谷議員。

○６番（長谷陽子）　詳しい内容ありがとうございました。

しかしながら、これからは、それだけではよいでしょうか。今、世界情勢を見ていると、第二次世界大戦と同じく領土の奪い合いが始まっています。恐ろしく、子どもたちや女性、老人たちが、巻き添えを食っております。いつかまた日本も巻き込まれるのではないでしょうかと、私は常々心配しております。次の世代に平和のバトンを渡せるよう、今生きている私たちの責任でもあると考える。平和を守るためには、コミュニケーションとか対話を重視し、相手に対しても理解もしくは思いやり等を持ちながら、対話をし続けることが大事だと私は思っております。ですが、今、AI 時代になりまして、いろいろ変化が出てきていると思いますが、町長、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　まず、今、答弁をした内容で十分なのかというご質問でありましたけれども、やりようもこれ以上ないかなと、もうやるだけやってきているというのは、私たちの今考え方でありまして、それよりもむしろ今おっしゃられているのは、外国が我々の意思にかかわらず攻め込んできたときに、どうしますかということでありまして、これはもう国が政府の責任としてしっかりと平和外交をやっていただくしかないのかなというふうに思っています。ただ、我々はできることをしっかり

やる、やっぱり戦争の惨禍を忘れることなく、二度とそういうことが起きてはならない、日本から攻めてはならないと、そういったことをしっかりと学んでもらうこと、大人にもしっかり理解してもらうこと、これが大切だろうというふうに思っております。

○６番（長谷陽子）　ありがとうございました。以上です。

○議長（寺林俊幸）　以上で、長谷陽子議員の質問を終わります。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○11 番（岡本眞利子）　通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

交通事故のない安全なまちづくりを。

内閣府の交通安全白書によりますと、戦後の昭和 20 年代後半から 40 年代半ば頃までは、交通事故死者数と負傷者数は共に著しく増加しております。これは、車社会の急速な進展に対して、道路整備、信号機、道路標識等の交通安全施設が不足していたことに加え、車両の安全性を確保するための技術が未発達であったことや交通社会の変化に対する人々の意識が遅れていたことなど、社会の体制が十分に整っていなかったことが要因ではないかと発表しております。

交通事故のない安全なまちづくりは、住民にとって最大の願いであり、道路の交通安全対策や通学路の安全対策については、保護者から日常的に多くの相談が寄せられております。特に、小学１年生の歩行中の死傷者数は、ほかの年代に比べて非常に高く、「魔の７歳」とも言われております。

また、小学校入学直後の５月に事故は増加しており、当事者レベルで危機意識を共有することが重要と感じることから、以下についてお伺いします。

１、町内の道路（通学路を除く）における安全な環境整備について。

（１）令和６年度の交通事故件数、発生状況及びその対策は。

（２）信号機設置の要請数と設置状況は。

（３）住民からの危険な交差点改良の要望数は。

（４）自転車事故の減少に向けた取組は。

（５）本町の高齢者ドライバーの免許返納の現状は。

２、町内の通学路の安全確保について。

（１）直近３年間における通学路での交通事故の発生状況（件数、場所、時間帯）は。

（２）直近３年間における通学路の危険箇所の把握件数とその対応状況は。

（３）通学路の安全対策の具体的な取組は。

（４）安全対策の実施に当たっての課題は。

（５）安全対策の進捗状況と今後の計画は。

以上であります。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　岡本議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の１点目につきまして、答弁させていただきます。

「交通事故のない安全なまちづくりを」についてであります。

自動車は現代社会において、人々の移動や物流を支える不可欠な存在であり、社会経済の活性化や暮らしの質の向上に大きく貢献しておりますが、同時に悲惨な交通事故の原因ともなり得ます。

このことから、車を運転する者は人命の尊さを深く考え、その社会的責任を自覚し、日々安全運転を心がけることが求められており、交通ルールやマナーに関する住民の意識向上が不可欠で、特に子どもや高齢者に対する適切な交通安全教育の実施が重要でありますことから、町としては、交通安全推進員や交通指導員を配置し、交通安全の啓発、指導及び事故防止活動に積極的に取り組んでいるところであります。

ご質問の１点目、「町内の道路（通学路を除く）における安全な環境整備について」であります。

町内には国が所管する国道４路線と北海道が所管する主要道道３路線及び一般道道９路線、そして本町が所管する町道 1,028 路線があります。

安全な道路環境を創出するためには、通学路を含む全ての道路において、物理的構造を改善し交通の安全性を高める対策が必要であると同時に、交通事故を起こさないための意識と行動が大切となります。

一つ目の「令和６年度の交通事故件数、発生状況及びその対策は」についてと、四つ目の「自転車事故の減少に向けた取組は」については関連がありますので併せて答弁させていただきます。

帯広警察署で公表している交通事故件数は、年単位で公表しておりますが、国道や道道などの道路種別のほか、通学路などの発生場所の詳細を公表していないため、通学路を除く交通事故件数をお示しできないことから、令和６年に発生した交通事故の総件数でお答えします。

本町における令和６年の交通事故発生件数は、全体で 30 件となっており、事故の発生状況としましては、車両相互の事故では、追突が 11 件、交差点での出会い頭の衝突が７件、追い越し擦れ違い時の衝突が２件、正面衝突が１件、右左折時の接触等が３件で、これらの事故で２人の貴い命が失われました。

自転車や歩行者を巻き込む事故では、自転車との接触が２件、歩行者との接触が４件となっております。

死亡交通事故が発生した２件については、帯広警察署、十勝総合振興局、道路管理者及び交通安全担当者が事故現場に集まり、道路の構造的要因や視距不良の有無などの検証を行い、いずれも速度超過による制御不能と強い衝撃により死亡に至った事故であることを確認したところであります。

こうした交通事故の防止に向け、町では、帯広警察署をはじめ幕別町生活安全推進協議会や幕別町老人クラブ連合会と連携を図り、毎年、春・夏・秋の交通安全旗波運動に加え、幕別町老人クラブ連合会での交通安全推進大会において、交通安全意識を深めていただいております。

一方、自転車の事故においては、頭部損傷が死因につながるケースが多いことに加え、被害者への賠償金が高額になるケースが増加していることから、平成 30 年に施行された北海道自転車条例において、自転車損害賠償保険等の加入が努力義務化され、令和５年には道路交通法において、全ての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用が努力義務とされたところであります。

こうしたことから町では、毎年４月の広報紙において、春に向けての自転車の点検と交通ルールやマナーの周知に加え、自転車事故による多額の損害賠償請求の判例などを紹介し、ヘルメットの着用と自転車の損害賠償保険の加入を呼びかけてきたところであります。

また、交通安全推進員による交通安全教室を開催し、幼稚園や保育所、認定こども園等において、道路の横断の仕方や信号機の見方、道路で遊ぶことの危険性等を教育するほか、小学校においても、ヘルメット着用や自転車使用時のルール、歩道通行時の留意事項について教育するなど、子どもや高齢者が安全に外出できる交通社会の形成を図る取組を進めております。

二つ目の「信号機設置の要請数と設置状況は」と三つ目の「住民からの危険な交差点改良の要望数」については、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

住民からの危険な交差点改良の要望のうち、信号機等の設置要望に関しては、令和６年度に９か所の交差点に信号機の設置要望があり、これらの現場を確認し北海道公安委員会に要望をいたしましたが、実現には至りませんでした。

このほか、横断歩道の設置要望３か所、一時停止規制標識の新設要望 18 か所を北海道公安委員会に行ったところ、このうちの一時停止規制標識１件が設置されたところであります。

町では毎年、危険と思われる全ての箇所の改善について、継続的に北海道公安委員会に要望しているところでありますが、全道的に多くの自治体から同様の要望が北海道公安委員会に寄せられており、その実施箇所の選定に当たっては、自動車の交通量や歩行者数、道路の線形や視距の状況など総合的に判断され改善の決定がなされているところであります。

このため要望箇所の多くが実現に至らない現状にあることから、町としては、注意喚起を促す啓発

看板や路面標示を設置するなどの交通安全対策に努めているところであります。

五つ目の「本町の高齢者ドライバーの免許返納の現状は」についてであります。

町民の方が運転免許証を自主返納する場合は、帯広運転免許試験場または帯広警察署において手続が必要となりますが、令和４年度から、より身近なところで返納手続が行えるよう、役場、忠類総合支所、札内支所に警察官を派遣いただき、年２回臨時窓口を開設して自主返納を促しているところであります。

道内における申請による運転免許証の取消件数、いわゆる自主返納者数は、令和４年で１万 7,150 人、５年で１万 4,696 人、６年で１万 6,594 人で、本町を管轄する釧路方面本部管内では令和４年に 1,943 人、５年に 1,627 人、６年に 1,778 人となっております。

なお、帯広警察署管内での運転免許自主返納数は公表されていないことから、本町における運転免許返納者数の総数をお答えすることはできませんが、臨時窓口での返納者数のみで申し上げますと、令和４年に 17 人、５年に 21 人、６年に 22 人となっております。

以上で、岡本議員のご質問への私の答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　岡本議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の２点目、「町内の通学路の安全確保について」であります。

学校保健安全法では、学校における児童生徒等の安全を確保するため、学校の施設及び設備の安全点検と、通学を含めた学校生活、その他の日常生活における安全に関する指導等について、学校安全計画として策定することが求められており、こうした取組において、各学校で通学路を指定しております。また、通学路の設定や危険箇所の把握については、国からの通知等に基づき、登下校時における児童生徒の安全確保について、取組を推進してきたところであります。

しかしながら、平成 24 年の４月下旬から５月上旬にかけ、京都、千葉、愛知の３県において、登校中の児童が巻き込まれる交通事故が連続して４件発生したことから、文部科学省、国土交通省、警察庁による関係省庁副大臣会議が開催され、通学路の安全確保に向けた取組を決定し、全国の小学校の通学路を対象に、学校、教育委員会、道路管理者、警察が連携して、緊急合同点検を実施するよう全国の自治体に要請があったところであります

これ以降、定期的に通学路の合同点検を実施しており、危険箇所の抽出、対策案の検討、作成、対策の実施について、読み原稿のかぎ括弧は生かす「幕別町通学路交通安全プログラム」としてまとめ、公表しているところであります。

一つ目の、「直近３年間における通学路での交通事故の発生状況（件数、場所、時間帯）はについて」であります。

本町における直近３年間の通学路での交通事故発生件数は、令和６年度の１件のみであり、自転車で下校する小学生が、沿道の店舗前に駐車していた車の後方を通過する際に、その車が後進したため接触し、転倒したものであり、擦り傷を負ったものの、ヘルメットを着用していたことから大事には至らなかったものであります。

二つ目の、「直近３年間における通学路の危険箇所の把握件数とその対応状況は」から、五つ目の「安全対策の進捗状況と今後の計画は」までの四つのご質問については、関連がありますので、併せて答弁をさせていただきます。

通学路については、毎年、各学校において状況を確認の上、指定をしており、平成 24 年に実施した緊急合同点検以降、学校等の関係機関が連携して３年に１度合同点検を実施しておりますが、これまで対策が必要な危険箇所での対応については、区画線の設置や、警戒標識の新設のほか、植樹ますを撤去し、歩行動線を確保するなど、７か所が対応済みとなっております。

直近の３年間では、本年２月に合同点検を実施しているため、その際の状況を申し上げますと、新たに対策が必要な危険箇所として、横断歩道に信号機が設置されておらず白線が剥げている箇所、スピードを出す車両が多く危険な箇所、冬期間において雪山などにより見通しが悪い箇所など、７か所

が確認をされ、引き続き対策が必要とされた 24 か所と合わせ、全部で 31 か所の対応について通学路交通安全プログラムに掲載し、併せて関係機関に対応を要請したところであります。

現在、通学路交通安全プログラムに掲載されている対策が必要な危険箇所については、注意喚起や道路の維持管理の徹底、注意看板、信号機、横断歩道の設置等が必要とされており、町が設置する注意看板については速やかに対応し、町道については維持管理の徹底を図っているほか、教育委員会が学校を通じて、児童生徒に対して注意喚起等を徹底するなどの対応を行っております。

しかしながら、信号機や横断歩道の設置については、道路交通法に基づき、公安委員会が行うとされていることから、北海道公安委員会に対して要望を行っておりますが、公安委員会には全道から多数の要望が寄せられていることから、対応が進まない状況であります。

また、国の統計では、歩行者の交通事故で最も多い年齢が、小学１年生に当たる７歳であり、小学校に入学直後で、学校での新しい環境に慣れてきた６月の交通死傷者事故が最も多く、その原因の３割が交通ルール違反の飛び出しによる事故とされていることから、スクールガードによる見守りや、小学校から要望のあった 30 か所に交通安全指導員を配置し､小学１年生の登下校時間に合わせて交通指導を行っているところであります。

今後におきましては、危険箇所における町と教育委員会の対応を徹底し、引き続き公安委員会に対して要望するとともに、各学校における児童生徒に対する交通安全指導の徹底を図るなど、関係機関が連携しながら対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員へのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11 番（岡本眞利子）　では、再質問をさせていただきます。

近年、交通事故死者数は減少傾向にあるものの、令和５年度には全国で 2,678 人が亡くなるなど、依然として多くの命が交通事故で失われております。新聞紙上では、毎日掲載されていることから、私たちの意識も無関心になりつつある傾向のように思います。

幕別町においても、昨年５月、国道 38 号線で相川地区でトラックとバイクの事故が発生をし、男性が亡くなられていたり、また６月には豊岡の町道でライトバンと乗用車の事故で、70 代の女性が亡くなられました。また、７月には国道 38 号線で救急車と乗用車の事故があり、死亡者が出なかったことが幸いでありました。私たちの暮らす町、幕別町から悲惨な交通事故を１件でも多く減らしたいとの思いを、一層の安全・安心を願うことから再質問をさせていただきます。

まず、町内における安全環境整備についてでありますが、少子高齢化が一層進展をする中、子どもたちを事故から守り、高齢者や障がい者が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通の環境の強化を図る必要があると考えます。

そこで、１点目の令和６年度の事故をお聞きしたところでありますが、発生件数が 30 件ということであります。どこの町もそうなのですけれども、国道があることにもよりまして、町外の方の通行量も多いかと思われます。町でどうするというわけには、これはいきませんが、交通ルールを守っていただくということが一番の解決方法ではないかと思います。

そこで、いかに交通ルールを守っていただく方策として、町としてはどのうような考えがあるか、お聞きいたします。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これは一人一人の方がしっかりと自覚をしなければ、なかなか定着しないというふうに思っております。

それで、町内、やることも限られているわけで、国道に出て、いわゆる旗波作戦をして、運転手の方に呼びかけることが主な運動で、これはもう４月の新入学児童が入学するときには、入学式の翌日に、町内３か所、４か所ぐらいに分れて、いわゆる旗波作戦をして、運転手に交通安全ルールの徹底を呼びかけているわけであります。

そのほかにも、夏には老人クラブ連合会が主体となって、これも旗波作戦をやっていただいていますし、その前には講習もやるのです。講習をやって、まずは自分たち、交通安全ルールを守ろうということを自覚していただいた上で、街頭に出て旗波作戦をやっていただいている。また、秋にも旗波作戦をやっているということで、やれることは限られておりますので、そういう運転者に対する啓発と、併せて幼稚園、保育所、小中学校における交通ルールを守ることの大切さというものを、それぞれの教育課程等の中で実施しているところであります。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11番（岡本眞利子）　今、町長がお答えいただきましたとおり、本当に一人一人の思いですね。本当に交通事故に遭わない、遭わせないという思いがなければ、なかなか交通事故というのは減っていかないのかなというふうに私も感じるところで、町長と同じ思いであります。

そこで、２点目の、信号機設置の要望数でありますが、幕別町では、信号機の要請は、令和６年度は９か所ということでご答弁いただきましたが、そもそもでは幕別町全体ではどのくらいの要望があるのかをお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課長。

○防災環境課長（半田　健）　町内の信号機の設置の要望数でございますけれども、答弁の中では、通学路以外の部分では９か所というようなことのお答えをさせていただいておりますけれども、総数で申し上げますと、32か所というような状況となっております。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11番（岡本眞利子）　全体で32か所ということは、幕別町は、忠類、幕別本町、札内というふうに三極化しておりますが、これを全部合わせて32か所ということでよろしいでしょうか。そのうち令和６年度は９か所の要望があったということでありますが、では、この中で一番新しくついた信号機は、どこで、何年で、どの辺りなのかをお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課長。

○防災環境課長（半田　健）　直近で申し上げますと、令和６年の２月に歩行者用の信号機が新設されておりまして、場所におきましては、道道幕別帯広芽室線、若草７号のところに、定周期式の歩行者用の信号機が新設されたのが直近でございます。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11番（岡本眞利子）　その若草７号のところの信号機は、要請からどれくらいの期間で設置されたのかお聞きします。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課長。

○防災環境課長（半田　健）　令和６年に設置をされておりますけれども、ここの場所の信号機の設置要望につきましては、過去から継続的に要望していたところになりますので、少なくとも３年ないし４年以上は経過しているものというふうに認識しております。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11番（岡本眞利子）　全道で信号機の要請、横断歩道の要請ということで、多いかと思うのですが、公安委員会に要望はしていても、現状本当につくまでに何年もかかるということでありますが、要望はもちろん出しているのですけれども、つくまでに時間がかかる、危険なところだから要望しているのですけれども、これはうちの町が悪いわけではないのですけれども、なかなかその要望がかなえられないということに対しまして、要望だけはしていますよという状況で終わっているのか、また何か方法がないのか、そういうところはうちの町としても考えられないのか、お聞きします。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課長。

○防災環境課長（半田　健）　危険箇所の規制標識、信号機等について、毎年継続的に要望させていただいているところでございますけれども、答弁の中にもありますように、なかなか実現に至らないというなことから、町ではそれぞれの場所を確認をさせていただきまして、町としてできるもの、答弁の中にも同じようにお答えをしておりますけれども、立て看板を設置するでありますとか、電柱にい

ろんな標示物を掲示して注意喚起を促す、あるいは横断歩道の設置、交差点付近などには、通学路に今、掲示をさせていただいているのですけれども、止まれの路面標示をして、子どもたちに飛び出さないようにというような注意喚起をするようなことの対策をさせていただいて、要望が実現するまでそのような対応を取らせていただいて、安全対策に努めているところでございます。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　私のほうからは、注意喚起の看板等の設置について申し上げたところでありますけれども、これは補助的な意味合いで、危険なところについては町で対応させていただきます。

ただ、状況が変わって、道路状況あるいは学校等ができて、実は急遽必要な場合も出てきました。というのは、清陵高校が新設でできまして、その際に、鉄道路線通りを渡る横断歩道がなかったのですよね。これについては、やはり日常的に生徒が通るわけですから、横断歩道の設置について公安委員をやっていた方に直接お願いをして、すぐに実現したということがあります。

ただ、なかなかそれも簡単にいかないわけでありますけれども、やはり急を要する場合については、そういった手段も講じながらやっていかなければ駄目かなというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11番（岡本眞利子）　今、町長お答えいただきましたが、すごく理解ができるところであります。

これは浅はかな考えなのかもしれませんが、私としては、例えば、以前信号機がついていたのですけれども、今交通量が少なくなって、信号機がどうしてここ２つも、交差点ごとに信号機がついているのかなというふうに疑問に思うところもあるのですけれども、そういうようなところの信号機を移設するというようなことはできないのでしょうか。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　住民生活部長。

○住民生活部長（寺田　治）　手法としてはできると思います。ただ、その判断は公安委員会のほうでしておりますので、私どものほうで、この信号機をここに移設してくださいというような要望をしても、実現に至るかどうかは分からないというところでございます。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11番（岡本眞利子）　我が町、車で通っていますと、意外と信号機が多くて、ここにも信号、ここにも信号ということで、この信号が、何とか違うところのもっと危険な箇所にという思いもありまして、そのようなことをお聞きしたのですけれども、そういう要望は、ここに信号が必要ではないということはないかと思うのですけれども、比較的交通量が少ないから何とかこちらのほうに移設というような要望は、公安委員会に出されているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　住民生活部長。

○住民生活部長（寺田　治）　移設要望ということは、どこかの信号機を撤去することになるので、そういう要望はしておりません。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11番（岡本眞利子）　信号機がつかないということは、公安委員会に何年もお願いをして、要請をしてつかないということは、何か対策を練らなければいけないのではないかなというふうに私は考えるところでありまして、ここは使わないからここを移設してというような状況にもならないのかなと思いますが、やっぱり何年も何年も、先ほど信号機の要請を何年もしているということで、先ほど一番最初については、若草のところも３年から４年はかかっているということでありますので、何かそういう対策も、町としても考えていくべきではないかなというふうに思うところであります。

それでは、３点目の質問に移りたいと思いますが、３点目の住民からの危険な交差点ということの改善ということでお聞きしたところでありますが、交通事故は比較的交差点の発生が高いと思われますが、国道、道道が交差されているところは、町が改善するというわけにはいきませんが、町道のみの交差点の場合は、町で改善されたようなところはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（寺林俊幸）　住民生活部長。

○住民生活部長（寺田　治）　その改善の手法はたくさんあるのですけれども、例えば交差点改良だと

かは、道路の線形を振るというような改良は、過去には、国道に直角するように町道側を首を振って直角に、そういう交差点改良というのはたくさんやっております。

そのほかでいきますと、当然、交差点付近に道路管理者で行える路面標示を行うだとかという対策は、これまでもやってきております。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11番（岡本眞利子）　では、1点だけお伺いいたしますが、町道と町道が交差している交差点ですが、今うちの町では、点滅ライトで危険をお知らせするようにということで、点滅ライトが設置されておりますが、これも、点滅ライトも、もうつかないところと、もう違うようにというように変えているところもあって、今、蛍光板のシールを貼られていたりする対策を取られておりますが、夜だったら蛍光で光るのかもしれませんが、昼だととても分かりづらい面があるのではないかと思いますが、この点について何かほかの方法を考えることはできないのでしょうか、お伺いします。

○議長（寺林俊幸）　住民生活部長。

○住民生活部長（寺田　治）　結論から言うとできないという答えになってしまいますが、一番いいのは信号機ということで、岡本町議おっしゃられている場所は大体想像つくのですけれども、定周期型信号機という、定期的に青と赤が変わる信号機をつければいいのですけれども、あの信号機が一番難しくてですね。というのは、交通量がないとやっぱり駄目なのですよ。双方の交通量がないと、あの定周期型信号機というのは設置はなかなか難しいと言われています。というのは、赤信号で止まっていても、車が全く来ない交差点だとかなりストレスたまりますよね。ですので、それなりにやっぱり交通量が、双方の道路がないと、定周期型というのは設置が難しい状況でございます。

なので、私たちは、なるべく分かりやすいように点滅のライト、レッドアイという、あれ結構金額するのですけれども、そういう事故の多いところではそういったもので対応しております。全ての箇所に対応はできていないのですけれども、事故の発生件数が多いところについては、そういった補助のものを使って対応しているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11番（岡本眞利子）　今、部長おっしゃったのよく分かるのですが、住民の方からご相談もあったのですけれども、本町で言うと、JAのところから来るところと、道道と交わっているところの道路などは、夕方5時過ぎになるとすごい交通量なのですよね。それで、あそこに押し信号か、矢印かの信号がつかないのかというご相談もいただいたのですけれども、なかなかそれも本当に難しいのは分かるのですが、時間帯によって、5時になるとすごい本当に危ない状況がどんどん入ってきますので、危ない状況になっているのですが、ああいうようなところは、何とか改善されるような方向性はないのかお聞きします。

○議長（寺林俊幸）　住民生活部長。

○住民生活部長（寺田　治）　交差点自体は、危ないというか、ちゃんと止まれば危なくないわけなのですよね。止まらないで行く車がいるので危ないということで、きちんと止まれを促すような対策を取るしかないというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11番（岡本眞利子）　ぜひ早急に、その対策を打っていただきたいと思います。

それでは、4点目の自転車事故の減少に向けた取組でありますが、これからの季節、夏に向けて特に利用者が広がり、高校生の通学をはじめ、自転車愛好家が増えてくるかと思われます。

一方、利用に伴って違反も増えているようで、令和5年度の違反検挙数は、全国でも4万4,207件にも上っているそうです。さらに、自転車に加わる交通事故件数も全国では7万2,339件と、全国交通事故数の2割を超える増加傾向にあるようです。

そこで、本町でも直近で自転車に関する人身事故の発生数、またひやっとした事故にならなかったケースなどをお聞きしたわけでありますが、数字的にはあれなのですけれども、そのようなところが町としてもどうなのかなというところもありますが、自転車に乗り始める小学生や中学生、高校生に、我が町の教育委員会としては、交通事故対策についての指導は、どこまで、どの程度まで行われているのかお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　ちょっと高校生に対する教育委員会からの交通安全指導に対しては、ちょっとやっていないものというふうに認識しております。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11番（岡本眞利子）　小さな低学年や中学生ぐらいまでは、交通指導というところで、町としても行って、教育委員会としても行っているかと思いますが、高校生の状況としたら、やはり高校生が一番自転車に乗る率も多いのではないかなと、また距離も長いのではないかなということも考えましてお聞きしたところでありますが、交通安全の観点から、努力義務とされているヘルメットですね、このヘルメット着用率のデータなど、小学生、中学生、そして高校生、この状況からデータをお取りになったことがあるのかお伺いします。

○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範）　すみません。小学校、中学校におけるヘルメットの着用率だったのですけれども、直近では、令和５年の５月時点で、こちら調査というわけではなく確認だったのですけれども、当時、小学校では97.1パーセント、中学校では4.0パーセントということで、通学時の着用率を確認しております。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課長。

○防災環境課長（半田　健）　参考までに、交通安全指導員が、各学校において交通安全教室を実施しております。その際のヘルメットの着用、特に自転車教室に当たられます対象の学年の子どもたちの着用率で申し上げますと、令和５年、道路交通法によってヘルメットが努力義務化された年の初年度ですけれども、交通安全教室におけるヘルメットの装着率としては31.5パーセント、令和６年度においては45パーセント、令和７年度、今年度ですけれども、今年度においては43.3パーセントというような装着率の状況となっています。

ただ、各学校においては、令和５年の道路交通法の改正当初においては、装着率については100パーセントに満たない学校がありましたけれども、令和７年度、本年度においては、３校ほどで装着率が100パーセントになって、交通安全教室を受けているという学校もございますので、学校においても、継続的に指導されていることによって、装着率は向上してきているというような状況にあります。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11番（岡本眞利子）　装着率がだんだんと上がっているということで、今お聞きしたところでありますが、私も幕別中学校を通りましたら、ヘルメットを着用している子が全然いなくて、止まって見たのですけれども、なかなか見当たらなかったような状況もあるのですけれども、たまたまだったと思いますが、ぜひとも学校としても100パーセントを目指して、少しでも頭を守る、体を守るという観点からも、装着はもう義務づけといっていいぐらいの装着率に上げていただきたいなというふうに、努力をしていただきたいなというふうに思います。

また、これはどうなのかなと思いますが、子どもたちはそれでいいのですけれども、大人の方の自転車のヘルメットの装着というのも、なかなか少ないのではないかなというふうに思いますが、広報などでもお知らせはしてありますが、何とか一般の方の自転車を利用する方に、ヘルメット着用をお知らせするというような手を今後も尽くしていただけたらなというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課長。

○防災環境課長（半田　健）　一般の方については、答弁の中でもお答えさせていただいておりますけ

れども、春に広報の中で、幕別の中でお知らせをさせていただいておりまして、ヘルメットの装着と保険の加入ということでお知らせをさせていただいております。今現在、広報の中では、年１回という取組でしかございませんので、回数を増やすなどして、広報に努めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11 番（岡本眞利子）　ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

では、５点目の高齢者ドライバーの免許返納現状あります。

ここ数年さらに高齢ドライバーの事故が発生をしており、単なる物損事故だけではなく、重大な人身事故等も増加をしております。特に高速道路や一般道路での逆走のニュースは、度々耳にするようになりました。しかしながら、現状を考えますと、地方では交通網の不便さから、高齢になっても運転をしなければ日々の生活や農作業などに障害を生じる、高齢者になっても免許の更新ができるのであれば運転をするという方が多く見られるようですが、高齢ドライバーによる交通事故が社会問題化している現状でもあり、我が町として、独自の支援対策などは計画はされているのかをお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課長。

○防災環境課長（半田　健）　現在、町のほうでは、高齢者の方々を対象にしてということで、コミュニティバスの無料乗車券の発行をさせていただいております。特に 65 歳以上の方の高齢ドライバーの運転による事故が多いというようなことも含めまして、町では、令和５年から 65 歳以上で 74 歳未満の方の免許返納をされた方につきましては、コミュニティバスの無料乗車券の発行をさせていただいているというような状況でございまして、75 歳以上の方の免許返納も当然あるかとは思うのですけれども、75 歳以上の方につきましては、高齢者の外出を支援するという考え方の下、無料乗車券を発行しておりますので、65 歳以上の免許返納の方に対する支援という取組をさせていただいているところでございます。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11 番（岡本眞利子）　コミュニティバスの無料ということは私も承知をしておりますが、さらにその先の支援策、町独自の支援策ということで、タクシーチケットを出すとか、何回までは乗れるとかというようなそういう状況も、この先のことを考えまして、話が進んでいかないのかなという思いで質問させていただいておりますが、町独自のということで、この先はどのような考えでいらっしゃるのかお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　免許返納者に、一律的に何でもかんでも支援をするということはなかなか難しい話でありまして、まずは年齢関係なく、しっかり運転できる方は運転していただいて結構なのですけれども、誰も運転できなくなって、誰も世話してくれない、病院行きたいけれども病院にも行けない、買物行きたいけれどもできないという方については、外出支援サービスという形がありますので、今のところは、そういった免許返納と外出支援サービスを使いながら生活していただきたいなというふうに思っていまして、時代が変わればまた考え方が変わってくるでしょうけれども、現時点においては、今の制度を維持してまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11 番（岡本眞利子）　今、はい、理解できます。

それでは、免許返納の出張窓口でありますが、もう３年、令和４年から続けているということで、昨年は７月 23 日に札内、本町と忠類ということで行われております。ご答弁では２回というふうに出ておりました。２回目は冬に行っていたのか、再確認をさせていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課長。

○防災環境課長（半田　健）　１回目は７月ということで、岡本議員おっしゃるとおりでございまして、２回目は秋ということで、10 月から 11 月にかけて、それぞれ同じように３か所で実施をさせていた

だいております。
○議長（寺林俊幸）　岡本議員。
○11番（岡本眞利子）　秋のところはちょっと私も確認不足だったのですが、やはり夏前では運転できても、秋から冬にかけては、免許返納に行くのにも試験場まで行くのがちょっと不安だなということも考えられるので、２回されているということで、分かる範囲での免許返納数を、今、出していただきましたが、やはり夏よりも冬のほうが事故が多いのではないかなという予測をされますので、このように２回されているということで、今後もぜひとも続けていただきたいなというふうに思います。免許返納しやすい環境を、我が町としてもつくっていくことは大事かなというふうに思います。
　それでは、通学路の確保についてをお聞きしたいと思います。
　通学路における安全確保は、児童生徒の命を守る上で最も重要な課題の一つであり、児童生徒が学校に到着するまでの間の重要な経路であります。しかし、2021年千葉県八街市では、下校中の小学生の列にトラックが突っ込み、児童５人が死傷するという大きな事故が発生しました。そこで幕別町において悲惨な事故、未来ある子どもたちの命を守るという観点から質問をさせていただきます。
　１点目の、通学路の事故発生状況をお聞きしたところでありますが、令和６年は１件ということで、ヘルメットを着用していたことから大事には至らなかったということで、一安心するところでありますが、油断はできないのかなというふうに考えるところであります。
　通学路の安全確保につきましては、まとめて答弁いただきましたので、私もまとめてお聞きしてまいりたいと思います。
　通学路前の横断歩道の白線が薄くなっているところ、これは路面標示、公安委員会に申請をして引き直していただくのですが、これは毎年、冬、除雪をしますから、消えてしまうことは明らかに分かるのですが、これを毎年春には確認をされているのかお聞きいたします。
○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。
○学校教育課長（酒井貴範）　白線の確認なのですけれども、各学校において、春に通学路の確認ということで、各学校において行っているということです。
○議長（寺林俊幸）　岡本議員。
○11番（岡本眞利子）　各学校にお任せをしているということで、では、各学校で白線が薄くなっていても、申請されなければいつまでも白線が薄くなっているという状況でよろしいのでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　住民生活部長。
○住民生活部長（寺田　治）　この横断歩道については、交通規制の標識ですので、公安委員会の対応になりますので、先ほどの信号機と同じふうにあのタイミングで要望しているのですが、学校だけではなくて、学校前の横断歩道に交通指導員が立っていますので、そちらからの情報も私どもいただいておりますので、薄くなったところは一緒に要望はしているのですが、答弁のとおりなかなか再設置に至っていない状況でございます。
　以上です。
○議長（寺林俊幸）　岡本議員。
○11番（岡本眞利子）　私も昨日、各学校の前の横断歩道を確認に参りました。そうしましたら、やはり学校前だけはもう本当にきれいに塗っていただきたいなと、改善をしていただきたいなという思いで見てきたのですけれども、冬の除雪でどうしても消えてしまうのはもうこれ仕方ないと思うのですが、何年かに一遍は必ず学校前は優先的にお願いを、申請をしてもお願いをしてもなかなか順番が来なくて、白線をきれいにしてもらうのには、もう秋ぐらいに、秋まで行かないかな、もうちょっと時間がかかってしまうということもあると思いますので、何年かに一遍は、もう学校前は優先的に塗り替えてもらうようなことはできないのかお聞きします。
○議長（寺林俊幸）　住民生活部長。
○住民生活部長（寺田　治）　おっしゃっていることは大変よく分かるのですが、私ども要望する立場にありますので、引き続き要望をしていくしかございません。

横断歩道の停止線に刻印が押してありまして、ですので公安委員会でしか引くことができない、道路管理者でも引くことできるのですけれども、引いた会社名が分かる刻印が押してありますので、切符を切るというか、交通規制をかける標識でございますので、薄いところについては、引き続き要望を繰り返ししていきたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11 番（岡本眞利子）　次に、学校前の通学路の街路樹ですね。街路樹が信号にかかって見えないとかというようなこともあるのですけれども、ここはどこが管理をしているのですか。

○議長（寺林俊幸）　建設部長。

○建設部長（河村伸二）　道路敷地内にあります街路樹につきましては、町のほうで管理しております。道路管理者で管理しております。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11 番（岡本眞利子）　通学路前の街路樹で信号機が見えづらいというようなこともありますので、これは道路パトロール車が管轄をして見ていただいているのか、教育委員会からここがちょっと見えづらいからという要望をいただくのか、そういう連携をしながら通学路の環境整備をしていただきたいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　建設部長。

○建設部長（河村伸二）　先ほどの答弁ですけれども、町道に関しては町で管理しておりますので、道路パトロールにおきまして、その信号機等、標識にかかるような箇所があれば、随時適切に管理していきたいというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11 番（岡本眞利子）　ぜひよろしくお願いいたします。

最後になりますが、通学路にしても、生活道路にしても、貴い命がなくなるようなことのないように、危険箇所また危険箇所と確認されたところは、町の対策を早急に進めていただき、関係機関との連携が必要なところに対しては、申請をすれば終わりというわけではなく、時間がかかる場合でも、ほかに策がないか､ほかの手法がないかという粘り強く進めていただくということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（寺林俊幸）　以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、14 時 25 分まで休憩をいたします。

14：15　休憩
14：25　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○16 番（谷口和弥）　通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

１、町長等の執行機関と緊張関係を保ち、行政執行を監視する議会に。

幕別町議会は平成 26 年４月１日、住民自治の主権者である町民への誓約として、職員、議会の活動原則並びに議会と町民及び町長等との関係など基本的な事項を定め、議会の最高規範として、「幕別町議会基本条例」を制定しました。

「幕別町議会基本条例」はその前文で、「日本国憲法は地方自治を規定しており、その本旨に基づく地方自治法は、地方公共団体の役割として、住民の福祉の増進を図ることを定めている。幕別町長とともに幕別町民の代表である幕別町議会議員、幕別町議会は、町長等の執行機関と緊張関係を保ちながら、幕別町の意思を決定し、行政執行を監視及び評価する議事機関としての役割と責務を果たすとともに、町民の意見を反映した政策提案機能の充実を図らなければならない」と定めています。

今年４月、北海道新聞の取材で、北海道内人口上位 12 市のうち９市議会と北海道議会で、自治体職員が議員の質問をつくる「やらせ質問」や、自治体職員が首長提案の「賛成討論」をつくることが横行していることを明らかにしました。北海道新聞ではその社説の中で、「これらは有権者の期待を裏切る行為であり、地方自治の根幹である議会制民主主義を形骸化させるものだ」と指摘しています。

ついては、以下の点を伺います。

（１）自治体職員が議員の「質問」や「賛成討論」をつくる行為に対する町長の見解を伺います。

（２）これまで幕別町議会において、町職員が議員の「質問」や「賛成討論」をつくるケースはあったのか伺います。

二つ目です。「幕別町職員提案制度」を活用し、職員のアイデアが生かされる職場に。

行政運営を取り巻く環境は、依然として厳しい財政状況の中、国の構造改革や地方分権、規制緩和、権限移譲などの進展に加え、少子高齢化を背景とした行政課題は確実に増加しています。このような環境の中で、幕別町は昭和 62 年の「第１次行政改革大綱」を皮切りに、質の高い行政サービスを効率的かつ効果的に提供するために、平成 28 年度から平成 37（令和７）年度までの 10 年間を期間として、「第４次行政改革大綱」を策定しました。

「第４次行政改革大綱」は、今年度で最終年度となります。「第４次行政改革大綱」の後期推進計画では、「迅速で機動性の高い行政組織の確立」に向けて「職員の能力・意欲の向上と人材育成」という項目があります。その項目には「政策決定や業務改善などのさまざまな場面において、多様な手法によりアイデアを募り、職員の能力の活用を図るための「幕別町職員提案制度」が示されています。職員にとって、自分のアイデアが生かされる職場づくりは急務であると考えます。

ついては、これまでの「幕別町職員提案制度」の提案件数及び採用件数並びに職員提案制度活用の成果について伺います。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　谷口議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「町長等の執行機関と緊張関係を保ち、行政執行を監視する議会に」についてであります。

地方自治体は、執行機関の長と議事機関であります議会の議員をそれぞれ住民が直接選挙で選出する二元代表制を取っており、執行機関と議会は、それぞれ独立・対等の関係に立ち、相互に緊張関係を保ちながら協力して自治体運営に当たる責任を有しております。

ご質問の１点目、「自治体職員が議員の「質問」や「賛成討論」をつくる行為に対する町長の見解を伺う」についてであります。

いわゆる「一般質問」は、定例会において、議員が町の施策の状況や方針、政策的提言などを行政機関に直接ただすものであり、「討論」は、提出された議案に対して、各議員が賛成、反対の立場を表明し演説をするものであります。

こうした質問や討論というのは、議員に与えられた権利で、各議員の知見と活動の集約であり、報道にあるように「地方自治の根幹である議会制民主主義を形骸化させる」という指摘については当然のこととして捉えておりますが、これらの他の自治体での行為について、私が見解を述べる立場にないと考えております。

ご質問の２点目、「これまで幕別町議会において町職員が議員の「質問」や「賛成討論」を作るケースはあったのか伺う」についてであります。

ご質問の１点目についてお答えしましたとおり、「質問」や「討論」は、議員の知見と活動の集約であり、議員固有の権利でありますことから、職員が議員に対して質問を作成させてほしいと依頼をしたり、議員から職員に対して質問の作成を任せるような事例はなかったと認識しております。

次に、「「幕別町職員提案制度」を活用し、職員のアイデアが生かされる職場に」についてであります。

本制度は、職員からの事務事業の改善や町政に関する積極的な提案を求め、町政に対する職員の参

加意欲の高揚を図るとともに、行政運営の効率化を推進し、もって町民サービスの向上に資することを目的として、昭和61年度に創設した制度であります。

創設当時は、企画に関する提案は企画調整課、今の現政策推進課であります。事務・業務に関する提案は総務課を提出先としておりましたが、平成24年２月に、提案の提出先を企画室、今の企画総務部ということになりますが、に一本化するとともに、審査委員会を設置することを定めるなど要綱を全部改定したところであります。

また、職員の能力・意欲の向上と人材育成の観点から、行政改革大綱推進計画の推進項目に位置づけ、「職員一人一提案」を募るなど職員からの積極的な提案を促進してきたところであります。

一つ目の「幕別町職員提案制度」の提案件数及び採用件数」についてであります。

職員からの提案事項は、職員の創意工夫による具体的かつ実現的なもので、町民サービスの向上に関すること、事務事業の改善または能率向上に関することや経費削減に関することなどを対象としており、審査委員会における評価を踏まえ、私が提案の採用の可否を決定しております。

要綱を全部改正した平成24年度からの実績は、提案件数は13件、採用件数は８件であり、新たな広報媒体としてSNSを活用するなど、政策に反映している案件もありますが、近年は、応募件数が低調に推移しております。

本制度の活性化に向けて、制度の周知はもとより、業務改善を提案してもよいという雰囲気をつくり上げることが重要でありますことから、所管課長は提案を引き出すような配慮やアドバイスを行うなど、提案しやすい環境を整えることが必要であると考えております。

私といたしましては、提案制度にのっとって、書面を提出することは職員にとって相当勇気がいること、気になることがあっても、担当業務に追われて提案をまとめる時間がなかなか見いだせないことなどが低調な要因となっているとも考えられましたので、令和４年１月４日の仕事始めの挨拶の中で「一人一善」に取り組んでいただきたいと申し上げ、どんなささいなことであっても、日常的に改善の意識を持って業務に当たること、さらには、気のついた点があれば、たとえ上司に対してでも遠慮することなく発言し、議論するよう促したところであります。

二つ目の「職員提案制度活用の成果」についてであります。

本制度は、個々の仕事の垣根を越えて広い視点で、仕事に取り組む姿勢を身につけることを助長し、常に前向きに業務の改善を意識する姿勢を養う人財育成に大変有効な制度であり、組織の活性化につながるものと考えておりますので、本年度は、新たな行政改革大綱策定に当たり、日頃改善すべきと考えている事項も含め、職員から提案を募り、効率的な行財政運営の推進に活用してまいります。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16番（谷口和弥）　それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

町長の一つ目の質問に対する答弁でありますけれども、私が道新の社説を引用して、これはこういうことだと言った言葉、それをそっくりそのまま答弁に引用して返ってきたわけであります。これは非常にいい答弁だなと、私は思って聞いておりました。

何で笑うの、町長。

こういう考えでもって行政運営をしてくださっているのだったらば、非常に安心だなと。この町の町長は誇らしい姿勢を持っているなというふうに感じて、この一つ目の質問を聞いておりました。

ただ、私は、ほかの12市町や道のことなどは、どう思うとは聞いていないから、それに対して答えるあれはないというのは、ちょっと勇み足の答弁だなというふうに思ったことを指摘させていただきたいと思います。

二つ目になります。今までなかったかと、やらせ質問や町長提案の賛成討論を職員がつくるということがなかったかということについては、なかったということで認識しているということでの答弁がございました。どのようなこの認識を持つに当たって、どのような経緯で、調査でもって、ないというふうな答弁になったかをお尋ねしたいのです。

町長は、町長になる以前から、教育長、経済部長、企画室参事という、もう町の、町長の側近の中心にずっといらっしゃった方で、よくいろんなことが見えていた方なのだというふうに思うのですけれども、こういうふうに、なかったということに対して、という結論になったとの経過をお聞かせください。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　お褒めをいただきましたが、ひとつ勇み足ということもありました。これは、権限がないということでありますから、私は幕別町の行政については権限がありますが、ほかの自治体については権限がありませんので、それはやっぱり立場がないのだよという意味で申し上げたわけでありまして、誤解をしないようしていただきたいというふうに思います。

それで、そういったケースが幕別町ではないというのは、当然これはもうあるわけがないという、もう調査したわけではありません、当然あるわけがないと思っています。

ただ、通告があって、質問の要旨が分からないときにはそれを尋ねないと、食い違いが、行き違いが生じるので、そこは確認してくれよということは、町議で答弁調整をするわけですが、その中でも、部長以上の職員についてはそういう認識に立っておりますので、それを、こういった質問をしてくれだとか、こういうような質問をつくってやれとか、そういうことはもうあってはならないことですし、私、幕別町においては全くないものというふうに思っています。それは、私の姿勢が、そういうことは許さないというふうに思っていますので、それは十分浸透してもらっているかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16番（谷口和弥）　町長の姿勢の中ではそれは許さないのだということは、非常にまたこれもすばらしい姿勢だなと、政治姿勢だなというふうに思いました。

ただ、やっぱり町長の認識の中で、調査はされていないということでしたけれども、そうでない実態というのはあるのだというふうに、私は認識しているのです。

私も、自分の目で見た、直接自分が、自分がというのは、その人がここでこういうことあったのだという話と、それからうわさ話や、いろいろなそのときの情景から想像させるものとは全く区別していて、事実と、それからそうでないものというのは、はっきり区別してここではしゃべらないと、大変なことになるなということの認識はしています。

やはりそれは議員のほうから賛成討論を頼みにいったりする場面も見ておりますし、その原稿も見て、これどうなのと聞いたらば、書いてもらったよという答弁があったり、それからそのことをその人に確かめに行ったらば、私が書きましたと。谷口さんも、頼まれれば書いてあげますよというふうに言われたり、私がこの質問通告書を出してから、もう既に勇退された議員から、これこれこういうときのお礼もらったよと、そういったことなどは話がありました。

ですから、町長のそういう強い輝かしい姿勢の中であっても、町長の知らないところで、そういうことは昔からかなり以前からあって、今、最近はどうかと言われると、例えば決算や予算の中で、賛成討論、反対討論なんていうことの場面も、この10年ぐらいはなくなったし少なくなったかなと、ないのかなというふうに思うのですけれども、少なくとも町長が町の中枢にいたときの時点で、そういうことがあったのだということの指摘はさせていただきたいと思います。

これは、私がうわさ話だ何だ、勝手に想像して言ったものではないのだということを言っていて、このことをぶり返してもしょうがないから、一層強くそういうことがないようにしていただきたいなというふうに思っているところです。

いろいろと町長選挙に関わることなど、指摘したいことなどがあったのですけれども、ちょっと今日はやめにします。話をしていてね。

二つ目にいきます。職員提案制度についてであります。

この平成24年に要綱改正があって、その後、今13年たってる中で、提案件数が13件、採用件数が８件、答弁の中では非常に低調に推移しているということでありました。

低調に推移されている理由について、町のほうで考えていることを改めてお聞きしたいなというふうに思います。どのようなことで推移が低調なのかということを改めてお答えになってください。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これは先ほど説明したとおりでありますけれども、やはり時代の世相というか、今の気質が変わってきたのかな。積極的に、前向きに、これを改善していきたいという提案することは言うのですけれども、それを言ってしまうと、浮いてしまうとか、他人事には関わりたくないだとか、あるいは忙しさということもあるのかもしれません。ですから、本来はどんどん出してきてほしいのですが、多分に今の気質からすると、職場環境が私は影響してるのかなという、そんな思いでおります。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16番（谷口和弥）　いろいろほかの自治体や企業で、この職員からの提案制度を持っているところというのはあります。非常に活発に利用されている、そういう自治体を見ていくと、その町のホームページの中で、これは職員に向けた制度なのだけれども、こういう制度を持っていますよということを非常に鮮明に出していて、こういう制度があるのだったらば、町民からも、町長に直接言いましょうだとか、議員に言いましょうだとか、町内会長に伝えてもらいましょうだとか、そういうのではなくて、一般に普通に窓口の中で対話しながら、職員と対話しながら、その制度をつなげてもらうような、そんなことにつながりやすいなというようなものが多く見られます。

幕別町の場合は、そういったことにはまだ至っていないのですけれども、こういう制度があるということを明らかにしておくことも、町民やそれから職員に対して、有効にこの制度が利用される道筋になるのだと思うのだけれども、その点ではどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　確かに、外に向かってこういう制度ありますよと、開かれた行政していますよということ大切なのだろうと思うのですが、まずは職員がしっかりこの制度を踏まえて、前向きに提案をしてもらうことが何よりだというふうに思っています。そういう意味では、職員に対しては、提案してくださいということは申し上げているわけなのですが、ただやっぱり答弁の中でも申し上げたけれども、この職員提案制度にのっとると、どうも形式張って敷居が高いなと思う職員も私はいるのだろうなと思います。そういうことで、「一人一善」ということを新年の挨拶で申し上げましたし、これは、日頃から思ったことは遠慮しないで言えと、そういうことはあっちこっち職員のところ回って遠慮するなよということは言っているわけで、町長に言われたらかえって遠慮してしまうのかもしれませんけれども、そういう雰囲気は、私自身つくっているつもりですし、今後、管理職の職員に、そういう胸襟を開いて、何でもいいから本当に言えと、窓口でもいいから言ってくれということを、私は常日頃会話を、コミュニケーションは職場の活性化につながるというふうに思っていますので、職員提案制度に限らず、何でもコミュニケーション図るようなそういう職場づくりが、最後は職員提案制度の活性化にもつながっていくのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16番（谷口和弥）　今の町長のご答弁は、まさにそのとおりだなというふうに思うのです。やっぱり雰囲気なのだと思うのですよね。

要綱が改正された平成24年ですけれども、その前の、だから改正前の要綱になるのでしょうね。平成13年、前町長の時代、新聞の資料の中に、初めて、当時は町長室で懇談をするという形を取っていたようで、そのことの記事が紹介されています。平成13年の12月の新聞記事です。

2009年入職の３人の若手職員が、町長室で、そしてそれぞれ提案をしていると。とても和やかな雰囲気で行われていて、とてもよかったという感想がその新聞記事なんかに書かれている。やっぱりこういうことになっていかないと、そこでいろいろ難しいことを、この提案の理由はどうだこうだというふうなことがもしあったりすると、敷居が高くなっていく。そこで、当然狭い部屋になるのでしょう。そこで詰問を受けるようなことになってしまったという印象受けたらば、もういいやと。それを

伝え聞いた職員からも、この制度いいやとなっていってしまう。

町長が、和やかな雰囲気でやるようにということは徹底していただきたいし、それから町長に上っていくまでの経過、今の要綱ですと、総務部長がこの職員提案制度の委員会の委員長なのですね。そこでしっかり話を聞いて、またこんなふうに聞いてもらえるのだったら、またいろいろ考えてみようと言われるような、そんな雰囲気の中でやっていただきたいと思うのだけれども、その辺はどうでしょう、心がけていただいていますか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これ雰囲気づくりは、いろいろな方法があるでしょうし、一人一人の管理職であったり、職員の気持ち次第で随分変わってくるのだというふうに思います。

それで、さっきの平成13年11月ですか、町長室に若手新採用職員が集まって懇談したということでありましたけれども、ちょっと私は記憶になくて、ごめんなさい、覚えておりません。

ただ、私も町長になって、スマイルミーティングといって、新採用職員だったり、あるいは入って３年たった職員と昼ご飯を食べながら、全職員とそういうスマイルミーティング、自由な話題で話をしたことがあります。ただ、これも、そのときは私はよかれと思って、気楽にご飯食べて、いろんなことを話し合うことはいいと思ったのですけれども、どうも後から聞くと、町長とそういう場で昼休みご飯食べると、喉通らないと言うのですね。いや、そうなのだと思って、かえって逆効果だったのかな、そんな実は思いというか、残念な思いをしているわけなのでありますけれども。では、ご飯を食べるのではなくて違う場で、自由に若者の考えていること、あるいは採用になって悩んでいることですとか、改善すべきこと、それを自由に発言してもらうほうが必要なのかなと思って、今どういう形がいいのか、私の中でも考えているところであります。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16番（谷口和弥）　いろいろ考えてらっしゃるということでありました。

行政報告にあったように、今年度、第４次が最終年度で、飯田町長が本部長となって、第５次行政改革大綱をつくっていくということの中では、当然この項目を重要な項目として、第４次と同じく載ると思うのだけれども、そういうことでよろしかったですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これは、まず私が指示したらいいものができませんので、まずは職員から積み上げていただいて、その中の項目として、どう扱われるのかなというふうに思っておりまして、ここで言うと、何か載せなければ駄目だと職員が思ったら困りますので、そこは自由な発想の中で推進項目をつくってもらいたいなというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16番（谷口和弥）　分かりました。町長からトップダウンではなくて、上がってくるものを今待ちたいという姿勢、それも正しいのだというふうに思います。

若手職員を中心に、大変役場職員の退職が多いのだと、近年多いのだということは聞いています。そのことが必ずしも職場環境がということではないのだということは思いますけれども、そのことが理由の職員というのは、やっぱりいるのではないかなというふうに思ったりするのですよね。

先日も、教育委員会に配属になった新入職員さんが、５日ぐらいで退職なさったというような話も聞いています。採用の時点では、この人はやれるということで採用してきているわけで、とても残念な話で、やっぱり短い期間で、就業期間で、若い職員さんが辞めるということは、その職員さんの所属していた課も、係も、当然その職員さんの成長に一生懸命に力を注いでいて、そしてめどが立ったのかのかどうなのか分かんない段階かは、それは人によってですけれども、それがすぽっと抜けてしまって、また新たに新入職員さんが配属されてくると。また一から育成の努力をするということの中で、大変疲弊もしているのだという状況なども、ちらちらと耳にしているところであります。だから、すごく人材というのを、大事にしていないのだよというふうに言っているわけではないですよ。ますます大事にして、長く勤められるようにする、そういう環境づくりのためには、この職員提案制度と

いうのが生きてくることは、その一つになるのだなというふうに思うのですよね。

この制度を利用して、働きがいのある職場に、より一層していただきたいというふうに思うのですけれども、それに対する感想いただけませんか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　やはり提案をしていただいて、それが採用されると、非常に自信につながるし、そのことでまた前向きにいろんな提案をしてみようと意欲にもつながる。非常いい制度だというふうに思っておりますので、これはやっぱり引き続きこの提案制度を残しながら、いかに提案してもらえるかという雰囲気づくりに努めなければならないというふうに思います。

それと先ほど、若手職員の退職の話が出ましたけれども、やはり今どうも私が見てると、やりがいというのがあまり感じてもらえないというか、普通何かやり切ると、やり切ったなと思って、次もまた頑張ろうというふうに思うのでしょうが、そういうサイクルが、最近、感受性の問題だと思うのですが、あまり感じない世代になってきているのかな、そんな私は感想を今持っています。

ただ、そうは言いながらも、褒められてうれしくない人間はいないわけですから、やっぱりしっかりとできたことについては褒めて、次また頼むぞということを伝えていくことによって、どんどん前向きに意欲を持って仕事をやっていただけるのだろうなというふうに思っていますので、そのことも庁舎内全体でそういう雰囲気づくりもしなければならないなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16番（谷口和弥）　細かいことだけれども、もう一点お尋ねしますね。

この要綱見ますと、表彰制度がありますね。採用された提案についての表彰制度。８件採用されたと、要綱改正後13年で８件採用されている。その中で、表彰に至ったケースというのは何件ぐらいあるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉）　現在、８件の採用された中に、表彰されたというケースはございません。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16番（谷口和弥）　どんな提案がされたかは私は分からないけれども、それらのことも、今、町長からやりがいのあると、提案してよかったと、そういうふうに思われるということの中では、そういう制度を活用していくことも大事なのではないでしょうか。ほかの自治体の職員提案制度の話も、さっきパンフレットのことを話しましたけれども、やっぱりこの表彰制度も有効に使っているようです。たくさんあって、その中で年間どれぐらいかという、そんなレベルの自治体も多々あるようです。

そういったふうな、なかなか忙しくてということあるでしょうけれども、雰囲気になるような町にしていただきたいというふうに思います。

私のほうは、それが私の希望なのですけれども、そのようなふうにしていただきたいなと思うのだけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　表彰制度というか、職員提案制度の中の表彰という部分については、私も難しい規定だなというふうに感じております。というのは、職員提案をしたことだけがその人の評価ではないので、提案制度に乗っからないと表彰されないというのも、ちょっとおかしいかなという感じも実はしてまして、これ幾らでも自主的に改善していることというのはあるのですね。先ほど、正月での「一人一善」でないですけれども、そういうことはあるわけです。それをつぶさに見ていくというのも難しいですし、そうやっている人との比較を、ではどうしようかということもありますので、なかなか難しいと思っています。

ただ、今、谷口議員がおっしゃられた、もう何百からの提案があって、その中から表彰するということであれば、また価値が違ってくるというふうに思っていますので、この表彰というもののあり方については、ひとつ私宿題だというふうに捉えております。

○議長（寺林俊幸）　以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、15 時 10 分まで休憩をいたします。

14：59　休憩
15：10　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、塚本逸彦議員の発言を許します。

塚本逸彦議員。

○２番（塚本逸彦）　では、通告に従い、質問いたします。

忠類地区の環境を生かした移住・定住政策を、でございます。

幕別町忠類地区は、豊かな自然環境に加え、町内唯一の道の駅やキャンプ場等の観光資源に恵まれ、大樹町で進められている宇宙開発事業との連携や十勝南部の地の利を生かした移住・定住の受入れ地域として非常に適していると考えます。

さらに、学校の立地条件もよく、地域との協働活動も力に魅力ある教育施策や生活環境の整備に取組むことによって、子育て世代を呼び込み、忠類地区における人口の維持・増加、ひいては持続可能な地域づくりにつながるものと考え、以下の点について伺います。

１、移住・定住の受皿となる住宅の現状は。

２、宇宙関連企業の従業員や研究者等の移住・定住を促進するための町の施策について、現在の取組と今後の考えは。

３、忠類地区はスキーとスケートという二つのウインタースポーツが盛んなほか、自然や博物館など子育て環境も整っており、こうした地域の優位性を生かし、子育て世代への戦略的な移住・定住促進策や、山村留学など教育施策の取組について、町の認識と今後の考えは。

４、移住・定住のサポートに向けた地域おこし協力隊を採用する考えは、でございます。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　塚本議員のご質問にお答えいたします。

「忠類地区の環境を生かした移住・定住政策を」についてであります。

忠類地域は、温泉や道の駅、キャンプ場、ナウマン象記念館、スキー場など観光・交流の核となる施設が集積していることに加え、四季折々に変化する日高山脈の美しい山並みを背景に、素朴で豊かな田園風景が広がる景観が特徴的な地域であります。

一方、本年５月末現在の人口は 1,312 人となっており、10 年前の平成 27 年５月末の人口 1,605 人と比較しますと、293 人減少しております。

国全体として人口減少社会に転じ、人口の増加を見込むことが難しい中、移住・定住の促進については、適切な居住地の提供や雇用機会の確保など過疎地域のみならず、全国的に共通する課題となっているものと認識しているところであります。

ご質問の１点目、「移住・定住の受皿となる住宅の現状は」についてであります。

町では、移住・定住を希望する方に対して、空き地・空き家や公営住宅など住まいに関する情報を提供しておりますが、現在、忠類地域においては、町が運営する空き地・空き家バンクに登録されている空き地が１件のほか、単身用住宅を含めた公営住宅の空き家が本年５月末現在で 59 戸、さらには忠類市街地の戸建て住宅 13 件の空き家を把握しているところであります。

ご質問の２点目、「宇宙関連企業の従業員や研究者等の移住・定住を促進するための町の施策について、現在の取組と今後の考えは」についてであります。

宇宙関連産業については、商業宇宙港である「北海道スペースポート」を運営するスペースコタン株式会社を中心に企業や道内大学と連携した技術開発が、本年１月に国の宇宙戦略基金事業に採択されるなど、今後、研究や開発に携わる多くの企業等の長期間にわたる滞在が予想され、関係人口の増加が見込まれるところであります。

本町においては、宇宙関連企業の誘致に向けた取組として、帯広・広尾自動車道の忠類インターチェンジから大樹町に向かう旧国道沿いの町有地４か所について、事業用地やオフィス設置等の候補地として窓口となる道に対し報告しており、管内他の市町村の候補地とともに公表されております。

忠類地域は、「北海道スペースポート」やインターチェンジが市街地に近いなど、居住地として地理的な優位性があり、公営住宅に空きがあるものの、現在、民間賃貸住宅に空き家がなく満室が続いていることから、今後の住宅需要を見据えつつ、民間活力による町有地や教員住宅の有効活用を図っていかなければならないものと考えております。

ご質問の３点目、「地域の優位性を生かし、子育て世代への戦略的な移住・定住促進策や、山村留学などの教育施策の取組について、町の認識と今後の考えは」についてであります。

本町では、永続的な町の発展につなげるという考えの下、「子育て支援策」と「定住対策」を重要な二本柱とし、子ども医療費の無料化や保育所から中学校までのエアコン整備などの子育て支援策、マイホーム応援事業やUIJターン新規就業支援事業などの移住・定住施策を実施し、子育て世帯をはじめとした多くの若年層に、本町を選んでもらえるよう取り組んできたところであります。

忠類地域においては、これらの「売り」に加え、豊かな自然と学習環境に恵まれた地域特性を「子育て環境」の一つとして選んでもらえるよう、町ホームページやSNS等を活用して効果的な情報を発信し、移住・定住につなげてまいりたいと考えております。

また、山村留学などの教育施策についてでありますが、山村留学は、都市部の小中学校の児童生徒が１年以上親元を離れ、あるいは親とともに農山漁村地域に転居し、年間を通じて自然体験や人間関係のふれあい等による体験教育を目的として、現地の学校に通学する制度であります。

町では、交流市町であります高知県中土佐町、神奈川県開成町、埼玉県上尾市との間で、お互いの気候風土や歴史、生活、文化等を体験し、相互交流を図ることを目的に「小学生国内研修事業」を実施しており、受入れとなる年にはシーニックカフェでの自然体験や農業体験、十勝ならではの食文化に触れる体験などの事業を通じて、忠類地域の魅力を実感してもらっております。

町といたしましては、このように研修事業を通して短期間の滞在ではありますが、いわばミニ山村留学の体験をしてもらっていると考えており、これが自然の流れの中で、山村留学の実施へと機運が拡大していくことが、末長い制度につながるものと考えております。

したがいまして、現時点において実施に向け機が熟するには至っていないと考えておりますので、引き続き、忠類地域の強みである豊かな景観と多彩な観光資源を最大限に生かし、交流人口の拡大に努めてまいります。

ご質問の４点目、「移住・定住のサポートに向けた地域おこし協力隊を採用する考えは」についてであります。

地域おこし協力隊は、都市部の住民が過疎地域等におおむね１年以上３年以下の期間、地域の課題解決等に取り組みながら、定住・定着を図ることを目的として平成21年度に創設され、本町では、令和元年５月から任用を始めたところであり、現在、４名の隊員が空き店舗等を活用した市街地の活性化や地域情報発信等の活動を担っているところであります。

忠類地域においては、これまで３名の隊員を配置し、SNSを活用した地域の情報発信や観光マップやパンフレットを活用した誘客促進等、忠類地域郷土読本の原稿執筆などの業務を行っておりましたが、令和６年度以後、不在となっております。

全国的に人口減少が加速化している中にあっては、千歳市周辺のように国家的プロジェクトが実施されるのであれば、何ら対策を講じなくとも移住・定住が簡単に実現するのでしょうが、通常の場合は、極めて実現の難易度は高いものと考えております。

したがいまして、まずは地域の魅力を少しでも高めることや小さなにぎわいを創出することに主眼を置き、そこから地域の活力・活性化につなげていくことが重要であると考えております。

町では、これまで地域おこし協力隊の担当業務を例示して募集しておりましたが、隊員の自由な発想と意欲を生かしてもらうため、インターン制度を活用して、「忠類地域で何をやりたいか」という

自由なテーマで提言してもらう選考方法を取り入れることを検討しており、これが地域の活性化、ひいては、移住・定住につながることを期待しているところであります。

以上で、塚本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　それでは、再質問させていただきます。

まず、１項目めの部分でございますけれども、５月末現在で公営住宅が 59 戸、それから戸建て住宅 13 件の空き家が把握していると。これ現状、公営住宅に関しては、多分忠類村時代からのものが結構あるかと思うのですけれども、実際住めるのか、老朽化はどういうふうに、その辺あたりはどのような状況なのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　地域振興課長。

○地域振興課長（安田奈緒）　忠類地域における公営住宅の状況ということでございますけれども、忠類地域に現在、公営住宅 194 戸ございます。そのうち 59 戸が今空き家という状況でございますけれども、公営住宅につきましては、令和５年に町で策定しました「幕別町公営住宅等長寿命化計画」、こちらに基づきまして整備管理を進めているところでございまして、忠類地域においては、建設年度の古い住宅のうち、21 戸については今後の建て替え事業を行うために、現在入居停止の対応を行っているところでありまして、空き家 59 戸のうち、入居可能という住宅は実質 38 戸という状況でございます。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　今後、老朽化した部分については、改築もしくは新築ということもあるということですね。そして、やっぱり町でこれを全て担うというのも大変ですので、やっぱり民間の力も借りながらというところだと思います。この件に対しては、理解いたしました。

本当に教職員住宅も、もちろんこれ今後空いたところはそういったものに活用するという、さっきお話もあったと思うのですけれども、これも結構新しいところと、もうほとんど使われていない部分があるかと思いますので、そうしたところは、僕も拝見したところ、かなり老朽化が進んでいて、これはなかなか使うには忍びないなという部分もありましたので、そうした部分も含めて計画があるかと思いますけれども、順次有効に使えるように持っていっていただけたらと思います。

続いて、２番目になりますけれども、本当に忠類、今回、国の事業で宇宙の予算が下りて、十勝全域で取り組むというところで、十勝支庁のホームページには忠類地区は２か所、事業の候補地として挙げられておりますけれども、そういった部分も含めまして、本当に場所的に有利なので、本当これちょっとしたチャンスだと思うのですよね。そして、ぜひこのチャンスを逃さないためにも、今から徐々に動いていったほうが、動かれているかと思いますけれども、今民間のそういった部分、企業とかそういったところからのヒアリングの実績とか、そういった動きは何かありますでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（鯨岡　健）　大樹町の関係の宇宙の関係でございますが、大樹町とはこの宇宙関連で結構やり取りをしている中で､今回も JAXA からの交付金が決定を受けたというところのご報告はいただいております。その中で、やはり今後は移住に向けた展開はどうなのかとか、そういったところも確認はしているところなのですが、今現在のところ、今回は研究開発というところでありまして、関連企業の方が、多くの方が、滞在をするといったことがメインでないかということで、大樹町としても住宅については、今後検討に入るということで、忠類地区においてもそういった部分については必要というふうには考えているところです。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　やはり今後の事業の展開次第ですけれども、長く見たところ、やっぱり大樹町だけではなかなか収容は難しいなと僕は感じておりまして、そこにやっぱりいかに忠類のほうへ呼び込むから来てもらうというか、魅力ある部分で持っていけるような施策を今から計画立てて、取り組んでいったらと思います。

それで、これもやはりもう先ほども申し上げたように、町でやるというのは、なかなか予算的な部分もあったりあれなのですけれども、やっぱり民間企業をいかに呼び込むか。呼び込むかというか、もう集まってくれるような魅力ある部分を訴えて、民間企業が忠類に着目してくれるような部分を、どんどんアピールして発信して、そういったセールスも大事かなと思います。この移住政策にも関係しますけれども、とにかく宇宙開発事業となると、多分家族でとか、長い期間そちらにずっと住んでしまわれる方もいらっしゃると思いますので、その辺もシミュレーションしながら、今からちょっと取り組んでいくというのは大事かなと思いますので、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これ宇宙産業基地の関係については、まず関連企業が集積する可能性があるよということ。関連企業が来れば、そこに働く人も来る可能性もあるよということ、そういう効果があるというふうに捉えております。ただ、その関連企業がどんな業種がどの程度来るのかというの、今のところ全く見えない。

ただ、昨日の勝毎ですが、電子版においては、2027 年度中に HOSPO からロケットを打ち上げる企業が現れたということであります。ただ、これをそういう企業が、では自分のところの工場というのですか、本拠地、これをどういう形で整備していくのかというのが、なかなか見えない。どの程度土地が要るのか、あるいは従業員がどのぐらいかということも見えないわけであります。ただ、着実に進むことは間違いない。

JAXA の 105 億円の補助金、交付金についても、これはハード整備に使えないのですが、研究開発に使っていくと。５年間で 105 億使っていくということであります。ただ、これを JAXA がつけたということは、これで終わりではないというふうに捉え方をしております。この先は絶対あるのだというふうに思っていますので、そこは情報をなるべく集約しながら、情報収集に努めながら、町としてどういう支援策が必要になってくるのかというか、今、幕別町には企業開発促進条例というのがあります。これをどの程度確立させるのかというのも、一つの検討課題では私はあるというふうに思っています。

それと、もう一つは候補地が４か所ということで、先ほど申し上げましたけれど、このほかにどのような土地が必要になってくるかということも、もくろみとしては持っていますけれども、なかなか農業振興地域との関係があって、それを今すぐにできますなんてことは言えないのでありますけれども、やはり国家的事業の一つであることは間違いないので、そこでそういった法規制をどう打ち破っていけるかということも、ひとつ必要になってくるのかなというふうに思っておりますので、まずは情報収集に努めて、どういった町としての支援策が講ずることができるのかについても検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　本当にまだ始まったばかりで、どういったものがどのように進むかというのは、未知の分野でもありますし、なかなか難しいところではありますけれども、積極的に攻めの姿勢で情報収集に当たって、他の地域も同様の考えのところはあると思います。中札内、更別も同様だと思いますので、そういった部分も含めて、地理的には忠類有利だと思いますので、その辺はやっぱり積極的に何か成果につなげていっていただけたらと思います。

３番目ですね。３番目のところで、山村留学の件なのですけれども、やっぱりこの山村留学の現時点で、機が熟すという答弁がございましたけれども、その機が熟すタイミングとはいつ頃でしょう。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これも、やはり受皿として熟度がなければ駄目だということがあります。やはり受入れ家庭が、うちで受けますよというふうに言ってくれないと、まずこれは進まない話なのですね。ですから、今までは小学生の国内研修を通じて、よそから子どもたちが入ってきていますので、そういう中で、自然の流れの中で、では山村留学やってみようかというようなことに行ってくれれば一番いいのだろうな。そこには、当然仕掛けというのも必要なのでありますけれども、そこらあたりも、まず受皿として、どれだけ皆さんが快く受けてくれるかというところが、私まず必要だ。それが、機

が熟すという中の一番初めのことかなというふうには捉えをしているところであります。
○議長（寺林俊幸）　塚本議員。
○２番（塚本逸彦）　確かに受皿等の準備も必要だと思いますし、やっぱりでは地域住民の方々の理解と、それから認知度も影響してくるかと思います。その中で、やっぱり今上尾市とか交流してやられている。実際、今までやられて、コロナ禍もあったと思うんですけれども、移住に結びついたという例はありますかね。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　小学生の研修事業から結びついたものはないのですが、ただ忠類地域においては、これは昭和50年から上尾市との交流をしています。そういう中で、実際に移住されている方がいらっしゃいますので、これ長い目で見なければならないと思うのですけれども、そこはすぐ結果出るというのはちょっと難しいと思います。子どもたちが来た中で、よさを訴えて、魅力を訴えていくというところから広がっていければいいかなというふうに思っています。
○議長（寺林俊幸）　塚本議員。
○２番（塚本逸彦）　それでは、やはり今までの山村留学、それからあと学校の魅力化、そういったものを含めてやっていくことで、宇宙事業に関連づけますとやっぱり今までとは、また有利と言ったらおかしいですけれども、いい条件になってくるのかなという気もしますので、山村留学全くゼロからもう来ていただくというよりも、いかに先ほどの宇宙事業の来られる方々の家族が、いかに忠類に集まる、そういった魅力をつくるかということが大事だと思います。だから、集まるから集まる、そういった地域づくりが大事かなと思いますので、そういった部分をもう今からやっぱり住民会議とかそういったものを、それからミーティングとか、そういった機会を通して、世論を上げていくというのが大事かなと思いますので、その辺も今後ちょっとそういった計画があるのか、役場内でそういったことをしていこうみたいな機運はあるのか、どうでしょう、いかがですか。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　町として、お隣の町のおこぼれと言ったら、あれですけれども、やっぱりこれを利用しない手はないわけでありますから、しっかりと今塚本議員おっしゃっているように、家族に住んでもらう住宅地を、私は住宅の確保はできると思っています。ただ、先ほどから申し上げているように、どのような企業が、どういう人たちが、何人ぐらい来るのかという、そこの情報は見えませんで、これいち早く把握した中で、まずは住宅の受入れをすることによって、地域の活性化というか、定住人口が増える活性化につながり、さらには山村留学への効果も見込まれるというふうに思っていますので、ここはやはり住民会議でもんでもらうことが、一つの起爆剤になっていくのかなというふうに思っていますので、今後、議論していただければというふうに思います。
○議長（寺林俊幸）　塚本議員。
○２番（塚本逸彦）　本当にこれ、こういったものは５年、10年とかかるかもしれません。いずれにしても、住民の世論が一番大事かと思います。そして、それに対する町もそうなのですけれども、やっぱりいかに民間の力をうまく取り入れていくということも大切なことかと思いますので、ぜひ進めていっていただけたらと思います。
　忠類におきましては、本当に地域の力も結束力もありますし、アーティストとか多彩な人材がおりますので、学校も地域と協力して、本当に忠類の子どもたちは、地学協働本部も活発に行われていますので、そういった魅力ある教育というか、そういったものが人を呼ぶという成果を上げているところ、今各地域で教育によるまちづくり、そういったもの取り組んでいますので、そういったものも力をつけながら人が集まってくれる、魅力あるから来るのだ、そういった施策を考えながら取り組んでいただけたらと思います。
　４番目、地域おこし協力隊ですね。
　以前、確かにいろいろ地域読本とかいろいろな活動をされてきて、忠類の魅力を発信していただけたと思いますけれども、現在、何でいなくなってしまったのだという声も聞きました。それで、ここ

の中でテーマを自由に提言してもらうよう選考方法を取り入れたというところがありますので、その中で忠類のことについてもということもあるのですけれども、やっぱりある意味、地域アドバイザーとか、そういった具体的な能力というか、専門的な見地を持っている人も言えるというのも、ひとつ視野に入れてもいいのかなと思います。

今、副業でそういったことをやっている方を自治体に呼び込んで、そういうところも結構出てきておりますので、そういったものも含めて、ちょっと専門的なアドバイスが必要ではないかなと思います。なかなかこの部分に関しても、町の役場内でやるとなると、本当に大変かと思います。やっぱり新しい企画、新しいことに取り組むには、やっぱり地域おこしとかそういったアドバイザーの力を使っている自治体が徐々に増えていますので、やっぱり民間の活力っていうのは、本当にすばらしいものを持ってい

た人がいらっしゃいますので、そういったものを未知の世界ですので、そういった専門家のアドバイスを受けながら一緒にやっていく、伴走していくという方法もあるのかなと思いますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　アドバイザーを導入することについては、否定する何物もないのですが、やはりどこでもここでも成功するというものではなくて、これが効果をすぐ表すようであれば、過疎地域なんか全く発生しないわけでありまして、人口も減っていかないということになりますので、そこは一つの方法ではあるというふうに思いますし、あと今、幕別本町地区でシャッターが閉まっていた店舗が、もう６月、来月ぐらいになれば、令和３年のマクラショーケース数えてもう 13 ぐらいに増えてくるということがあります。札内でも２か所、忠類でも１か所という効果出していますので、こういう人的なネットワークって非常に私は大切であり、これ大事にしなければならないなというふうに思っていますので、そういったことも視野に入れながら、我々では考えつかないアドバイスをもらえて、それが生かされていくのであれば、なおさらいいことであろうというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　本当に本町と札内に関しては、本当にシャッターが開いていくというのを、まざまざとここ数年すごい動きをしていて、活気が出てきたかなという。だから、忠類ももう今からそういう準備をして、やっぱり長い時間かかると思いますので、乗り遅れないように進めていっていただけたらと思います。

そのあたりを提案して、終わりたいと思います。以上です。

○議長（寺林俊幸）　以上で、塚本逸彦議員の質問を終わります。

［散会］

○議長（寺林俊幸）　以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって、散会いたします。

なお、明日の会議は、午前 10 時からであります。

15：41　散会

第２回幕別町議会定例会

議事日程

令和７年第２回幕別町議会定例会
（令和７年６月18日　10時00分　開会・開議）

開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第１　会議録署名議員の指名
18　中橋友子　　１　畠山美和　　２　塚本逸彦

日程第２　一般質問（４人）
日程第３　議案第63号　幕別町辺地総合整備計画の策定について
日程第４　議案第64号　幕別町辺地総合整備計画の変更について
日程第５　議案第65号　幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
日程第６　議案第66号　令和７年度幕別町一般会計補正予算（第３号）
日程第７　議案第76号　工事請負契約の締結について（相川20号橋架替工事（下部工））
日程第８　議案第77号　工事請負契約の締結について（アイヌ文化拠点施設展示館棟展示設置工事）

会議録

令和７年第２回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　令和７年６月18日

２　招集の場所　　幕別町役場３階議事堂

３　開会・開議　　６月18日　10時00分宣告

４　応集議員　　全議員

５　出席議員　　（18名）

議　長　寺林俊幸

副議長　中橋友子

１　畠山美和	２　塚本逸彦	３　山端隆治	４　内山美穂子	５　小田新紀
６　長谷陽子	７　酒井はやみ	８　荒　貴賀	９　野原惠子	10　石川康弘
11　岡本眞利子	12　小島智恵	13　藤谷謹至	14　田口廣之	16　谷口和弥
17　藤原　孟				

６　地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	伊藤博明
教育長	笹原敏文	企画総務部長	山端広和
住民生活部長	寺田　治	保健福祉部長	亀田貴仁
経済部長	髙橋修二	建設部長	河村伸二
会計管理者	武田健吾	忠類総合支所長	鯨岡　健
札内支所長	白坂博司	教育部長	石田晋一
政策推進課長	宇野和哉	総務課長	西田建司
地域振興課長	安田奈緒	糠内出張所長	古山悌士
住民課長	佐々木一成	保健課長	西嶋　慎
福祉課長	広田瑞恵	こども課長	山本　充
防災環境課参事	山岸伸雄	農林課長	遠藤寛士
農業振興担当参事	平井幸彦	商工観光課長	本間　淳
税務課長	田村真由美	土木課長	香田裕一
保健福祉課長	北原正喜	学校教育課長	酒井貴範
生涯学習課長	谷口英将	ナウマン象記念館長	添田雄二

ほか、関係係長

７　職務のため出席した議会事務局職員

局長　佐藤勝博　　課長　岩岡夢貴　　係長　渡辺　優

８　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

９　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

18　中橋友子　　１　畠山美和　　２　塚本逸彦

議事の経過

（令和７年６月18日　10:00　開会・開議）

［開議宣告］
○議長（寺林俊幸）　これより、本日の会議を開きます。

［議事日程］
○議長（寺林俊幸）　本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

［会議録署名議員の指名］
○議長（寺林俊幸）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、18 番中橋議員、１番畠山議員、２番塚本議員を指名いたします。

［一般質問］
○議長（寺林俊幸）　日程第２、昨日に引き続き、一般質問を行います。
一般質問は、通告順に行います。
質問の内容については、会議規則第 61 条第２項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。
次に、発言時間について、申し上げます。
一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 56 条第１項の規定によって、答弁を含め 60 分以内といたします。
最初に、酒井はやみ議員の発言を許します。
酒井はやみ議員。
○７番（酒井はやみ）　通告書に従いまして、質問いたします。
男女共同参画とジェンダー平等の実現に向けて。
町は、令和７年３月に「誰もが生きやすいまちを目指して～幕別町男女共同参画計画～」を策定し、ジェンダー平等の実現に向けた大きな一歩を踏み出しました。
これまでのパネル展示等の取組に加え、今年度は講演会の開催も検討されており、今後はさらに実効性を高めていくため、具体的な目標の設定や施策、進行管理の仕組みづくりなどの充実が期待されます。
特に、北海道のジェンダーギャップ指数が全国で最下位という現実は、私たち自身も含め、町全体が変わる必要があることを示しており、町民や行政が共に認識をアップデートしながら取り組んでいく必要があります。
こうした歩みを通じて、多様な町民一人一人が尊重され、自分らしく力を発揮できる町へつなげていくことを願い、次のことについて伺います。
１、計画の位置づけと実行体制について。
（１）町における計画の位置づけは。
（２）計画を進める上で、庁内における連携と推進体制は。
（３）計画の進捗管理と評価の方法は。
２、制度や仕組みの見直しについて。
（１）ジェンダー不平等は、個人の努力や「意識を変えよう」というだけでは解消できません。DV や性暴力、雇用格差、ケアの偏り、意思決定の場の不均衡といった課題の背景には、制度や習慣の壁があります。賃金格差の是正や働き方の見直しなど、制度そのものを見直す視点が必要です。町とし

て、こうした構造的課題をどのように認識し、制度や施策にどのように反映していくのか伺います。

（２）町の附属機関における男女構成と多様な町民の参画をどのように進めていくのか。

３、性の多様性と人権を尊重する教育について。

（１）ジェンダー平等の実現には、性を人権として尊重する意識を育むことが大切です。そのためには、多様な性のあり方や人間関係を学ぶことが欠かせません。

「インターネットなど、子どもたちの周辺にゆがんだ性情報が蔓延することで、子どもたちにどう伝えればいいか分からない」「被害に遭ってもDVだと気づけなかった」などの声も上がっています。包括的な性教育は、DVや性暴力の防止にもつながる視点です。

町として、包括的性教育の必要性をどのように認識し、学校や教育委員会とどのように連携して進めていくのか伺います。

４、町民と共に進める啓発と協働の取組について。

（１）ジェンダー平等の実現には、町民同士が学び合い、語り合い、声を上げられる土壌づくりが不可欠です。若い世代を含め、町民との協働でどのように学びの場や対話の場を広げていくのか。また、今後の啓発と協働の取組は。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　酒井議員のご質問にお答えいたします。

「男女共同参画とジェンダー平等の実現に向けて」についてであります。

我が国では、少子高齢化や人口減少が進行し、暮らしや地域経済などさまざまな分野において活力低下が懸念される中、誰もが生き生きと暮らせる多様性と活力のある社会を築いていくため、互いの人権を尊重し、家庭や職場、地域社会など、あらゆる場面において個性と能力を十分に発揮できる、男女共同参画社会の実現が必要不可欠であり、その実現は、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つとなっております。

本町においては、男女共同参画社会の実現に向けて、具体的な施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本目標をはじめ、町の施策の基本となる事項を定めた「誰もが生きやすいまちを目指して～幕別町男女共同参画計画～」を本年３月に策定したところであります。

今後も「住んでみたい」「住み続けたい」「住んでよかった」と思われる町の実現を目指し、住民の皆さんをはじめ、事業者や関係団体など、本町に関わる全ての方々と共に、本計画を着実に推進していくことが重要であると考えております。

ご質問の１点目、「計画の位置づけと実行体制について」であります。

一つ目の「町における計画の位置づけは」についてであります。

「誰もが生きやすいまちを目指して～幕別町男女共同参画計画～」は、男女共同参画社会基本法第14条第３項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として、本町における男女共同参画社会の実現に資する各種取組を体系的に整理した、総合的な施策の指針として位置づけております。

本計画は、「第６期幕別町総合計画」の下位計画として、国の「男女共同参画基本計画」及び北海道の「北海道男女平等参画基本計画」を勘案し策定したところであり、策定の過程においては、あらゆる施策に男女共同参画の視点を組み込んでいくことの重要性に鑑み、町の関連計画との整合性を図っております。

二つ目の「計画を進める上で、庁内における連携と推進体制は」についてであります。

男女共同参画社会基本法第２条において、男女共同参画社会は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されており、その理念は、社会全体に及ぶものであります。

このことから、男女共同参画社会の実現に向けた施策は、あらゆる分野において広範囲にわたるも

のと認識しており、その取組内容も多種多様であるため、計画の推進に当たっては、町長を本部長に、副町長、教育長、部長職で構成する全庁的な組織である「幕別町男女共同参画推進本部」を中心として、総合的かつ効果的な推進体制を構築し、部署横断的な連携を図りながら各施策に取り組んでまいります。

三つ目の「計画の進捗管理と評価の方法は」についてであります。

本計画では、大分類として「男女共同参画の実現に向けた意識の改革」「男女がともに活躍できる環境づくり」「安心して暮らせる社会の実現」の三つを「基本目標」に掲げ、それぞれの基本目標に「推進目標」と「目標値」を定めております。

さらに、この基本目標の達成に向けて、中分類としての「基本方向」とその実現に向けた小分類の「基本施策」を設定し、各種事業や取組、具体的な内容を定め、毎年度その各種取組の実施状況を幕別町男女共同参画推進本部において評価することとしております。

また、幕別町男女共同参画推進本部の評価結果については、附属機関である「幕別町男女共同参画審議会」に報告・意見聴取を行い、その審議結果を各種取組に反映するなど、PDCA サイクルに基づき本計画の進捗管理を行ってまいります。

ご質問の２点目、「制度や仕組みの見直しについて」であります。

一つ目の「町として、制度の構造的課題をどのように認識し、制度や施策にどのように反映していくのか」についてであります。

我が国においては、家族の姿や社会構造が変化しているにもかかわらず、育児や介護、家事労働がいまだに女性中心であることや、社会で活躍する女性においても、結婚や出産、介護などを理由に離職してしまう傾向にあるなど、さまざまな場面で男女格差のある状況が見受けられます。

令和６年度に、町民及び町内事業所向けに実施した「男女共同参画に関する住民・事業所アンケート調査」の結果においても同様の傾向となっており、依然として固定的な性別役割分担意識が存在していることや、職場における人事、賃金などの男女格差の状況が示されております。

こうした男女共同参画を取り巻く現状と構造的課題を踏まえ、それら課題の解消に向けた具体的施策を展開し、もって男女共同参画社会の実現に資するため、本計画を策定したところであります。

前段で申し上げたとおり、本計画は、毎年度、基本施策に関連する各種取組の実施状況の評価と取組の改善を行うこととしておりますが、加えて、２年または３年おきに住民・事業所向けのアンケート調査を実施し、各基本目標の進捗状況を評価した上で、施策の効果検証を行うこととしております。

また、本計画の期間は、令和７年度から 16 年度までの 10 年間としておりますが、各種取組における改善事項や社会情勢の変化を計画に反映させるため、中間年となる５年目を目途に計画の見直しを検討し、施策の効果検証結果も踏まえながら、時勢に応じた計画として推進してまいります。

二つ目の「町の附属機関における男女構成と多様な町民の参画をどのように進めていくのか」についてであります。

本年６月１日現在、委員を委嘱している附属機関は、幕別町行政改革推進委員会や防災会議など計 38 の附属機関があり、委員総数は 502 人、男女の比率では、男性は 363 人で 72.3 パーセント、女性は 139 人で 27.7 パーセント、条例等で委員に特定の職の方を充てることが規定されている、いわゆる「充て職」の委員を除くと、委員総数は 320 人、男女の比率では、男性は 229 人で 71.6 パーセント、女性は 91 人で 28.4 パーセントであります。

また、町では、平成 12 年９月に幕別町まちづくり町民参加条例を制定し、町民の持つ豊かな社会経験と創造的な活動を通して、町民と町が協働して町民福祉の向上と自主・自立のまちづくりの実現を図ることを基本理念に、まちづくりにおける町民参加を推進しております。

本年６月１日現在で委員を公募している 19 の附属機関における公募による委員の数は 78 人で、委員総数 250 人に占める割合は 31.2 パーセント、内訳では男性が 41 人、52.6 パーセント、女性が 37 人、47.4 パーセントとなっており、各附属機関においては、委員の年齢や男女比、居住地域等の均衡が保たれ、幅広い角度から町民の意見が反映されるよう考慮しながら多様な町民の方々に参画をいた

だいているものと考えております。

今後も町民の皆さんにまちづくりへの興味や関心を高めていただけるよう町の広報紙やホームページ、SNS を活用した行政情報の提供に努めるとともに、委員の改選期には、附属機関の担当部局などから積極的な呼びかけや働きかけを行うなど、女性をはじめ多様な町民の方々に参加していただき、さまざまな意見を取り入れるよう努めてまいります。

ご質問の３点目、「性の多様性と人権を尊重する教育について」であります。

包括的性教育とは、身体や生殖の仕組みだけではなく、人間関係やジェンダー平等、健康、幸福、人権の尊重、性の多様性など幅広いテーマを含むものであり、国際連合教育科学文化機関、いわゆるユネスコが中心となって作成した「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」では、「ジェンダーの理解」「暴力と安全確保」「性と生殖に関する健康」など８項目の主要な枠組みを示し、海外では国際的な標準的指針として利用されております。

十勝管内の取組では、全道、全国よりも 10 代の性感染症罹患率・人工妊娠中絶数が高い状態が続いていることから、思春期世代における現状と課題を共有し、それぞれの立場からできることや役割を考える場として、帯広保健所が実施主体となり、市町村や産科医療機関、助産所、中学校や高校などの教育関係者を参集範囲とした十勝思春期保健ネットワーク会議を毎年開催しております。

町の取組では、産前産後サポート事業としてゼロ歳から始める性教育や、小中学校における LGBTQ の講演、思春期健康教育事業として中学校では性を考える教育事業、高校では助産師による性教育の授業を実施するほか、性に関する授業の実施に合わせ「赤ちゃん人形」や「妊婦体験セット」の貸出し、さらには図書館における性教育に関する本の展示などを実施してきたところであります。

しかしながら、近年、インターネットや SNS の急速な普及によりメディアやコミュニケーションツールが多様化したことで、子どもが得られる情報が格段に拡大されたことを背景に、性虐待被害や SNS を使った性暴力被害など性に関するさまざまな暴力が社会問題として認識され、子どもたちの性をめぐる社会環境が大きく変わり、さらに LGBTQ など性の多様性とそれをめぐる社会的障壁が問題として認知されるようになってきました。

これまでの性教育は、身体の発達や妊娠・出産の仕組み、性感染症の予防法などを伝えることを中心としてきましたが、身体と性の問題が健康や安全、人権や多様性の大切さに深く関係するものであり、子どもが成長し大人になっていく過程で、自分やパートナー、周囲との人間関係、社会との関わりについて深く理解してもらうことが重要であることから、幅広い視点で性を学ぶ包括的性教育は重要であると認識しているところであります。

町は、本年３月に策定した幕別町男女共同参画計画において、互いの性を尊重する認識の浸透と多様な性への理解促進を基本施策に掲げたところであり、今後におきましては、人権やジェンダー平等に関する授業や出前講座を開催するなど学校、教育委員会と連携をしながら、性の多様性と人権に関する正しい知識の普及に努めてまいります。

ご質問の４点目、「町民と共に進める啓発と協働の取組について」であります。

男女共同参画社会の実現に向けては、男女が社会のあらゆる分野で平等に活躍できる環境を整備するとともに、男女共同参画の視点に立った意識改革を進めていくことが重要であると考えております。

町では、これまで男女共同参画パネル展の開催や関係図書を紹介する図書館での特設コーナーの設置、事業所へのパンフレット配布、「女性のための人権なんでも相談所」や「女性の人権ホットライン」等の女性をめぐる人権問題についての困り事を相談する窓口の周知などに取り組んでまいりましたが、今後はこれらの取組に加えて、広報紙に四半期ごとに男女共同参画に関するコラムを掲載するなど、定期的な情報発信に努めてまいります。

また、本年度は、「多様な人材が活躍する地域づくりセミナー」を 11 月に開催する予定としており、自らが考え、学べる町民参加型による講演会や男女共同参画講座などを通じて、町民との協働による男女共同参画社会の実現に資する取組を推進してまいります。

以上で、酒井議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。
○７番（酒井はやみ）　それでは、再質問いたします。
　今年スタートした男女共同参画計画、とても重要な一歩だと感じています。この計画が理念にとどまらず、町の施策や暮らしの中で実感され、当たり前に根づいていくよう取り組んでいくことが求められていると思います。
　その上で、まず計画の位置づけと実行体制について伺います。
　答弁では、推進本部が中心となって庁内での連携に努めるというお話がありました。この計画は、あらゆる政策分野の土台、基盤となる視点だと思います。ですので、課ごとの認識がばらついたり、取組が遅れたりということがないようにする必要があると思います。
　推進本部はどういったペースで開かれていくのか、また、本部のメンバーの男女の構成比は留意されているのか、また、日常的にはこの計画を牽引して推進していく部署というのがあるのかどうか、そのあたりもう少し詳しく伺います。
○議長（寺林俊幸）　住民課長。
○住民課長（佐々木一成）　まず、推進本部会議の開催頻度でございますが、まずは年１回を基本に必要に応じて開催をしていくこととしております。
　あと本部の男女比でございますが、こちらにつきましては、今構成メンバーにつきましては全員男性というふうになってございます。
　担当課につきましては、住民課が事務局となって対応してまいります。
　以上です。
○議長（寺林俊幸）　酒井議員。
○７番（酒井はやみ）　年１回ということで、日常的に進めていけるのかなというのはちょっと不安もあるのですけれども、スタートしたばかりですので、取り組みながら必要に応じて開いていただきたいなというふうに思います。また、結果として男性が 100 パーセントということを伺ったのですが、この体制についても、これはそれぞれの役職の方で構成するということですので難しい点はあるかと思うのですけれども、どうやって女性の視点を反映させていくかということは、別の形でも工夫ができると思いますので、意識して工夫していただきたいなというふうに思います。
　進捗管理と評価の方法について、毎年行っていくというふうに答弁がありました。進捗確認というと、どうしてもそれぞれの事業を実施したかどうかというチェックをすることに終わってしまいがちかと思うのですが、本来はその取組を通じて何が変わったか、暮らしや意識にどういうふうに影響したかという質的な視点も欠かせないと思います。どのような視点で各事業についてうまくいっている、いっていないということを判断するのか、変化や効果まで見えるものにしていくために、どのような視点を持って評価、改善に取り組んでいくお考えか、伺います。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　計画の中に大項目、中項目、小項目、これあります。この小分類には基本施策という形で設定をしておりまして、27 項目の細分化された項目がありますので、この一個一個についてどう推進ができているか、あるいはできないとするなら、どういう課題があるのか、課題を解決するにはどうしたらいいのか、そんなことをしっかりと検証する必要があるというふうに思っております。これは附属機関の審議会に必ず報告することになっていますので、この際には推進本部の中でも議論した上で提案をしていくという形になりまして、先ほどの話ですが、女性がいないと。これ充て職ですからやむを得ないのですが、ただ、部長がトップになっていますから、その下には当然女性の課長もおりますし、その下には女性の係長もおりますから、そこはしっかりと、男性だから駄目だということではなくて、男性も女性も関わりなく意識を浸透して実行、推進できるようにしたいというふうに思っております。
○議長（寺林俊幸）　酒井議員。
○７番（酒井はやみ）　期待したいと思います。

先ほど審議会のお話もあったのですが、審議会を定期的に開いて、町の取組について意見や提言を受けるとされています。この審議会も年に１回というふうに、以前お聞きしたことがあったかと思うのですが、計画スタートに当たって検討されている会議のペースなどあれば伺います。

また、他の自治体では、この審議会に町の男女共同参画アドバイザーが講話を行ったり、審議会自体をワークショップ形式で議論するなど、委員会の議論が活発になる工夫がされているところがありました。やはりこの課題、特にいろんな意見が、声なき声も出てくるような議論をしていくことが一番大事かなというふうに思いますので、そういった工夫について考えておられることがあれば伺います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　審議会の委員さんの理解を深めていただくことは、もちろん大切でありますけれども、そこだけではなかなかこれ進められませんので、11 月に予定している講演会もそうなのですが、広く町民の方に参加していただく、あるいはよその町で、実際に８月に帯広市で講演会もあるようですから、そういったものをしっかりと案内をして、なるべく多くの町民の方に参加してもらう、そういうことによって機運を醸成してまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　帯広市の取組も活発でして、近い自治体であるので、私も帯広市の取組を有効な形で町民にお知らせするということも提案したいと思っておりましたので、先ほどの答弁を聞きまして、ぜひ行っていただきたいなというふうに思いました。

また、取組の評価を進めていく上で、当事者や町民の声を反映させていくために、例えばモニター制度などを用いる方法もあるかと思います。住民参加型の評価の仕組みについて、今後検討されるお考えがあるかどうか伺います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　確かにおっしゃるように幅広い意見を聴取することは必要でありますので、今のところこれといったものはまだ固まっておりませんけれども、なるべく多くの意見を吸い上げていく、それを計画の見直しに反映させていくと、そういう仕組みをつくってまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　分かりました。

次に、大きな二つ目の項目に移ります。

制度や仕組みの見直しについてです。

昨年度、この計画の策定に先立って、町民アンケートや事業所のアンケートが行われていました。その中で、自由記述がありまして、さまざまな意見が出されているのを拝見しました。改めて町内の女性の置かれている実態の切実さを実感しました。皆さん読まれたかもしれないのですけれども、少し量があるのですけれども、紹介したいと思います。

結婚をして、退職して、子ども２人を産んで離婚することになり、休みが取りやすい低賃金でボーナスなどもないパートで働くしかなかった。子どもたちが成長し、いざ安定した仕事を探そうと思ったら正職員は 45 歳以下の求人しかなく、結局パートで生活しているという方、40 代でしたか。

また、別の方ですが、今の上司、管理職の男性が、女性は家庭に入り、仕事をすることに、よい感情を抱いていない。結局女性は結婚し、子どもを産むと仕事を休職しなければいけないのは子育てをしながら働く制度もないから。そのことを男性たちが、それでいい、そのほうがよいと少なからず思っていることが根底にあるのではないでしょうか。30 代の方です。

年配の方は、まだ亭主関白な人が多いイメージがあり、女性が発信してもそれを認めてくれないように思う。子どもを産んでも女性に任せっきりで、自分は仕事しかしなくていいという人が多い。職場でも上司が、女性は結婚したら辞めるから役職はつけないとか、ただの捨て駒にしか思われていない。30 代女性。家事、育児、介護などを行いながら男性と同様に働くことを求められても困ります。

毎日疲れ切っています。男性も女性ももっと休める時間があればいいのにと思います。30代の方。

まだまだ男性は仕事、女性は家庭の概念が根づいている。子どもが体調を崩せば母親の私が仕事を休むのが当たり前だった。理解のない夫、理解のない職場・職員をつくっているのは社会である。早急に対策を立てて改善してほしい。国は、女も同じように働けという割に、職場の環境、仕事と家庭のワークライフバランスの取組は全然進んでいない。40代という、こうした声がありました。

変わっていかない社会の現状に対して怨嗟のような声なき声が出されているなというふうに実感しました。町内の女性たちもこのジェンダー不平等の中でしんどい思いをしている、その様子が目に浮かぶような言葉でつづられています。特に30代、40代の方が結構声を上げておられたなという印象もあります。若い世代の、特に今女性の声がなかなか政治にすくい上げられない、取り上げられづらい中で、今回、男女共同参画をテーマにアンケートを投げかけたことで、こうした声が上がってきたということだと思います。見えなかった願いが可視化される機会になっていること自体、大切な変化かと思います。町が位置づけて取り組むことで、見えなかった声とか要望が見えてくるということを実感しました。こうした家事や育児の偏りとか、地域の会議での女性の発信が通りにくいとか、働きたくても働ける環境が整っていないという声は、個人の問題でなく、町全体で受け止めるべき構造の問題でないかと感じています。

改めて、男女共同参画、ジェンダー平等に取り組む重要性や、その可能性について感じておられることがあれば伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　私も町民・事業者アンケートを見て、ちょっと持っている意識と現実のギャップが相当あるなという印象を持ちました。というのは、気持ちの中では家事でも育児でも何でも男女平等に負担しなければならないと思っているのですね。それはアンケート結果でそう思っているという回答はあるのですが、実際やはり固定的な男女の役割分担ですか、これがもう拭い去られていないと。ですから、今アンケート結果でおっしゃったように、女性が非常に重い負担を強いられていることがよく分かりました。これジェンダーギャップ指数などを見ても、日本は146か国中118位で、特に経済と政治分野において低いということであります。うちの議会は政治の分では非常に高いわけなのですが、やはり町民、事業所を見ると、やはり経済面ではかなりやっぱり地位が低いのかなという感じはしています。そのためには、やはり事業所の方々、経営者も参加してもらいながら講演会を聞くとかということをしていかないと、もうこれはすぐにはできません。すぐにやって意識は改革できませんけれども、徐々にでも末永く取り組んでいく必要があるというふうに思っています。いずれにしても今の実態が私はこれがいいとは全く思っていませんので、しっかりと男女、ジェンダー平等に向かっていくように取組を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　私もそのように思います。

一方で、男女共同参画やジェンダーフリーという言葉に対して、まだまだ誤解も含めてあるという印象も抱きました。男女共同参画と言えば男女平等でしょう、男女平等と言えば生物学的な性差関係なく何でも平等にすることでしょとか、そんな必要があるのかとか、実際に学校の更衣室を男女一緒の更衣室でやるだとか、そういった形式的な変化をする動きもあったように思います。町のことではないのですけれども。また、女性の権利を増やせば男性の権利が減るだとか、ジェンダー平等は性的マイノリティーの差別のことでしょとか、なかなかまだそのものの理解も行き渡っていないというのがあるのでないかなというふうに思います。この理解も含めてきちっとといいますか、理解が進むような取組が必要かなというふうに思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　まさしく酒井議員がおっしゃること、そこの解決から、解消から始めていかなければならないというふうに思っています。ですから、長い時間がかかるかもしれませんけれども、やっぱり地道に、我々というよりはもうやっぱり本人たちの話だとか、やっぱり学識者のお話を聞く中

で、意識改革が図られればいいかなというふうに思っております。
○議長（寺林俊幸）　酒井議員。
○７番（酒井はやみ）　本当に学びながら取り組んでいくことが大事かと思います。
男性も女性も、また、多様な性の方も、どんな性であっても性別に関係なく、お互いに人権を尊重し合い、責任も分かち合い、個性や能力を十分発揮することができる社会というのを今目指していると思います。男性だから女性だからと、これまで社会に押しつけられてきた性的役割分担から自由になって、誰もが本来の個性に基づいて生きやすい社会にしていく、全ての人の自由につながる試みだという認識を町全体で共有していけるような取組が必要だと思います。
今回アンケートに寄せられたような町民の声や実態を、どう取組に反映していくのかが問われるということになるわけですが、日本の現状の取組の範囲ではなかなか遅々として進んでいかないというのが、ここ何年かの先ほど紹介していただいたジェンダーギャップ指数のランキングを見ても、日本は全然進んでいかない。意識改革や啓発だけでは、なかなか解決しないのかなという印象を抱いております。
これまで国としても、女性の声もたくさん上がってきたということもあって、さまざまな法律に残っていた差別を解消してきました。しかし、形式的に平等にしたにもかかわらず、結果の平等が達成されず、女性の生きづらさにつながっているという課題はたくさんあります。表向きは差別していないように見えても、一方の性に対して明らかに不利益となる間接差別というものがあるということが世界的にも知られるようになっています。企業のコース別人事はよく知られている典型です。また、今話題になっています選択的夫婦別姓ですが、これが実現しない下で、今の制度では本来はどちらかの性を名乗っても、夫婦でどちらの性を名乗ってもいいとされていても、結局は改姓するのは９割が女性という状況もありますが、それも間接差別の一つだと思います。
そういう実態を踏まえて、女性差別撤廃条約の加盟国は、差別をしないという消極的義務だけではなくて、差別をなくす積極的な行動を取る義務があると議論されるようになっています。例えば国会議員のクオータ制の導入だとか、今、2022 年時点で 137 か国の地域が取り入れているそうですが、こうした積極的な是正措置は､逆差別に当たらないというのが世界の常識の到達点になってきています。今回アンケートに寄せられたような声や実態にも往々にして間接差別が背景にあると感じますが、町としては町内の女性たちが置かれているこの間接差別の実態、またその解消に向けて何ができるかについて、どのように考えておられるか伺います。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　これは潜在的なものというか、なかなか露見していないものなので、それを解決するというのは非常に難しいかというふうに思います。ただ、今、国会、衆議院の法務委員会でも選択的夫婦別姓問題なども審議されておりまして、このあたりは非常に、別姓が民法改正になって認められればまた大きく変わってくるのかな、そんな気もしておりますし、実はつい最近、女性版の骨太の方針が決定されたと、そんな記事もあって、これは政府機関を設置して、固定的な性別役割分担意識の解消に努めていくのだよと、国は先頭に立っていくのだよということがありますので、そこは要するに一つの町の中でできることというのは、なかなかないと思います。国の姿勢として、こういう形で少しずつ変わっていく、そして町は町のできることを、先ほど申し上げたような事業者を中心にして、意識改革に取り組んでいくといったことは、町としてできることだというふうに思います。これ本当に地道な活動になっていくかというふうに思いますけれども、そこは町としてできること、国に対して要請できるのであればそういう要請していく、町として自ら活動できるのであれば活動していくということの中で取り組んでいきたいというふうに思います。
○議長（寺林俊幸）　酒井議員。
○７番（酒井はやみ）　この解消に向けて何ができるかというか、気づきがあった段階で一つずつ解決していくしかないかなと思うのですが、例えば町民を取り巻く制度や慣習の中で、性別役割の偏りが残っていないかどうかということは、やっぱり議論していく必要があるかなという。感じている方も

中には、例えば職員の中でいらっしゃるかもしれません。そういった声が出てくるような環境が大事かなというふうに思います。例えば地域の担い手に男性の代表や女性の補佐役といった前提がないかとか、育児や介護を担う人が制度上不利になっていないかだとか、防災や地域の活動で女性の声が実質的に届く構造になっているか、また、例えば審議会などで委員長、副委員長の役職があるとすれば、一人ずつ配置するのではなく、例えば委員長１人、副委員長は女性が１人入りやすい複数にするとか、いろんな形も見直すことができる課題もあるのではないかなというふうに思います。とにかく変わっていかなければいけないので、踏み込んだ具体化がやっぱり行政のほうから取り組んでいくことが必要ではないかなというふうに思います。

その点について、踏み込んで今後検討していくお考えはないでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　先ほどクオータ制の話が出ましたけれども、このクオータ制に関しては私かなりの疑義を持っております。本当、逆差別ではないかと、そういうお話しありましたけれども、どうも逆差別に感じてしようがないのです。ですから、今の委員長、副委員長を複数にして男女にするとかということも、あえて女性をそこに充てるということは、本当にそれ全体にとって、またそれは女性にとってもいいことなのかどうなのかということはちょっと疑問に思っています。ですから、それは自然の中で、やっぱり意識改革がなければ、これは進まない話ですから、自然の中で女性の地位を高めていく、それは家事、育児についても、これは夫婦間の問題だとは思いますけれども、そこはやはりお互いが役割分担するところから始まってきて、そういう機運というのが社会全体にも広がっていくのが一番理想だというふうに思っています。

ですから、まず私は夫婦間でもしっかりと話をしていただければなと。これを強制することはできませんけれども、そこはやっぱり意識改革の中で、男だからこれをやる、女だからこれをやるということではなくて、もちろん体力を使うこと、平等だから女性にやりなさいよなんて思う、そういうつもりは毛頭ありませんけれども、やはり性の体格的なハンディーはありますから、それは配慮した中で平等に役割を担っていくという、その機運を盛り上げていかなければならないなと。今おっしゃった、それを行政が踏み込んで割り当てるというのは、どうなのかな、これは内部でも少し議論しなければならないなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　ぜひそういう意見も含めて、自由に出し合える議論をしていっていただきたいなというふうに思います。

制度を変えるという点ではもう、もっといろいろ本当は言いたいことがあるというか、職員の働き方にしても、例えば労働時間が７時間になれば、女性も男性も働きやすくなる。男性も家事、育児に従事しやすくなる。例えばそういうこともあるわけです。それを個人の意識改革でできるかといったらできないので、町だけでやれるとは思わないですけれども、やっぱり行政として位置づけて変えていかなかったら変わらない課題だというふうに思っています。今すぐそれは町だけでやるのは難しいと思うのですが、そういうことも含めて踏み込んで検討していかないと、実際には先ほどあったような女性の実態、声は変わっていかないというふうに思っております。

次の質問に移ります。

性の多様性と人権を尊重する教育についてです。

今回、包括的性教育の重要性について答弁がありました。包括的性教育は、他者とも尊重し合って生きていくには、お互いの性の仕組みを理解するということにとどまらず、他者との境界線、バウンダリーといいますが、他者との境界や同意に基づく関わり合い、また断る力を身につけるなどについて、年齢に応じて少しずつ学んでいくことが大切だとされています。対等な人間関係を築く上で、必要な幅広い力を養うことまでが含まれ、その中身は、生理や体の仕組み、同意、パートナーシップ、SNS 上のトラブルの回避など、子どもたちが生きていく上で本当に必要な内容だと思います。

今回、包括的性教育、位置づけるということだったのですが、町の計画には具体的にそうした文言

としては入っていないですが、計画の中に位置づけて取り組むという認識でよかったでしょうか。また、包括的性教育ということもまだまだやはり知られていないと思います。職員や学校教員への研修なども必要になってくるかと思いますが、今考えておられることがあれば伺います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これ新しい考え方といいますか、今までは答弁でお答えしたように、単に性感染症の予防だとか、妊娠だとか、そういうところにとどまっていたのが、広く人権に影響するのだよということを教えていくということになるのかと思います。これなかなか難しいわけですね。これ町で具体的に何やるかということは、今、持っておりませんけれども、これはもう教育、学校教育から含めてずっと全体で取り組んでいかなければならないことであるというふうに思っていますので、そこは高校の話になりますけれども、教育委員会、学校の協力を得ながら調査して、どういったことができるかについては検討しなければならないというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　この包括的性教育の取組とか浸透というのを急ぐ必要があるというのは、先ほど答弁でもありました、子どもたちを取り巻く性の犯罪の問題がすごく深刻になっているということがあります。一方で、やはり保護者や教職員の中でも、どのように子どもたちに伝えていいか分からないとか、触れてはいけない話題のように感じるといった戸惑いの声も多くあります。そのように戸惑っている中で、子どもたちは日々ネットの情報などから、女性の性を暴力的に扱う情報などにも簡単に接してしまう、また思春期ともなると疑問を抱えながらも誰に聞いていいか分からず困っているという現状もあります。そして、残念なことにそうした知識やスキルを学ぶ機会がないことによって、深刻な性犯罪の被害者、加害者になったり、望まない妊娠など深刻な傷を負うニュースが後を絶たない、そうした下で、急ぐ必要があるなというふうに思っています。

内閣府の調査では、無理やり性行為などをされた経験がある女性は 13 人に１人というふうな数が上がっています。また、被害者が低年齢化していることも指摘されています。性犯罪や性暴力被害者のための相談センターの中で、被害を受けた相談があった中で、被害者の年齢は、約半分が 10 代以下、中学生以下が３割と、全体で８割を占めています。こうした中で、性被害が親子でも学校でも社会でもどこでも起こっているということを考えると、幕別町としてもよそごととは言えないと思います。

徐々に浸透していくしかないということで言われたのですが、子どもたちが自分の体や心の安全を守れるようになるには、どのような支援が求められていると考えておられるでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これ本当に支援は非常に難しいと思います。支援というよりは、子どもたちが今おっしゃったように、SNS などで誤ったニュース、残虐なニュースが出たり、フェイクニュースが出たりとか、非常に誤った情報が氾濫をしているわけでありますから、これを打ち消すというのはなかなか難しいのですね。

例えばこれ公共、マスコミがきちっとした情報を出すということは一つの方法、マスコミにお願いをするということもありましたし、学校の中で教えるにしても、誰が講師になって指導するのかということも非常に難しいのかなというふうに思います。ですから、今、具体的にこれをやるとかということは申し上げられませんけれども、ここはただ放置していいということになりませんので、そこは先ほど申し上げたように、学校関係者とも協議をさせていただきながら、どういう方法がいいのか、どういうことがやれるのかということについては、早急に実行していかなければならないなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　ほかの自治体では外部講師と連携をしたり、性に関する授業の進め方についての研修を行うなど、現場での実践を支える仕組みを取っているという例もあります。例えば既に学校教育の中で交通安全教室だとか、防災教育、インターネットについての学びなどが行われていますが、同じように命と多様な性をテーマにした教育を組み込んでいくとか、そういったことも一つかなとい

うふうに思います。例えば、実際にそうした教育をもう既に取り入れてやっているという学校があったりはしないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範）　学校での取組といたしまして、令和６年度で言いますと、小学校２校と中学校４校でLGBTQの講演や性に関する授業、そういったものを行っております。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　その評価といいますか、効果は、簡単でいいのですけれども、どのように評価されておられますか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　効果と一言に申しましても、これは具体的にこういうような効果があったというふうに言うのはなかなか、１回、１年、２年ですとか、そういう取組の中では言うのは難しいのかなというふうに考えておりますので、こうした取組を継続的に行うことが、子どもたちにとっても正しい知識の習得につながるものというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　実際にそうやって行われているところもあるということですので、そういった取組を普及するということも、一つの手だてかなというふうに思いました。なかなかそれぞれで独自にやりましょうといっても難しい初めての取組ですので、そういったいい事例があれば、ほかの学校にも普及するということはいいのかなというふうに思いました。

あと、学校以外でも地域や家庭でも大人が学び直せるような機会、今回、講演会も計画されていますが、そういった町民自身が考え合う場が無数に開かれていけばいいなというふうに思います。

最後、四つ目の大きな質問に移ります。

町民と一緒に進めていくということですが、私としては、声を上げやすい人だけでなく、声を上げにくい人、暮らしや立場の中で制度の課題を感じながらも、声にできない方々の思いに町としてどう意識的に耳を傾けていくかが、この課題は特に大事だなというふうに思います。その上で、町民との協働を実効性のあるものにしていくために、例えば先ほどずっと出ていますが、出前講座、講演会もそうなのですが、例えばパネル展示一つにしても、その展示にシール投票とか、付箋でコメントを書けるようにするということで町民の声を可視化する、そういった声をまたホームページ上で町民にも返すとか、例えばそういうことも一つの工夫かなと思います。また、パネル展示をデジタルでも見れるようにするとか、とにかく町民が触れて声を出せる機会をいろいろ工夫をしていくということが大事かなというふうに思います。

町民、計画を推進していく上で、町民が自分事として関われる工夫があるかないかで計画の実効性は大きく変わっていくと思います。町民と共に進めるということに実際のこうした中身を伴わせていくための議論をぜひ行って、工夫をしていただきたいと思うのですが、その点でお考えがあればお願いします。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　まだ具体的なところは、どうやるということは決まっていないわけでありますけれども、ただやはり町民の方に興味を持ってもらう、関心を持って自分も自ら行動できるようになっていくということが非常に大切だろうというふうに思います。ですから、そこは今言われたような工夫をしながら、なるべく多くの方に興味を持ってもらって、意識改革につながるような、展示一つにしてもそういうような形でやってまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　幕別町が掲げたこの計画は、ジェンダー平等を特別な取組ではなくて、空気のように当たり前のものとして根づかせていく大きな一歩だと感じています。その一歩を本当に実効性あるものにしていくには、日々の暮らしや現場の声も受け止めて、それを政策に結びつけていく努力が必要になってくると思います。町民と共に育てて根づかせていくための計画の推進となることを願

って、私の質問を終わります。

○議長（寺林俊幸）　以上で、酒井はやみ議員の質問を終わります。

この際、11時５分まで休憩いたします。

10：57　休憩

11：05　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○18番（中橋友子）　通告に従いまして、２点の質問を行います。

１、幕別町農業・農村振興計画の具体的な取組について。

昨年夏以降、主食である米が不足し、価格が２倍以上の異常事態となっている。ただでさえ物価高騰と長期にわたる実質賃金・年金が引き下がる中で、町民の暮らしは、より厳しさを増している。

そもそも日本の食料の自給率は、カロリーベースで38パーセントでしかなく、肥料・飼料・種子などの大半も海外に依存であることを考慮すると実質10パーセント以下という指摘もある。自給率の向上は待ったなしの課題であるが、昨年改定された「食料・農業・農村基本法」では、食料の自給率の向上の概念はなく、規模拡大と輸出の推進が中心となっている。

安全な食料を安定的に供給することは命を守る上で欠かせず、十勝においては食料の自給率で1,300パーセントを超え、その中でも幕別町は生産額で第１位を占め、大きな役割を果たしてきた。

しかし、農家戸数は1979年の1,325戸から2020年には514戸まで減少し、高齢化や担い手不足の上、生産資材の高騰が続き、離農に歯止めがかかっていない。

昨年、「幕別町農業・農村振興計画2018」の後期見直しが行われたが、今後も基幹産業として農業が維持発展するよう、次の点を伺う。

（１）食料・農業・農村基本法に対する見解は。

（２）幕別町農業・農村振興計画の推進に向けた具体策は。

特に、自然環境やエネルギー対策を重視した循環型農業の推進で、持続可能な農業の確立を。

２、教員の働き方改革を推進し、成り手不足の解消を。

全国の学校で教員不足が深刻化している。文科省の2022年「「教師不足」に関する実態調査」では、始業日時点で小学校は4.9パーセント、中学校は7.0パーセント、特別支援学校は13.1パーセントに及び、なお加速している。また、「成り手不足」も生じ、改善の兆しは見えていない。

背景には、教員の深刻な長時間労働が長期に続いていることがあると考えられる。過密なカリキュラムや競争教育、増え続けるいじめや不登校の対応等で多忙を極め、北海道教職員組合の調査では、過労死ライン（月80時間）を超える実態が、今なお小学校で14.5パーセント、中学校で29.3パーセントに上っている。早期の改善が必要であるが、文科省が今国会に提案した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正案は、さらに長時間労働につながり、働き方改革に逆行する内容である。

幕別町においては、教員の働き方を改善するために、2018年から学校における働き方改革「幕別町アクション・プラン」を実施してきている。教員がゆとりを持ち、「成り手不足」が解消される教育行政になるよう、次の点を伺う。

（１）学校における働き方改革「幕別町アクション・プラン」の達成状況と今後の課題は。

（２）さらなる長時間労働につながる「給特法」の改正は行わないよう、関係機関に働きかけを。

（３）特に教員にも子どもたちにも過度な負担となっている「全国学力・学習状況調査」を中止するよう、関係機関に働きかけを。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　中橋議員のご質問にお答えいたします。
ご質問は町と教育委員会にわたるものでありますので、私からは、ご質問の１点目につきまして答弁をさせていただきます。
「幕別町農業・農村振興計画の具体的な取組について」であります。
本町の農業は、畑作をはじめ、野菜、酪農、肉牛など地域の特色を生かした多様な農業経営が展開され、安全・安心で良質な農畜産物を安定的に供給する機能とともに、農業の基本である「土づくり」を通じた資源循環の促進や美しい農村景観の形成など多面にわたる機能を有しており、本町の経済社会を支える基幹産業として発展を続けております。
これら本町における農業の振興は、平成６年に策定した「幕別町農業・農村　21 世紀への道しるべ」、12 年に策定した「農業新時代　幕別町農業・農村振興計画」、旧忠類村との合併に伴い 20 年に策定した「幕別町農業・農村振興計画～農業をとりまく環境の変化をみつめて～」に基づき、農業者の皆さんや関係機関の協力の下、農業施策を総合的かつ計画的に行ってきたところであります。
しかしながら、平成 21 年をピークとした認定農業者数の減少、農業就業者の高齢化や後継者不足などが課題となっており、また、31 年に「幕別町農業・農村振興計画 2018～チャレンジングな農業への支援～」を策定してからの５年間においても、新型コロナウイルス感染症の蔓延、ロシアのウクライナ侵攻の長期化や原材料価格の高騰、急激な円安を要因とした物価高騰により、農業を取り巻く情勢は急速に変化しております。
こうした変化を踏まえ、「地域農業の持続的な発展を目指して」及び「競争力のある力強い農業を目指して」の２本の柱を基本方針として維持しつつ、諸課題への対応策を新たに位置づけるため、令和６年３月に本計画の見直しを行ったところであります。
ご質問の１点目、「食料・農業・農村基本法に対する見解は」についてであります。
国の農業政策の基本理念や方向性を示す食料・農業・農村基本法は、平成 11 年の制定から四半世紀が経過する中で、制定時には想定していなかった、または想定を超えた食料安全保障に関わる情勢の変化や課題を受け、昨年５月に改正されました。
世界の食料需給の状況を見ると、人口が増加して食料需要も増加する一方、気候変動による異常気象の頻発化や地政学的リスクの高まりにより不安定化する中、長期にわたるデフレにより日本経済の成長が鈍化したことに対して、新興国の経済が急成長した結果、世界における日本の経済的地位は低下し、必要な食料や生産資材の安定的な輸入に懸念が生じている状況にあります。
また、近年、持続可能な開発目標（SDGs）の達成やカーボンニュートラルの実現に向けた取組が求められており、自然資本に立脚した農業においても、環境や生物多様性などへの配慮と対応が求められております。
これらの情勢変化に対応するため、改正基本法で掲げた「食料安全保障の確保」「環境と調和のとれた食料システムの確立」「多面的機能の発揮」「農業の持続的な発展」「農村の振興」の五つの基本理念に基づいた施策の方向性を具現化するため、国は本年４月、新たに食料・農業・農村基本計画を閣議決定したところであります。
食料・農業・農村基本計画の中では、北海道が主要穀物等の主産地として明記され、食料安全保障の確保に重要な役割を果たしていることが認められたものと認識しておりますが、G7 の中で断然低い食料自給率の目標値の設定や、海外への依存度が高く急激に価格上昇している農業資機材の安定的な確保に対する支援など、法や基本計画に位置づけられた内容が着実に実現されるよう、大胆な予算づけを期待するところであります。
ご質問の２点目、「幕別町農業・農村振興計画の推進に向けた具体策は。特に、自然環境やエネルギー対策を重視した循環型農業の推進で、持続可能な農業の確立を」についてであります。
令和６年３月に見直しを行った「幕別町農業・農村振興計画 2018　後期見直し　2023～2027」の推進に向けては、ゆとりみらい 21 推進協議会において、関係機関の皆さんとともに具体的な施策を検討

しながら、基本方針である地域農業の持続的な発展と競争力のある力強い農業を目指しているところであります。

具体的には、「担い手の育成・確保」「農業基盤の整備」などの 10 分野にテーマを分け、各種施策に取り組んでいるところであり、「担い手の育成・確保」については、公益財団法人幕別町農業振興公社と連携し、まくべつ農村アカデミーやグリーンパートナー事業などを通じて、後継者の育成・確保に努めているところであります。

「農業基盤の整備」については、計画的に道営農地整備事業などを活用し、本年度は町内 11 地区で農地等の基盤整備事業を進めており、「農業支援システムの充実」については、農作業の効率化を図るため、町内 7 地区に気象観測機器を設置し、地域に即した気象情報の提供等を行っております。

「農地の集積と集約化」については、公益財団法人幕別町農業振興公社と連携し、農地流動化事業などを通じて、効率的な土地利用を推進するために農地の利用集積を図っているところであり、「農業経営の安定化」については、町独自の貸付事業である幕別町農業ゆとりみらい総合資金を活用し、農業者が新たにチャレンジする取組等の支援に努めているところであります。

「農業・農村が持つ多面的機能の維持と発揮」については、幕別・札内地域においては多面的機能支払制度、忠類地域においては中山間地域等直接支払制度の交付金を活用した農村地域資源の保全管理等に取り組んでいるところであり、「農業に対する理解の促進」については、本年度、新たに農産物の地産地消を推進するため､町内スーパーに幕別産野菜コーナーの設置や飲食店等の協力を得て｢幕別やさい月イチ菜」と題して、アスパラをはじめとした地場産野菜の提供を行っております。

「都市と農村との交流」については、農村地域での生活や農業体験、農業者とその家族との交流、食の大切さや農業と日常生活のつながりを学ぶことを目的とした農村ホームステイ事業や、札幌・東京など大都市で開催されている産直フェアにおける対面での農畜産物の販売等を通じて、都市と農村との交流を実施しており、「高付加価値化の促進」については、農業者が所得を確保できるよう、特産品開発に対する支援等に努めてまいります。

「農畜産物の安定生産・生産性の向上」については、持続可能な形で生産性の向上を達成していくため、有機資源を活用した土づくり等のバイオマス資源の有効活用を推進する必要があることから、ふるさと土づくり支援事業による堆肥の購入、切り返しに対する補助を通じて、地域内での有機産物の循環システム構築を目指しております。

中でも、家畜ふん尿を原料とするバイオマスの利用は、再生可能エネルギーとしての活用はもとより、規模拡大を目指す酪農家等における労働力軽減や、ふん尿の適正処理による環境負荷軽減を図るために重要な施設でありますことから、現在、集中型のバイオガスプラントの設置について、その規模や採算性、食物残渣等の活用も含め、事業手法等について検討しているところであります。

本計画の推進に当たっては、引き続き国や道の施策を見据えつつ、ゆとりみらい 21 推進協議会、農協と連携を図りながら施策の検討を進めてまいります。

以上で、中橋議員のご質問への私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　中橋議員のご質問にお答えいたします。

「教員の働き方改革を推進し、成り手不足の解消を」についてであります。

社会の急激な変化が進む中で、子ども達が予測困難な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められております。

しかしながら、学習指導のみならず学校が抱える課題は、より複雑化・困難化しており、こうしたことを背景として生じている教職員の長時間労働の解消が求められております。

このため、国では学校における業務改善及び勤務時間管理等に関する取組の徹底を図るため、各教育委員会に対して業務改善の方針と計画の策定を求めたことを受け､北海道教育委員会が平成 30 年３月に「学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」」を策定し、その中で市町村立学校における働き方改革を進めるための計画策定を求める内容が盛り込まれたものであります。

こうした状況から、本町においては平成 30 年９月に「学校における働き方改革「幕別町アクション・プラン」」を策定し、令和３年６月には第２期、昨年８月には第３期の計画として見直しを行ってまいりました。

現在の第３期アクション・プランでは、教職員の時間外在校等時間を１か月で 45 時間以内、１年間で 360 時間以内とすることを目標とし、これまでの取組を継承しつつ、さらなる改善・充実を図り、各学校と緊密に連携しながら取組を進めているところであります。

ご質問の１点目、「学校における働き方改革「幕別町アクション・プラン」の達成状況と今後の課題は」についてであります。

初めに、「幕別町アクション・プラン」の達成状況については、第３期アクション・プラン策定の際に第２期までの取組成果をまとめておりますので、第２期で掲げていた四つの柱に分けて申し上げます。

一つ目に、「本来担うべき業務に専念できる環境の整備」では、ICT 機器を活用した指導力の向上を図るため、授業支援ソフトの研修に取り組んだほか、令和４年度に導入した校務支援システムにより、児童生徒に関する学籍、出欠状況、成績等の情報をデジタル化し、これらを教職員間で共有化を図ることにより事務負担の軽減を図っております。

二つ目に、「部活動指導に関わる負担の軽減」では、全ての部活動における休養日について、学校閉庁日をはじめ学期中は週２日以上設定することや、１日の活動時間を平日で２時間程度、休日で３時間程度とすることと併せて、部活動ごとに可能な限り複数顧問を配置して技術指導や安全管理を交代で行うなど、負担の軽減につながる取組を進めてまいりました。

三つ目に、「勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実」では、令和２年５月に導入した出退勤管理システムにより在校等時間を計測した結果を踏まえ、教職員の健康に配慮するとともに、一部の教職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化に取り組むとともに、月２回以上の定時退勤日や、長期休業中に学校閉庁日を設定するなどの取組を進めてまいりました。

四つ目に、「教育委員会による学校サポート体制の充実」では、ストレスチェックの実施によるメンタルヘルス対策の推進や、教育委員会が学校を対象として行う各種調査について、可能な限り廃止や縮小、他の調査と統合するなど精選を図っているほか、トラブル等に直面した際のサポートとして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣するなど、教職員の負担軽減に努めております。

また、この間の時間外在校等時間を申し上げますと、１人当たりの１か月平均が令和４年度で 23 時間 49 分、５年度で 23 時間 23 分、６年度で 23 時間 39 分、45 時間を超えた教職員の割合が、４年度で 13.0 パーセント、５年度で 12.4 パーセント、６年度で 12.2 パーセントとなっており、少しずつではありますが改善の傾向にあるとともに、働き方改革に対する意識が高まってきているものと認識をしております。

今後の課題につきましては、依然として長時間勤務となっている教職員が見受けられることから、時間外在校等時間の縮減に努めなければならないと考えております。

このことから、第３期における重点的な取組として、ICT の活用による校務効率化の推進や教頭の業務縮減、メンタルヘルス対策の推進など、校長会・教頭会などと連携しながら教育委員会として一層の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の２点目、「さらなる長時間労働につながる「給特法」の改正は行わないよう、関係機関に働きかけを」についてであります。

国は、本年２月、教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進と、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇改善を図ることを目的として、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」、いわゆる「給特法」の改正を中心とした法案を国会に提出し、５月 15 日に衆議院、今月 11 日に参議院で可決、成立したものであります。

この改正法の主な内容については、教育委員会に対して教員の業務量の適切な管理と健康及び福祉の確保を図るため、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務づけられたほか、学校の教育活動に関して教職員間の総合的な調整を担う「主務教諭」を新たに設けること、さらには教職調整額の基準となる額を給料月額の４パーセントから 10 パーセントまで段階的に引き上げるとしております。

これらは、国として「学校における働き方改革の更なる加速化」「学校の組織・運営体制の充実」「教員の処遇改善」を一体的に推進し、教職の魅力を向上させ、質の高い教員を確保することで、全ての子どもたちへのよりよい教育の充実を目指した取組とされております。

町といたしましては、今後の国の動向や、具体に取り組む制度の内容などについて注視し、対応をしてまいりたいと考えております。

ご質問の３点目、「特に教員にも子どもたちにも過度な負担となっている「全国学力・学習状況調査」を中止するよう、関係機関に働きかけを」についてであります。

全国学力・学習状況調査については、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証した上で、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立て、さらにこうした取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的として､平成 19 年度から実施をされております。

小中学校で行われる義務教育については、学校教育法で定められている学習指導要領に基づいて実施されておりますが、学習指導要領に準拠した全国学力・学習状況調査は、全国的な視点で各学校における児童生徒の学力の定着状況等を検証することを通して、義務教育の機会均等とその水準の維持向上に資しているところであります。

また、各学校では、児童生徒の学習状況を把握するため、自校採点を通して学習状況の点検を行い、調査結果を学校改善プランや学力向上に向けた取組に活用してきたところであり、授業改善やカリキュラムマネジメントの推進に努めているところであります。

本年度の調査は、４月 14 日、16 日、17 日を実施日として、小学６年生が国語、算数、理科を、中学３年生が国語、数学、理科を、町内の全小中学校で実施したところであります。

また、令和６年度までは全ての教科が紙媒体での実施でありましたが、本年度は中学校の理科が学習用端末を用いた調査、CBT（コンピューター使用型調査：Computer Based Testing）方式により実施しており、８年度は中学校の英語を、９年度からは小中学校の全ての教科を CBT 方式に全面移行するとしております。

これにより、調査問題の保管や配布、回収が不要となり、採点も自動化されることから大幅な負担の軽減が図られるものと考えております。

これまでも、全国学力・学習状況調査の結果を用いて、小学校と中学校の担当者が協働で、国語と算数・数学について学園ごとの学力傾向を分析し、弱点の克服や優れた点の伸長に向け、９年間を通した指導の焦点化などに取り組んでおり、本町が進める小中一貫教育の推進においても必要なものと考えておりますことから、引き続き効果的な活用を図ってまいります。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18 番（中橋友子）　再質問を行います。

幕別町農業・農村振興計画の具体的な取組から入りたいと思います。

初めに、今回改定されました基本法の見解をお伺いしたところでありますが、町長の見解は、さまざまな五つの目標に対する評価と、それから一方では食料の自給率の問題や、あるいは農業資材の安定的な確保などを考えると、やはり大胆な予算づけがないと実現されていかないというところは思いを同じにするところであります。国民の安全の一番は食料でありますし、自給率が 100 パーセント確保されるというのは当然のことだと思います。それは政治の責任だと思うのですけれども、残念なが

らここ５年、６年、38パーセント、37パーセントが続いてきています。

幕別町でも、遠く遡ればお米を作っていたときがありまして、明治30年に晩成社、依田勉三が試作に成功してから1970年に至るまで、減反政策が始まるまで作られておりました。国の減反政策の下でほとんどが作らなくなってきているわけですけれども、同時に国の農業政策に基づいて、ここまで作物の転換などもしながら来たのではありますが、残念なことに農家従事者、農家戸数は減少の一途をたどってきました。この新しく見直された計画書を見ましても、農家戸数は昭和45年1,325戸から令和２年514戸まで、これは50年間のスパンがあるのですけれども、その中で811戸減少しているのですね。結局、いろんな努力をなされて、規模の拡大、機械化をやってくる中でも維持ができなかった農家が後を絶たなかったということが現実であります。

町長が今ご説明いただいた中で、幕別町もこれまで、令和に入ってから、平成に入ってから、繰り返しいろいろな計画を立ててこられましたけれども、１年間に10戸以上を超える離農というのは防げないでここまで来ています。この傾向はこれからも、ここで歯止めがかかるのだという保証はどこにもないと思うのです。したがって、自給率の向上というのを法の中でしっかり位置づけられなかったものですから、そこは注意をして見ていっていただきたい。

さらに、農業予算に期待されるということでありましたけれども、これも30年以上のスパンでありますが、当時は３兆5,000億円を超えていた３兆5,800億円というときもあるのですが、その予算が今は２兆6,000億円にしかならない。物価が上がっていって、当然、予算規模も増えていますから、農業予算は増えていって当たり前なのですけれども、１兆円以上も減ってきている、これが今の実態です。そのことが困難を招いているということであります。こういう時期でありますから、基幹産業の農業が本当に維持、発展されるように、経営をされている方はもとより、町も強力な支援を行いながら取り組んでいただきたいと思います。

具体的な取組のことについては、るる述べていただきました。

そこで、１点だけお尋ねしたいのは、私は、ずっと循環型の農業が幕別の中で定着することを願ってきております。土づくりなど取り組んではこられたのですが、どうもずっと遅れてきました、答弁の一番最後にあります畜産物の活用、特にバイオガスプラントの設置ということについては、十勝の中で58基建っている中で、幕別町はありません。それで、町長のお答えでありますと、「現在、集中型のバイオガスプラントの設置について、その規模や採算性、食物残渣等の活用も含め、事業手法等について検討」ということでありますが、もっと具体的に教えていただけますか。要するに、いつ先につながるのかというところを知りたいです。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これは循環型農業の推進ということもありますし、ゼロカーボンに向けた取組でもあるわけでありまして、どちらかというと今はゼロカーボンに向けた取組、バイオガスプラントから出ます液化バイオメタンの活用によって、それを発電ではなくてエネルギーとして活用できないかという観点で、今、検討しているわけでありまして、これは事業者もいます。一緒に取り組む事業者もいますし、場所もどこにするかということがありまして、これ、今、明らかにすると非常に事業の推進に支障を来します。これは本当に、今後、ゼロカーボンに向けた大きな武器になるというふうに思っていますので、そこは今、事業者との間で精力的に詰めている、事業者のほうもかなり腹構えができてきているという状況にありますので、そこはぜひ実現をさせていきたいというふうに思います。

ただ、多大な事業費がかかるので、その費用負担をどこまで事業者が出していただけるのかということももちろんあります。これはやっぱり１基造ると30億円、40億円のお金がかかるわけでありますから、それをどうしていくのか。それと、その後の管理をどうするのかというところで、今まだ妥協ができていないところがありますので、そこはしっかりと詰めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　微妙なところがあるのでしょうから、お答えできる範囲で結構なのですけれども、

着地点、いつ頃その事業、完成といいますか、実施に向けて町長は相手の方たちと今詰めていらっしゃるのか。

それと、循環型の経済と、エタノールになっていってもそうだとは思うのですけれども、ここの幕別の中で自然に生み出されたものを活用してエネルギーに変えていくのは本当に大事なことだと思います。そのことによって経済効果も期待するわけですから、そこは例えば雇用がどのぐらい期待されるのかとか、それから町民のメリット、それはどのぐらいあるのか伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　年数のめどというのは非常に難しい。というのは、相手があることですので、はっきり何年後と言えればいいのですけれども、おおむね３年程度を目指したいという、供用開始を目指したいというふうに思っています。

それと、食物残渣もそこで処理をすることによって、言ってみれば、今は食物残渣は燃えるごみとして出していますので、ここは費用負担をしているわけなのですが、そこらあたりは食物残渣を入れることによって燃焼効率がいいというか、ガス発生効率が高まるということがありますので、ぜひそこも含めて取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18 番（中橋友子）　大きく期待をしていきたいと思います。

時間の関係がありますので、教育のことについてお尋ねをいたします。

教員の成り手不足、その背景にあるのは教職員の苛酷な労働の実態があるというふうに押さえております。働き方改革の中で重点項目について取り組んだお答えをいただきましたけれども、私は、幕別町の教職員の皆さんがこのアクション・プランの下で、まずは実際の職務に当たっている時間、学校の中、これは在校ということでお示しいただきましたけれども、昨日からも同僚議員の質問の中でもありましたが、休み時間であるとか、それから持ち帰り残業とか、これについてはお示しがありませんでした。なぜこのプランに取り組みながら、そこは手がけられなかったのか、まず伺います。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　今現在、入れております勤怠管理システムの運用の中では、そうした取組がなされておりません。あらかじめ休憩時間なりは取っているという前提の中でそうしたシステムの運用を行っておりますので、そうした把握には至っていないというものであります。具体的には、これは各学校の中で、学校長のほうで、管理職のほうでそうした実態がどの程度あるのかというようなことを聞き取る以外に、具体的に在校等時間という、はっきりとしたこの時間で示していくということはなかなか難しいのかなというふうに感じております。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18 番（中橋友子）　実際に持ち帰り時間の調査がなされているところがあります。北海道教職員組合では、北海道の教職員の労働時間を、今、教育長がお答えいただいたのは在校だけの労働時間でありましたけれども、持ち帰りも含めた勤務時間、残業というのを出されています。それによりますと、全道の平均でありますが、小学校は 51 時間 45 分、中学校は 58 時間 45 分という数字が出ております。これを在校の勤務時間平均、小学校であれば 41 時間 23 分というのが出ているのですけれども、差引きしますと、持ち帰りは１か月 10 時間前後というのが明らかになっているわけです。もちろん一人一人のアンケート調査も含めてやっていらっしゃると思うのですけれども、なぜ町はできないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　具体的に持ち帰り、国もこれは言っておりますけれども、基本的には持ち帰らないことを前提にして取り組んでいるというものでありまして、ただ、実態として、今、中橋議員がおっしゃったような調査結果があるというお話は私自身も聞いております。当然のことながら、そうしたものを解消する、これは長時間労働もさることながら、そうした勤務実態にあることを解消しなければならないというところでの認識は持っておりますけれども、そうしたことも含めて今回の給特

法の改正、こういった国の取組も含めて取り組んでいくべきものだというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18 番（中橋友子）　働き方改革でありますから、労働時間がどのぐらいそこに費やされているかということを正確に掌握しないで改革というのは、私は無理だと思うのです。といいますのは、今の教職員の現場、皆さんのお話を伺うと、長時間働かなかったらやっていけない仕組みになっていると。だから、７時間 45 分の労働時間の中で全部終われる、そういう業務の実態ではないのだということが口々に語られるわけです。例えば事例としてお聞きした中身は、出勤、毎日午前８時頃、６時間の授業が今日はあると。この６時間の授業の日なら、給食や清掃の時間を含めて午後３時頃までは休憩はほとんど取れない。ということは、これはもう、ここで休憩がないということですよね。さらに、児童の下校後は翌日の授業の準備に取りかかる。理科の実験、音楽の実技では１時間どころか２時間、３時間かかることがあると。そういう教員の皆さんの現場なのです。つまり、明日の授業の準備は子どもさんが帰らないとできないと。７時間 45 分の中でどうやっていくのだということです。そして、その間にも子どもさんの親から、あるいは子どもさん自身からも長時間にわたる相談などを受けることも多々あり、気がついたら９時になるということも、これは連日ではないですけれども、あるのだという、こういう実態がちりばめられていて教職員の成り手というのに、なることに躊躇する、そうは思われませんか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　確かにこの長時間労働の問題が叫ばれるようになって、国も本腰を入れて取組を始めて 10 年ぐらいたっているかなというふうに思います。そういった中で、なかなか決定的な改善に向かわない状況にあるというのは十分理解をしているところであります。

ただ、今回の給特法の改正の国会審議の中でも衆議院の中で修正案が出されまして、１人１か月当たり 45 時間といわず 30 時間を目標とするべきだと。そのためには、教職員１人当たりの授業時数を削減、もっともっと削減するべきなのではないかというようなことですとか、教職員定数そのものをもっと見直して、そして多くの教職員を採用するべきなのではないかというようなことと併せて、この後のご質問にもありますけれども、教職調整額を 10 パーセントに引き上げて処遇改善を図るべきだというような修正がされておりますので、今後こうした内容に基づいた国の取組がなされていく、そうしたことによって今おっしゃられたような労働環境の改善につなげていかなければならないというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18 番（中橋友子）　給特法に入りましたので関連して質問いたしますけれども、確かに全体の労働時間を 35 時間に、あるいは教職員の定数を増やすと。これも附帯決議ですよね。だから、本筋ではなかったのですよ。

私は、一番これの今回の改定に一番いただけない、駄目だと思うのは、４パーセントから 10 パーセントにしたということは、これは要するに教職員については調整額として残業代の代わりに一律に４パーセントのお金を出しますよ、そこを 10 パーセントにしましたよということは、残業ということを認めない、調整額ということで片づけるということではないですか。これ、厳密に言ったら、労働基準法からいったら問題だと思います。なぜ教員だけがそこを適用されないのだと。聖職だ聖職だというふうに言っていても、生身の体は一つですよ。先ほど言ったように朝の８時から９時までのような労働が続くと、これはもう疲弊しますよ。そういうことをやっぱり教育委員会としては、私は真剣に向き合うべきだと思うのです。

もっと言いますと、これも実態調査の中で分かったのですけれども、例えば中堅の教員の方で、教職調整額４パーセントとなると１万 5,000 円から２万円ぐらいになるのだそうです。それが 10 パーセントになるということは 2.5 倍ですよね。だから、４万円とかになっていく。ところが、その人の実際の 50 時間勤務、超えてしまうからそうなるのですけれども、そうすると１か月 17 万円ぐらいになると。お金の問題だけではないですけれども、こういうことを給特法という言葉に包んで、いわゆる

残業代を払わないで長時間の仕事をしていただいている、そういう現場にあるということですね。

ここは私、やはり本当に委員会としては、教育長としてはしっかりと今後の推移も含めて見ていただいて、本当の意味の教員のゆとりや働き方の改革につながる取組をしていただきたい。そして、必要なところには意見も出していただきたい。こう思いますが、どうですか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　教職調整額の引上げにつきましては、教員の方々の働き方自体が、自らの創造性ですとか独自性を生かしながら授業に当たるですとか、そうした自主・自律的な判断による業務と、管理職の命令による業務というのが混然一体となって日常的に働いていただいている。そうした教員の特殊性があるがために、国はですけれども、時間外手当の対象とするべきではなくて、そうした特殊性を鑑みると教職調整額によるものであるというふうな説明をされているようであります。私自身は、そうであれば、この制度が導入されたのが昭和 46 年でありますけれども、その当時に制定されたこの４パーセントが今日に至るまで改正されてこなかった、このことが一番の問題だというふうに感じています。実際、長時間労働ということが問題視されて議論されておりますので、実態として、当時４パーセントというのは月平均にすると８時間ぐらいの時間外勤務だというようなことが根拠になって４パーセントというふうになったようでありますけれども、そのことから考えますと到底現状には合っていないということでありましたので、それを適宜見直しをする、現状に合った考え方にする、そうした取組をする、そういった処遇改善をするというのは必要なことなのではないかと、私自身は考えております。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18 番（中橋友子）　やはり法治国家でありますから、教職員だからと、労基法は全く関わらないよということではない。実際に判決も出ているのもありますから、やはり仕事に見合った、そして労働時間に見合った賃金をきちっと保障する、そしてその労働時間は過労死を超えない、ここはもう大原則だと思います。それが揺るがされてしまうのが、この 10 パーセントの枠を広げたからいいのではないかということになり得るではないですか。ここはやっぱり私は、評価してはならない、真剣に押さえていく必要があると思います。

私は、やはり今回の質問のテーマはなり手不足ということで、全国的な大問題になってきましたよね。本当にそこに至るまで、なぜここまで放置されたのかというじくじたる思いもありますし、やっぱり今の時点で改善するべきことは改善して、北海道も、この幕別も十分に先生が保障されて、そして子どもたちも楽しく、ぎすぎす追われる時間ではなくて、先生との関係も十分取れるというような、そういう学校であってほしいと思うのです。

それで、しつこいようですけれども、休み時間を取れているのかどうか、それから持ち帰り残業というのはやっぱりどのぐらいなのかというのは、難しいということで片づけないで調査していただきたいと思います。アクション・プランの第３期の令和６年８月の「学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項」の４番目、「本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものである」、教育長のお答えもそうですよね。その次です。「町教委及び校長は、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること」というふうに明記されているのですよ。これは、私は明記されている以上、アクション・プランの実現に向けられるわけですから、しっかり取り組んでいただきたい。どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　中橋議員のおっしゃるとおりでありまして、これは管理職の方々が十分先生方の働き方を見ていただいて実態を把握していただく、それがまず何より一番だというふうに思います。教職員の方々の働き方改革にかかわらず、成り手不足等々の対策につきましては、これは国においてしっかりと予算を措置する、そしてまた、任命権者である都道府県もその立場にあってしっかりとし

た取組をする､そして服務監督者である市町村の教育委員会が教育委員会としての取組を行っていく、それぞれが一体となって取組を進めていくということが必要であるというふうに考えておりますので、町にあってはアクション・プラン、これの取組を今後とも進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18 番（中橋友子）　成り手不足は深刻で、マスコミの情報でありますが、北海道は 2025 年度採用試験は倍率としては過去最低であったということであります。それどころか、高知県、2025 年度の小学校採用、280 人を採用したところ 204 人が辞退されたと。また、熊本県では、採用予定者 314 人に対して合格者が 262 人にとどまったと。こういう状況であります。先生方の中からは、４月から担任が不在で教員が交代で対応しているため、子どもが落ち着かない、目が届かない、トラブルに対応できないという、これは北海道ではないですけれども、出ております。こういう事態を食い止めて、魅力ある職場に、先生方がどんどん、学生さんたちが教員になっていくよという、そういう町に、北海道になるよう働きかけを求めます。

次に、学力テストのことで最後お伺いいたします。

いろいろもうこれは実施されて長くなりましたから、先生方の負担という点では、教育長お話しされたように、いろんなアイテムを使っての改善とかということも言われました。私は、やはりこの学力テストの目的、目標自体が、教育という視点から考えて、今後実施していくべきではないものというふうに思って質問を行いました。

弊害についてはこれまでもいろいろ言われてきましたが、子ども同士の競争の、全国のランクづけになっていくわけですから、競争にいかざるを得ないという中で、そのランクを高めるためにさまざまな問題が、同じような、似たようなテストを事前にやっていくとか、あるいは成績の悪い子どもさんに当日のテストを受けること自体をちゅうちょするような、秋田県、石川県、福井県で事件もありました。これはなくなっていないです。その上に、これは私もびっくりしたのですけれども、結局、学力テストの結果が子どもたちの評価にもなれば先生方の評価にもなっている。これはあるところの知事の発言なのですけれども、全国学力テストが政令市で最下位の状況が続いている。結果に対して責任を負う制度に変えていく。全国学力テストの目標数値を教育委員会で決め、達成しない学校は校長も教員もマイナス評価をする。勤勉手当を減額したり、校長戦略予算を減額したりしていくなどということをまことしやかに話されて、こうやって新聞報道にもなっているのです。

したがって、教育の本当の目的というのは、教育長、私は競争ではないと思うのです。人として生きるための力、学ぶこと、それは一生の人生の中で受けた教育によって培われ、豊かなものにつなげていくという大事なものがあるのではないですか。それをこんな競争の中でゆがめられるということは、私はやっぱり正されていくべきと思います。どうぞ、まだ 51 秒ありますから。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　中橋議員がおっしゃられたような事件といいますか、そのようなことがあったというのは私も目にしたことはあります。町内においてはそういったことはないというふうに考えておりますけれども、この学力調査自体がどのような捉え方で行っているかというのは答弁の中で触れたとおりでありまして、実際に子どもたちの正答率の高い部分はどういったところだったのか、低いところはどういったところで、それは基礎的な問題なのか、応用的な問題なのか、文章が具体に読み取れなかったのか、そうした分析をした上で、それらを踏まえてその後の授業の中での課題として取り組んでいく。そのような活用をしておりますので、今後ともそういった活用を図りながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

（「終わります」の声あり）

○議長（寺林俊幸）　以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

この際、13 時まで休憩をいたします。

12：05　休憩
13：00　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、荒貴賀議員の発言を許します。
荒貴賀議員。
○８番（荒貴賀）　通告に従いまして、質問いたします。
部活動の地域移行、生徒を真ん中に部活動のあり方を検討し、必要な予算措置をであります。
部活動は、子どもたちの文化やスポーツへの権利に応えるとともに、自発的な活動であることによって思春期の人間形成を豊かにする積極的な意義もあります。
しかし、今、部活動は、その存続が危ぶまれる事態に直面しています。その大本には、部活動指導には人が必要なのに、その固有な人的配置を行わず、授業等のために配置されている教員に頼ってきた問題です。加えて、誰でも参加できる自発的活動のはずなのに、競技選手を育てるかのような練習時間や対外試合が雪だるま式に増えてきた問題です。結果、教員の負担は限界を超えました。
2022 年、スポーツ庁と文化庁の両庁名で「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定されました。公立中学校の休日の部活動には、2023 年度から 2025 年度までの３年間の改革推進期間として地域移行に段階的に取り組むとされています。しかし、そのための予算措置や体制の保障はなく、民営化による部活動の有料化や自己負担増などの懸念が出ています。生徒を真ん中に部活動のあり方について、以下の点を伺います。
１、部活動の意義は。
２、部活動の運営において、生徒の声を反映する必要があると考えるが現状は。
３、幕別町部活動の在り方に関する方針では、適切な休養日等設定について基準が示されているが、町内の中学校の状況は。
４、町の部活動の地域移行の状況は。
５、部活動の地域移行のための予算措置の考えは。
６、体罰や暴言、ハラスメントは許されるものではありませんが、現実にはいまだ残っているのが実情です。人間の尊厳と子どもの権利の尊重を土台に、ハラスメント防止に対する啓蒙活動を。
以上であります。
○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。
○教育長（笹原敏文）　荒議員のご質問にお答えいたします。
「部活動の地域移行、生徒を真ん中に部活動のあり方を検討し、必要な予算措置を」についてであります。
国では、学校の部活動について、学校における働き方改革の観点を含めて、部活動を学校単位から地域単位の取組とすべきと中央教育審議会や国会での指摘を踏まえ、休日の部活動を段階的に地域へ移行する方針を示すなど、部活動改革の取組を進めているところであります。
また、令和４年 12 月には、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定され、地域の実情等に応じて可能な限り早期に部活動の地域移行の実現を目指すよう通知されたところであります。
こうした状況から、本町では令和５年度に「幕別町部活動地域移行検討委員会」を設置し、望ましい部活動のあり方や地域移行等について検討を進めているところであります。
ご質問の１点目、「部活動の意義は」についてであります。
学校の部活動については、かつて、教育活動としての位置づけが二転三転するなど、曖昧になっていた時期がありましたが、平成 21 年に中央教育審議会の答申において「部活動について、学校教育の一環として果たしてきた意義や役割を踏まえ、学習指導要領に記載することが必要である」と指摘し、これを受けて平成 20・21 年改訂の中学校学習指導要領では「部活動については、学校教育の一環とし

て、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と記載され、これ以降、現在においても学校教育の一環として位置づけられている活動であります。

平成 29 年７月に改訂された中学校学習指導要領総則編の解説では、「学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図り、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めるなど、教育的意義が高い」と触れられております。

また、「幕別町部活動の在り方に関する方針」においては、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ・文化芸術、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである」としているところであります。

こうしたことから、部活動は、目標を達成するために努力し続けることで、精神的な成長や自己肯定感を高めるなど、生徒に多角的な利益をもたらすことから、学校教育上、非常に意義のある活動であると考えております。

ご質問の２点目、「部活動の運営において、生徒の声を反映する必要があると考えるが現状は」についてであります。

現在、町内の中学校で取り組まれている部活動の運営においては、活動を開始する年度当初に部員及び指導者によるミーティングを行い、部活動の方針としてチーム・個人の目標、練習内容・時間、出場する大会と年間スケジュールなどを全員で確認し共有を図った上で、部活動の運営を行っていると伺っております。

こうした取組のほか、日頃の活動においても指導者が生徒とのコミュニケーションを図る中で、生徒の考えや意見などを受け止め、必要に応じてミーティングの中で触れるなど、部活動が子どもたちにとって自主的、自発的な取組となるよう留意しながら運営を行っていると伺っております。

ご質問の３点目、「幕別町部活動の在り方に関する方針では、適切な休養日等の設定について基準が示されているが、町内の中学校の状況は」についてであります。

「幕別町部活動の在り方に関する方針」では、部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスの取れた生活を送ることができるよう、二つの基準を示しております。

一つ目として、休養日の設定基準については、学期中は、週当たり２日以上の休養日を設け、少なくとも平日は１日以上、土曜日及び日曜日は１日以上を休養日とし、週末または祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日をほかの日に振り替えるとするほか、休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わず、長期休業中は学期中に準じた扱いとしております。

また、お盆期間や年末年始等の学校閉庁日は休養日とし、定期テスト前の３日間、体育祭や文化祭翌日の振替休日、入学式・卒業式・始業式・終業式の日は可能な限り休養日とするよう努めるとしております。

二つ目として、活動時間の設定基準については、１日の活動時間を平日は２時間程度、学校の休業日は３時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うとしており、大会等の当日の活動時間が３時間以上となる場合は、十分な休養を取ることができるよう、その後の休養日や活動時間を設定するとしております。

また、活動場所で測定した暑さ指数が 31 度Ｃ以上の場合は、原則として活動を行わないとしているところであります。

町内の中学校においては、こうした基準に沿って活動をしており、地域や学校の実態を踏まえながら適切に対応しているところであります。

ご質問の４点目、「町の部活動の地域移行の状況は」についてであります。

現在の部活動の地域移行の状況については、本年４月に野球のクラブチームが新たに結成され、町内３校の野球部に所属していた 37 人の生徒たちが活動をしており、部活動から地域クラブへと活動の場を移行しております。

また、地域移行後に想定をしている活動主体と同様の活動を既に行っている地域クラブや、小学生

から所属をしている少年団での活動が６種目で 20 人となっております。

このほか、学校部活動については、運動部が 15 種目で 381 人、文化部が３種目で 109 人、合計が 18 種目で 490 人となっております。

ご質問の５点目、「部活動の地域移行のための予算措置の考えは」についてであります。

部活動の地域移行は、学校が主体となる学校部活動から、地域等が主体となる地域クラブへと移行していくことで、子どもたちの多様な体験活動の機会を確保するとともに、教員の業務負担の軽減策の一つになると考えられます。

一方で、指導者の確保が容易でないことや活動場所までの子どもの移動手段等の課題に加え、保護者の経済負担が増えることが想定されており、特に金銭的な理由から地域移行した後に活動を断念せざるを得ない生徒が出ることのないよう、対策を講じることが必要とされております。

先月 16 日、スポーツ庁と文化庁が設置した有識者会議がまとめた提言において、会費などが自治体間で大きなばらつきが出ないよう、受益者負担の金額の目安を国が示す必要があるとされたところであります。

これを受けて、20 日に文部科学大臣が、「現状の部活動などにおける保護者負担額の水準と、地域移行に向けた実証事業の実績なども踏まえ、本年の夏頃をめどに金額の目安をお示しできるよう速やかに検討を進める」とした上で、「ユニフォーム代や指導者への謝礼など、部活動の参加費以外の費用の扱いなど、受益者負担の範囲についても整理していく」との考えを明らかにしたところであります。

教育委員会としましては、こうした国の動向を踏まえながら、部活動地域移行検討委員会を中心に検討を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の６点目、「人間の尊厳と子どもの権利の尊重を土台にハラスメント防止に対する啓蒙活動を」についてであります。

子どもを真ん中に据えた安全で安心な教育環境を確保するためには、人間の尊厳と子どもの権利を尊重し、体罰・ハラスメント等の防止を徹底することが必要不可欠であります。また、体罰については、学校教育法第 11 条において「体罰を加えることはできない」と定められており、ハラスメントについては、働く人の能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろんのこと、人格を不当に傷つけるなどの人権に関わる問題であるため、断固として許されない行為でありますことから、令和２年に「幕別町立学校職員に係るハラスメントの防止等に関する基本指針」を策定し、ハラスメント防止の徹底を図っているところであります。

教育委員会としましては、体罰やハラスメントは児童生徒の心身に深刻な悪影響を与えるだけでなく、学校への信頼を大きく失墜させる行為でありますことから、年度初めの校長会議において、教職員に対して体罰やハラスメント防止の徹底を図るよう指示しているところであります。

今後におきましても、校長会議だけでなく多くの教職員と会う機会を通して直接呼びかけるなど、体罰やハラスメントを決して許さず、絶対にしてはならないという意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　それでは、再質問させていただきます。

今ご答弁あったとおり、今、部活動が大きな転換期を迎えています。長年、学校教育の中で、部活度は重要な位置づけがされてきました。学校教育の一環としても位置づけられたことで、特に生徒自身の自主的で自発的な意向の下に、責任感であったり、連帯感であったり、活動を通して成長が見られる重要な役割をこの間果たしてきました。教育的観点から見ても、部活動が果たしてきた役割は大変重要であります。いま一度、部活動が果たしてきた役割について、教育委員会の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　答弁の中でも申し上げているとおり、これまで部活動がこの学校教育の中で果たしてきた役割というのは非常に大きなものがありまして、知育、徳育、体育といった日本型の学校教育を一体的に指導していくという考え方の中にあっても生徒指導の役割を、この部活動を通して大きな役割を果たしてきたものというふうに考えておりまして、そうした教育を私自身も享受してまいりましたので、そのよさは、まさに部活動においても大きな役割を果たしてきているものだというふうに認識をしております。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　大変重要な役割を果たしてきたものが、今、地域移行ということで外に出ようとしています。そこで、すごく気になる問題の一つが、まず今の部活動がどうなのか、そのために一番最初に部活動の意義について教育委員会に今お答えをいただいたところであります。

部活動が地域から社会に移そうとしたことがお答えでもありましたけれども、何度もこの間行われてきたのです。でも、なかなかうまくいってこなかったのです。最終的には学校側になり、そして、平成20年には学習指導要領の中で教育の一環として位置づけられてきました。そうした歴史があるにもかかわらず、今、外に出ようとしている。そして、そこには大きな役割も果たしてきましたし、大きな重要なこともあったはずだったのです。それについて、今、大きな転換点を迎えています。

部活動を少し見たのですけれども、海外で日本の学校のような部活動はないのですよね。やっぱり日本の部活動は、日本独特の文化であるというふうに語った方もいらっしゃいました。部活は一体誰のためのものなのかなということを、いま一度認識を改めていただきたいなと思っています。出発点は生徒の自発的、自主的、やはり子どもたちの発想から生まれています。楽しみですとか、興味ですとか、そういったところから発想してきているのです。勝つためですとか、専門的な指導といえば、きっとクラブとかにも発想があるのだと思います。でも、あえて部活を選んだ先生の問題ですとか、友人の問題ですとか、楽しみの問題ですとか、そういった先輩や後輩、先輩を見ながらそういったものを憧れるというようなそういった観点もあったのだと思います。

しかし、それが地域に行くことでどのように変わっていくのか、そしてもう一つの問題が、競争主義的な活動ですね。いわゆる勝つことが全てというよりは過熱的な問題があります。勝つことだけではなくて、経過を大事にしてほしいという思う中で、部活動があったはずだったのです。でも、しかし、今は加熱する大会であったり、加熱する応援であったり、全道大会に出ることが成功のような扱いがされてきています。部活で頑張っているのは全ての生徒なのです。先ほど教育長もお答えいただきましたし、教育委員会のお答えにもありましたとおり、生徒の成長は部活動に大きな役割を果たしてきましたと、そういうことがあるにもかかわらず、結果が出ることが全てのような、結果が出たことで賞賛されるようなことがありました。そういったことが大きな課題になっています。

今、生徒の成長がそれぞれですし、部活に参加している全ての生徒が賞賛されることが、私は今本当に必要なのではないかなと思っています。過程を大切に、部活動を考えて取り組んでいくということはすごく重要であり、今後についてもこの視点で取り組むことが何よりも重要でありますので、今部活に関わっている全ての方に、いま一度この認識を持っていただきたいと思うのですが、教育委員会はどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　部活動そのものの活動がどうなのかといったようなご質問なのかなというように思いますけれども、まさに部活動自体は、子どもたちの言ってみれば、自己決定、自発的な活動の中で自己決定をして、自己実現を果たしていく、そんなような取組なのかなというふうに考えておりますので、まさに中心にあるのは子どもたちの思いそのものなのだろうというふうに考えております。そうした思いを十分に酌み取りながら、各学校の中では部活動のその活動自体のあり方、そうしたものを子どもたちと話合いを重ねながら、どういった活動内容にしていくのか、そしてまたその先にある大会参加、そうしたものをどうするのか、さらにはその大会での目標とするところをどう定めていくのか、そうしたことを子どもたちとの話の中で行っているというものだろうというふうに考えてい

ます。

一部では加熱して、その活動が過熱して、荒議員がおっしゃるような勝利だけを目的とした活動もあるやのように聞いておりますけれども、町内においては子どもたちの思いがまずは第一にあって、活動をしているものだというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　すごく大切な視点なのです。これから今の部活がどうなのか、そしてこれからどうなるのかというところで、その視点が欠けることがすごく危惧されています。今すごく岐路に立たされています。部活動の意義、効果、大切さ、しっかり認識して、今後考えていかなくてはならないと思っています。

私はすごく今教育長の話にもありましたとおり、競技を地域でできればいいという考えで、今、今後地域移行を考えていくのか、それとも今お話しいただいたとおりの教育的な効果を踏まえながら、地域移行、理念を持って取り組むことを目指していくのか、教育委員会として今後どのような取組を考えておられるのか、お聞かせ願えますか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　子どもたちの思いが 100 パーセント叶うのが、それが大前提であるのは間違いないことであります。ただ、今現在の部活動の中でも全ての希望が、例えばスポーツにしてもそうなのですけれども、希望がかなっているのかどうなのかというと、そうではない場合も中にはあるというふうに思います。そうした状況の中、それぞれの子どもたちが、何をやろうかというようなことを選択した中で、活動をしているのかなというふうに思います。

部活動の地域移行にあっても、そうした受皿となるような活動主体が果たして十分にあるのかどうなのか、まずここが大きな課題と言いますか、ポイントになってくるのだろうというふうに思います。さらには、そこに指導者が確保できるのかといったような問題があろうかというふうに思います。その辺のところについては、我が町だけではなくて、どの町でも共通した課題だというふうに考えておりまして、今後、地域移行の検討委員会の中でも、そうした議論を検討を進めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　競技が地域に移せるかと教育長のお答えでありました。

もう一つは、教育的観点、いわゆる子どもたちの成長、発達のため、そしてそれこそ自己努力をして、自己を伸ばして、自分たちで発想して練習などというようなことが、先ほど、部活動ではそういったことがやられていますよというお話がありました。これが地域に行ったときにどうなってくるのかな。やはり地域の企業ですから、やはり利益というような問題ですとか、子どもたちの数の問題ですとか、そういった経営の問題が発生してきます。そういったところに、では、教育的観点ですとか、今まで果たしてきた部活動の意味や意義が伝わった部活動を求めることができるのか、それとも単純に活動が、そういうようにスポーツや文化活動ができればいいという認識で進めていくのかというところで、教育委員会の認識をお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　確かに、部活動自体は教育課程外の活動とは言いながら、日々の授業の様子だけではなくて、部活動の様子も見る中で、子どもたちの思いや何かを先生方が酌み取れる貴重な機会であったのだろうというふうに考えております。

荒議員がおっしゃるように、地域移行をすることによって、地域のクラブに活動が移る。そこの指導者に指導を受けることによって、その姿が学校教育として反映されていくのだろうか、そういった心配といいますか、懸念といいますか、課題は国の実証事業の中でも言われておりまして、そのあたりの地域移行をした後の指導者とその学校との関わり方、このあたりはどうあるべきなのかというようなことは、今後の検討課題であるというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　すごく大切な視点ですので、ぜひそういった視点を持って今後進めていくことが必要だと思っています。

次ですが、部活動の自主的に行われている視点について１点、確認させていただきたいのです。生徒が自主的に発揮して自ら技術を伸ばして努力して仲間を増やして協力してと、すばらしい教育活動がこの間行われてきました。しかし、実際に部活動が自主的な理念で実現されているのかという疑念を持ったのです。部活が生徒にとって強制的ではないというお話がありました。例えば現実的なのですけれども、顧問が明日は出張だから部活を休みにしますとしたら、生徒はやったー、これで好きなことができるというふうになったそうです。これ、部活動は生徒の自主性がずれているのではないかな。いわゆる生徒がしたい、これやりたい、自分たちで取り組んできたのに、いつの間にか教師が強制的にこれをやりなさい的なところに行ってしまったのではないか。だから、部活動が休みになることによって、子どもたちがすごく喜んでしまった。一例ですけれども、こういったことがあります。単純にうれしかっただけかもしれませんし、そういった状況についても、もう少し詰めていただきたいと思います。

こうした状況を、部活に熱心に子どもたちと一緒に取り組んでいいものをつくろうというところは見受けられるのですけれども、ちょっと行き過ぎたりとか、ちょっと方針がもっとよくしていこう、もっと子どもたちのためという熱い思いが、子どもたちとの間にそういったずれが生じてしまうということも実際にあったりするのです。教師たちは、その思いでやられているのですけれども、でもその思いがなかなかというところがありましたので、そこについてもぜひ注視していただきたいと思います。

次に移りますが、生徒の声をどのように捉えるかであります。

部活動内部の生徒の声については理解いたします。当然、生徒が部活の当事者ですので、生徒自身の声を聞きながら、今後の部活動をどう考えていくかという意味で、大変重要になってきます。自主的、ここで私がお聞きしたかったのは、部活の創設の話なのです。先ほど教育長のお話もありましたけれども、アンケートでもあったように、私も声も聞いたのですけれども、いざ部活をやりたいと思っていても、部活がその学校にありませんでした。小学校のときから頑張っていたのですけれども、中学校になくて先生に相談したら、ほかの部活で頑張ってくださいと。小学校がこの前卒業式があって、中学校になったら何やるのという話を聞いたら、やりたい部活がないのでやりませんと言って、きっぱり断られたというお話もありました。そういったことを先生に伝えたらいいですよという話をしたら、先生たちはやっぱり今ある部活で頑張ってほしいと言われたと。がっかり感ですよね。

今、先ほどお話あったとおり、部活の創設は難しいのです。顧問の問題、場所の問題、今、働き方改革と言われる中で、新しく創設することがすごく大変なのではないかなと思いはあります。でも、自発的に、それであったり、自主的に活動する意味では、やはり声を受け止めてどうやったらできるのかな、どうやったらそういうことが可能になったりするのかなという思いを受け止めるということを、まず進めることが必要なのではないかなと思うのです。話を聞いたら、一方的に無理ですとか、ほかに進めてくださいというのが、本当に子どもたちに向き合った姿勢なのかなということを、いま一度考えて取り組んでいく必要があるのではないかと思うのですが、そういった子どもたちを受け止めて取り組むという姿勢について、教育委員会はどのように受け止めますか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　可能な限り子どもたちの希望にかなった部活動をする、部活動を実現させる、それが第一であろうかなというふうに思います。ただ、実際そこに希望する部がない場合、どうしたらいいのだろうかというような場合は、これはもう昔から往々にしてあることだろうと。結果、今ある部活動に参加をして取り組むというケースも、実際にあるのだろうというふうに考えています。確かに､新たに部を立ち上げてというようなことの難しさはあろうかなというふうに考えますけれども、ただ一方的に子どもの意見を酌み取らないような対応するというのは、やはりあってはならないのかなというふうにも考えています。

ただ、今、部活動の地域移行をなかなか進められない状況の中で、一つの活動のあり方として、そこに部はないのだけれども、ある学校まで行って参加をする。そういう拠点校方式という形での活動が実際に取り組まれております。町内にあってはそうした事例はないのですけれども、ただ人が少なくても合同でチームを編成して、中体連の大会に参加をする、そういった場面もございますので、そうした柔軟な対応が必要なのではないかなというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　とても大切な取組でありますし、教育長もそのように考えておられているということは大変よかったかと思っています。特に私も次にお話ししようと思ったのですけれども、糠内とか忠類のほうではなかなか部活動に参加できないというような現状があるので、やっぱりその拠点校方式ですとか、部活のあり方についてやっぱり深く検討していただきたいなと思っています。

部活動の取組を、この間、私も部活動について生徒を見てきました。すごく頑張っていらっしゃるのです。すごく大切ですし、すごくいいものがあるなと思っていました。でも、これが地域移行の次にどう変わっていくのかというところで、すごく不安になっています。

３番目の部活動の休養日についてお聞きしたいと思います。

休養日の設定についてはガイドラインが設けられて、町でも方針が知らされて基準があって取り組まれているというお話でありました。でも、実際には休養日の設定が設けられているにもかかわらず、実際には特別な理由と称して練習等が行われているのです。振替休日を取るようにという方針があっても、実際には部活動がそのまま行われているという実態があります。先ほどもお話ししましたが、休みになったから喜ぶというのは、やっぱりこういうところで発生しているのですよね。やっぱりせっかく町がガイドラインを設けていろいろ工夫をされているのに、一部の問題があったところでこうした状況が発生している。ルールや基準があるにもかかわらず、子どもたちのためと言って、それが無視されていると、こういったことがあります。やはり頑張る教師と生徒はすごくへとへとなのです。加熱する部活で押されて生徒自身が疲弊して、もう部活についていけないと言って辞めてしまうというようなことがありました。その子、すごく頑張ってその部活をやられていたのですけれども、方針とは合わなくて辞めてしまったということで、すごく残念だなという思いも持っていました。こうしたガイドラインや基準があるのであれば、しっかりとした基準を遵守していただけるように話を進めていただければと思います。

特に、国のガイドラインを基準に踏まえながら、町の方針にのっとって進めなさいということが、町の部活動の方針に書かれていました。その中で、部活動の休養日及び活動時間を設定し、公表するというふうになります。この公表するというのは、どこに公表するものなのでしょうか。可視化されてきたものなのか、ちょっと確認させてください。

○議長（寺林俊幸）　教育部長。

○教育部長（石田晋一）　今、荒議員のほうからご質問ありました可視化するというか、公表するということでしたけれども、私どものほうではちょっとその辺認識なかったものですから、この後、確認させていただければというふうに思っています。すみません。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　町の方針の適切な休養日の設定のウの部分で、時間等を設定して公表するというふうになっているのです。道の方針や国の方針でもそういうふうになっているのです。いわゆる可視化することによって、そういったルールがしっかり守られているということを監視すると言ったらあれですけれども、やっぱりそういったところを見ながら適切な部活動が図られるように努めていただきたいのです。こういったところも一つ一つなのですけれども、せっかく頑張られて教職員の方やられているので、そういったことも生徒と一緒に取り組んでいただきたいということで、行っていただきたいと思います。

特に、方針に反したからといって罰則があるわけではないので、部活動における運動、子どもたちの休息の権利とか休息が合理的に必要であるということを、顧問の先生と話し合いながら、納得した

上で守られるということがすごく大切なのです。ルールだからとやると、なかなか俺たち頑張っているのにということありますので、なぜそういったことが必要なのだということを理解してもらいながら進めるということも行っていただければ、もっとよい方向に進むのではないかなと思うので、そういったところもちょっと研究しながら進めていただければと思います。

四つ目の部活動の地域移行の状況についてお聞きしたいと思います。

今、部活動を学校を切り離す地域移行を進めるということでお話がありました。すごく先ほどお話あったとおりご答弁がありましたけれども、予算ですとか体制がすごく不透明なのです。今、予算どうしようか、受益者負担どうしようかというお話もありましたけれども、結局自己負担が増えることは間違いないのですよね。今までの部活動が地域移行になれば、すごく大変になることは間違いありません。受皿となるスポーツ団体からも、指導者を増やす必要があるとか、今の状況では難しいというような声が上がっています。今現在４月からクラブチームが結成されて地域クラブとして動いているというご答弁がありました。私の認識では、土日、いわゆる祝日に地域移行を行いながら進めるという理解であったのですが、新しくクラブ活動ができたその経緯がどうだったのか、そして不安視されていた会費や送迎などの課題がどのようになっているのか、分かる範囲でお示しいただけますか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　答弁の中で申し上げました野球のクラブチームにつきましては、去年までばらばらの学校で、中には少ない人数で毎日の部活動を行っているのを、合同で１か所に集まって練習もする、そのようなほうが子どもたちにとっても、やりがいが生まれるのではないのかというようなこともあって、関係する教職員の方々も中心となりながら、クラブチームを立ち上げたといったような経過になっております。かかる費用についても、月 3,500 円ぐらいというふうにお伺いをしておりまして、活動場所となるところまでの移動については、保護者の方々が行っているというふうに聞いております。

ただ、一つのチームになることで、まとまった練習をすることができますし、より子どもたちのやる気も出てきて、その効果はいい効果が現時点においてはあるというふうに聞いております。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　やはりその地域移行する場合とか合同チームもそうなのですけれども、合同練習するときに、やっぱり送迎がすごく大変なのですよね。今お話を聞いたら、結局、保護者が送迎しなくてはいけない。今回はなぜ有志でこのような形になったというお話があったのですが、かなり保護者や生徒たちの合意形成がどうだったのか、その辺の説明等はどのような形で図られたのか、その辺についてはどのようなことがありましたか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　クラブの成り立ちについてまで詳細を把握しておりませんので、何とも申し上げられませんけれども、結果としてクラブチームが立ち上がったというようなことは、そこに集まる子どもたちも、そしてまたそういった子どもたちを支える保護者たちに関しましても、一定程度の合意があった上でこうした設立に至ったものであろうというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　詳細が分からないということなので、なかなか入りにくいなというようなことがあるのですが、例えばですけれども、いわゆる大会等になると、町ではスクールバスで送迎していただくというようなことがありました。ここのクラブ活動についてもそういったスクールバスの運行ということも、ちょっとちらっと聞いたところでありますが、そういったところについてはどういった扱いになられていますか。そこもやはり保護者の送迎ということになられていますか。

○議長（寺林俊幸）　教育部長。

○教育部長（石田晋一）　新たにできました野球部のクラブチームなのですけれども、部活動の延長で行っていまして、スクールバスも町として大会には送迎対応しております。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　送迎については、スクールバスで運行が行っているということでありますので、課題点の一つ、送迎についてはすごく解消されているなというように思っています。ということは、町としても今後地域クラブが移行する際は、スクールバスを運用して支援が受けられるという認識でよろしいのですね。どうでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。
○教育長（笹原敏文）　クラブの設立の経過として部活動が主体となってやっているものが、クラブチーム化したというようなことがありました結果、このような対応にはなっておりますけれども、日々の送迎に関しましては、これは保護者の方が行っているものであります。今、問題となっておりますのは、そこの部分がどうなのだろうという、これ部活動の地域移行のアンケートの中でも、保護者の方もそうですし、関係する担当の方もそこの部分の心配をされております。
　そうしたことも含めまして、今後、移動についてのあり方についても、検討委員会の中で検討していかなければならないというふうに考えています。
○議長（寺林俊幸）　荒議員。
○８番（荒　貴賀）　いろいろな経過があって、今の野球部はクラブになりましたというお話だったのです。初動が肝心なのです。ここはバスで運行するけれども、うちの部活は同じようにクラブから発生したらできるのかいとか、では、うちのクラブはできなくて、ここはいいのかいというようなことがあって、やっぱり一定程度の基準を設けて行うことが必要なのだと思います。要はスクールバスで運行することはすごくありがたいので、進めていただきたいのです。でも、新しく、要は今後向かう地域移行が進む中で、うちの部活はできませんでしたとか、うちの部活はやりませんでしたということがないようにできるのか、いや、むしろできない状況で進んでしまっていないとは思うのですけれども、そこはしっかりと対応できるからこそ、今回、クラブで部活動の大会等の送迎を行ったという認識でよろしいのですよね。
○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。
○教育長（笹原敏文）　いずれにしましても、送迎についても、今後、詳細については、部活動の地域移行の検討委員会の中で検討していきたいというふうに考えています。
○議長（寺林俊幸）　荒議員。
○８番（荒　貴賀）　分かりました。その検討委員会で、要はなぜそこはよかったけれども、次は駄目なのだということがないように、まず最初に制度設計をしてから、町としてどういうことができるのかということをやるべきだったのではないかなということで、今お聞きしたところであります。そこが少しずれてくると、いわゆるあっちを行ったりこっちを行ったりとかいう状況が発生しますので、そういったところを整理されてから取り組むことが必要だったと思って、少しでも細かく質問させていただきました。
　今、野球部については合意があったというお話がありました。細かく入れないのであれですけれども、何ですかね、もうそこしかないのですよ。選べないのですよ。要は野球やりたい。いや、地域移行になりますといったら、もうそうなのだ、しようがないな。何で野球なの。そういう状況です。みんなが、ゆっくりなぜこうなったのかとか、なぜそうなったのかというのを丁寧にやればよかったのではないかなと思いながら、あるのですけれども、かなり説明が短い中で入ってきた。中には、私の知っている限りでは、説明会の中で急に来年から野球はクラブになりますと。練習場所はあっちになります。金額がこれぐらいになります。今までの倍ぐらいになるのですよね。ちょっとびっくりしましたと。でも、野球、子どもとかやりたいので受けざるを得ません。こういうような声が実際にあるのです。なかなかどういうような状況になったかというのはありませんけれども、やはりもう少し丁寧な合意形成を図りながら、地域のクラブ活動、地域化というのを考えるべきだったのではないかなということを、まず最初にお伝えしたいと思います。今後どういった方向でほかのところがなるのか、今後ここがどうなるのか、これから状況でありますので、そういうところもぜひ注視して行っていただきたいと思います。単純にできたからよかったねではなくて、今後が本当に大変になると思います

ので、そこについてしっかりと見ていただきたいと思いますが、それについてはどうでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。
○教育長（笹原敏文）　部活動の地域移行にあっても、受皿となるのは地域のクラブというのを想定をしている。これ、それぞれのクラブがそれぞれ思いを持って設立をして、その活動運営をする。そういうものでありますので、そこに町が教育委員会がさまざまなところで口を挟んでというようなことは、またクラブとしての自主性なりが失われることになるのかなというふうに考えておりますので、そこについては、こちらのほうから口を挟むというようなことについては、慎重にしなければならないというふうに考えています。
　ただ、いずれにしましても、地域移行にあって、果たして子どもたちの受皿がどれだけ用意できるのか、これ我が町だけではなくて、本当に全国的にどこも抱えている課題といいますか、問題でありますので、一つでも多くの受皿ができるのが一番でありますので、今後そうしたことも含めて、検討していかなければならないというふうに考えています。
○議長（寺林俊幸）　荒議員。
○８番（荒　貴賀）　ちょっと視点変えます。
　今現在、野球部がクラブ活動としてスタートしています。地域移行を行うに当たって、やはり教職員の過度な負担というのがあったのですよね。そこを解消するために地域移行ということがあったのですけれども、でも結局このクラブ活動には学校の先生たちが各学校から、２人も３人も抱えながら行われているという現状で、これは果たして地域のクラブと言えるのか、3,500 円、そこはいいとして、これが本当に地域の受皿というような状況なのか、教員の負担解消になっているのか、その辺教育長はどのようにお考えになりますか。
○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。
○教育長（笹原敏文）　部活動に関わる教職員の方々に過度の負担がかかっている、そうしたことの解消を図る、これは働き方改革の考え方の中で、部活動改革を取り組むべきものだという考え方であります。
　ただ一方で、今の現在部活動に関わっている先生方の中には、自らこういう部活に関わりたい、指導したい、そういう思いを持って指導に当たっている先生方もたくさんいらっしゃいます。結果としておっしゃられました野球につきましては、そうした先生方がその指導に当たられているのではないかなというふうに考えております。部活動の地域移行にあっても、単に地域の方々だけにお願いするべきなのか、それだけではやはり頼りないので、現在指導に当たられている先生の中で、協力していただける方にも協力を仰ごうというような視点での検討もしなければならないので、そうしたことも含めて、今後検討していかなければならないというふうに考えています。
○議長（寺林俊幸）　荒議員。
○８番（荒　貴賀）　いろいろな取組があるのだと思っています。しかし、先生方、自主的に参加されているのであれば、それはそうなのでしょう。でも、本当にそうなのでしょうかというところも、やはり考えていかなくてはいけないのだろうなと思っています。
　学校における部活動は教育の一環です。必ず教師が顧問をついて取り組むということが学習指導要領でうたわれていますし、それに向けて取り組まれています。そうした中で、地域クラブで行うので協力してほしいという中で、実際に現場の先生たちがそれを断り切れると言えるでしょうか。学校で２人も３人も取り組むという方が、本当にたくさんいらっしゃるのでしょうか。そういったところもやはり精査していく必要があったのではないかなというところで、質問させていただきました。
　地域のクラブなので、なかなか教育委員会としては入りにくいというお話ではありましたけれども、でも、学校の先生の出発点、教職員の過度な負担という観点から見ても、その辺の整理について、そして地域クラブがどういった目的を持って取り組んでいくかというところは、もっとつぶさに見ていかなくてはいけなかったのではないかなと思っています。課題があるのですけれども、その課題をこれから解消していくのか、むしろ地域クラブが始まる前に課題を解消されながら進むべきだったので

はないかなと思っていますので、その辺についても、いま一度考えていただければと思います。

時間がありますので、ハラスメント、暴力やハラスメントについてお聞きしたいと思います。

すごく今部活動の課題についてたくさんお聞きしたところなのですけれども、早急に解決しなくてはいけないのが、この課題なのではないかなと思っています。そして、今現在、暴力、いわゆる体罰とか、目に見えるようなものは影を潜めている。ほぼほぼないと言ってもいいと思います。ただ、やはり暴言ですとか、人権を無視するような発言というのはやはり、あとは無茶な要求というのが、実際いまだにあるということはやはり理解していただきたいと思います。先ほど教育長のほうからも、そういったことがないように進めていきたいというお話がありましたが、なかなか解消されないのです。

一つ紹介したいのですけれども、問題を問い詰めても、言った言わないで水かけ論になって解決ができませんと。保護者が勇気を持って総会等で改善を求めても、そのようなことはなかったというようなことがありましたと。逆に、子どもたちが危害が出るのではないかという、別の保護者から話があって対立したというようなことがありました。一部の保護者は、厳しい指導でここまで勝ち上がったということで、指導の正当性を主張する保護者もいます。一方では、違和感を持って保護者が行き過ぎではないかというふうに声を上げて、そういったことがありました。

しかし、指導者がいなければ部が成り立たなかったり、勝ち上がれないというようなことがあって、同僚からも保護者からもなかなか言えないと、なかなかこの問題が解決できないということで、ずっと悩まれています。こうした問題、本当に解決しなくてはいけません。教師のエゴを生徒に押しつける、優れた指導者であることを、生徒の活躍でもって証明するというような手段なのですよね。これ、絶対あってはいけないのです。このようなことに頼らなくてはならないような現場を、ぜひ改善していただきたいと思います。細かくなるとどこかというのがありますので、今いじめや不登校という問題ですごく表に出てきているのですけれども、部活に行けなくなった。方針に合わなくて部活を辞めてしまった、部活に行けなくなってしまったというのは、まだまだ見えていないのですよね。ここすごく大切です。部活が頑張れて学校楽しくなったとか、部活がよくて友人ができたとか、いろんな相乗効果がある中で、部活が結果、すごく学校やこういった問題が発生するということがありますので、この問題をしっかりと認識して取り組んでいただければと思います。教育長、どういうか、ぜひその辺の問題について改善を求めたいと思います。どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　個々具体のお話まで私のほうで詳細つかんでおりませんので、そうした回答はできませんけれども、何か問題等があった場合については、部活動にあっては、当然、教育活動の一環としてやっておりますので、学校長を通じてお話をいただければというふうにも思っております。

また、毎年いじめの調査もやっておりますので、そうした機会を通じて、学校内で起こっていること、その部活も含めてですけれども、子どもたちや保護者が直接声を上げるというようなこともできるかなというふうに考えています。

いずれにいたしましても、ハラスメントにつきましては、絶対に許すことのできないというものでありまして、今年に入りましても、４月の辞令交付、また校長、教頭会議ですとか、ほぼ町内の先生方が全員が集まる教育振興会の場でも、私挨拶の中で申し上げました。教職員でありますので、やはり子どもたちの前で、人としての正しい付き合い方を身をもって示していただきたいというお話をしておりますので、折に触れてそうしたお話を繰り返ししていきたいというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　地域移行についても、このハラスメントの問題、課題になりますので、ここについても、しっかりと部活だけではなくて、地域のクラブについても指導をお願いいたします。

終わります。

○議長（寺林俊幸）　以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

この際、14 時 10 分まで休憩をいたします。

14：00　休憩
14：10　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、野原惠子議員の発言を許します。
野原惠子議員。
○９番（野原惠子）　通告に従いまして、次のとおり質問いたします。
１、「障害のある人」が安心して暮らせる町に。
日本政府が 2014 年１月に障害者権利条約を批准してから 11 年が経過しました。障害者権利条約は、障がい者への差別をなくし、障がい者の尊厳を保障するための国際的な基準です。障がい者はあくまで同じ人格を有する人間であり、たまたま障がいがあるという捉え方から「障害のある人」という呼称をしています。
日本の障がい福祉は、1951 年以来、措置制度でしたが 2006 年に障害者自立支援法が施行され、利用料は原則１割の応益負担になり、障がいが重い人ほど負担がかさむことになりました。2010 年４月から住民税非課税者は無料になりましたが、課税対象者の世帯は無料ではないことから負担免除の声が上がっています。
今、障がい者の現状は 2022 年 12 月時点の障がい者・児童は 1,164 万 6,000 人で、全人口の 9.3 パーセントに当たります。（厚労省 2024 年５月発表）５年前の調査に比べて 24.3 パーセント増えていますが、精神障がいが 56.6 パーセントの増の 614 万 8,000 人で最多です。第４期幕別町地域福祉計画でも同じ状況です。
障がいのある人の地域生活実態調査（きょうされん 2024 年発表）では、障害年金を含む障がい者の収入は、一般の中間的な所得の半分である 127 万円を下回る「相対的貧困」の人の割合が 78.6 パーセントで貧困状態に置かれています。
以下の点について伺います。
（１）障がい児の通所施設、ホームヘルプの１か月の利用料の負担上限額は 4,600 円ですが、一定収入を超える世帯では、所得制限によって約８倍にもなり利用を減らさざるを得ない状況があります。所得要件の撤廃を国に求めていく考え方は。
（２）障がい者や家族会が情報の共有などで集うために使用する公共施設の使用料の無償化する考えは。
（３）障害者基本法第２条の１では、「その他の心身の機能障害」を持つ難病の人も障がい者だとしております。障がい者手帳のない難病患者も障がい者雇用の対象者にすべきと考えます。町として雇用する考え方は。
（４）障害者権利条約を批准して 11 年が経過しておりますが、合理的配慮、優生思想などの啓発について、現在の取組と今後の考え方は。
２、依存症に対する予防対策について。
アルコール、ギャンブル、薬物依存症は気づかずに依存症に陥ってしまうことが多く、改善には当事者を支える家族の協力が求められる。
以下の点について伺います。
（１）啓発活動の状況は。
（２）当事者を支える家族会への支援は。
以上です。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　野原議員のご質問にお答えいたします。
「「障害のある人」が安心して暮らせる町に」についてであります。
「障害者の権利に関する条約」、いわゆる障害者権利条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享

受を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等を規定した初めての条約で、平成 18 年 12 月に国連において採択されました。

我が国では、平成 19 年９月に条約に署名後、23 年に「障害者基本法」の改正、24 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の制定、25 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定と「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正など、障がいを持つ当事者の意見を聞きながら法令の整備を進め、26 年１月に障害者権利条約に批准しました。

本町におきましても、障がいのある人が自立して暮らし、また地域に住む人が障がいの有無や老若男女にかかわらず、共に支え合うまちづくりを目指して、「自立・社会参加・共生」を基本理念とした「まくべつ障がい者福祉プラン 2021（改訂版）」を令和６年３月に策定し、障がい福祉施策の推進に取り組んでいるところであります。

ご質問の１点目、障がい児の通所施設、ホームヘルプの１か月の利用料の負担上限は 4,600 円ですが、一定収入を超える世帯では、所得制限によって８倍にもなり利用を減らさざる得ない状況がある。所得要件の撤廃を国に求めていく考えは」についてであります。

本町では、児童福祉法に基づき、主に就学前の児童を対象とした「児童発達支援」や、学齢期の児童を対象とした「放課後等デイサービス」などの障がい児通所支援をはじめ、日常生活を支援するための「居宅介護（ホームヘルプ）」や「行動援護」等の介護給付サービスの提供を行っております。これらのサービスを利用するに当たっては、原則として費用の１割を利用者に負担していただくことになりますが、サービス量によっては利用者の負担が過大になるため、負担上限月額を設定し、利用者の負担が一定以上にならないようにしております。

負担上限月額につきましては、利用する子どもが属する世帯の住民税の課税状況等に応じて所得区分が設定されており、生活保護受給世帯及び住民税非課税世帯はサービスの利用者負担はありませんが、住民税所得割 28 万円未満の所得区分「一般１」の世帯では、利用回数にかかわらず負担上限月額は 4,600 円となっております。

また、住民税所得割 28 万円以上の所得区分「一般２」の世帯では、負担上限月額は 37,200 円となり、ご質問にありますとおり「一般１」の負担上限月額のおおよそ８倍の水準となっております。この「一般２」に属する世帯の収入額が幾らになるかを、給与収入の場合を例に申し上げますと、１例目は、主たる生計維持者、被扶養配偶者と子ども２人の４人世帯で、うち重度の障がいを持つお子さんが１人の場合では、給与収入 1,025 万円以上の世帯が、２例目は、主たる生計維持者、被扶養配偶者と重度の障がいを持つお子さんの３人世帯では、給与収入 980 万円以上の世帯が該当することになります。

収入に応じ負担の上限を定めることは必要であると考えておりますが、現行の線引きについては、ただ今申し上げましたように、決して過度の負担を強いるものとはなっていないと認識しておりますので、町といたしましては、国に対して所得要件の撤廃を求める考えはありません。

ご質問の２点目、「障害者や家族会が情報の共有などで集うために使用する公共施設の使用料の無償化する考えは」についてであります。

地方公共団体が提供する公共サービスは、広く住民の皆さんから徴収した税金により賄われておりますが、公共施設の使用など、サービスにより利益を受ける方が特定されるものについて、全てを税金で賄うことは、利益を受ける方と受けない方との間で公平が保たれないこととなります。

こうしたことから、算定方法等を明確化することで、料金の適正化を図るとともに、受益者負担の原則の徹底及び減免基準を厳格化し、負担の公平性・公正性を確保することを目的として、令和４年２月に「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を策定し、同年 10 月から新たな料金を適用したところであります。使用料の減額や免除は、公益的な活動を行う団体の活動支援や施設の利用促進などに一定の効果はありますが、受益者負担の公平性・公正性を確保する観点から、基本方針では政策的・特例的措置として適用を限定し、団体等の利用、個人利用、そして災害対応など想定外の事態に対応する場合など、町長等が特に必要と認めるものに対して、それぞれ基準を設定しております。

具体的には、個人使用は、障がい者の自立促進や青少年の健全育成を支援・推進する観点から、障がいのある方及び高校生以下の方を無料としており、団体使用は、町が構成員となっている団体及び町が事務局を担っている団体が、本来の活動目的等のために使用する場合などは使用料を免除しております。

町としましては、さまざまな議論を経て策定した「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を踏まえ、これまで個人使用・団体使用に関して使用料及び減免の基準等を適用しており、現在のところ、受益者負担の公平性・公正性を確保する観点から、基本方針の見直しは考えておりませんが、今後におきましても、使用料の改定を含め、実態に即したものとなるよう努めてまいります。

ご質問の３点目、「障がい者手帳のない難病患者も障がい者雇用の対象者にすべきと考えるが、町として雇用する考えは」についてであります。

令和元年６月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」、いわゆる「障害者雇用促進法」が改正され、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、地方公共団体の任命権者は、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」を作成することが義務づけられたところであります。

本町においては、障害者雇用促進法に掲げる理念を踏まえ、障がい者雇用を継続的に進めること、また全ての障がい者がその障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目指して、令和２年４月に「幕別町障がい者活躍推進計画」を策定し、本年３月、７年度から９年度までの新たな計画を策定したところであります。

障がい者の定義については、障害者基本法において、「身体障害、知的障害、精神障害、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と規定されており、障がい者の雇用や職業の安定を図ることなどを目的とした障害者雇用促進法においても、同様に「その他の心身の機能の障害」がある方を障がい者としております。

このうち、「その他の心身の機能の障害」については、厚生労働省が示す「障害者活躍推進計画の作成手引き」において、発達障がい者、難病、精神障がいには至らない精神疾患もしくは高次脳機能障害等により、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、もしくは職業生活を営むことが著しく困難な方とし、その確認方法についても示しており、「幕別町障がい者活躍推進計画」においても、障がい者雇用の対象としているところです。

しかしながら、障害者雇用促進法第 37 条第２項の規定では、「その他の心身の機能の障害」について、障害者雇用率に算入される「対象障害者」にはなっておりません。

これまで、国会においても、障がい者手帳を所持しない難病患者が就労を望んでも、法に規定する障害者雇用率に算入されないことから、雇用者が積極的に難病患者を雇用しようとする動きが抑制されており、障がい者手帳所持に限定する障害者雇用率制度を、同手帳を所持しない難病患者も算定率に加える制度に改正すべきとの議論がなされておりますが、改正には至っておりません。

本町における障がい者雇用の状況においては、本年４月１日現在では、障がい者の採用と、採用後に障がい者となった者を含め、正規職員と会計年度任用職員で、身体障がい者が６人、精神障がい者が３人となっており、「その他の心身の機能の障害がある者」については、申出がなく把握できていない状況となっております。

今後も、「幕別町障がい者活躍推進計画」に基づき、職場において全ての障がい者がその障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目指すとともに、「その他の心身の機能の障害がある者」の雇用につきましては、障害者雇用率制度の動向を見極めなければなりませんが、現行の算定方法であっても、障がいの特性、本人の意欲、公務の適性、遂行能力に応じ、対応をしてまいりたいと考えております。

ご質問の４点目、「障害者権利条約を批准して 11 年が経過しているが、合理的配慮、優生思想などの啓発について、現在の取組と今後の考えは」についてであります。

障がいのある方を虐待や権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、支援体制の整備や差別解消等に向けた普及啓発は、共生社会の実現に欠かせないものであります。

町では、町内各所にヘルプマークの理解と普及を図るポスターを掲示するとともに、毎年 12 月号の広報紙に、障がい者に対する差別の解消や合理的配慮の提供の義務化、障がいの違いによるサポートなどを掲載してきたほか、自立支援協議会定例会において、当事者の声を聴いたり、権利擁護など地域に身近な課題をテーマとした講演会などを毎年８回程度開催し、町民に対する理解の促進に努めてきたところであります。

また、教育と福祉の連携による障がい者理解促進事業に取り組んでおり、令和２年度から町内の小中学校において、障がい福祉に係る講話や手話講座、車椅子体験などの授業を実施し、ノーマライゼーションの理念の下、障がい者に対する正しい知識の普及に努めております。

さらには、障がい者の就労の場として、平成 28 年５月には役場庁舎内に「ぴよすく」が、29 年４月には札内コミュニティプラザ内に「カフェ・ノンノ」が営業を開始しておりますが、多くの町民の方の利用を通して、障がい者に対する理解を深めていただく大切な場となっていると認識しているところであります。

今後におきましても、さまざまな機会を捉えて、障がいのある人もない人も共に住みやすい社会の実現に向けて、障がい者に対する意識の醸成に努めてまいります。

次に、「依存症に対する予防対策」についてであります。

依存症とは、特定の物質や行為に心を奪われ、使っているうちにだんだんと脳の回路が変化し、自分ではやめられなくなってしまう病気のことであり、代表的なものとして、アルコールや薬物、ギャンブル等があります。

令和６年版厚生労働白書の資料によりますと、全国の依存症患者数は、令和３年度の精神科における外来患者数で、アルコール依存が約 10 万 8,000 人、薬物依存が約１万 4,000 人、ギャンブル依存が約 3,800 人とされております。

また、本町における依存症患者数は、北海道が実施する北海道保健所把握精神障害者状況調査によりますと、令和６年３月 31 日現在で、アルコール依存は 20 人、覚せい剤やシンナー、一般薬などの薬物依存は５人となっており、ギャンブル依存はおりません。

ご質問の１点目、「啓発活動の状況は」についてであります。

依存症はうつ病や統合失調症と同じく医学的に認められた精神疾患であり、依存症に関する道内の相談窓口は北海道精神保健センターや各保健所、適切な医療が提供できる医療機関 16 機関で、十勝管内では北海道立緑が丘病院が指定されています。

依存症対策については、十勝管内では帯広保健所が中心となり、普及啓発や個別相談支援など各市町村や関係機関と連携して取組を進めており、町では、日々の健康診査や健康相談のほか、保健課が窓口となり、当事者や家族などからの相談を受けるとともに、ポスターやリーフレットの公共施設への配置、生活習慣病の予防の視点からの健康教室の実施などに取り組んでいるところであります。

ご質問の２点目、「当事者を支える家族会への支援は」についてであります。

依存症は、自分の意思で欲求をコントロールできなくなるため、本人だけではなく、依存症の方を抱える家族も精神的、経済的な負担などを抱え込んでいる可能性があります。

これまで町では、アルコール依存症からの回復支援を目的とした活動を行う十勝東断酒会が町民会館で開催されており、開催時には町保健師が参加し健康状態の確認や助言指導などを行っておりましたが、平成 28 年２月をもって十勝東断酒会は解散しております。

十勝管内には、保健所や医療機関のほか、薬物等の依存症からの回復を支援する施設、同じ問題を抱えた人が相互援助を目的として組織した自助グループなどもあるため、今後におきましても、これまで同様に不安を抱える相談者に寄り添い、保健所などの専門機関の紹介や関係機関と連携を図りながら必要な支援に努めてまいります。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　それでは、再質問をいたします。

１の（１）です。障がい児の通所施設、ホームヘルプの利用料の件についてですが、今、答弁いただきました。それで、所得制限があるという中で、一般の１、２のところなのですけれども、そこから利用料が発生しております。今、収入の上限、二通り示していただきました。高額のように見えますけれども、基準では所得、それから今説明されたものでは、収入で図を示していただきました。そうしますと、所得と収入ではやはり収入のほうが金額が大きくなります。それに加えまして、こういう方々の税の負担、それから社会保障の保険料、そういうものもここから引かれます。そうしますと、本当に可処分所得というのはこれよりもずっと低くなるのではないかというふうに思います。それに対しまして、利用料が約８倍、こういうふうになりますと、私は、やはり負担が重いのではないかというふうに思います。これは、子どもたちに対するサービスの負担ですから、子育て支援という、そういう立場からでも所得制限は外すべきではないかと私は思っております。これは、障がいを抱えている子どもさんたちの保護者の声でもあります。

幕別町だけではなくて、全国的にもそういう声が挙がっているということでは、やはりこういう子どもたちを育てている保護者の声を代弁して、私はこれ、幕別町で負担してほしいと言っているわけではありません。幕別町でできれば一番いいのですけれども、そうなるとやはりいろいろ課題があるかなと思いまして、まずは国にこういう声があるということを伝えていく、この役割は地方の自治体からもあるのではないかと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　確かに町民の声を、特に困っている声を国に届けることは、我々の役割であるというふうに思っております。ただ、届けるか届けないかの判断基準があって、届けなくてもいいものまで届けるということはなりませんし､届けなければならないものはしっかり届けなければならない、これは今までのとおりであります。

そういう中で、収入で言うのが一番分かりいい理解が早いと思って、収入を例に説明をさせていただいたわけで、例えば 1,025 万円の収入というと、この中で誰に該当するかなというふうに考えると、私はもうちょっとあります。大体、副町長、副町長ぐらいの収入なのですよ。そう考えると、相当な収入。確かに障がい児を抱える家庭の苦労というのは分かりますよ。だけれども、どこかで所得の線引きをしなければならないとなったときに､例えば副町長の収入クラスが子どもさんを抱えていると、障がい児をですね、その方はつらいでしょうけれども、所得の上では果たしてどれだけの負担になるのかなということを分かりやすくご説明をさせていただいたところでありまして。

所得に直せば、それぞれ事業者だとかいろいろ違いますので、これは収入が例えば１億あっても、所得は全然ないという方もいらっしゃいますので、それで給与収入が一番皆さんに理解していただけるということで、この例を申し上げたわけで。実はこの収入、例えば 1,025 万円以上の方、これ最低ですから、さまざまな控除がここからあれば、さらにもっと収入でいうともっと増えるわけで、一般的な収入で言っていますので、これ以上収入がある方が該当するということです。

実は、これは町民の平均の給与収入を調べてみましたけれども、町民平均でいうと大体、一家４人の場合、785 万 3,000 円なのですね。そうすると、この収入額の 1.3 倍を超えるわけです。そうすると、一家３人の場合でいうと、幕別町民の平均が 627 万 3,000 円ですから、その方の 1.5 倍を超えるわけです。ですから、この収入基準というのは、私は決して低くはないという認識がありますので、それで今のところは、苦労は分かりますけれども、そのことは別にして、どこかで線引きをするとするならば、今の線引きは妥当ではなかろうかなと、そういう認識を持っているということでございます。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　町長の説明は、大変分かりやすかったと思います。

私は、子育て支援としての考え方です。子どもの医療費も所得制限を外しました。こういう中では、所得制限があったときには、地域にいろいろお尋ねしたときに、農家で家族の多い方、所得は、収入はいっぱいあります。でも、所得制限で医療費の無料が実現できない、ぜひ実現してほしいという声が届けられているのです。そういう考え方の下で、所得制限外していくということも必要ではないかという、そういう質問です。

それで、今、子育て支援として、収入の多い方、子どもさん１人か２人か分かりませんけれども、その中にはさまざまな家族構成の中におります。ですから、そういう方々のことも考えると、やはり障がいのある子どもたちには、それに付随していろんな経費がかかります。そういう考え方として、外してほしい、そういう声が出ているという意味での国に要望を上げてほしい。ただただ所得があるのに所得制限外しなさいと言っているわけではありません。考え方としていかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　野原議員がおっしゃるように、私は、医療費については子育て支援という位置づけをして所得制限を撤廃してきました。２度にわたって高校生まで拡大をしてきたわけでありますけれども、これは私の考えでいうと、子育て支援にも入れてもいいかなというところはありますけれども、ただ、国においては私はそうはならないのではないかなと思うのですね。障がい者福祉は障がい者福祉だし、医療費のほうは医療費という、子育て支援の場合、児童福祉は児童福祉ということになりますので、なかなかそこは国に持って行った場合に、子育て支援だからというふうに見なされるから、これを所得制限撤廃してくださいというのは、なかなか理解してもらえないのではないかな。そこはもうかなり見解の違いが出てくるのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　見解の違い、そこで平行線になるかなというふうに思います。そういう考えであるということを提起いたしまして、ぜひこれからもいろんな情報ですとか、そういうところも町長のところに届けられる可能性もありますので、そういうことを含めて検討の課題の一つとしていただきたいと思います。

次に移ります。

公共施設の使用料の無償化なのですけれども、有料になりました。それで、公共施設の利用料の減免、免除基準のところで資料がありますけれども、「個人利用に係る基準」というところで、「障がい者の自立促進や青少年の健全育成を支援、推進する観点から、減免・免除措置について次のとおり取り扱う」として二つ定めております。一つは、高校生以下の者が利用する場合。二つ目、障がいのある者が利用する場合（及び介護者１名まで無料）と町では定めております。それに資料としてついているのが、「障害者基本法に基づいて」ということなのですけれども、ここの中には、基本法の第24条を定めております。「国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。」ここに資料をつけているのですよね。この資料に基づけば、家族の方も減免の対象になるのではないでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　それは、無制限にということではなくて、うちの町の基本方針の中にあるように、要するに家族全員、何人でもということではなくて、障がい者が利用する場合にはほとんど介護者がいますから、介護者なしで一人で来なさいということにならないわけですね。ですからこれ、介護者も含めて減免対象にしているわけであります。

それで、障がい者、家族を含めて、町から必要な情報提供をする場合というのがありますよね。これは、障がい者の集まりではなくて、町が招集すればいい話ですから、私はどれだけそういう障がい者の親御さんが自ら集まってくる機会というのはあるのかなという、非常に不思議です。それは単に悩みを打ち明け合うような機会というのは、そうそうないのではないかなと思うのです。それは、何かの町からこういった事業をやります、あるいはこういった制度に変わりましたよ、こういった補助

金がありますよというような場合があると思うのですよ。そういう中の一つとして、意見交換というものを設ければいいかなというふうに思っていますので、障がい者の方自らが集まるという機会よりも、町が主催してその中で意見交換の場を設ければ私はいいわけであって、それは別にこの方針を逸脱しているとは思っていませんので、そういうようなあり方というのは十分、団体と、あるいは親御さん方と連絡・連携を取りながら、なるべくそういう負担にならない、違法行為ではなくて、そういう形での改正というのはできるのかなというふうに思っているところであります。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　保護者が集まる機会があまりないのではないかという、町長、そうおっしゃっていました。しかし、私は、精神障がいのある方の家族の方は、共にそういう家族を抱えながら、なかなか障がいのない方と本音で話しできないという思いも抱えていまして、障がいのある家族、同じ悩みを持っている人たちが集まって、励まし合って、元気をもらって、そして日常生活を送っている、地域で暮らしている、そういう方たちの保護者の集まりがあるのです。そういう方々に対して、私は町として減免の対象に上げてもいいのではないかと、そういう思いで質問しているわけです。

　そういう集まりって本当に大事なのです。本当に 24 時間緊張して暮らしている、そういう方たちが集まっているのです。大抵母親なのですよ。父親というのは、なかなかそこに集まってくるというのは私はあまり聞かないのですが、お母さんたちが本当に励まし合って、そして家族を支えているのですね。そういう人たちに、１００円、２００円かもしれませんけれども、月に１回とか２回とか集まったら大きくなりますよね。そういう方たちには減免してもいいのではないか、私はそういう思いで質問いたしました。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　思いは、私も非常に理解できます。それは、障がいを持っている方だけでなくて、悩みを打ち明けたいという方や子育てに悩んでいる方だとか、いろんな分野でいるのだというふうに思うのですね。それを全部、無料にするのですか、悩みを打ち明ければ無料にするのですかということにはなりませんので、そこには障がい者が悩みを打ち明ける場かもしれませんけれども、正しい認識というか、知識だとか、制度だとか、そういうものをお知らせしながら一緒になって町も聴くということが、次の政策にも反映できるかなというふうに思いますので、これは勝手に集まりたいといったらおかしいのですけれども、そういう集まりたい場を、必要であれば町が設けるべきかなと私は思っています。

　ですから、それは保護者だけでなくて、あるいは介護者だけでなくて、そこにはひとつ町がそういう悩みを聞くというのは、町としての必要性も出てくるのですよね。私はそういう中でやればいいのかなと思いますので、そういう悩みを、集まっている方のお話を聞かせてもらって、これでは町が例えば月に１回そういう会議を開催しますかという方向でいくほうが、私はよりいいのかなというふうに思っているところであります。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　町長がそういうお考え、トップの考えとして、それは行政側から働きかけてそういう組織をつくって、これは大事なことだと私も思います。それと同時に、やはり自主的に集まっている、子育ては子育てのグループとおっしゃいましたけれども、それであれば、ここにわざわざ障害者基本法の 24 条と明記しているわけですから、それに基づけば、障がい者を扶養する者の経済的負担の軽減と定めているわけですから、これから見れば軽減の対象になるのではないかという質問です。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　そこをどこの範囲まで見るかということありますよね。それが５人なのか、１人なのか、２人なのかと、これあると思うのですね。そこは極めて厳格に扱わないと、公の施設の使用料については、基本いただきますよという中の特例として極めて限定的に扱うというのがこの考え方でありますので、それはやっぱり厳格に扱わなければならないわけで、私は、１人であればいいですし、場合によっては２人でないと障がい者を連れてこれないという場合もありましょうから、そうい

う場合はそういう解釈ができるのかなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　ここも平行線ですね。私は、やはりこういう方たちは本当に大変な思いをして家族を支えているという、そういう意味でここの障がい者の基本法が作られているわけですから、わざわざここに明記しているという、そういう点からもやはり私は軽減・免除にしていくべきではないかというふうに思っておりますので、ぜひここに、答弁の中に「必要であればこれからも考えていく」「実態に即したものとなるように努めてまいります」となっていますので、ここに期待したいと思います。

次に、難病患者も障がい者雇用の対象にすべきということの質問です。

今、難病患者も増えているのですね。特定疾患の医療給付受給者、これ振興局でないとちょっと分からなかったものですから、調べてみました。そうしますと、幕別では、令和２年、難病患者 259 人、受給者ですね。令和７年３月末日では 323 人増えています。難病患者がだんだん増えているのですね。そういう点では、やはりなかなか自分は難病を抱えていて、職場の中で休みたいとか、つらいだとかということがなかなか言えなくて、結局は仕事を辞めてしまうという状況も生まれているということも、全国的に出ております。そういう中で、難病患者も幕別町としては雇用の対象にしていくべきではないかという、そういう視点でお尋ねしました。

私、この答弁の中でちょっと矛盾を感じてしまいました。そこでは、心身に機能の障がいがあっても、それから難病であっても障がい者として認めるといいながらも、雇用率には入らないのですね。そこが私、矛盾だと思うのですよ、この法律の矛盾。

それで、この法律の矛盾を超えて雇用しているところがありました。一つです。山梨県。県段階なのですけれども、ことしから障がい者手帳が不要な難病患者の募集枠を設けて、応募者８人の中で３人が合格したと、それを読みました。やっぱりこれは全国初めてだと言われております。病院や通院頻度を聴き、勤務地や休暇取得、休暇時間の確保などを配慮して、こうして難病患者の働く権利の保障を行ったということなのですよね。

町長、地方の自治体から幕別町が一番にこういうことを実施したという、そういう度量、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　答弁が矛盾しているわけではありませんので、そこはお断りしたい。これは、法律上でうまくかみ合わないというか、結局この難病等については、障がい者だと認めているのですね。認めているのですが、障がい者雇用の算定に当たっては入れない、算入しないといって、それは多分、程度がはっきりした公的な認定というのですか、が証明されていないからだと思うのです。これはそれぞれ、発達障がい、難病、精神障がいには至らない精神疾患者、こういう人たちが基準があって、このレベル以上であれば入れますよとか、そういう基準がないわけです。ないので、算入されないということだと私は考えています。はっきりこれは聞いたわけではないので分かりませんが、想像するに、多分そうだろうなというように感じています。

ただ、それ山梨県の例のことは分かりました。先ほどの答弁の最後のところですが、ちょっともう一回言いますけれども、現行の算定方法であっても、障がいの特性、本人の意欲、公務の適性、遂行能力に応じて対応したいということを申し上げました。ということなので、算入されなくても、私は、これはどうしても公務遂行能力というか、一方では町民に対してサービスもしなければならないということがありますので、そこは当然出てきますけれども、そこはそんなに支障なくやれるのであれば、私は採用すべきではないのかなという意味で、個々の状況によりますけれども、全く採用を拒否しているわけではないということであります。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　町長の答弁に期待して、次に進みます。

次に、４番です。合理的配慮、優生思想、ここのところなのですが、合理的配慮の提供の義務化、

これが事業者には求められております。それで、その合理的配慮で一番私が大事だなと思うところは、障がいのある人も障がいのない人もコミュニケーション、話合いをして、どこがバリアなのかということをお互いに共有しながら改善していく、このコミュニケーションというところが非常に大事だなというふうに思うのです。物理的な障害、階段とか車椅子で通れない、そういうのは見れば分かるのですが、心のバリアとかそういうのはなかなか話合いでないと分からない部分がありますので、そこのところをしっかり事業者にも伝えて、改善を求めていくということも必要ではないかと思うのですが、事業者に対してどのような対応を、町としてこれから取っていくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　事業者ということになると、商工会などを中心にした経営者ということになるかというふうに思います。恐らく頭の中では分かっているのでしょうけれども、実際になかなかできないというところだと思います。それは、町としても答弁の中で、パンフレット等の配布などということを言わせてもらいましたけれども、少しでも理解が進むように、事業者向けのパンフレットであったり、あるいは商工会であれば、理事会に委員外理事として経済部長も出ていますので、そういった理事会で時間をお借りして、なるべく理解が進むような話を取ってまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　そういう対応もこれから進めていかなければならない部分ではないか。実際に、対策を取っているところもあるとは思うのですけれども、やはりそれが広がって、確実に障がいのある方が安心して外に出られる、外に出ていく、いろんな方と対話していかれる、そういうまちづくりが必要ではないかというふうに思います。

それと、優生思想なのですが、優生思想については、やまゆり園の施設に入所している方の事件がありましたね。まだまだそういう考え方が払拭されていないと、私は思っております。旧優生保護法は、1948 年から 1996 年、この間あった法律なのですけれども、この法律ができているときにはまだ、50 年ぐらい前になりますか、そのときに高校の教科書の中でも、この優生保護法の内容を高校の教育で教えていたというわけで、ですから、そういう方たちが今 70 代、80 代になっているかなと思うのですけれども、そういう思想がまだまだ払拭されていないということが、日常生活の中でもあるのではないかというふうに思います。

これは、この考え方は、言うまでもなく、優良な子孫を残す、それから劣悪な遺伝を持った者は排除される、こういう考え方ですから、こういう考え方は今本当に人種差別ですとか、性差別ですとか、そういうところにつながっていく考えにもなっているかなというふうに思いますので、そういうところを払拭していくということが、私は大事だなと思っております。それでやはり社会教育、それから学校教育、そういう中できちっと伝えていくことが必要だというふうに思います。

それで、答弁の中で、教育と福祉の連携により、障がい者理解促進事業に取り組んでいるということですので、そういう中で障がい福祉に関わる講話、そういうことも行っているということですので、ぜひそういうところで、この優生思想も子どもたちにきっちり伝え、そして社会教育でも払拭していくような手だてが必要だと思いますので、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　法律がもう 1948 年、法律が 1948 年。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　1948 年に施行。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　ですから、何年前ですかね。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　96 年に終了。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　もう計算ができないぐらいかなり前で、実はこれ、私の年代でも、もう優生保護法ってあまり頭にないというか、そんな法律があったのかいぐらいの意識だと思うのですよ。ですから、私からかなり 20 近く上の方、15、20 ぐらい上の方は、そういう時代のことは知っている、覚えているのだろうと思います。ですから、今、フリーというか、改めて意識するようなものではないかなと私は思っていますし、今まさに裁判で、人権が回復されている判例が出てきていますので、そういうところからしても、こんな時代があったのだなというぐらいの感覚ではないのかなというふうに、そんな印象を私は持っています。

ただ、必要なことであることは間違いありませんので、どこまで言うことが、説明することができるか。かえって言ってしまうと、こんなことあったのだ、じゃあみたいな、そんなことに、寝た子を起こすようなことになってはならないなという、そんな心配も実は持っていまして、今の子どもだったら全くそのことを意識しないのではないかなと、私はそういう感覚を持っていますので、どこまでやる必要性があるのかはちょっと分かりませんので、それは実態を把握している中で、やるやらない、やるとしたらどこまでやるかということは、考えていかなければならないのかなというふうな、そんな感じを今持っています。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　この優生思想、出生前診断とかありますよね。それはもうこういう思想の下での判断というか、私はそういうふうにつながっていると思います。町長と考え違うのですけれども、そう思います。

ちょっと時間がないので、すみません。ギャンブルの依存症のことなのですけれども、今、本当にだんだん依存症が増えてきているという中で、アルコール依存症が一番多いということなのですね。依存症では、改善には、本人が問題意識を持っていないことだとか、やめるということに、すぱっとやめるというハードルが高いとか、そういうのでなかなか依存症の改善に取り組むことができないという問題があるというふうに押さえております。

それで、そういう意味では、私は家族会が必要だというふうに考えております。それで、幕別町では、この資料が出てきましたけれども、ギャンブル依存症の患者はいないということだったのですけれども、ギャンブル依存症になった場合に、精神の病気だということで、かかる病院が今のところ医療機関がないということで、こういうないというふうな押さえというのは、数字としては現れてきていないだけで、私は実際にはいるのではないかというふうに思っております。

それで、そういう点では本当にアルコールにしても、薬物にしても、ギャンブル依存症でも、家族全体が巻き込まれてしまいます。悲惨な目に遭っているのですね。それで、ギャンブル依存症は、やはり問題は、借金を抱えて家計が破綻してしまう、そういうところまで来て、やっぱり依存症だということに気がつく。そうなる前の手だてが私は必要だというふうに思っております。

それで、あっち行ったりこっち行ったり、私の悪い癖で。アルコール依存症の場合には、家族会があったときには、本別とか池田に保健所があったのです。そこでの保険師さんが患者数を押さえていて、家族会を組織してくれて、その家族会というのがすごく大きな役割を果たしていたのです。私の知っている方で、夫がアルコール依存症で、一回口にすると、目が据わって家族はそこにいられない。そこで誰が仲介に入ったかといったら、家族会の代表の方が２日ぐらいかかって説得してくれて改善したというのを目の当たりに見ています。そういう意味で、今、家族会がなくなっているのですけれども、ぜひそういう家族会をやはり保健課が中心になってきちっとつくっていく、または関わる団体とつくっていくということが私非常に大事だと思うのです。

それとやはり未然に防いでいく、そういう症状の可能性がある場合には啓発などをして事前に把握していく、こういうことが非常に大事だと思うのです。今は本当に生きづらい世の中になっておりますので、どちらにしてもいろんな依存症、薬物は市販の薬や何かで依存症になっているという、そこが一番今増えているという結果も出ていますので、そういう実態調査をして、やはり町民のね、実態調査とは、これこういうものも出ているわけですから、保健所や何か、振興局や何かに行って調べた

りしたら数字も実際に出るわけですから、そういうところも掌握しながら、では幕別町はどうなのかというところも、地域を歩いたら、保健師さんですとかそういう方たちも把握できる範囲で、もう実態調査というのはなかなか大変ですけれども、実態をつかんだら、やはりそういうところから対処して、芽が小さいうちにやっぱり摘んでおくというのが大事ですので、そういうところを把握したら、やはり対処していくということが必要ではないかと思うのですが、その点、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　依存症になると、本当に本人だけでなくて家庭を壊してしまう、そしてあるいはギャンブルだと大きな借金をこしらえてしまう、非常に危険だというか、もう本当に放っておけない状態になるのでしょうけれども、なかなかこれ本当に、アルコールはまだ分かりますよね、すぐ症状が現れるから分かります。でも、ギャンブルというのは、毎日どこか競馬場に通っているとか、パチンコ屋に通っているとか、そういうことなのでしょうけれども、それが本当に依存症まで行っているのか、気分転換に行っているのかというのは、なかなか難しくて、特にギャンブルはやっぱりゼロというのが、私はそういうところから分からない、外で、はたから見て分からないのがギャンブルだと思うのですね。借金をしまくれば、それは何となく分かってきますけれども、そこまで行かない人はなかなか発覚しづらいというか、発見しづらいのだと思います。

ただ、今おっしゃったように、非常に悲惨なことになりかねないというか、多分なりますので、これはアルコールであろうが、薬物であろうが、ギャンブルであろうが、悲惨なことを招くことになりますので、そこはどれだけ果たして幕別町民で該当者がいるのかなというところをはずは把握した中で、そして民生委員さんあるいは保健師の巡回相談など、巡回指導などで、そういう場を通じて、それの把握につなげる。そして分かったときには、では次どうしようかということは、ちょっと今人がいないので、具体的にどういう人がいるかというのは分からないので、何ともこの場でお答えできませんけれども、その状況を見ながら、町として何ができるのかということは考えなければならないなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　ギャンブルのほうは本当に目に見えなくて、破綻してから、ああ、そうだったのかという、そういう状況だということは押さえておりますけれども、やはり折に触れて、依存症はこういう状況になるのですということをお知らせ、広報ですとか、それからいろんな出前講座ですとか、そういうところで啓発していくという、それが私は大事だと思うのです。陥ってからでは、物すごく回復するのに何年も時間がかかりますので、そうなる前に啓発していく。アルコールでも、ギャンブルでも、薬でも、薬は病気を治すために使うのですけれども、皆さんほどほどにというわきまえが難しい人も中にはいるのではないかと思うのです。ですから、そうなる前に、こういう状況になりますよということを、ポスターだとか、それからお知らせ、広報ですとか、保健師が何かの機会にお話しするですとか、そういう手だてを手前手前に取っていく必要があるのではないか。

それから、アルコール依存症はこうやって人数が出ているわけですから、やはり家族会を組織していくという、そういうことも必要ではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　啓発は大切だと思います。大切だと思いますが、実効性ということを考えると、知らず知らずのうちに陥っていくのではないのかなというふうに思うものですから、果たしてポスターを見て、俺ちょっと危ないかな、やめようと思えるのであったら依存症にならないのです、そういう人は。ここ非常に難しいかな。ただ、啓発については、その必要性については十分理解しておりますので、そこは啓発はやっていかなければならないなというふうに思っております。一人でもそういう不幸な人をなくすことは、大切だろうというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　以上で、野原惠子議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、15 時 25 分まで休憩をいたします。

15：10　休憩
15：25　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

［付託省略］
○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。
　日程第３、議案第 63 号から日程第８、議案第 77 号までの６議件については、会議規則第 39 条第３項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。
　これにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、日程第３、議案第 63 号から日程第８、議案第 77 号までの６議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

［議案審議］
○議長（寺林俊幸）　日程第３、議案第 63 号、幕別町辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。
　説明を求めます。
　伊藤副町長。
○副町長（伊藤博明）　議案第 63 号、幕別町辺地総合整備計画の策定について、提案理由をご説明申し上げます。
　議案書の 12 ページをご覧ください。
　南勢、糠内の２辺地に係る総合整備計画が、令和６年度をもって５年間の計画期間が終了したため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第１項の規定に基づき、議会の議決を経て、２辺地に係る公共的施設の総合整備計画を新たに策定しようとするものであります。
　13 ページをご覧ください。
　南勢辺地に係る整備計画であります。
　右上段に、計画策定年度である本年４月１日現在の人口を記載しております。
　南勢辺地の区域内人口は、84 人であります。
　同法施行令で定めている、中心地域を含む５平方キロメートル以内の区域の人口が 50 人以上とした辺地の要件を満たしているものであります。
　「１、辺地の概況」は、辺地を構成する区域、中心の位置、辺地度点数を記載しております。
　辺地の中心の位置から、駅や停留所、小学校、中学校、郵便局などへの距離を基に算定された辺地度点数は、認定基準である 100 点を上回る 212 点であります。
　「２、公共的施設の整備を必要とする事情」であります。
　交通道路は、本地域に架かる南勢橋が架設からの年数が経過し、老朽化して危険な状態にあることから、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、整備を必要とするものであります。
　「３、公共的施設の整備計画」であります。
　計画期間は、令和７年度から 11 年度までの５年間と定め、表には事業費と財源内訳を記載しております。
　事業費は 3,000 万円で、右端に記載のとおり一般財源のうち、辺地対策事業債に 1,200 万円を予定しております。

14 ページをご覧ください。

糠内辺地に係る総合整備計画書であります。

右上段に記載のとおり、糠内辺地の区域の人口は 138 人で、中心地点を含む５平方キロメートル以内の区域人口は 50 人以上であります。

「１、辺地の概況」は、構成する区域、中心の位置、辺地度点数を記載しております。

辺地度点数は 164 点であります。

「２、公共的施設の整備を必要とする事情」であります。

産業道路は、農産物の集出荷等に利用する主要幹線道路が、路面の傷みが著しく幅員が一部狭小であることに加え、未改良部分では春先や降雨時において路面が軟弱となることから、整備を必要とするものであります。

飲料水供給施設は、農業経営や生活用水の安定的な確保のため、老朽化した糠内浄水場や配水池の機器等の整備を必要とするものであります。

経営近代化施設は、排水不良などによる生産性低下を改善するため、草地の基盤整備事業を必要とするものであります。

「３、公共的施設の整備計画」であります。

計画期間は、令和７年度から 11 年度までの５年間と定め、表には事業ごとの事業費と財源内訳を記載しております。

事業費の合計は８億 4,735 万 6,000 円で、一般財源のうち、辺地対策事業債に２億 4,190 万円を予定しております。

いずれも、この計画書登載により、辺地対策事業債の借入対象となり、後年次に償還する元利償還金の８割相当額が、償還年度の普通交付税の基準財政需要額に算入されるものであります。

法に定められております「都道府県知事との協議」は、５月７日付をもって、北海道知事から「異議がない」旨の回答をいただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第 64 号、幕別町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第 64 号、幕別町辺地総合整備計画の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 15 ページをご覧ください。

現行の辺地総合整備計画に登載していない事業を追加する必要がありますことから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第８項の規定に基づき、議会の議決を経て、駒畠、中里、新和、美川及び古舞の五つの辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更しようとするものであります。

16 ページをご覧ください。

別紙、「幕別町辺地総合整備計画（変更）」は、新旧対照表の形式にて、表の左側に「変更前」を、右側に「変更後」を記載し、変更箇所に下線を引いております。

駒畠辺地であります。

右側の「変更後」の欄、「施設名」の上から二つ目、「飲用水供給施設（駒畠簡易水道整備事業）」は、令和８年度までの計画期間内での事業費、財源内訳、辺地対策事業債の予定額を改めるものであります。

六つ目の、「産業農道（中里美川道営水利施設等保全高度化事業）」は、農作物の集出荷等に利用する主要幹線道路の路面の傷みが著しく幅員が一部狭小であることに加え、未改良部分では春先や降雨時において路面が軟弱となることから、農作物の輸送に支障を来たさないよう、道路の路面の改修と舗装が必要であるため、計画に搭載するものであります。

17 ページをご覧ください。

中里辺地であります。

右側の「変更後」の欄、「施設名」の上から四つ目、「産業農道（中里美川道営水利施設等保全高度化事業）」を追加するものであります。

駒畠辺地と同様に、農作物の輸送に支障を来たさないよう、主要幹線道路の路面の改修と舗装を実施するものであります。

18 ページをご覧ください。

新和辺地であります。

右側の「変更後」の欄、「施設名」の一番上、「交通道路（橋梁長寿命化修繕事業）」は、令和８年度までの計画期間内での事業内容、事業費、財源内訳、辺地対策事業債の予定額を改めるものであります。

二つ目の、「飲用水供給施設（新和簡易水道整備事業）」は、新和浄水場の「膜ろ過ユニットの更新」を追加し、事業費を改めるものであります。

19 ページをご覧ください。

美川辺地であります。

右側の「変更後」の欄、「施設名」の一番上、「交通道路（美川西３線道路整備事業）」は、令和９年度までの計画期間内での事業内容、事業費、財源内訳、辺地対策事業債の予定額を改めるものであります。

20 ページをご覧ください。

古舞辺地であります。

右側の「変更後」の欄、「施設名」の上から三つ目、「交通道路（橋梁長寿命化修繕事業）」を追加するものであります。

本地域に架かる新生橋が設置からの年数が経過し、老朽化して危険な状態にあることから、修繕を必要とするものであります。

以上が、変更内容であります。

法に定められております「都道府県知事との協議」は、５月 16 日付をもって、北海道知事から「異議がない」旨の回答をいただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第 65 号、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第65号、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の21ページをご覧ください。

令和３年４月に施行されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、同年の第３回町議会定例会において、令和３年度から７年度までを期間とする「幕別町過疎地域持続的発展市町村計画」を策定し、事業を計画的に推進しております。

現行の計画に登載していない事業を追加する必要がありますことから、同法第３条第１項の規定により、過疎地域とみなして適用される第８条第１項及び第10項の規定に基づき、議会の議決を経て、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画を変更しようとするものであります。

22ページをご覧ください。

「幕別町過疎地域持続的発展市町村計画（変更）」は、新旧対照表の形式で、表の左側から、変更箇所、変更前、変更後を記載し、変更箇所に下線を引いております。

事業内容の修正と追加に伴う変更であります。

表右側の変更後の欄をご覧ください。

「（３）計画」の「持続的発展施策区分」の「２、産業の振興」の「事業名」の「（９）観光又はレクリエーション」に「道の駅・忠類整備事業」を追加するものであります。

「(10) 過疎地域持続的発展特別事業」これは過疎債を充当するソフト事業でありますが、その「第１次産業」に「優良和牛生産基盤強化事業」を追加するものであります。

23ページをご覧ください。

持続的発展施策区分の「３、地域における情報化」に「（１）電気通信施設等情報化のための施設テレビ放送中継施設」「忠類テレビジョン中継局地上デジタル送信機更新事業」を追加するものであります。

持続的発展施策区分の「７、医療の確保」の「（１）診療施設　診療所」の事業内容の記載を改めるものであります。

24ページをご覧ください。

持続的発展施策区分の「８、教育の振興」の「（１）学校教育関連施設　給食施設」の事業内容の記載を改めるものであります。

25ページをご覧ください。

持続的発展施策区分の「10、地域文化の振興等」の「（１）地域文化振興施設等　地域文化振興施設」の事業内容の記載を改めるものであります。

26ページをご覧ください。

左側の変更箇所をご覧ください。

「事業計画（令和３年度から令和７年度）過疎地域持続的発展特別事業分」過疎債を充当するソフト事業について、ここでは再掲しているものであります。

持続的発展施策区分の「２、産業の振興」の「(10) 過疎地域持続的発展特別事業　第１次産業」に「優良和牛生産基盤強化事業」を追加するものであります。

以上が変更箇所であります。

計画書登載により、過疎対策事業債の借入対象となり、後年次に償還する元利償還金の７割相当額が、償還年度の普通交付税の基準財政需要額に算入されるものであります。

今回の計画変更は、「計画全体に及ぼす影響が大きいもの」には該当しないことから、都道府県との協議を要しないものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第66号、令和７年度幕別町一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第66号、令和７年度幕別町一般会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の１ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ８億7,587万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ226億1,951万円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、２ページから３ページに記載しております「第１表　歳入歳出予算補正」のとおりであります。

４ページをご覧ください。

「第２表　地方債補正」「１　追加」であります。

「GIGAスクール構想機器整備事業」は、令和２年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して購入した中学校の生徒と教員のタブレット端末を更新するため、生徒用800台、教員用88台を購入するものであります。

限度額は1,920万円、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

「２　変更」であります。

「忠類診療所診療機器等購入事業」と「都市公園等長寿命化対策事業」は、事業費の増額に伴い、借入額の変更を行うものであります。

変更する２事業の合計で限度額を100万円増額するものであります。

歳出をご説明申し上げます。

７ページをご覧ください。

２款総務費、１項総務管理費、20目地域おこし協力隊推進事業費517万5,000円の追加であります。

本年４月から採用している地域おこし協力隊１名に係る報酬、期末勤勉手当、自動車借上料などの活動に必要な費用を追加するものであります。

８ページをご覧ください。

細節６は、空き施設利用サポートセンターやインフォメーション等の複合機能施設として開設している「幕練」に係る賃借料であります。

22目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費１億2,895万円の追加であります。

事業概要をご説明いたしますので、議案説明資料の３ページをご覧ください。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当事業であります。

「１、定額減税調整給付金給付事業」１億3,130万9,000円であります。

本事業は、国が制度設計を行い、これに基づき市町村が実施するもので、事業費には全額国費が充当されるものであります。

「事業内容」欄をご覧ください。

令和６年８月からデフレ完全脱却のための経済対策を踏まえ、定額減税をし切れない方に対し、調整給付金を予算計上し、給付を行っているところであります。

（１）のとおり、当初調整給付の算定に際し、令和５年所得等を基にした推計額を用いて算定した

ことなどにより、令和６年分所得税と定額減税の実績額が確定した後に、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対し、その差額を支給するものであります。

加えて、（２）のとおり、上記とは異なり、個別に書類の提示により、給付要件を確認して給付する必要がある方に対し、１人当たり原則４万円を支給するものであります。

「積算」欄に記載のとおり、対象者を 3,640 人、給付金総額を１億 2,136 万円と見込み、加えて、給付事務に係る会計年度任用職員２人分の報酬などのほか、住基システム改修委託料などの事務費を計上するものであります。

事務費は、職員費に計上しております正職員の時間外勤務手当 235 万 9,000 円を含み、総額 994 万 9,000 円であります。

議案書の９ページにお戻りください。

３款民生費、１項社会福祉費、８目重層的支援事業費 341 万円の追加であります。

介護予防支援事業は、６月末に退職する保健師の代替職員として、会計年度任用職員保健師１名分の人件費を追加するものであります。

10 ページをご覧ください。

権利擁護推進事業は、地域包括支援センターの運営に際し必要とされている社会福祉士について、フルタイム会計年度任用職員２名を雇用すべく予算計上しておりましたが、応募状況によりフルタイム１名とパートタイム２名とすることとしましたことから、予算の組替えを行うものであります。

11 ページをご覧ください。

４款衛生費、１項保健衛生費、５目診療所費 30 万 9,000 円の追加であります。

12 節は、忠類診療所指定管理業務の施設、設備の修繕に伴うリスク分担に係る精算金であります。

17 節は、経年劣化が著しい聴覚検査機器、オージオメータを更新するものであります。

６款農林業費、１項農業費、２目農業振興費６億 5,048 万 5,000 円の追加であります。

麦・大豆生産技術向上事業は、作付の団地化や営農技術の導入等を支援するもので、17 団体の小麦、大豆の生産拡大の取組に対し、排水対策などの面積に応じた費用と農業機械の導入に対する国からの間接補助金であります。

12 ページをご覧ください。

畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業は、畑作産地における安定した生産体制の確立に向けた取組を総合的に支援する事業で、大幅な省力化につながる作業体系の導入に向け、産地での技術実証等に取り組む１団体と労働力負担軽減対策に取り組む 11 団体に対し、それぞれの取組に必要な農業機械の導入に対する国からの間接補助金であります。

７目農地費 14 万 7,000 円の追加であります。

札内川流域地区国営かんがい排水事業の事業着手時期が１年前倒しとなりましたことから、その事業推進に要する旅費を計上するものであります。

２項林業費、１目林業総務費 40 万 3,000 円の追加であります。

本年３月、幕別町森林組合への出資に対して、組合から配当を受けた令和６年度の配当金相当額を同組合に出資するものであります。

13 ページをご覧ください。

７款１項商工費、１目商工振興費 990 万 5,000 円の追加であります。

商工会振興補助事業は、地域内の消費喚起を図るため、幕別町商工会が実施する、「還元率５％『まくペイの日』買い物キャンペーン」に係る還元ポイント分を補助するものであります。

８月から２月まで間、０、８、９のつく日、具体的には、毎月、８日、９日、10 日、18 日、19 日、20 日、28 日、29 日、30 日の９回、２月は７回でありますが、７か月で 61 日、月ごとの還元対象利用上限額を５万円、還元額は、その５パーセントの最大 2,500 円を翌月に還元するものであります。

期間中の総利用額を 6,000 万円と見込み、還元ポイント 300 万円を補助するものであります。

加えて、キャンペーンに係る広告宣伝費と事務経費を補助するものであります。

商店街活性化店舗開店等支援事業は、空き店舗や空き家を改修した者に対する改修費補助と家賃補助の追加であります。

幕別、札内、忠類の地域で１件ずつ、３件の支援に係る補助金の追加であります。

３目観光費 762 万 9,000 円の追加であります。

アルコ 236 及び道の駅・忠類の指定管理業務における施設、設備の修繕に伴うリスク分担に係る精算金であります。

５目企業誘致対策費 893 万 4,000 円の追加であります。

札内東工業団地において、新たに事業投資を行うとともに、工業用地を取得した１企業に対する企業開発促進補助金と工業用地取得促進補助金の追加であります。

14 ページをご覧ください。

８款土木費、３項都市計画費、３目都市施設整備費 89 万 1,000 円の追加であります。

いなほ公園親水施設のろ過装置の修繕工事を追加するものであります。

10 款教育費、３項中学校費、２目教育振興費 5,079 万 4,000 円の追加であります。

令和２年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して購入した中学校の生徒と教員のタブレット端末を更新するため、生徒用 800 台、教員用 88 台を購入する費用と設定等に要する手数料の追加であります。

今回のタブレット端末の購入は、札幌市を除く道内の市町村については、北海道が一般競争入札により事業者を決定し、共同調達により実施するものであります。

北海道が、本年３月に執行した入札による落札価格は、１台当たり税抜き４万 7,000 円で、契約事業者は東日本電信電話株式会社、７月１日は NTT 株式会社であります。

本補正予算が可決成立後に本町と契約事業者との間で随意契約を締結し、購入しようとするものであります。

生徒用の端末は、北海道から３分の２の補助を受け、補助裏に充当率 90 パーセントのデジタル活用推進事業債、交付税措置はありませんが、この起債を充てるものであります。

15 ページをご覧ください。

４項社会教育費、５目ナウマン象記念館管理費 47 万 2,000 円の追加であります。

象化石を題材として地域づくりに取り組んでいる、東京都中央区、長野県信濃町、滋賀県多賀町と幕別町の４自治体の参加による、第１回全国ナウマンゾウサミットが、本年１月に東京都中央区で開催されました。

次回開催地が本町に決定となり、開催日が 10 月 18 日に決定したため、第２回サミット開催に必要な費用を追加するものであります。

講師謝礼のほか、幕別清陵高校の生徒との連携によるナウマン象 LINE スタンプの制作委託料であります。

８目百年記念ホール管理費 184 万 5,000 円の追加であります。

百年記念ホールの指定管理業務における燃料費と電気料の価格変動分と公共施設共通利用券の収受に伴うリスク分担に係る精算金であります。

５項保健体育費、２目体育施設費 416 万 8,000 円の追加であります。

札内スポセン及び農業者トレセンの指定管理者業務における燃料費と電気料の価格変動分と公共施設共通利用券の収受に伴うリスク分担に係る精算金であります。

16 ページをご覧ください。

12 款職員費、１項１目職員給与費 235 万 9,000 円の追加であります。

定額減税調整給付金給付事業に係る正職員５人分の時間外勤務手当であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入をご説明申し上げます。

５ページまでお戻りください。

１款町税、２項１目固定資産税 4,238 万 2,000 円の追加であります。

16 款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費補助金１億 3,130 万 9,000 円の追加であります。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。

２目民生費補助金 132 万 8,000 円の追加であります。

保健師の代替職員配置に係る交付金であります。

17 款道支出金、２項道補助金、２目民生費補助金 66 万 4,000 円の追加であります。

４目農林業費補助金６億 5,048 万 5,000 円の追加であります。

麦・大豆生産技術向上事業と畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業に係る道補助金であります。

７目教育費補助金 2,937 万 2,000 円の追加であります。

生徒のタブレット端末購入に係る道補助金であります。

６ページをご覧ください。

22 款諸収入、５項４目雑入 13 万 6,000 円の追加であります。

細節 19 は、地域おこし協力隊員車両使用料、細節 63 は、一般財団法人全国科学博物館振興財団からのナウマンゾウサミット開催に係る助成金であります。

23 款１項町債、３目衛生債 20 万円の追加であります。

忠類診療所診療機器等購入事業債であります。

６目土木債 80 万円の追加であります。

都市公園等長寿命化対策事業債であります。

８目教育債 1,920 万円の追加であります。

GIGA スクール構想機器整備事業債であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

谷口議員。

○16 番（谷口和弥）　１点質問させていただきます。

資料の 13 ページ商工費、商工振興費に関わる、まく Pay に関わる件であります。

まく Pay の順調な運営のためにこういうキャンペーンを行うということは、非常に重要なことだというふうに考えています。それで、今回、今のご説明ですと、決まった日に５パーセントの還元率で実施されるということでありました。この還元率のことでお尋ねしたいのです。

いろんな形で、いろんな割合でキャンペーンがこれまでも張られてきましたけれども、30 パーセントだったら 30 パーセントと決まった額でキャンペーンが行われたり、総額が決まっていて最大 30 パーセントと、多く利用があったらば、そのキャンペーン率が減っていくというそんなやり方もされていました。最近のはその後者のやり方だったと思います。

この５パーセントは、どうなのでしょうか。もう５パーセントという額で決めてやる、それとも今日示されたこの予算の額が総額としてまず決まっていてということなのでしょうか。ここの点について質問をさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　商工観光課長。

○商工観光課長（本間　淳）　まく Pay の５パーセントの還元キャンペーンについてでございますが、利用されるであろう見込みを立てた中で、５パーセントを上限、一月当たりの還元の上限を定めた中で、５パーセントの還元、一定の還元率ということで伺っております。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16 番（谷口和弥）　ちょっと言葉が、私の理解力の問題なのか。５パーセントで固定されるということかどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　商工観光課長。

○商工観光課長（本間　淳）　失礼いたしました。５パーセントで固定でございます。

○議長（寺林俊幸）　ほかに質疑はございませんか。

藤谷議員。

○13番（藤谷謹至）　１点、ナウマン象の化石の全国サミットということで、補正予算を計上してございますけれども、町長の行政報告の中でも報告ありましたとおり、SNS 等を利用して多くの方を呼び込みたいという行政報告ありましたけれども、それで盛大にやるのかなと思って期待しておりましたけれども、この予算の中で、講師謝礼、あとLINEスタンプということで、何か全国サミットとしては、今の言葉で言うと、しょぼいなという感じがするのですけれども、その辺をどのような形でやるのか、ちょっと詳しくお知らせください。

○議長（寺林俊幸）　ナウマン象記念館館長。

○ナウマン象記念館長（添田雄二）　ナウマンゾウサミットの内容についてお答えいたします。

10月18日土曜日の午後に開催いたしますけれども、第１回目の東京大会で参加しました東京都中央区、長野県の信濃町、滋賀県の多賀町、それからうちの町、それぞれ区長様と首長それぞれが発表しまして、それから各事業の、各町の事業担当者がどのようなまちづくりを行っているかという事例発表も行います。

北海道大会ということになりましたので、北海道からひとつ北広島市をゲストにお招きしまして、北広島市にも同様な報告をしていただく予定です。北広島市は、うちの町と同じく日本で唯一ナウマン象とケナガマンモスの化石両方見つかっている町でございまして、北広島市も学芸員が子どもたちと魅力的な事業をやってございますので、その事例を報告させていただくという、サミットそのものはそういった内容になります。

関連事業としまして幾つか用意してございます。幸いこれまでの取組もありまして、地元の道の駅様、それからホテルアルコ、アンビックスさんがいろいろ事業協力を申し出てくれております。彼らの負担で、ナウマンゾウサミット当日と翌日のどんとこいむら祭りの２日間、うちの管内にナウマン象カフェというものを開設しまして、有料なのではございますけれども、エントランスホールに北広島市からお借りします実物大のナウマン象の頭部模型を展示して、その周りにテーブル、椅子を設置しまして、カフェが開催されるというものでございます。

それから、関連事業としまして、ほかには、サミットの翌日にはなりますけれども、サミットそのものがどちらかといいますと大人向けの内容になりますので、翌日のどんとこいむら祭りの日は、ご存じのとおり当館が無料開放になりますので、足寄動物化石博物館に出張出前講座という形で当館に来ていただいて、誰でも参加できる化石のクリーニング体験といったものも、サミット関連として位置づけてございます。

それから、毎年当館で写真展を開催しているのですけれども、それもサミット関連事業というふうに位置づけまして、今回は十勝の自然史研究会さんが、ふだん十勝の代表的な地層、地形、地質、ジオサイトと呼ばれるものの写真を撮っておりますので、それの写真展を 10 月１か月間開催いたします。

それと、ナウマンゾウサミットに合わせまして、清陵高校さんとナウマン象のオリジナルLINEスタンプづくりをこれから行うのですけれども、それはサミットの当日に、サミットの中でちょっとお時間をいただいて、その完成したLINEスタンプをお披露目をすると、そういったことも盛り込んでおります。

これからもう少し中身を詰めていきまして、地元の幕別町中学校さんともちょっと事業を考えてはいるのですけれども、まだ調整中ではございますが、いずれにしましても町内の子どもたち含めました人材育成を念頭に入れました事業を展開していこうと思っております。

以上になります。

○議長（寺林俊幸）　藤谷議員。

○13番（藤谷謹至）　最小の経費で最大の効果を得るという格好だと思うのですけれども、ボランティアで参加される方々にも迷惑をかけないようなことをやっていただきたいと思いますし、全国サミッ

トですから、盛大に幕別町をアピールできるようなイベントにしていただきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸）　ほかにありませんか。

中橋議員。

○18番（中橋友子）　予算書の10ページの民生費の18節負担金補助及び交付金の権利擁護推進事業の下の報酬、社会福祉士報酬２人が減額されました。これ、当初予定していた採用が予定どおりいかなかったということの説明ではなかったかと思いますが、当初の予定どおりいかなかった理由は、どういったことで採用できなかったのでしょうか。そのことによって、配属される部署の支障というのは来してこないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　保健課長。

○保健課長（西嶋　慎）　社会福祉士の募集に関しましては、当初予算でフルタイム２名、これは地域包括支援センターの基準を定める条例で、第１号の被保険者が9,000人を超えた場合、社会福祉士が２名要るということで提案したものでございました。その後、実際に募集を行いました。ところが、フルタイムの募集については１人、ただ、フルタイムは無理だけれども、パートタイムならできるよという方が２名いらっしゃったものですから、パートタイムのほうを２名で１人工と勘案して、人員基準で２人工ということで今回予算を修正するものでございます。

なお、議員心配されています支障があるかどうか、そこにつきましては、業務のやりくりを通じて、支障がないような対応に努めているところでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　包括支援センターに配属されるのでしょうか。心身、精神、この障がいを持った人たちに対する相談を主とする方たちだと思うのですけれども、高齢者の保健福祉課に配属されて、相談業務に応じられるということでしょうか。障がい者の関係では、発達支援センターもあるのですが、そこではないですね。どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　保健課長。

○保健課長（西嶋　慎）　今回、この権利擁護事業につきましては、地域包括支援センターにおける後見事業を主に対応してもらうところでございます。そのため配属先につきましては、保健課の高齢者支援係になります。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　もう少し事業の中身を教えていただきたいのですが、後見事業ということになりますと、今、成年後見人制度などということもありまして、そういった取りわけ高齢によって自分の財産の管理であるとか、さまざまな手続であるとか難しくなってきているというときに、こういった方の力を借りて進めていくという、そういったことが成年後見人制度でやられるわけですが、そこと絡んでくるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　保健課長。

○保健課長（西嶋　慎）　社会福祉士の主な業務内容についてございますけれども、権利擁護事業につきましては、特に町長申立てに係る手続の関係、それと社会福祉協議会と連携を行いながら相談業務などを行う予定でございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第 76 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件については、藤原孟議員に直接の利害関係がある事件であり、その議事に参与できないため、地方自治法第 117 条の規定により、藤原孟議員の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

16：09　休憩

（藤原孟議員　退場）

16：09　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第７、議案第 76 号、工事請負契約の締結について説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第 76 号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

昨日、17 日に追加提出いたしました議案書の３ページをご覧ください。

相川 20 号橋架替工事（下部工）に係る工事請負契約が、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において議決事件に定められている「予定価格が 5,000 万円以上の工事の請負に係る契約」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

工事概要をご説明いたしますので、議案説明資料の４ページをご覧ください。

相川 20 号橋改修事業は、北海道が施行する旧途別川河川改修事業により、堤防が約 1.5 メートルかさ上げされ、これに応じた橋の高さを確保する必要が生じますことから、令和６年度から８年度にかけて相川 20 号橋の橋長を延長し、架け替えを行うものであります。

今回の工事は、既設橋梁の橋台２基を撤去し、新たな橋の橋台２基を設置するものであります。

４ページは、既設橋台の撤去図であります。

上段が平面図、下段が側面図であります。

平面図の上部、西側に灰色で着色した箇所は、昨年、工事着手し、本年６月 30 日までを工期として施工中の改修工事の中で施工しました仮設道路で、青色の旧途別川の上流部に当たります。

本工事では、中央部、赤色の正方形の既設橋梁の橋台２基を土留めで囲み、橋台を粉砕後にクレーン等により撤去するものであります。

５ページをご覧ください。

新たに設置する橋台の図面であります。

上段が平面図、下段が側面図であります。

赤色で着色した箇所が新設する橋台となりますが、青色で着色した旧途別川の川岸部に、直径２メートル、長さ 18 メートルの杭を右岸に４本、左岸に６本打ち込み、その上部に橋台を設置し、同時に橋台を保護するための護岸ブロックを設置するものであります。

以上が工事概要であります。

議案書の３ページにお戻りください。

相川 20 号橋架替工事（下部工）に係る工事請負契約は、「入札参加の意思のある者を公募し、その中から入札参加を指名して入札を行う」公募型指名競争入札の方式の下、２者による自主結成の共同企業体３者からの入札参加申請を得て指名競争入札を執行したものであります。

１、契約の目的は、相川 20 号橋架替工事（下部工）であります。

２、契約の方法、３、契約の金額、４、契約の相手方であります。

本年６月 11 日に、藤原・下沢特定建設工事共同企業体、アスワン・コウケツ特定建設工事共同企業

体、加藤・ナカムラ特定建設工事共同企業体の３者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、４億7,850万円をもちまして、藤原・下沢特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、同企業体の代表であります中川郡幕別町旭町91番地、藤原工業株式会社、代表取締役、藤原治氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和８年３月23日までと定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、除斥議員入場のため、暫時休憩いたします。

16：15　休憩

（藤原孟議員　入場）

16：15　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩間に引き続き、会議を開きます。

日程第８、議案第77号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第77号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

昨日、追加提出いたしました議案書の４ページをご覧ください。

アイヌ文化拠点施設展示館棟の展示設置工事に係る工事請負契約が、議決事件に定められている「予定価格が 5,000 万円以上の工事の請負に係る契約」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

工事概要をご説明いたしますので、議案説明資料の６ページをご覧ください。

図面上部は北方向、下部は南方向で、国道38号線側であります。

左側上部に工事概要を表で記載しております。

図面中、灰色で網かけしている箇所が展示館棟の常設展示室で、延べ床面積は160.38平方メートルであります。

工事概要欄に記載のとおり、資料を適切に保管展示するガラスケース等の展示造作のほか、コーナー標示や解説パネル等の展示グラフィック、展示映象コンテンツとその音響機器、模型造作の製作と設置を行うものであります。

７ページをご覧ください。

常設展示室の展示ゾーニング図であります。

図面下部が南側、国道側で、「IN」と表示しております廊下から常設展示室に入室することとなります。

常設展示室では、幕別町出身のアイヌである吉田菊太郎氏が収集し、蝦夷文化考古館で展示保存していた1,700点余りの資料の中から、十勝地方の文様が刺しゅうされた衣類であるチヂリや十勝で唯一完全な形で残る丸木舟、陣羽織をはじめ、特に貴重なアイヌ民具等の展示を計画しております。

アイヌ民族の歴史、伝統文化、伝承への取組を展示テーマとして、五つの展示のゾーンニングで構

成し、アイヌ民族の文化を未来に伝承する展示を具体化しようとするものであります。

図面中央、入口から入って桃色の「１、ようこそ幕別アイヌの世界へ」のゾーンでは、幕別に受け継がれてきた歴史や伝統文化を映象で紹介し、左側の黄色の「２、身近に存在するアイヌ文化」では、アイヌ民族の地域差や現代のアイヌの暮らしなどを紹介する展示ゾーンとしております。

左側、薄い緑色の「３、アイヌ民族の歴史」は、古代から近現代のアイヌ民族の歴史や、文化が失われようとする厳しい時代を経て、現在に至る伝統文化の保存・伝承の展示物の展示を計画しております。

図面上部から右側の水色「４、アイヌ民族の伝統文化」は、幕別アイヌ協会やマクンベツアイヌ文化伝承保存会がそれぞれ継承されてきたアイヌ文化を、資料と解説、映象等を組み合わせて展示するものであります。

中央左側、紫色の「５、チロットライブラリー」は、アイヌ民族の文化に関する情報を提供し、アイヌ文化に触れることができる体験学習のコーナーを設けるものであります。

８ページをご覧ください。

常設展示室の平面図であります。

展示テーマに沿った、展示資料等の配置を表示したものであります。

ガラスケース等の展示造作は 16 台、解説パネル等の展示グラフィックは 130 枚で、その他４本の映象コンテンツや映象音響の製作等を行うもので、アイヌ民具等の実物の展示資料は 134 点を予定しております。

以上が工事概要であります。

議案書の４ページをご覧ください。

１、契約の目的は、アイヌ文化拠点施設展示館棟展示設置工事であります。

２、契約の方法、３、契約の金額、４、契約の相手方であります。

本年５月 21 日の指名委員会において､株式会社乃村工藝社と株式会社丹青社の２者を入札参加者として指名いたしましたが、指名通知後、株式会社乃村工藝社が辞退いたしましたことから、株式会社丹青社の１者によります指名競争入札を６月 11 日に執行いたしましたところ、１億 98 万円をもちまして、株式会社丹青社が落札いたしましたので、同社の代表であります、東京都港区港南１丁目２番 70 号、株式会社丹青社、代表取締役、小林統氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和８年３月 23 日までと定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

内山議員。

○４番（内山美穂子）　展示の説明いただいたのですけれども、この展示の中で、差別の歴史というのはどう伝えていく予定になっているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将）　説明資料の７ページにゾーニングの図がありますけれども、主に、以前も議会でそういった議論があったことは承知しております。このゾーニングの中の水色、そこの部分で、今そういった差別の関係について触れようという計画をしているところであります。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○４番（内山美穂子）　アイヌ民族の正しい歴史と、あと精神を伝えていくような展示になってほしいと思います。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

［休会］

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

議事の都合により、明６月 19 日から６月 24 日までの６日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、６月 19 日から６月 24 日までの６日間は、休会することに決定いたしました。

［散会］

○議長（寺林俊幸）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、６月 25 日午前 10 時からであります。

16：23　散会

第２回幕別町議会定例会

議事日程

令和７年第２回幕別町議会定例会
（令和７年６月25日　10時00分　開会・開議）

		開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）
		議事日程の報告（会議規則第21条）
日程第１		会議録署名議員の指名
		３　山端隆治　　４　内山美穂子　　５　小田新紀
		（諸般の報告）
日程第２	発委第１号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
日程第３	議案第72号	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第４	議案第73号	令和７年度一般会計補正予算（第４号）
日程第５	議案第74号	令和７年度水道事業会計補正予算（第２号）
日程第６	議案第75号	令和７年度下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第７	議案第78号	工事請負契約の締結について（幕別認定こども園増築改修工事（建築主体））
日程第８	議案第79号	工事請負契約の締結について（幕別認定こども園増築改修工事（電気設備））
日程第９	議案第80号	工事請負契約の締結について（幕別認定こども園増築改修工事（機械設備））
日程第10	議案第81号	工事請負契約の締結について（相川20号橋架替工事（上部製作））
日程第11	議案第82号	工事請負契約の締結について（幕別ダム監視装置更新工事その１）
日程第12	議案第83号	財産の取得について（ＧＩＧＡスクール構想機器端末）
日程第13	陳情第２号	義務教育費国庫負担制度堅持･負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出を求める陳情書の取下げ
日程第14	陳情第１号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書
日程第15	陳情第３号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書
		（日程第14～日程第15　総務文教常任委員会報告）
日程第16	陳情第４号	令和７年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書
		（産業建設常任委員会報告）
日程第16の２	発委第２号	地方財政の充実・強化に関する意見書
日程第16の３	発委第３号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
日程第16の４	発委第４号	令和７年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
日程第17	議案第69号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第18		議員の派遣について
日程第19		閉会中の継続調査の申し出
		（総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会）

会議録

令和７年第２回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　令和７年６月25日

２　招集の場所　　幕別町役場３階議事堂

３　開会・開議　　６月25日　10時00分宣告

４　応集議員　　全議員

５　出席議員　　（18名）

議　長　寺林俊幸

副議長　中橋友子

１　畠山美和	２　塚本逸彦	３　山端隆治	４　内山美穂子	５　小田新紀
６　長谷陽子	７　酒井はやみ	８　荒　貴賀	９　野原惠子	10　石川康弘
11　岡本眞利子	12　小島智恵	13　藤谷謹至	14　田口廣之	16　谷口和弥
17　藤原　孟				

６　地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	伊藤博明
教育長	笹原敏文	代表監査委員	八重柏新治
企画総務部長	山端広和	住民生活部長	寺田　治
保健福祉部長	亀田貴仁	経済部長	髙橋修二
建設部長	河村伸二	会計管理者	武田健吾
忠類総合支所長	鯨岡　健	札内支所長	白坂博司
教育部長	石田晋一	政策推進課長	宇野和哉
総務課長	西田建司	地域振興課長	安田奈緒
糠内出張所長	古山悌士	税務課長	田村真由美
こども課長	山本　充	農林課参事	廣瀬康友
土木課長	香田裕一	都市計画課長	松井公博
水道課長	和田智旭	経済建設課長	吉仲有希
学校教育課長	酒井貴範		

７　職務のため出席した議会事務局職員

局長　佐藤勝博　　課長　岩岡夢貴　　係長　渡辺　優

８　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

９　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

３　山端隆治　　４　内山美穂子　　５　小田新紀

議事の経過

（令和７年６月25日　10:00　開会・開議）

［開会・開議宣告］

○議長（寺林俊幸）　これより本日の会議を開きます。

［議事日程の報告］

○議長（寺林俊幸）　本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

［会議録署名議員の指名］

○議長（寺林俊幸）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、３番山端議員、４番内山議員、５番小田議員を指名いたします。

［諸般の報告］

○議長（寺林俊幸）　ここで、諸般の報告をいたします。

総務文教常任委員会および産業建設常任委員会から、付託いたしました陳情について、会議規則第94条第１項の規定による審査結果の報告書が議長宛に提出されていますので、あらかじめ配布してあります。

のちほど、ご覧いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

［議案審議］

○議長（寺林俊幸）　日程第２、発委第１号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長の趣旨説明を求めます。

委員長、内山美穂子議員。

○４番（内山美穂子）　発委第１号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について、趣旨説明を行います。

２ページをお開きください。

前文の前段、中段部分は、省略をいたします。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業 施策の充実・強化を図ることが必要である。よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

１、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、新たに策定された「国土強靭化実施中期計画」に基づき、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や、防災・減災対策の推進に必要な予算を十分に確保すること。

２、森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ＩＣＴ等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長や内閣総理大臣など記載のとおりであります。

以上で、趣旨説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

［付託省略］

○議長（寺林俊幸）　日程第３、議案第72号から、日程第12、議案第83号までの10議件については、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、日程第３、議案第72号から、日程第12、議案第83号までの10議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

［議案審議］

○議長（寺林俊幸）　日程第３、議案第72号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第72号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

６月17日に追加提出いたしました議案書の２ページ、議案説明資料の２ページをご覧ください。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例は、地方自治法の規定に基づき、教育委員会や選挙管理委員会の委員をはじめ、投票管理者や投票立会人など特別職の職員で非常勤のものの報酬と費用弁償の額などを定めております。

国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を定めております「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」が、最近における物価の変動等を考慮し改正され、本年６月４日に施行されました。

具体的には、投票所経費と開票所経費、事務費などの基準額が改定されたものであります。

幕別町は、選挙長、開票管理者、投票管理者など選挙に係る非常勤特別職の報酬日額を当該法律の基準に準じて定めておりますことから、改正法に定める報酬日額に改めようとするものであります。

今回の改正に合わせて、これまで「特別職の職員」として位置づけておりました、選挙長、開票管理者及び投票管理者の「職務代理者」の職を削ろうとするものであります。

選挙長、開票管理者及び投票管理者が欠けた場合に当該選挙長等の職務を行う者が当該職務を行った場合は、当該選挙長等の職務に応じた報酬を支給すべきでありますことから、あらかじめ、「職務代理者」の職を定めることを行わないこととし、削るものであります。

議案説明資料の２ページをご覧ください。

別表は、第３条の規定に基づき、特別職の職員で非常勤の者に支給する報酬の単位と報酬額、費

用弁償額を定めております。

改正法の規定に準じて、日額をそれぞれ選挙長は１万800円を１万2,200円に、選挙立会人は8,900円を１万100円に、開票管理者は１万800円を１万2,200円に、開票立会人は8,900円を１万100円に、投票所の投票管理者は１万2,800円を１万4,500円に、期日前投票所の投票管理者は１万1,300円を１万2,800円に、投票所の投票立会人は１万900円を１万2,400円に、期日前投票所の投票立会人は9,600円を１万900円に改め、加えて、選挙長職務代理者、開票管理者職務代理者、投票管理者職務代理者を削るものであります。

議案書の２ページをご覧ください。

附則についてであります。

第１項は、施行期日を定めております。

この条例は、公布の日から施行する、とするものであります。

第２項は、適用区分を定めております。

この条例による改正後の条例第３条及び別表の規定は、この条例の施行日以後、その期日を公示され、又は告示される選挙等による投票について適用する旨を規定するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第73号、令和７年度幕別町一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第73号、令和７年度幕別町一般会計補正予算（第４号）について、ご説明申し上げます。

６月17日に追加提出いたしました、別冊の議案書１ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ134万7,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ226億2,085万7,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、２ページから３ページに記載しております「第１表　歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。

５ページをご覧ください。

２款総務費、４項選挙費、２目参議院議員選挙費23万2,000円の追加であります。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の改正に伴い、投票管理者等の報酬を追加するものであります。

８款土木費、２項道路橋梁費、２目道路維持補修費111万5,000円の追加であります。

忠類地区の路面整正や道路除雪に使用しているグレーダの修繕費用であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入をご説明申し上げます。

４ページをご覧ください。

１款町税、２項１目固定資産税111万5,000円の追加であります。

17款道支出金、３項道委託金、１目総務費委託金23万2,000円の追加であります。

参議院議員選挙費道委託金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第74号、令和７年度幕別町水道事業会計補正予算（第２号）および日程第６、議案第75号、令和７年度幕別町下水道事業会計補正予算（第２号）の２議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第74号、令和７年度幕別町水道事業会計補正予算（第２号）、議案第75号、令和７年度幕別町下水道事業会計補正予算（第２号）について、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第74号、令和７年度幕別町水道事業会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

６月17日に追加提出いたしました、別冊の議案書の１ページをご覧ください。

第２条は、収益的支出の補正であります。

第１款水道事業費用は、補正予定額18万5,000円を追加し、６億4,706万5,000円と定めるものであります。

第３条は、資本的収入及び支出の補正であります。

第１款水道事業資本的収入は、補正予定額1,690万円を追加し、４億1,981万9,000円と定めるものであります。

第１款水道事業資本的支出は、補正予定額1,694万円を追加し、６億1,560万1,000円と定めるものであります。

第３条の２行目中ほどから記載しておりますとおり、本補正により、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額２億8,755万8,000円は、消費税資本的収支調整額と損益勘定留保資金で補填するものであります。

２ページをご覧ください。

第４条は企業債の変更であります。

上水道整備事業の限度額に1,690万円を追加し、３億7,910万円に改めるものであります。

３ページをご覧ください。

収益的支出であります。

１款水道事業費用、１項営業費用、２目配水及び給水費18万5,000円の追加であります。

幕別系減圧弁施設の減圧弁・動力制御盤に係る遠方監視装置の更新に伴うシステム利用料であります。

千住に設置している幕別系減圧弁施設の遠方監視装置内の伝送装置が故障したことから、遠方監視装置を更新するものであります。

当該設備は、平成19年度に設置したもので、修繕不能でありますことから更新するものでありますが、遠隔監視装置からの伝送方式を専用回線からクラウド方式に変更することに伴いシステム利

用料を追加するものであります。
４ページをご覧ください。
下段、資本的支出をご覧ください。
１款水道事業資本的支出、１項１目建設改良費1,694万円の追加であります。
減圧弁施設の遠方監視装置の更新費用であります。
上段の資本的収入であります。
１款水道事業資本的収入、１項企業債、１目建設改良費等の財源に充てるための企業債1,690万円であります。
減圧弁施設の遠方監視装置の更新に係る企業債であります。
以上で、水道事業会計補正予算（第２号）の説明を終わらせていただきます。
議案第75号、令和７年度幕別町下水道事業会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。
５ページをご覧ください。
第２条は、資本的収入及び支出の補正であります。
第１款公共下水道事業資本的収入は、補正予定額2,100万円を追加し、12億6,345万8,000円と定めるものであります。
第１款公共下水道事業資本的支出は、補正予定額2,100万円を追加し、15億4,881万6,000円と定めるものであります。
６ページをご覧ください。
第３条は企業債の変更であります。
公共下水道建設事業の限度額に2,100万円を追加し、５億2,730万円に改めるものであります。
７ページをご覧ください。
下段、資本的支出をご覧ください。
１款公共下水道事業資本的支出、１項１目建設改良費2,100万円の追加であります。
北海道が施工する道道幕別帯広芽室線改良工事に係る負担金であります。
道道幕別帯広芽室線改良工事において、町道みずほ13号に布設しております汚水管が支障となりますことから、移設工事に係る負担金を北海道に支出するものであります。
既設汚水管は、施工後32年が経過しておりますことから、その減耗度を斟酌し、北海道が施工する工事費8,531万6,000円のうち、幕別町が2,100万円を負担するものであります。
上段の資本的収入であります。
１款公共下水道事業資本的収入、１項企業債、１目建設改良費等の財源に充てるための企業債2,100万円の追加であります。
汚水管移設工事負担金に係る企業債であります。
以上で、説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。
（なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
議案第74号、令和７年度幕別町水道事業会計補正予算（第２号）は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
次に、お諮りいたします。

議案第75号、令和７年度幕別町下水道事業会計補正予算（第２号）は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第78号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件については、藤原孟議員に直接の利害関係がある事件であり、その議事に参与できないため地方自治法第117条の規定により、藤原孟議員の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

10：21　休憩

（藤原議員退場）

10：21　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第７、議案第78号、工事請負契約の締結について、説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第78号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本日、追加提出いたしました議案書の２ページ、議案説明資料の２ページをご覧ください。

幕別認定こども園増築改修工事（建築主体）に係る工事請負契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例において議決事件に定められている「予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

本年５月の第２回町議会臨時会において、令和７年度補正予算に幕別認定こども園増築改修工事について、令和７年度から令和８年度までを期間とする継続費を設定したところであります。

これにより、令和７年度から８年度の２か年に渡る工期を設定し、幕別認定こども園増築改修工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案説明資料の２ページをご覧ください。

平面図であります。

図面上部は北側で、農業者トレーニングセンター側、下部は南方向で、グラウンド側であります。

図面下部右側に凡例を記載しております。

水色は、園舎増築箇所、桃色は、既存園舎の改修箇所を示しております。

図面上段左側に建築主体工事の概要を記載しております。

園舎増築は、鉄筋コンクリート造、平屋建て、床面積298.58平方メートルで、保育室、ほふく室、乳児室、調理室等を配置するものであります。

外壁仕上げは、ガルバニウム鋼板と左官仕上げとし、屋根仕上げは、塩化ビニール系素材のシート防水を施工するものであります。

既存園舎改修は、鉄筋コンクリート造、平屋建て、床面積596.64平方メートルの既存園舎を外壁仕上げは増築部分と同様とし、屋根仕上げは、カバールーフ工法によるガルバニウム鋼板仕上げとするものあります。

３ページをご覧ください。

立面図であります。

新旧建物の外壁と既存の屋根は、暖色系の色彩を採用し、ガルバリウム鋼板仕上げを基本としております。

議案書の２ページをご覧ください。

幕別認定こども園増築改修工事は、建築主体、電気設備、機械設備のいずれも、入札参加の意思のある者を公募し、その中から入札参加者を指名して入札を行う公募型指名競争入札の方式のもと、単体企業及び２者または３者の自主結成による共同企業体からの入札参加申請を得て指名競争入札を執行したものであります。

１契約の目的は、幕別認定こども園増築改修工事、建築主体であります。

２契約の方法、３契約の金額、４契約の相手方であります。

本年６月19日に藤原工業株式会社、加藤建設株式会社、株式会社大野建設の３者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、３億5,398万円をもちまして、藤原工業株式会社が落札いたしましたので、同社の代表であります中川郡幕別町旭町91番地、藤原工業株式会社代表取締役、藤原治氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和８年10月26日までと定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、除斥議員入場のため、暫時休憩いたします。

10：26　休憩

（藤原議員入場）

10：27　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第８、議案第79号、工事請負契約の締結についておよび日程第９、議案第80号、工事請負契約の締結についての２議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第79号と議案第80号の工事請負契約の締結について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

一括してご説明いたします二つの工事請負契約は、予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

議案第79号、工事請負契約の締結についてであります。

幕別認定こども園増築改修工事（電気設備）であります。

議案説明資料の２ページをご覧ください。

図面上段右側の表の上段に電気設備工事の概要を記載しております。

ＬＥＤ照明設備のほか、構内放送設備、火災報知設備等の設置を行うものであります。

議案書の３ページをご覧ください。

１契約の目的は、幕別認定こども園増築改修工事（電気設備）であります。

２契約の方法、３契約の金額、４契約の相手方であります。

本年６月19日に、大上・十勝特定建設工事共同企業体、滝上・島勝経常建設工事共同企業体の２者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、7,037万8,000円をもちまして、大上・十勝特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、同企業体の代表者であります、中川郡幕別町本町35番地１、株式会社大上電気工業代表取締役、大上真一氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和８年10月26日までと定めております。

議案80号、工事請負契約の締結についてであります。

幕別認定こども園増築改修工事、機械設備であります。

議案説明資料の２ページをご覧ください。

図面上段右側の二つ目の表に機械設備工事の概要を記載しております。

冷暖房エアコンと、乳幼児室、ほふく室の床暖房の設置のほか、衛生器具設備、換気設備等の設置を行うものであります。

議案書の４ページをご覧ください。

１契約の目的は、幕別認定こども園増築改修工事、機械設備であります。

２契約の方法、３契約の金額、４契約の相手方であります。

本年６月19日に、株式会社笹原商産、一成技建株式会社の２者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、１億1,759万円をもちまして、株式会社笹原商産が落札いたしましたので、同社の代表であります中川郡幕別町錦町65番地、株式会社笹原商産代表取締役、笹原早苗氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和８年10月26日までと定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

中橋議員。

○18番（中橋友子）　特に議案第79号に関わって、考え方としてお伺いしたいのですけれども、今回の電気工事につきましては、LEDの照明あるいは園内の放送に限られております。これまで幕別町が公共施設、新築が多かったのですけれども、自然エネルギーの活用という点で、太陽光パネルの設置ですとか、地下からの冷房の吸い上げとかいろいろやってきました。改修ですから、地下は難しかったと思うのですけれども、太陽光パネルの検討はされなかったのでしょうか。そして、そのもしされていたとしらた、採用にならなかったというのはどういう流れだったのか伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　都市計画課長。

○都市計画課長（松井公博）　太陽光パネル等の設置につきましては、今回の改修それから増築工事を行うに当たりましては、検討はしておりません。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　なぜ、検討をされなかったのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　都市計画課長。

○都市計画課長（松井公博）　基本的に、工事費を抑えるということから検討に至らなかったということになります。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　いずれにしても、新しくパネル等をつけるとなりますと、工事費がかさむということは、そのとおりだと思います。その工事費がかさんだ上で、のちのちの電気料金に対する減額の考え方、また自然エネルギーを普及させていくという考え方を持てば、検討はやはりするべきだったのではないでしょうか。それをしませんという一言で、これはもちろん工事そのものとして

は、適切だとは思うのですが、考え方として伺っておきたいと思います。
○議長（寺林俊幸）　建設部長。
○建設部長（河村伸二）　太陽光パネルの件ですけれども、まず一つに今回の増築部分の面積がさほど大きくないということで、既存の部分の屋根に太陽光パネルをつけるということは耐震上、不可能なので、やるとするならば増築部分ということになります。増築部分の面積が少ないものですから、たとえ設置したとしても、あまり効果が得られないということと、施設状況によりますけれども、例えば役場庁舎と比較できませんけれども、大規模な建物と違いまして、使う電気料がさほど大きくないということが想定されますので、今回の増築工事については、そういった面も含めまして、太陽光パネルの設置は検討しなかったということになります。
○議長（寺林俊幸）　ほかにありませんか。
（なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　ほかに質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
議案第79号、工事請負契約の締結については原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
次にお諮りいたします。
議案第80号、工事請負契約の締結については原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
日程第10、議案第81号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。
説明を求めます。
伊藤副町長。
○副町長（伊藤博明）　議案第81号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。
本日、追加提出いたしました議案書の５ページ、議案説明資料の４ページをご覧ください。
相川20号橋架替工事、上部製作に係る工事請負契約は、「予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。
議案説明資料の４ページをご覧ください。
相川20号橋改修事業は、北海道が施工する旧途別川河川改修事業により、堤防が約1.5メートル嵩上げされ、これに応じた橋の高さを確保する必要が生じますことから、令和６年度から８年度にかけて相川20号橋の橋長を延長し、架替えを行うものであります。
今回の工事は、橋梁の上部構造において、人や車両が通行する床版、橋の床板に当たりますが、床板を支え、橋全体の荷重を橋台や橋脚に伝える部分であります、主桁を制作するものであります。今回の主桁は、箱のような断面形状をした桁で、強度が強く、長いスパンの橋梁に適している箱桁を工場において製作するものであります。
図面は、上部工構造一般図で左上から側面図、平面図、断面図であります。
平面図をご覧ください。
赤色で網掛けした部分が製作する箱桁で、鋼材で箱形に製作した桁を上流側に①から⑦、下流側に⑧から⑭とそれぞれ７基を、合わせて、桃色で表示しております、両側をつなぐ中央部の横桁を制作するものであります。
断面図をご覧ください。
箱桁の高さは、1.574メートルから1.9メートルであります。

製作した箱桁は、令和８年度に発注予定の上部架設工事を行うまでの期間、北広島市にあります受注者の工場にて保管する契約としております。

議案書の５ページをご覧ください。

１契約の目的は、相川20号橋架替工事、上部製作であります。

２契約の方法、３契約の金額、４契約の相手方であります。

本年６月19日に、株式会社巴コーポレーション札幌支店、株式会社表鉄工所、株式会社楢崎製作所、株式会社日進製作所、函館どつく株式会社室蘭製作所の５者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、１億4,340万9,970円をもちまして、株式会社巴コーポレーション札幌支店が落札いたしましたので、同社の代表であります札幌市中央区大通西14丁目３番地23、株式会社巴コーポレーション札幌支店支店長、福谷光将氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和８年２月10日までと定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第82号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第82号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本日、追加提出いたしました議案書の６ページ、議案説明資料の５ページをご覧ください。

幕別ダム監視装置更新工事その１に係る工事請負契約は、「予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

議案説明資料の５ページをご覧ください。

幕別ダムは、十勝川支流の稲士別川上流の幕別町字日新に位置し、主に千住・相川地区の960ヘクタールの農地へ「かんがい用水」を供給するために建設された国有施設の農業専用ダムで、平成18年の供用開始以来、国との管理委託契約により町の管理のもと、約20年が経過しております。

令和３年度に国が実施した幕別ダムの農業用施設機能診断調査において、「機能に支障がある状態で至急劣化対応が必要な状態」と診断された水管理制御設備の監視装置を国の水利施設等保全高度化事業を活用し、令和７年度から９年度までの３か年で更新を行なおうとするものであります。

中央から右側にかけての「幕別ダムテレメータ・放流警報設備構成図」に更新する装置を記載しております。

テレメータ放流警報設備は、中央の赤い一点鎖線内に橙色斜線の左側の「テレメータ・警報制御装置」により、左側の青い一点鎖線内の上段、本川観測局と、下段、支川観測局からの河川流量データを収集し、表示・記録等を行うものであります。

加えて、ダムと、右側の黄色の一点鎖線内の第１警報局から第３警報局に対して、中央の赤い一点鎖線内の橙色斜線の右側の「有線警報装置」から遠方制御により、放流警報を発するとともに、その結果を表示、記録するものであります。

本年度は、中央部の赤い一点鎖線内の橙色斜線で網掛けしているテレメータ・警報制御装置、有

線警報装置などの更新工事を行うものであります。
６ページには、実物の写真を表示しております。
以上が、工事概要であります。
議案書の６ページをご覧ください。
１契約の目的は、幕別ダム監視装置更新工事その１であります。
２契約の方法、３契約の金額、４契約の相手方であります。
去る６月19日に、アビックラボ株式会社、株式会社測機社、山本電子工業株式会社の３者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、5,335万円をもちまして、山本電子工業株式会社が落札いたしましたので、同社の代表であります網走市駒場南７丁目５番11号、山本電子工業株式会社代表取締役、山本昌廣氏と契約を締結しようとするものであります。
工期は、令和８年２月27日までと定めております。
以上で、説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。
（なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
日程第12、議案第83号、財産の取得についてを議題といたします。
説明を求めます。
伊藤副町長。
○副町長（伊藤博明）　議案第83号、財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。
本日、追加提出いたしました議案書の７ページ、議案説明資料の７ページをご覧ください。
ＧＩＧＡスクール構想機器端末888台の取得が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例において、議決事件に定められている「予定価格が1,000万円以上の動産の買入れ」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。
議案説明資料の７ページをご覧ください。
取得の対象でありますＧＩＧＡスクール構想機器端末は、令和２年度に整備した町内の中学校５校の生徒と教員が使用するタブレット端末で、導入から５年が経過し、バッテリーの劣化と操作性の低下を解消するため、更新しようとするものであります。
１更新対象となる学校は、町内の中学校５校であります。
２仕様・型式・数量等であります。
タブレット端末は、生徒用に696台、教員用に88台、故障時に対応する予備用として104台、あわせて888台であります。
形状は、現在使用している端末と同様に、キーボードを360度折り返すことが可能なコンバーチブル型であります。
ＯＳ、基本ソフトは、現在使用しているものと同様のグーグル社のクロムＯＳであります。
議案書の７ページをご覧ください。
１財産の名称及び数量は、ＧＩＧＡスクール構想機器端末888台であります。
２取得の方法は、随意契約であります。
今回取得するＧＩＧＡスクール構想機器端末は、国のＧＩＧＡスクール構想に基づき、端末調達に関わる事務負担の軽減や、スケールメリットによる端末購入費用の縮減を図るため、北海道と道

内市町村で構成する「北海道公立学校情報機器共同調達会議」において、端末の共同調達を進めてまいりました。

本年３月18日に北海道が一般競争入札を実施し、事業者が決定されたことから、地方自治法施行令に定める性質又は目的が競争入札に適しないものに該当するものとして、北海道公立学校情報機器共同調達会議で決定した東日本電信電話株式会社を相手方とし、１台当たり税抜き４万7,000円で、６月23日に随意契約による仮契約を締結したものであります。

３取得金額は、4,590万9,600円であります。

４取得の相手方は、札幌市中央区大通西14丁目７番地、東日本電信電話株式会社、執行役員北海道事業部長、茂谷浩子氏であります。

取得する財産の納期は、令和７年12月26日と定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13、陳情第２号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出を求める陳情書の取下げについてを議題といたします。

本陳情については、令和７年５月16日に提出され、６月５日の本会議で総務文教常任委員会に付託しておりますが、６月24日に陳情者から、陳情取下申出書が提出されましたので、その写しをあらかじめ配布しております。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております陳情第２号の取下げについては、会議規則第20条の規定により許可することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、陳情第２号の取下げにつきましては、これを許可することに決定いたしました。

日程第14、陳情第１号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書および日程第15、陳情第３号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書の２議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、荒貴賀議員。

○８番（荒　貴賀）　総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

はじめに、陳情第１号の報告をいたします。

報告書、１ページをご覧ください。

令和７年６月５日、本委員会に付託された陳情第１号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書について、

審査の経過と結果を報告いたします。

委員会開催日は、令和７年６月12日、１日間であります。

２ページをご覧ください。

審査にあたっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で「採択」すべきものと決しました。

次に、陳情第３号の報告をいたします。

報告書、１ページをご覧ください。

令和７年６月５日、本委員会に付託された陳情第３号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書について、

審査の経過と結果を報告いたします。

委員会開催日は、令和７年６月12日、１日間であります。

２ページをご覧ください。

審査にあたっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で「採択」すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（寺林俊幸）　報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第１号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次にお諮りいたします。

陳情第３号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書についての委員長報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

日程第16、陳情第４号、令和７年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、内山美穂子議員。

○４番（内山美穂子）　産業建設常任委員会の審査結果を報告いたします。

報告書、１ページをご覧ください。

令和７年６月５日、本委員会に付託された陳情第４号、令和７年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会開催日は、令和７年６月５日、１日間であります。

２ページをご覧ください。

審査にあたっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で「採択」すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（寺林俊幸）　報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
陳情第４号、令和７年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。
本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。
ここで、追加議事日程を配布のため、暫時休憩いたします。

10：57　休憩
10：59　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。
ただ今、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。
この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。
日程第16の２、発委第２号、地方財政の充実・強化に関する意見書から日程第16の４、発委第４号、令和７年度北海道最低賃金改正等に関する意見書までの３議件を一括議題といたします。
お諮りいたします。
本意見書案については、先に採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決いたします。
お諮りいたします。
発委第２号、地方財政の充実・強化に関する意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
次にお諮りいたします。
発委第３号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
次にお諮りいたします。
発委第４号、令和７年度北海道最低賃金改正等に関する意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第69号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義）　議案第69号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の29ページ、議案説明資料の７ページをご覧ください。

地方自治法は、執行機関として法律の定めるところにより市町村に固定資産評価審査委員会を置かなければならない、とし「固定資産評価審査委員会は別に法律の定めるところにより固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定その他の事務を行う。」と定めております。これを受け、地方税法第423条第３項において、「固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。」と定められております。

現固定資産評価審査委員会委員であります吉田正司氏が、令和７年６月26日をもって任期満了となり、ご勇退されますことから、後任の委員の選任につきまして、議会の同意を求めようとするものであります。

吉田委員におかれましては、平成10年６月27日から９期27年の永きにわたり、本町の固定資産評価審査委員会委員としてご尽力いただきました。

そのご功労に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。

後任といたしまして、寿町の三好誠氏を選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものであります。

任期は、令和７年６月27日から令和10年６月26日までの３年であります。

同氏の経歴につきましては、議案説明資料の７ページに記載いたしておりますので、ご参照いただき、選任につき、同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　本件は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、ただちに採決いたします。

採決は、電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、採決は電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票は、モニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。

これより、表決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第81条第２項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定します。

投票総数17人、賛成17人、反対0人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

［議員の派遣］

○議長（寺林俊幸）　日程第18、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

あらかじめ配布しましたとおり、７月８日から９日までの２日間、札幌市で開催される北海道町村議会議員研修会および先進地視察調査に全議員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣につきましては、あらかじめ配布しましたとおり、派遣することに決定いたしました。なお、派遣内容に変更が生じたときは、議長に一任願います。

［閉会中の継続調査の申し出］

○議長（寺林俊幸）　日程第19、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定によって、あらかじめ配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

［閉議・閉会宣告］

○議長（寺林俊幸）　これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和７年第２回幕別町議会定例会を閉会いたします。

11：33　散会